

633

352
1191

日本指
導原理

國史六面觀

德谷豐之助著



始



特 211
3分



影 近 者 著

日本指
導原理 國史六面觀序

滿洲、上海事變勃發以來我日本人は頻りに日本精神に自覺し來り
隨つて此精神の研究大に勃興するに至つた、而も由來日本精神は
過去數千年間に徐々に發達し來つたものであつて、其の根底深く
其の内容複雑多様であつて是れが學的研究は決して容易の業では
ない、本書は我國史上の事實資料を經とし、豫ねて予が尊信しつ
ある天臺、日蓮の三諦圓融説を緯とし、六原則又は三大原理に
要約したものである、若しこれにより複雑多様な我日本精神が
幾分にも學的に整理せられ、又これにより西歐心醉者の迷霧を
醒し、日本人的自覺を振起し以て益々前途多事多難なる興隆日本
のために貢獻することを得ば予が望外の歡びとする所である。



昭和十一年三月

著 者 識

日本指
導原理 國史六面觀目次

第一編、	正義立國	三頁
第二編、	世界の正義化	二八
第三編、	現實即理念	四五
第四編、上	文化的適應同化	五九
第四編、下	人種的適應同化	一九三
第五編、	君臣一體	二一〇
第六編、	皇室中心	二四〇
第七編、	歸結	二二三

日本指
導原理
國史六面觀
目次

第一編、正義立國
第二編、世界の正義化
第三編、現實即理念
第四編、上 文化的適應同化
第四編、下 人種的適應同化
第五編、君臣一體
第六編、皇室中心
第七編、歸結

日本指導原理 國史六面觀

徳谷豊之助

フランス大革命當時一般民衆を指導したるものは、自由、平等、博愛の三者であつた、ドイツ帝國建設の大立物ビスマルク（一八一五—一八九八）の指導概念は鐵と血とであつた、第十九世紀の英、佛、獨、伊、露の五大強國は、帝國主義、資本主義、軍國主義を以て一般民衆の指導概念となした、これが反動として現はれたものは、打倒帝國主義、打倒資本主義、打倒軍國主義であつた、米國の指導概念は、リンカーン（一八〇九—一八六五）の「人民の爲め人民によりてなさるゝ人民の政治」とか、歐洲大戰中ウキルソン（大統領）によりて代表せられたデモクラシーとかであつた、隣國支那の義和團の指導概念は、保清滅洋、孫文の指導概念は民族主義、民權主義、民生主義の三民主義であつた、南京政府は打倒日本を標榜して排日暴動を煽り、新興滿洲は王道主義（即天去私）によつて樂土を建設するを以て理想としてゐる。

斯くの如く世界各國には夫々特殊の指導觀念、指導概念なるものがあつて、何れもその國の一般民衆を指導して居るのであるが、我日本に於ても古來種々の指導概念とも稱すべきものがあつて、夫々時代の民衆を指導し來つたのである。

明治維新の「尊王攘夷」は、たしかに當時の民衆を支配した最大指導概念であつて、明治維新後には、尊王開國、舊弊打破、文明開化はこれに代つて我日本國民を指導するに至つた、明治廿七・八年日清戰役當時には、「舉國一致」によりて國論を統一し以て支那大帝國を打破するを得た、明治卅七・八年日露戰役後には、露、獨、佛三國干涉の國耻に憤慨し「臥薪嘗膽」の四語は、最も強く我日本の民心を緊張せしむることを得た、又戰役後の「戰後經營」「勤儉治産」は最も力強く當時の民心を指導することを得た、昭和六年滿洲事變勃發以來「非常時内閣」「協力一致内閣」「自力更生」はたしかに力強い指導概念とすることが出来る。

以上に列擧した指導概念と稱するものは、或る特殊の時代、時勢に適應して一般民衆を指導するものであつて、一時的、暫有的性質が濃厚である、即ち時勢、時代の變遷とともに其の意義、内容も自ら變動すべき性質のものである、是れ予が指導原理と呼ばずして、指導觀念又は指導概念と呼んだ所以である、予がこれより述べんとする日本の指導原理なるものは、時代、時勢に超越して更に永續性、永續性を有し、上下三千歳我日本國史を一貫して變ることなく未來に於ても亦然るべしと確信せらる

最も抱括的、統一的大原理である、予は國史の事實に據り、便宜上左の順序によつてこれが大要を述べて見よう。

- 第一 正義立國
- 第二 世界の正義化
- 第三 現實即理念
- 第四、上 文化的適應同化
- 第四、下 人種的適應同化
- 第五 君臣一體
- 第六 皇室中心
- 第七 歸結（普遍、創造、統一）

第一編 正義立國

世界萬國、國多しといへども、上下三千歳正義立國の一原理を以て一貫し來りしものは、唯我大日本帝國あるのみである、是れ決して予の私言ではない、天祖天照大神の御神勅、炳として日星のごときものがある

葦原の千五百秋の瑞穂の國は、是れ吾が子孫の王たるべきの地なり、宜しく爾皇孫就いて治らすべし、行けや、寶祚の隆へまさんこと、當に天壤と窮り無かるべし（日本書紀）

我日本國土は、天祖天照大神が王道を行はんがために撰びたまふた國土である、王道は徳を以て仁を行ふにある、力を以て仁を假る覇とは到底同日に談するを許さぬ。

孟子曰、以力假仁者霸、霸必有大國。以德行仁者王、王不待大、湯以七十里、文王以百里、以力服人者、非心服也、力不膽也、以德服人者、中心悅而誠服也、如七十子之服孔子也、詩云、自西自東自南自北、無思不服、此之謂也、（公孫丑章句上）

更に正義立國、養正立國の大原理は、日本書紀神武天皇（神日本磐余彥天皇）の條下に明かである。年四十五歳に及びて諸兄及び子等に謂りて曰く、昔我が天神、高皇產靈尊、大日靈尊、此の豊葦原瑞穂國を擧げて我が天祖彥火瓊々杵尊に授けたまへり、是に彥火瓊々杵尊、天關を開きて雲路を披け、甌仙驛戾止、是の時に運鴻荒に屬ひ、時草昧に鐘れり、故蒙以て正を養ひ、此の西偏を治す、皇祖皇考、乃神乃聖にして、慶を積み暉を重ね、多に年所を歴たり（日本書紀）

同書に又曰く、

三月辛酉朔丁卯、令を下して曰く、我れ東を征ちしより茲に六年になりぬ、皇天の威を頼りて、兇徒就戮されぬ、邊土未だ清まらず、餘妖尙梗しと雖も、中洲の地に復た風塵無し、誠に宜しく

皇都を恢廓め大壯を規摹るべし、而して今運屯蒙に屬ひ、民心朴素なり、巢棲穴住、習俗惟常、夫れ大人の制を立つ、義必ず時に隨ふ、苟くも民に利有らば、何ぞ聖造に妨はむ、且た當に山林を披拂ひ宮室を經營りて、恭みて寶位に臨み、以て元元を鎮むべし、上は則ち乾靈の國を授けたまふ徳に答へ、下は則ち皇孫正を養ひたまふ心を弘めむ、然して後に六合を兼ねて以て都を開き、八紘を掩ひて宇と爲むこと亦可からずや、夫の畝傍山の東南樞原の地を觀れば、蓋し國の塊區か、治るべし、是の月即ち有司に命せて帝宅を經始む（日本書紀）

瓊々杵尊、彥火々出見尊、鷓鴣草葺不合尊の三代の間九州の偏地に居給ひしものは、日夜天祖天照大神養正立國の御聖旨を體し、隱忍自重以て異日の飛躍をまちたまふたものである、神武天皇その御志を繼ぎ遂に東遷を決行せられ、都を大和樞原に奠め給ひてこゝに養正立國の基礎磐石のごときものがある。

（註）神武東征説の根據は、「東に美しき地あり、青山四圍せり、彼地必ず以て天業を恢弘し天下に光宅するに足るべし」（日本書紀）といへる文にして、東遷説の根據は「何れの地にまさばか天の下の政を平けく聞しめさん猶ほ東のかたにこそ行でまめと宣りたまひて日向を發向したまふ」（古事記）と云へる文にあり、

本居宣長の古事記傳には安藝に七年、吉備に八年居られ遂に大和に降臨せられしとして東遷説をとる、

宣長の東遷説に反對し鴨祐之、玉木葦齊、谷川士清、青山延光、齊藤馨等は皇都恢復説（東征説）をとる、

白鳥庫吉博士は、兩説を否定し、古事記、日本書紀の話説は、大和に都せられし皇室が後に日向を克服せしことを形を變へて言ひ傳へしものなりとせり、

黒板勝美博士は、東遷説をとり左の理由を擧ぐ、

一、食物の欠乏即ち土地の生産が人口の増殖に伴はぬ場合

二、他民族との關係

古傳によれば、日向は膏穴の空しき國なり、今日にても最も開けざる國なり、神武當時隨つて食物欠乏し他民族と衝突せるが故に東遷せられしなり、(國史の研究、黒板勝美)

明治大帝の御世に至り、朝鮮、臺灣、樺太、南半は我帝國の領土となつた、是れ侵略のためにあらずして、我建國の大理想たる正義立國の必然の結果であることは、日清、日露兩大戰役宣戰の大詔を拜誦すれば最も明かに認識せられ得るのである。

日清戰爭宣戰の大詔

天佑ヲ保全シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル大日本國皇帝ハ忠實勇武ナル汝有衆ニ示ス

朕茲ニ清國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕カ百僚有司ハ宜シク朕カ意ヲ體シ陸上ニ海面ニ清國ニ對シテ交戰ノ事ニ從ヒ以テ國家ノ目的ヲ達スルニ努力スヘシ苟クモ國際法ニ戻ラサル限り各々權能ニ應シテ一切ノ手段ヲ盡スニ於テ必ス遺漏ナカラムコトヲ期セヨ

惟フニ朕カ即位以來茲ニ二十有餘年文明ノ化ヲ平和ノ治ニ求メ事ヲ外國ニ構フルノ極メテ不可ナルヲ信シ有司ヲシテ常ニ友邦ノ誼ヲ篤クスルニ努力セシメ幸ニ列國ノ交際ハ年ヲ逐フテ親密ヲ加フ何ソ料ラム清國ノ朝鮮事件ニ於ケル我ニ對シテ著著隣交ニ戻リ義俠ヲ失スルノ擧ニ出テントハ朝鮮ハ帝國カ其ノ始ニ啓誘シテ列國ノ伍伴ニ就カシメタル獨立ノ一國タリ而シテ清國ハ毎ニ自ラ朝鮮ヲ以テ屬邦ト稱シ陰ニ陽ニ其ノ内政ニ干涉シ其ノ内亂アルニ於テロヲ屬邦ノ拯難ニ籍キ兵ヲ朝鮮ニ出シタリ朕ハ明治十五年ノ條約ニ依リ兵ヲ出シテ變ニ備ヘシメ更ニ朝鮮ヲシテ禍亂ヲ永遠ニ免レ治安ヲ將來ニ保タシメ以テ東洋全局ノ平和ヲ維持セムト欲シ先ツ清國ニ告クルニ協同事ニ從ハムコトヲ以テシタルニ清國ハ翻テ種々ノ辭柄ヲ設ケ之ヲ拒ミタリ帝國ハ是ニ於テ朝鮮ニ勸ムルニ其ノ稅政ヲ釐革シ内ハ治安ノ基ヲ堅クシ外ハ獨立國ノ權義ヲ全クセムコトヲ以テシタルニ朝鮮ハ既ニ之ヲ肯諾シタルモ清國ハ終始陰ニ居テ百方其ノ目的ヲ妨碍シ剩ヘ辭ヲ左右ニ托シ時機ヲ緩ニシ以テ其ノ水陸ノ兵備ヲ整ヘ一旦成ルヲ告クルヤ直ニ其ノ力ヲ以テ欲望ヲ達セムトシ更ニ大兵ヲ韓土ニ派シ我艦ヲ韓海ニ要撃シ殆ト亡狀ヲ極メタリ則チ清國ノ計圖タル明ニ朝鮮國治安ノ責ヲシテ歸スル所アラサラシメ帝國カ率先シテ之ヲ諸獨立國ノ列ニ伍セシメタル朝鮮ノ地位ハ之ヲ表示スル條約ト共ニ之ヲ蒙晦ニ附シ以テ帝國ノ權利利益ヲ損傷シ以テ東洋ノ平和ヲシテ永ク擔保ナカラシムルニ存フルヤ疑フヘカラス熱々其ノ爲ス所ニ就テ深ク其謀計ノ存スル所ヲ揣ルニ實ニ

始メヨ平リ和ヲ犠牲トシテ其非望ヲ遂ケムトスルモノト謂ハサルヘカラス事茲ニ至ル朕平和ト相終始シテ以テ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚スルニ專ナリト雖亦公ニ戰ヲ宣セサルヲ得サルナリ汝有衆ノ忠實勇武ニ依頼シ速ニ平和ヲ永遠ニ克復シ以テ帝國ノ光榮ヲ全クセムコトヲ期ス

日清戦争以前に於ける清國は、自ら東洋の強大國を以て任じ我日本を見ること恰も小兒のごときものがあつた、隨つて我日本を無視し手を朝鮮にのぼし頻りに其の内治に干渉して憚るところがなかつた、然るに正義日本は、建國以來正義平和を以て永遠の理想として居るから毎に朝鮮の自主、獨立の維持に努め、未だ曾つて清國の如く之を侮蔑屬邦視することをしなかつたのである、即ち驕慢なる清國は始めから朝鮮の國格を尊重することなく偏に自己の強大を恃みて之を壓迫し以て自國の權威に屈服せしめんとした、之に反し我日本は始めより朝鮮の國格を尊重し、彼を遇するに我と對等の地位にあらしめ彼を誘導して同じく文明の慶澤に浴せしめんとしたのである、故に日清兩國の衝突は到底免れ難きの状態にあつたのである、然るに我日本は建國以來絕對平和を以て理想とするが故に、努めて兩者の衝突を避け、堪へがたきを堪へ忍ぶべからざるを忍んだのである、然るに清國は我日本の寛仁の大度に馴れ我に對し侮蔑驕慢の念日々に増長し來つた、殊に我日本は明治廿四年第二議會以來明治二十七年第六議會（伊藤内閣時代）に至るまで政府と議會とは連年激甚なる衝突をなし、場合によりては内亂をも起しかねまじき状態であつたから、彼清國は、我日本の到底清國と事を構ふることは

ざるべしと誤算し遂に日清戦役の不祥事を見るに至つたのである。幸に此戦争は日本の大勝に歸し清國の宗主權は、全然朝鮮半島より一掃せらるゝに至つた、日清戦役より十星霜を経て、日露戦争起り今度は、露國の宗主權が朝鮮半島から一拂せられこゝに韓半島は全然我日本の勢力範囲に入り明治四十三年八月遂に我日本に合併せらるゝことゝなつた。

臺灣は下關條約の結果として當然我日本の領土となつたものであるから侵略など云ふことはてんで問題にならない、唯當時獨佛露三國の干渉により折角下關條約に於て我日本が清國より領有したものを明治卅八年十一月之を清國に還附したことは當時大に我朝野の憤慨する所であつたけれども東亞及び世界永遠の平和のため高所大局より觀察して、あの際我日本の採つた處置はむしろ賢明と云ふべきであつたと思ふ、當時ロンドン、タイムスは論じて曰く、

日本は其地勢英國と均しく四面環海の國柄なれば、海軍を擴張し専ら其力に依つて一國の獨立を保持し、國威を輝がすべき筈なるに態々大陸續きの土地を占領し、爲めに將來三強國と聲を備ふるの不利益なること識者の夙に認むる所なり、若し飽くまで己の主張を貫き三國の請求に應ぜざらんか、佛獨二國の敵に助力すると否とは姑く措き露國と衝突を醸し世界の平和に波瀾を惹起するのみならず自らも文明商業の進歩に大障礙を蒙り折角の勝利も十分其功を全うするを得ざるに至らんも知るべからず、日本の政治家は能く此邊に心付き焔ゆる如き不平を抑へて美事に難局を

切抜け平和を持続せしは吾人の唯管賞揚する所なり（歐米人の日本觀中卷、二七七）
 若しそれ當時（明治二十八年五月十日）煥發せられた遼東半島還附についての詔勅を拜誦し來れば、
 我日本がいかに熱心に正義と平和とを愛好するものなるか、最も明白に分ると思ふ。

遼東半島還附詔勅

朕嚮ニ清國皇帝ノ請ニ依リ全權辯理大臣ヲ命シ其ノ簡派スル所ノ使臣ト會商シ兩國媾和ノ條約ヲ
 締結セシメタリ然ルニ露西亞獨逸兩帝國及法朗西共和國ノ政府ハ日本帝國カ遼東半島ノ壤地ヲ永
 久ノ所領トスルヲ以テ東洋永遠ノ平和ニ利アラスト爲シ交々朕カ政府ニ懇懇スルニ其地域ノ保有
 フ永久ニスル勿ラムコトヲ以テシタリ願フニ朕カ恒ニ平和ニ眷々タルヲ以テシテ竟ニ清國ト兵ヲ
 交フルニ至リシモノ洵ニ東洋ノ平和ヲシテ永遠ニ鞏固ナラシメントスルノ目的ニ外ナラス而シテ
 三國政府ノ友誼ヲ以テ切憇スル所其ノ意亦茲ニ存ス朕カ平和ノ爲ニ計ル素ヨリ之ヲ容ル、ニ吝ナラ
 サルノミナラス更ニ事端ヲ滋シ時局ヲ艱シ治平ノ回復ヲ遲滯セシメ以テ民生ノ疾苦ヲ釀シ國運ノ
 伸張ヲ沮ムハ眞ニ朕カ意ニ非ス且清國ハ媾和條約ノ締結ニ依リ既ニ渝盟ヲ悔ユルノ誠ヲ致シ我カ
 交戦ノ理由及目的ヲシテ天下ニ炳焉タラシム今ニ於テ大局ニ顧ミ寬洪以テ事ヲ處スルモ帝國ノ光
 榮ト威嚴トニ於テ毀損スル所アルヲ見ス朕乃チ友邦ノ忠言ヲ容レ朕カ政府ニ命シテ三國政府ト商
 定スル所アラシメムトス今ヤ媾和條約批准交換ヲ了シ兩國ノ和親舊ニ復シ局外ノ列國亦斯ニ友誼

ノ厚ヲ加フ百僚臣庶其レ能ク朕カ意ヲ體シ深ク時勢ノ大局ニ視微ヲ慎ミ漸ヲ戒メ邦家ノ大計ヲ誤
 ルコト勿キヲ期セヨ

ロシアはビーター大帝（一六七二—一七二五）以來東洋侵略の國是を定め既に廣大なるサイベリヤを
 侵略して其領土は滿洲及び朝鮮に接し更に南下の勢を示すに至つた、こゝに於て當時我日本の朝野は
 一種の恐露病に罹ると云ふ有様であつた、隨つて我日本が此強大露西亞と戦端を開くことは、眞に乾
 坤一擲の一大冒險であると思はれた、然れどもロシアにして一度滿洲を占領せんか直に韓國の獨立を
 危くし、韓國にしてロシアに併吞せられなば、延て我日本の獨立を危くせんことは最も明々白々であ
 る、故に假令大敵たりと雖も、我日本としては自衛上到底拱手傍觀を許さなかつた、況んやロシア
 は、日清戦役後獨、佛と協同して我に遼東半島を還附せしめた暴戾行爲者であつたから、我日本は臥
 薪嘗膽十年、舉國一致以て空前の一大國難に當ることゝなつたのである、當時煥發せられた宣戰の詔
 勅は最も能く這般の事情を傳ふるものである。

宣戰詔勅（明治廿七年二月十日）

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國皇帝ハ忠實勇武ナル汝有衆ニ示ス
 朕茲ニ露國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕カ陸海軍ハ宜ク全力ヲ極メテ露國ト交戦ノ事ニ從フヘク朕カ百僚
 有司ハ宜ク各々其ノ職務ニ率ヒ其ノ機能ニ應シテ國家ノ目的ヲ達スルニ努力スヘシ凡ソ國際條規

ノ範圍ニ於テ一切ノ手段ヲ盡シ遺算ナカラムコトヲ期セヨ

惟フニ文明ヲ平和ニ求メ列國ト友誼ヲ篤クシテ以テ東洋ノ治安ヲ永遠ニ維持シ各國ノ權利、利益ヲ損傷セスシテ永ク帝國ノ安全ヲ將來ニ保障スヘキ事態ヲ確立スルハ朕夙ニ以テ國交ノ要義ト爲シ且暮敢テ違ハサラムコトヲ期ス

朕カ有司モ亦能ク朕カ意ヲ體シテ事ニ從ヒ列國トノ關係年ヲ逐フテ益々親交ニ赴クヲ見ル今不幸ニシテ露國ト釁端ヲ開クニ至ル豈朕カ志ナラムヤ

帝國ノ重ヲ韓國ノ保全ニ置クヤ一日ノ故ニ非ス是兩國累世ノ關係ニ因ルノミナラス韓國ノ存亡ハ實ニ帝國安危ノ繫ル所タレバナリ然ルニ露國ハ其ノ清國トノ明約及列國ニ對スル累次ノ宣言ニモ拘ラス依然滿洲ニ占據シ、益々其ノ地歩ヲ鞏固ニシテ終ニ之ヲ併合セムトス若シ滿洲ニシテ露國ノ領有ニ歸セン乎韓國ノ保全ハ支持スルニ由ナク極東ノ平和亦素ヨリ望ムヘカラス故ニ朕ハ此機ニ際シ切ニ妥協ニ由テ時局ヲ解決シ以テ平和ヲ恒久ニ維持セムコトヲ期シ有司ヲシテ露國ニ提議シ半歲ノ久シキニ亘リテ屢次折衝ヲ重ネシメタルモ露國ハ一モ交讓ノ精神ヲ以テ之ヲ迎ヘス、曠日彌久徒ニ時局ノ解決ヲ遷延セシメ陽ニ平和ヲ唱道シ陰ニ海陸ノ軍備ヲ増大シ以テ我ヲ屈從セシメントス凡ソ露國カ始メヨリ平和ヲ好愛スルノ誠意ナルモノ毫モ認ルニ由ナシ露國ハ既ニ帝國ノ提議ヲ容レス韓國ノ安全ハ方ニ危急ニ瀕シ帝國ノ國利ハ將サニ侵迫セラレムトス事既ニ茲ニ至ル

帝國カ平和ノ交渉ニ依リ求メムトシタル將來ノ保障ハ今日之ヲ旗鼓ノ間ニ求ムルノ外ナシ朕ハ汝有衆ノ忠實勇武ナルニ倚賴シ速ニ平和ヲ永遠ニ克復シ以テ帝國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス

矮小日本 (Pygmy or pigmy Japan) は美事巨大帝國 (Colossal Empire) を徹底的に打破つた、樺太の南半は、戰勝當然の結果として我日本の範圍となつた、是れ正に正義日本の一大勝利である。

日露戰勝により滿洲の野より強露の勢力を一拂した我日本は幾多の利權を獲得した、而も爾來支那に對する軟弱外交に禍せられ、折角獲得した大利權も有名無實となりしのみか却つて暴戾極る侮日、排日を惹起するに至つた、而も大國民の襟度として隱忍自重、輕舉を戒めし我日本も昭和六年九月十八日午後卅分北大營の奉天軍我が滿鐵線を爆發するに及んで遂に敢然として立つに至つた、爾來日支兩國は滿洲の野に於て干戈の間に見え、延て熱河戰、上海戰となり、昭和七年三月一日滿洲國建國の宣言となり、同年九月十五日日滿議定書の調印となり、滿洲は復び確實に我日本の勢力範圍内に入ることを得た、是れ皆正義日本が不義不正なる支那の横暴を懲し、斷乎無謀なる國際聯盟の反對を排して建國の大精神たる養正の大原則を貫徹せしために他ならぬ。

支那及び西歐の歴史は、權謀、術數、侵略、殘忍の歴史である、西歐人が動もすれば我日本の膨脹史も亦是れと同一なりとするは、是等不純なる外國の歴史を以て純正なる我日本の歴史を律せんとするもので、未だ眞に我日本國史の精神を知らざるの甚しきものである。

想ふに我日本が動もすれば西歐人より侵略國、好戰國なりとの誤解を受くる所以のものは、我日本の尙武精神の誤解に基くものが多いと思ふ、尙武と好戰とは似て非なるの甚しきものである、我日本は正義立國、養正立國なるが故に尙武の國である。

日本は仁國なり、故に古より勇者多し。(熊澤蕃山)

仁過ぐれば弱くなる(水戸黄門)

正義の理念いかに高くとも、尙武これに伴はざれば、折角の理念も畢竟するに永へに空想たるに終らねはならぬ、尙武は妄りに他國を侵略併呑せんがための尙武にあらずして、干戈を止め、此世に正義平和の樂土を實現せんがための尙武である、天祖天照大御神が皇孫瓊々杵尊に玉、鏡と共に劍を授けたまへしは、不言の裡に此大教訓を垂れさせ給ひしものである。

明治大帝御即位以來我日本は益々此尙武の精神を發揮したればこそ虎視眈々たる今の列強の間にありて能く我國家獨立の體面を維持し益々國威を海外に發揚することを得るのである。

昭和八年三月廿七日我日本が國際聯盟事務總長に對し聯盟脫退通告文を發して、國際聯盟の無力、無能一度暴露せらるゝに至るや、英・米・佛・伊・獨等の諸邦は勝手次第に國家的主我心を發揮しつゝある、彼等が攸々急々として軍備擴張に腐必しつゝあるも、大義正義を四海に布かんがためではなく、唯一に自國の利益を増進し權利の伸長を謀らんがためである。

然るに我日本の軍備擴張は、かゝる主我的なる利益、權利のためではなくして實に世界平和を確保すべき尙武精神の發露具體化に他ならぬ、彼の我正義立國、養正立國の眞精神を了解せざる世界列國は我日本の軍備を以て野獸的なる軍國主義の發現と混同せる盲目漢である、歐洲大戰以前の獨逸カイゼルの軍國主義と、上下三千歳我日本民族の血管内に流れつゝある尙武精神とは全然異なるカテゴリーに屬するものである、前者は極端なる主我主義、利己主義であり、我日本のそれは公明博大なる世界人類の共存共榮の大義に基くものである、我大和民族の一大使命は、實に此精神を世界に認識せしむるにある、而してそれに先ち我日本國民は一人の除外もなく此日本國史の精神を自覺體得すべきである。

尙武の精神に滿ち滿ちたる我大日本帝國を、野獸的なる暴力によりて屈服せしめんことは到底不可能である、弘安の昔元寇十萬の兵が玄海灘の藻屑と消え失せしが如く、明治三十八年五月廿七日バルチック艦隊を撃滅せしが如く、國を擧げて焼土と化するも極力我日本帝國を護る忠勇義烈の日本魂の存する限り、我日本帝國は、外人により到底一步たりとも蹂躪せられ得ることはない、彼の經濟ポイコットや、日本商品の進出防止のごときは、正にかゝる日本征服の困難、不可能に對する外邦人の苦肉の奸策に他ならぬ、昔我戰國時代の上杉謙信公は、好敵手武田信玄と經濟戰をなさずして、飽くまで武力戰をなし陋劣極る奸雄氏眞、氏康をして慚死せしむるに足るものがあつた。

不識庵擊機山圖 頼山陽

鞭聲肅々夜渡河

曉見千兵大擁牙

遺恨十年磨一劍

流星光底逸長蛇

信玄國不濱海 仰鑒於東海、氏眞與北條氏康謀、陰閉其鹽、甲斐大困、謙信聞之、寄書信玄曰、聞氏康氏眞、困君以鹽不、勇不義、我與公爭、所爭在弓箭、不在米鹽、請自今以往、取鹽於我國、多寡唯命、平價給之（日本外史）

我日本は世界に於ける上杉謙信公でボーイコット、日本商品進出防止によりて我日本を苦境に陥れんとする外邦は世界の氏眞、氏康である、外國のかゝる陋劣手段に對し、我日本は萬善の平和的工作を講じ飽くまで正義立國、養正立國、尙武立國の精神を貫徹せしめねばならぬ。

幕末の開國の先覺者横井小楠は、其の兄佐太郎、大平二人の將さに海外留學の途に上らんとするや送りて曰く、明堯舜孔子之道、盡西洋器械之術、何止富國、何止強兵、布大義於天下耳と、小楠は西洋の科學文明を採用すると同時に堯舜孔子の東洋道德を世界に布くことを忘れなかつた、彼が尋常一樣の西洋心醉者流でなかつたことは此一事でも分る、但し彼が堯舜孔子の道と云つて、皇道と云はなかつた所に何となく物足りなさを覺ゆるのである。

讀北畠公正統記

横井時存

百王掲出正閏明。大筆冠以正統名。公著此書何心情。欲向千秋說不平。君不聞建武之亂慘毒滿天地。何物獮猴掠神器。四海盡成魍魅嶺。南山僅存勤王志。先皇吞恨按劍崩。親拜遺詔老臣淚。乃棄衣冠執甲兵。起向東西勤王事。唯陽孤守苦戰危。賀蘭觀望責以義。百敗不摧氣益振。出將入相白霜鬢。棟蔓未曾向地委。無奈南風屢不競。武人獸心何足尤。冠冕不復辨正閏。以賊當劍已當璽。何等醜穢滅天性。嗚呼南山雖偏神器之所存。正統天子萬乘尊。今世假令翻黑白。天定萬世有公論。憤悲述作正統記。字々渾見血淚痕。嚴然大義匹春秋。讀之千秋聲空吞。正閏雖殊皇統一。鴻號無窮照乾坤。明幽不隔九原下。可憐一點忠愛魂。

洵に親房卿述作の眞意を得たるもの、世或は小楠先生を以て我が國體を潰す論者となし、先生遂に此れが爲めに奇禍に罹る、然も先生の精神尊王にありしこと、此の一篇を以て知る可しと云爾（以上徳富猪一郎國民小訓五〇―五一）

現代の我日本人は、小楠の見に更に數歩を進め正義立國、養正立國の皇道を世界に布くの大覺悟がななくてはならぬと思ふ。

曾つて欺天欺世又欺己、豺身狼骨萬邦知、縱然自恃頑凶性、焉敵堂々仁義師と云はれたるロシヤ帝國

の勢力は、既に業に正義日本の神兵のために満洲の野より一掃せられた、何等正義、誠意なき支那の侮日、排日は養正日本のために満洲の野より一掃せられた、ロシア帝國に代りて與りし現ソヴィエツトロシアは赤化、共產主義の本場として我日本にとり最も恐るべき強敵である、満洲に於ける排日、侮日に失敗せる支那は執拗頑迷にも今猶ほ長期抗日の迷夢より醒むることが出来ぬ、而して國際聯盟は、世界平和の美名に隠れて、實は世界攪亂のバチルスを撒布して耻ぢざるものがある、此間にありて獨り我日本は正義立國、養正立國の大義により飽くまで誠心誠意世界の平和に努力しつゝある、是れ我大和民族のため洵に千載一遇の好機である。

文政六年（皇紀二四八三、西紀一八二三）（モンロー主義發表と同年）佐藤信淵は「混同秘策」を著はし世界攻略の大策を論じた、其の要に曰く、

皇大御國は、大地の最初に成れる國にして、世界萬國の根本なり、故に能くその根本を経緯するときは則ち全世界悉く郡縣となすべく、萬國の郡長みな臣僕とすべし、謹んで神世の古典を稽ふるに、所知青海原潮之八百重也とは、皇祖伊邪那岐大神の速須佐之男命に事依し賜ふ所なり、然れば産靈の神教を明かにして以て世界萬國の蒼生を安ずるは最初より皇國に主たる者の要務たることを知る、

今それ萬國の地理を詳かにして、我が日本全國の地勢を案するに、赤道の北三十度より起つて四

十五度に至り、氣候溫和、土墾肥沃、萬種の物産悉く満溢せざるはなし。

四邊みな大洋に臨み海舶の運漕その便利なること萬國無雙、

地靈人傑、勇決他邦に殊絶す、

そも／＼皇國より外國を征するには、その勢順にして易く、他國より皇國を寇するには、その勢逆にして難し、その皇國より易くして他國より難しといふ所以は、今の世に當て萬國の中に於て土地最も廣大に物産最も豊饒、兵威最も強盛なるものを選ぶときは、支那國に如くものあらんや、而して支那は皇國に隣接密通せりといへども、支那全國の力を盡し經略するとも皇國を害すべき策あることなし、もし暴戾の主ありて強て大衆を出して寇をなすこと胡元の忽必烈が如く盡國の衆を起すといへども、皇國に於ては少しも恐るゝに足らずして彼の國に於ては莫大の損失あり、故に一度は來るといへども、再三すること能はざるは論を俟たざる所なり、また皇國より支那を征伐するには節制さへ宜しきを得れば、五七年に過ぎずして彼の國必ず土崩瓦解するに至るべし、何となれば皇國にては兵を出すの軍備甚だ少しといへども、彼の國に於ては散財極めて廣大なるを以て、之に堪ふること能はず、かつその國人奔命に疲勞するを如何ともすることなし、故に皇國より他邦を開くには必ずまづ支那より吞併するより肇むることなり、故に此の書はまづ支那國を取るべきの方略を詳かにす、云々

王都は天下の根本なるを以て、形勢第一の地を選ぶべし、浪華は四海の樞軸にして萬物輻輳の要津なり、然れども分内狭く人民極めて多く、土地より生ずるところの米穀或は居民を養ふに足らず、ゆゑに此の地に大都を建てば皇居は深く慮るべき所なり、されば王都を建つべきの地は江戸に如くものあることなし。

關東は、土地廣平にして、沃野千里、かつ相摸、武蔵、安房、上總、下總の五州を以て内洋を包み、斗福及び秩部、鬼怒、多摩の四大河内洋に注ぐを以て水路よく通流し、百穀百果その他諸國の產物運送甚だ便なり、萬貨豊饒、人民飢餓の患ひあること鮮く、殊に峨々たる崇山三方を圍繞し、以て他鎮と境界を分ち、たゞ東方一面大洋に濱し、進んでは以て他國を制すべく、退いては以て自ら守るに餘あり、郊外曠廣にして馬強、人民衆多にして實に形勢天下に雄たり、凡そ重に居て輕を馭し、強を以て弱を征するは永靜の基礎を立つるに宜し、故に王都を建つるの地は江戸を以て天下第一とす、

浪華もまた天然の大都會なれば、之を西京として別都となすべし、その他駿河の府中、尾張の名古屋、近江の膳所、土佐の高知、大隅の大泊、肥國の熊本、筑前の博多、長門の萩、出雲の松江、加賀の金澤、越後の沼垂、奥州の青森及び仙臺、南部以上十四所には省府を建て節度大使を置き以て各部其の政事を統せしむべし。

上に説きたる如く、東西兩京並び立ちてかつ別に四海を分つて十四省を置き、仁義を篤く行ひて律令を嚴密にするにあらざれば、日本全國を我が手足の如く自由にすること能はず、もしそれ自國の運動なほ難澁するが如きは、豈に他邦を征するに追あらんや。

東西兩京既に立ち、十四省府も既に設け、「經濟大典」の法教既に行はれ總國の人民既に安く物産盛んに開け、貨財多く貯へ、兵糧滿ち溢れ、武器銳利に、船舶既に裕足し軍卒既に精練し、而して後に擊めて海外に事あるべし。

凡そ他國を經略するの法は、弱くして取り易き處より始むるを道とす、今に當つて、世界萬國の中に於て、皇國よりして攻め取り易き土地は、支那の滿洲より取り易きはなし、何となれば、滿洲の地、わが日本の山陰及び北陸、奥羽、松前等の地と海水を隔て、相對するもの凡そ八百餘里、その勢固より擾し易きことを知るべし、之を擾し騒かすにも、また當に備へ無き處を以て始めとし、西に備はる時は東を亂妨し、東に備る時は西を騷擾せば彼必ず奔走して之を救ふべし、彼が奔走するの間は以てその虚實強弱を知るべし、而して後に實する處を避けて虚なる處を侵し、強きを避けて弱きを攻め必ずしも大軍を用ふるにも及ばず、暫くの間はまづ輕兵を以て之を騷擾すべし、滿洲の人は躁急にして謀に乏しく支那人は懦怯にして懼れ易し、少しく警めあるも、必ず大衆を以て之を救はん、大衆度々に動く時は人力疲弊して財用歇乏すべきこと論ずるに

及ばず、いはんや支那の王都北京より滿洲海岸を往復するには、沙漠遼遠にして山谷極めて險難なるをや、しかるに皇國より之を征するには、僅かに百六十里の海上なれば順風に帆を上ぐる時は、一日一夜に彼が南岸に到る、その西すべきも東すべきも、舟行甚だ自在なり、もしまた支那、大衆を以て防守せずして何れの處も空虚ならば、我國の軍士を以て虚に乗じて取るべし、かくの如くなれば、黒龍江の地方は將さに悉く我が有とならんとす、既に黒龍江の諸地を得るときは、ます／＼産靈の法教を行ひ、大に恩澤を北方の夷人に施して之を撫納歸化せしめ、彼の夷狄を用ひて皇國の法を行ひ、よく撫御統轄して漸々西に向はしめば、混同江の地方また取り易きなり、既に吉林城を得るときは、則ち支那韃靼の諸部必ず風を望んで内附すべし、もしそれ稽首して到らざる者は兵を移して之を討たんに、これまた便宜に従ふべし、韃靼既に定らば、則ち西京もまたその勢危く支那全土まさに震動すべし、故に皇國より滿洲を征するには、之を得るの早晩は知るべからずといへども、終には皇國の有とならんことは必定にして疑なきものなり。

既に韃靼と支那とを一統するの上は、ます／＼産靈の法教を明かにし、萬民の疾苦を除き處々に神社を造營して皇祖の諸天神を祭り學校を興立し十科の人材を起し、日夜勉強して長く怠ることなく、子孫永久よく祖業を擴充し天意を奉行して間斷するところなければ、全。世。界。み。な。皇。國。の。郡。縣。となり、萬國の君長もまた悉く臣僕に隸せんこと、論をまたずしておのづから明なり。(混同

秘策)。

以上は明かに武力的、侵略的世界統一主義であつて、決して精神的世界統一ではない、正義立國、養正立國を理念とせる我日本は武力的、侵略的、世界統一主義を棄て、飽くまで精神的世界統一の實現に努めなければならぬ、昭和七年九月我國は列國に率先して滿洲國を承認し爾來これを援助して立國の基礎を鞏固ならしめ此土に王道樂土を建設し漸次正義を四海に布かんとしつゝあるは、實に正義日本的一大使命である。

明治天皇御製

仇波のしづまりはて、四方のうみ

のどかにならむ世をいのるかな

推古天皇十五年(皇紀一二六七)聖德太子は隋の煬帝に送つた國書中に「日出づる處の天子書を日没する所の天子に致す恙なしや」と認められ、推古二十二年(皇紀一二七四)の國書中には、「東天皇敬みて西皇帝に白す」と認められた、是れ有名なる聖德太子の對等外交であつて、當時太子がいかに我日本の自主獨立的體面を重ぜられしか、いかに正義の念に富みたまひしかを示して餘あるものである。

西征將軍懷良親王の明王に對する對外硬の書面につき内藤虎次郎博士は次のごとくに述べて居られる

明の大祖は蒙古王を追出して中國を回復したから、日本へ使を出して日本の朝貢を促し、若し朝貢せざればとて威の文句を言つた、此時懷良親王は戦争するなら戦争しやうといふ手紙をやられた、大祖は忽必烈の二の舞をやつてはならぬと思ふて泣寝となつた。

親王は南朝の臣にして僅少の土地をもつて居られたのに、上の如き決然たる手紙をやられたのは、蒙古襲來當時よりもまだ強い。

明の大祖は其の遺訓の海外不征伐の國の眞先に日本を掲げて居る。(日本文化史研究)

懷良親王返書(殊域周咨錄、使職文献通編に見ゆ)

臣聞三王立極、五帝禪宗、惟中華而有主、豈夷狄而無君、乾坤浩蕩、非一之獨權、宇宙寬洪、作諸邦以分守、蓋天下者乃天下之天下、非一人之天下也、臣居遠弱之倭、偏小之國、城池不滿六十、封疆不足三千、尙存知足之心、故知足者常足也、今陛下作中華之主、爲萬葉之君、城池數千餘座、封疆百萬餘里、猶有不足之心、常起滅絕之意、天發殺機、移星換宿、地發殺機、龍蛇起陸、人發殺機、天地反覆、堯舜有德、四海來賓、湯武施仁、八方奉貢、臣聞陛下有興戰之策、小邦有禦敵之圖、論文有孔孟道德之文章、論武有孫吳韜略之兵法、又聞陛下選股肱之將起竭力之兵、來侵臣境、水澤之地、山海之州、是以水來土掩、將至兵迎、豈肯跪塗而奉之乎、順之未必其生、逆之未必其死、相逢賀蘭山前、聊以博戲、有何懼哉。倘若君勝臣輸、且滿上國之意、設若臣

勝君輸、反作小邦之耻、自古媾和爲上、罷戰爲強、鬼生靈之塗炭、故黎庶之艱辛、年々進奉於上國、歲々稱臣爲弱倭、今遣使臣答黑麻、敬詣丹墀、臣誠惶誠恐稽首頓首謹具表以聞

當時懷良親王は、僅かに西陲の一小天地の領主たるに過ぎなかつた、然るに大明國々主の威嚇に對して毫も懼るゝところなく正々堂々何時でも戰の御相手を致しようとの返書をやられたのは、正義を履んで疑はなかつた神州男子の面目躍如たるものがある。

徳川幕末の外交は徒らに西歐物質文明、器械文明の隆盛に眩惑せられて一種の恐歐病に罹り遂に屈辱的なる安政和親條約(皇紀二五一四)を締結するに至つた、愛國詩人梁川星巖は詠じて曰く、

失題

梁川星巖

當年乃祖氣憑陵

叱咤風雲捲地興

今日不能除外讐

征夷二字是虛稱

數世期間太平に酔ひ、世界の大勢に適應して實力を養ふことを怠りし幕末外交に對して、星巖の憤慨したのは洵にもつともなことであつて、是れ實に當時熱烈なる愛國の情に燃えし日本國民の聲であつたのである。

西郷南洲翁の遺訓に曰く、

二六

正道を踏み國を以て斃るゝの精神無くば、外國交際は全るべからず、彼の強大に畏縮し、圓滿を主とし、曲げて彼の意に順從する時は、輕侮を招くため和親却て破れ終に彼の制を受くるに到らん。(南洲翁遺訓)

是れ明治初年より同五、六年頃までの我軟弱外交、屈從外交を目撃せし、南洲翁の衷心よりの憂國の叫である、乍然當時我日本の實力は未だ必ずしも直ちに翁の理想の實現を許さざるものがあつた、明治六年の征韓論破烈以來我日本は銳意國富の増進、國防の充實に努め、爾來二十餘星霜明治二十七、八年(皇紀二五五四、二五五五)の日清役に於て漸く支那老帝國の勢力を韓半島より一掃するを得こゝに南洲翁經綸の一部は實現せらるゝに至つた、國家外交の理想の一に正義にあること明々白々なるも、國家の實力これに伴ふに非ればその實現到底不可能なること此史實を以ても極めて明白である。

日清戦役後我日本の國富、軍備、一般文化は次第に向上、發達し、明治三十七、八年(皇紀二五六四、二五六五)遂に強露の勢力を滿洲の野より一拂することを得た、爾來國運日々に隆昌、大正十二年九月關東の大震災ありて、數十億の富と十萬の生靈とを失ひしも、僅に數年にして復興し、西歐人をして、五百年毎に灰燼中より蘇生し輪轉循環永遠に死滅せざる古代ギリシヤの神鳥フェニックスなりとの歎聲を發せしむるに至つた、大震災後十周年、今や世界列強を向にまわし舉國一致建國以來の傳統正義日本の理念實現のため努力しつゝあるは、眞に一大快事と云はざるを得ぬ、而もこれと同時に我大和民族の使命の益々重且つ大なるを覺えざるを得ないのである。

御製 明治天皇

くろがねの射し人もあるものを
つらぬきとほせ大和だましひ
事し有ば火にも水にも入らばやと
思ふがやがてやまとだましひ
敷島のやまとごころの雄々しさは
ことある時ぞあらはれにける
國の爲いよ／＼つくせ千よろづの
たみよこゝろを一つにはして

第二編 世界の正義化

我日本の世界の精神的統一は、天祖天照大神の三種の神器の不言教に密説せられ（明智、慈悲、勇斷の調和）神武天皇の六合一都八紘一字に顯説せられて居る。

神武の六合一都八紘一字が武力的侵略的併呑にあらずして、世界の精神的統一であることは、その絶對平和主義によりて明かである。

今我是日神子孫而向日征虜、此逆天道也、不若退還示弱、禮祭神祇、背日神之威、隨影壓躡、如此會不血刃、虜自敗矣（日本書記）

崇神天皇の教化主義の詔は、畢竟するに神武天皇の絶對平和と其の趣旨を同するものである。

民を導くの本は教化に在り。（崇神天皇即位十年七月の詔）（日本書紀）

若し教を受けざるものあれば乃ち兵を擧げて之を伐て、（崇神天皇即位十七年の詔）（日本書紀）神武天皇の六合一都八紘一字の理念が、養正、重暉、積慶の三綱と同旨なることは、明治三十六年中智學師が、其の學徒二百餘名と共に大和傍山陵御前に於て提唱せられ、同年その著「世界統一の天業」に於て發表せられし所である。

是の時に運鴻荒に屬し、時草昧に鐘れり、故に蒙うして以て正を養ひ此の西の偏を治らす、皇祖

皇考乃ち神乃ち聖慶を積み、暉を重ねて多く年所を歴たり、（日本書紀）

養正と重暉とは易に出で、重暉は、文選に出づ、然れども是れ文字其者の出典であつて、事實その者の出典ではない、養正、重暉、積慶の三事實は、天祖天照大神の三種の神器の不言教の内に既に業に存在して居るのである、此故に田中智學師は左の如くに配當せられたのである。

鏡——重暉

玉——積慶

劍——養正

鏡は明智明判の徳を、玉は溫潤仁慈の徳を、劍は剛利決斷の徳を表徴するから、又左の如くに表記することが出来る。

鏡（明智 明判）——重暉

玉（溫潤、仁慈）——積慶

劍（剛利 決斷）——養正

三器の三徳即ち養正、重暉、積慶は、六合一都、八紘一字の倫理的理念である、換言せば、明智明斷、溫潤、仁慈、剛利決斷の相互調和によりて世界を精神的に統一し以て絶對平和を實現するのが我日本の理念なのである。

武力的侵略主義がいづれも失敗に了つたことは、世界史が夙に明證する所である。アレキサンダー大王の偉業、ローマ帝國、ナポレオン一世の霸業、ロシアのロマノフ王朝の侵略主義、獨逸ウキルヘルム二世の霸業、蒙古の侵略主義の如きは、一時世界を席卷するの概ありしも、皆何れも結局失敗に終つたのである、第三ポエニ戰役（前一四九）に於てカルタゴ全市ローマ人の爲めに焼かるゝや、少スキピオ火勢の炎々たるを望み悄然として大息して曰く、

アツシリアは既に滅びベルシヤ。マケドニアも亦滅びぬ、而してカルタゴは今火中に在り、想ふに羅馬の滅ぶる日も亦次て來るべし。

少スキピオの豫言せるが如く、西ローマ帝國は西紀四七六（雄略天皇の時代）に亡び東ローマ帝國は一四五三に亡んだ。（後花園天皇の時代、足利義政の時）是れまことに侵略主義の末路を最も如實に物語るものである。

思ふに武力的統一は、力即權の表現であつて、力による統一は、一時民心を壓服することは出来るけれども、決して之を永遠に心服せしむることは出来ない、殊に言語、風俗、習慣、信仰、人種等を異にせる異民族を武力的に統一せんことは殆んど不可能である、假令被征服者は、一時服従、屈伏するも、早晚離反するを免れないことは、世界歴史の夙に明證する所である。

我豊太閤の朝鮮征伐は、覇者としての一豊臣秀吉の兵であつて、決して我日本皇室の神兵ではない、

彼の本旨は、明、呂宋、高山國等の東洋征服であつて、朝鮮出兵は、彼が証明の先導者たることを拒みし爲めに加へられた一撃に過ぎない、其亂暴なること、正に組織ある倭寇と云ふべきである。

秀吉が天正十九年秋季十五日呂宋に贈れる書簡の末尾に、「若し匍匐膝行遅延に於ては、速に征伐を加ふべきこと必せり、悔る勿れ」と記し、文祿二歳集葵己十一月初五日高山國へ贈れる書の末尾に、「若し是れ來朝せずば諸將をして之を征伐せしむべし」と書けるは、其の亂暴無禮の點に於て彼の元の忽必烈が、我日本に對し「以至用兵夫孰所好、王其圖之。」（至元三年八月）と殆んどえらぶ所がなす。

神功皇后の三韓征伐に就ては、そが正々堂々仁義の師であるがため、敵ながらも實に左の如くに述べて居るのである。

新羅王次爲らく、吾聞く東に神國有り日本と謂ふ、亦聖王あり天皇と謂ふ、必ず其の國の神兵ならむ、豈に兵を擧げて以て拒くべけむや。（日本書紀）

明治大帝の日清役、日露役、今上天皇陛下の滿洲上海出兵の如きは、我日本の正當なる權益を擁護し、東洋永遠の平和を確立せんがための神兵であつたから、能く我日本の國威を海外に輝し、正義立國の大義をアジア大陸に布くことを得たのである。

孟子湯王の征に就て述べて曰く、

湯一たび征して葛より始む、天下之を信ず、東面して征すれば北狄怨む、曰く、なんすれぞ我を後にすると、民の之れを望むこと大旱の雲霓を望むが如し、市に歸する者止まず、耕す者變ぜず、(孟子梁惠五王句下)、

是れ正さに、昭和の御世、滿洲の野に於て、不義不正なる支那軍と戦ひし、皇軍のために適用すべきものである。

文政六年(皇紀二四八三)佐藤信淵は、「混同秘策」を撰び、先づ滿洲を攻略し、次第に世界を統一すべしとの大策を立てたけれども、そが我が皇室の世界的精神的統一にあらずして、一種の侵略主義であることは、一點の疑を容れない所である。(第一編参照)、

既に鞭撻と支那とを一統するの上は、ます／＼産靈の法教を明かにし、萬民の疾苦を除き處々八神社を造營して、皇祖の諸大神を祭り、學校を興立し、十科の人材を起し、日夜勉強して長く怠ることなく、子孫永久よく祖業を擴充し、天意を奉行して間斷することなければ、全世界みな皇國の郡縣となり、萬國の君長もまた悉く臣僕に隸せんこと、論をまたずしておのづから明かなり(混同秘策)。

昭和七年三月一日滿洲國が、獨立を中外に宣布し、爾來滿六ヶ月半後の昭和七年九月十五日我日本は、正式に之れを承認し、同日日滿議定書の公布を見るに至つたのは、信淵の滿洲攻略策と全然その

性質を異にするものである。

滿洲國建國第二年の新喜を迎ふるにあたり、同國立法院長趙欣伯は「滿洲國要人から日本 民へ贈る辭」を述べて曰く、

抑々王道主義の政治とは、之れを簡單に申しますれば、即天去私の政治でありまして、天界の安樂を地方に出現せんとする政治であります、而して此の原則を採るに至りましたのは、慘苦を極めたる民衆の過去の經驗より出でたる自然の要求に因る處でありまして、獨り我が國民が平安繁榮を享受して以て足れりと致すものではなく、東洋の平和延ては人類永遠の平和に貢献せんとするに外ならぬのであります。

又滿洲國執政溥儀の宣言に曰はく、

人類は、須らく道德を重すべきに種族の別あり、即ち他を抑制して己を倡揚すれば、その道德たるや甚だ薄し、人類は須らく仁愛を重すべきに、國際間の争あり、即ち人を損じ己を利すれば、その仁愛たるや甚だ薄し。

今我國を建立するに當り、道德、仁愛を以て主とし、種族の別、國際間の争を除去せば、まさに王道樂土の實現を見るべし、およそ我國民たるもの努めてこれを勉勵せよ。

大同元年三月九日

滿洲國執政溥儀

溥儀執政の王道樂土の實現、趙欣伯の即天去私の政治、その辭は異りといへども、其の意は畢竟するに、我日本肇國の理念たる養正・重暉・積慶の三綱に他ならぬ、此故に滿洲國の出現は實に精神的日本の延長に他ならぬのである。

明治三十三年北清事變後、獨逸皇帝ウキルヘルム二世は、黃禍説を宣傳し、我日本は警戒を要すべき好戰國民、愛戰國民なりとの印象を世界に流布せしめた、隣國支那は、日清戰爭以來内心我に親まざること甚だしく、特に南京政府は經濟ボイコット、排日宣傳によりて、我日本の進展を妨害せし所鮮くはない、此の頑迷執拗なる排日思想は、到底短日月間に終熄せしむること難く、今後幾多の曲折波瀾を経て始めて彼の迷夢を醒すことが出来ると思はれる。

思ふに同種、同文なる日支の相反目することは、白人にとりては、寧ろ喜ぶべきことであらう、若し日支相親善提携せば、白人は早晚アジアの天地より放逐せらるゝの憂がある。此故に彼等白人は、努めて日支の反目を永續せしめ、以つて自ら漁夫の利を得んとするものではなからうか、乍然黄色人對白色人の鬭争は、世界の精神的混同に至るまでの道程中に於て、到底免れざる所であつて、支那は早晩こゝに覺醒し來り、眞に日支親善の實をあげ、以つて東洋並びに人類永遠の平和に貢献するに至らなくてはならぬ。

支那が遠交近攻とか以夷制夷とかを以つて、外交上の傳統的國是とせるは、唯自國の安全幸福のみを

考へて、遠く深く東洋及び人類永遠の平和、福祉を慮らざる近視眼的迷妄に他ならぬ、セーラが其の著「滿洲國」に於て、以夷制夷を柔術外交と評したのは、洵に適評であらう、乍然徒らに敵の力を利用するのみにて、積極的に自己の力を發揮し、所謂自主的外交を行ふに非ざれば、支那は畢竟するに歐洲諸勢力の隸屬に了るの外はなからう。

ロシヤは、今やマルクス主義的共産政治の實行により、最も病的状態にありといへども、早晚其の非を改むるの時機が來ると思ふ。現に當初の共産主義は、漸次資本主義に轉向しつゝあるのみならず、所謂五年計畫によりて、漸次國力の充實を謀りつゝあるが如き、以つてその一端を卜知すべきである。

獨逸は、世界大戰後、戰勝國の壓迫を受け、これがため大に苦みつゝあるも、元來堅忍不拔の民族であるから、早晚擡頭すべきは、ナチスの活躍に徴しても明かである、ナチスの首領ヒットラーは、實に民族的活躍、反撥弾力性に富む獨逸民族の代表と見るべきであると思ふ、彼國が昭和八年十月十四日國際聯盟脱退を敢行せしが如き以て其の一證となすことが出来る。

フランスは、普佛戰爭（一八七〇—七一）以來久しく獨逸のために壓倒せられし憾あるも、世界戰爭（一九一四—一八）以後獨逸を壓倒し、國際聯盟の牛耳をとり霸を歐洲に唱ふことが出来たが、獨逸にとりては確かに目の上の疣である。

イギリスは、動もすれば老大國の譏を受け又衰亡の期に向ひつゝありと稱せらるゝも、元來堅忍不拔なるジョン、ブルは、海千山千の老獪漢であるから容易に與することは出来ない、印度及び植民地に於ける日本商品の逐驅策のごとき大に警戒する所がなくてはならぬ、然らざれば、我日本は世界大戦前のドイツの二の舞を演ずることなきを保し難い。

伊太利は、ムツソリニーの獨裁主義により、次第に民族的、國家的鞏固性を増進し、フランスと同じく覇を歐洲に唱へんとしつゝある。

以上の獨・英・佛・伊・露の五國は、各自夫々の立場を守りて進行しつゝあるが故に、今急に相合同提携して、黄色人にあたると思はれない、乍然一度我日本を盟主とせる日滿支三國若くはアジア諸邦の提携、聯盟成るの曉には、彼等は或は互に握手して是れにあたらんも未だ知るべからずである。北米合衆國は、ワシントン及びモンロー以來久しく歐人の南北アメリカに干渉することを許さざると同時に、彼自も亦歐洲に干渉しなかつたが、マツキンレー大統領（一八四三—一九〇一）以來漸次このモンロー主義を變更し、帝國主義を奉じて外國に干渉を敢てし、同氏の代にキューバ島の獨立を承認し、フキリツピン群島を買収し、布哇を併合し、ルーズヴェルト大統領は、海軍擴張を斷行し、パナマ運河開鑿を企圖し、ウイルソン大統領は、歐洲大戦中、歐大陸に二百萬の大兵を送りて聯合側を援助し以て戦争の終熄を速からしめ、大戦後自ら國際聯盟を提唱して世界の中心的勢力となるに至つ

た、爾來北米合衆國は、常に東洋及び歐洲の事件に關心を持ち、昭和七年正月三日、我日本の錦州を占領するや、正月七日、米國は通牒を發して、我日本に抗議を持たんだが、我外務省は、これに對して、通牒無視の態度を明にした、爾來日米の感情は、漸次悪化し來り、國務長官スチムソンの如きは、斷乎として武力に訴ひ以て我日本を壓迫せんとしたが、プラット提督等の忠言によりて、遂に初志を翻すに至つたのである（海軍大佐、有馬成甫、非常時海軍國防讀本）、此國の油斷すべからざること實に斯くの如しである。

或日本には、滿洲事變、上海事變以來大アジア主義の聲頻りに大なるものがある、若しこれがアジア人對西歐人を以て終局の目的とするものとすれば、それは確かに我日本の精神的世界統一主義と全然相容れざるものである。大アジア主義は、日本自指導者となりて、アジア諸民族を團結せしめ、其の向上發展を謀り、以て白人優勝の迷夢を打破し、早晚歐亞人協調、人類協調を實現せんがための一過程、一階梯としてのみ是認すべきであつて、妄りに白人を敵視、壓倒せんがための大アジア主義ならば、それは斷然初より放棄するに若くものはないのである。

昭和八年三月二十七日、國際聯盟脫退の詔書に曰はく、

然りと雖も、國際平和の確立は、朕常に之を冀求して止まず、是を以て平和各般の企圖は、向後亦協力して渝ることなし、今や聯盟と手を分ち、帝國の所信に是れ従ふと雖固より東亞に偏して

支那の誼を疎にするものにあらず、愈信を國際に篤くして大業を宇内に顯揚するは、夙夜朕が念とする所なり。

大アジア主義は、須らく右詔書の御聖旨を奉じてのみ可能とすべきである。此意味に於ての大アジア主義は、正義をアジア諸邦に布くにあるが故に、正義人道の實行、實現を妨ぐる場合には、如何に優越、富強を以て自ら誇る歐米人といへども敢然立つて是れと争ふも洵に已むを得ないのである、アジア人は唯アジアの事にのみ没頭し、歐米の事に至りては、如何なる場合に於ても、容嘴すべからずといへる意味に於ての極めて消極的、制限的アジアモンロー主義は、斷じて我日本の採るべきの態度ではない。

東亞に於て、大アジア主義の實現を障害するものは、これまでは何時も支那であつた、何といつても支那は、東亞の舊文明國であつて、長く自ら中華を以て自任し、四隣の民族を、東夷、南蠻、西戎、北狄とする觀念に囚はれたる尊大心をもつて居るから、動もすれば我日本人を侮らんとする偏見がある、而も此事は過去に於て支那が我日本のために却つて敗者の地位に立ちし所以である。

平田篤胤が「古道大意」に引用せる長崎の西川求林齊（元祿前後の人）の「日本水土考」に曰はく、日本比之天笠震且則雖謂小、然國者不可以廣大爲貴、以四時之正偏、人物之美惡可定其貴賤、四時の正偏、人物の美惡、これ確かに國の貴賤を定むべき一要素である、而も眞に我日本の大を知ら

んと欲せば、須らく正義立國、君民一體、と云ふが如き根本的精神を見るべきである、單に領土、民衆の如き外貌、外觀のみを觀ては、到底我神國日本の大なる所以を知ることが出来ないのである。

梁惠王曰、晋國天下莫強焉、叟之所知也、及寡人之身、東敗於齊、長子死焉、西喪地於秦七百

里、南辱於楚、寡人恥之、願比死者一洒之、如之何則可。

孟子對曰、地方百里而可以王、王如施仁政於民、省刑罰、薄稅斂、深耕、易耨、壯者以暇日修其孝悌忠信入以事其父兄、出以事其長上、可使制梃以撻秦楚之堅甲利兵矣。

彼奪其民時、使不得耕耨以養其父母、父母凍餓、兄弟妻子離散、彼陷溺其民、王往而征之、夫誰與王敵、故曰仁者無敵王請勿疑、（孟子梁惠王章句上）

西紀七十年ローマ皇帝テイトに亡ぼされし猶太國人は、世界に四散せる所謂亡國の民である。然れども彼等はエホバ（ヘブル人の神にして自存の義を有す）神の選民たるを確信し、その恩寵によりて何時か世界を統一し得べしと信じて居る。而も彼等は其の目的を達するために、共產主義、自由平等主義を宣傳し、着々として世界の金權、通信機關、言論機關を掌握し、事實に於て世界を統御しつつあるの觀がある。

科學、哲學、醫學の如き智的生活の方面に於てもアインスタイン、ベルグソン、エールヒツヒ等ノーベル賞を受けし碩學多く（コーン著、近代猶太人の生活）、彼等の勢力は、實に侮るべからざるもの

がある。然しながら彼等の世界統一は、終局する所ユダヤ民族其自の繁榮であつて、決して他民族との共存共榮ではない。是れ我日本の精神的な世界統一の理念と大に趣を異にせる所以である。日蓮聖人の宗教は所謂三大秘法である。三大秘法は、本門の題目、本門の本尊、本門の戒壇の三である。

本門の題目は、南無妙法蓮華經であり、本門の本尊は、三身即一（法身 應身、報身の三身即一）の常住如來であり、本門の戒壇は、世界各國帝王を始め、萬國民の踏むべき聖壇であつて、實に一天四海歸妙法を以て終局の目的とする、日蓮聖人は、是れを我日本の富士山に建立せんことを請願とせられたのである。（田中智學、日蓮聖人乃教義）。

○玄奘三藏は、略を捨て廣を好み四十卷の小品經を六百卷と成せり、羅什二藏は、廣を捨て略を好み千卷の大論を百卷となせり、日蓮は廣略を捨て肝要を好み、所謂上行所得の妙法蓮華經の五字也、（法華取要抄）。

尼狗類樹の實は、芥子三分が一のせい也、されども五百輛の車を隠す徳あり。……世間の諺にも一は萬が母といへり。此等の道理を知らずや。（聖愚問答）。

○壽量品に云はく、然我實成佛已來無量無邊百千萬億那由佗劫等云々。我等が己心の釋尊は、五百塵點乃至所顯の三身にして無始の古佛也、經に云はく我本行菩薩道所成壽命今猶未盡復倍上數等

云々、（如來滅後五五百歲始觀心本尊鈔）。

○戒壇とは、王法、佛法に冥し、佛法王法に合して王臣一同に三秘密の法を持ち、有徳王、覺徳比丘の其乃往を末法濁世の未來に移さん時、教宜並びに御教書（將軍の令）を申し來して靈山淨土に最勝の地を尋ねて戒壇を建立すべきもの歟、時を待つべき耳、（三大秘法鈔）。

王法は、皇道で佛法は三大秘法である。前者は、現世的道徳であつて、後者は宗教的の信念である。兩者冥合する所に、絶對眞理がある。此絶對眞理は、實に世界の精神的統一の窮局原理である。



養正は本門戒壇に、重暉は本門本尊に、積慶は本門題目に配當すべきことは、「立正教壇」第三卷第一號「本化宗學より見たる日本國體」中に田中智學師の述ぶる所である。

養正——本門戒壇

重暉——本門本尊

積慶——本門題目

宇宙精神を根底とするが故に、我皇道は絶對眞理である。而も此の絶對眞理を世界に布くにあたり、

種々の障害物の起るべきは、人類の歴史上やむを得ぬのである。曾つて韓半島より我勢力を驅逐せんとした支那、滿洲の野より我勢力を驅逐せんとしたロシア、滿洲に於ける張學良一派の排日、侮日、上海に於ける南京政府の排日、侮日の如き不祥事は、今後容易に其の跡を絶つことは出来ぬ。かゝる場合に於ては出来得る限り、外交的折衝によりて、無事にこれが解決をなすに越したことはない、けれども萬一かゝる平和手段、平和工作により到底これが解決を見ざる場合には、遺憾ながら武力的解決に待つ外はない。是れ所謂破邪、降魔の劍であつて、眞にやむを得ざるに出づるもの、剛防尙武の必要實に存するものである。

元治元年(皇紀二五二四)、長州藩が下關に於て、英、佛、米、蘭の聯合艦隊十七隻より砲撃を受けて脆くも陥落せしが如きは、國防不充實の欠陥を暴露して遺憾なきものである。文永十一年(皇紀一九三四)蒙古襲來に對し我日本の國防が甚だ不充分であつたことは、西川虎次郎中將の「元寇と軍縮」に明かに指摘する所である。

第一は當時我が國に戰艦のなかりし事である。我に戰艦なき爲め對馬、壹岐の情報を得ても、何等爲す所なく、空しく其の襲來を待つのみである。又敵博多灣に來りし後も、敵のなすに任せ、全く海上に働くことが出来ない。

次に戰術の相異で、其次は兵器の不進歩である。即ち敵は部隊戰術を用ひ、我は一騎打である。

敵は大砲、小銃、毒矢の外銅鑼、太鼓等を用ひ、我は弓、矢、刀、薙刀等にて戰ふのみである。

(元寇と軍縮)

歐洲大戰の際、ドイツは、攻勢を採りしがため戰爭に於ては決して敗をとらなかつた。而も攻撃精神は何もドイツの獨占ではなく、我日本は古來攻撃精神に滿ち滿ちて居るのである。頼山陽元寇圖卷に就て述べて曰はく、

吾嘗觀鎮西人所傳元寇圖卷、虜盛以砲礮臨我、而我兵揮刀奮前、虜不暇發焉、蓋是時我未有火器相敵、吾是以知、兵之勝敗在人不在器、我長技自在爲可恃也(日本外史)

山陽の説、人を過重して、武器の精銳を輕するやの嫌なきにあらずといへども、彼の眞意は、我日本人の攻撃精神の旺盛を賞賛したものであらう、戰國時代の英雄上杉信謙(不識庵)公の據つた春日山城(越後高田附近)は殆んど防備なき山城である、是れ公が毎に守勢を採らずして、攻勢を採りしがため、彼の用兵神のごとしと云はれたのは、實にこゝに因るのである。

霜臺公讚

藤原垣敬書(佐藤一齊)

靜如處女動如吼獅、聚如快雨、散如施颺、詠風月於馬上、透神機於禪齋、出沒變化不可端倪、是所以謙公之能正而能奇也

春日山懷古

大槻清崇(號磐溪)

春日山頭鎖晚霞、驕驕嘶罷有啼鴉、憐君獨賦能州月、不詠平安城外花

エストツタ教會は、一五三四（天文三年、皇紀二一九四）スペイン人イグナチオ、ロヨラ（一四九一—一五五六）の創めたところであるが、布教に熱狂するの餘り、手段の善悪を擇ぶことがなかつた、是れ所謂目的は手段を神聖にすといへる、エスイト主義である、乍然手段にして不純、不潔なれば其の結果必ず悪に終るべきは、倫理學上の動機と結果との關係上自ら明かである、世界を精神的に統一せんとする大理念を有する我日本人は斷じてかゝる邪道に陥ることを避けなければならぬ。

伊太利のマキアヴェリー（一四六九—一五二七）は曾つてスパルタ。ローマ。ヴェニスに於て行はれた共和政治の實現を以て理想としたが、彼の生存せしが如き、腐敗時代に於ては、鞏固獨立の國家を實現せんがために、絶對的専制主義を實行し、自由の如きは、これを犠牲に供すべく、暴力、欺瞞、苛刻、道德律の破毀の如きは、大なる目的實現のためには、是れを是認せざるべからずとなした、是れ明かに目的は、手段を神聖にすといへるエスイト主義を政治上に應用せるものであつて、我が正義立國世界の精神的統一の理念と、到底相容れざるものである。

我日本人の海外移住は、唯單に我日本人の經濟的發展だけに終つてはならぬ、經濟的發展をなすと同時に、毎に精神的發展をなすことを忘れてはならぬ、否な正義を四界に布くの信念と覺悟がなくてはならぬ。此の點に於て吾人は海外移民素質の向上に就て十二分の注意を拂ふの必要を痛感するもので

ある。

不盡山

契冲法師

不盡のねの駿河なることは聞ゆれど、四方の國さへ麓なりけり
是れ富嶽の根、大世界に連りたるを讀めるものなるが、正義日本の世界に於けるは猶ほ富嶽の世界に於けるがごときものがある。

（上略）日本の山跡の國の鎮めとも、座す神かも、寶ともなれるやまかも、駿河なる不盡の高嶺は見ゆれども、飽かぬかも（萬葉集）。

第三編 現實即理想

南支那から起つた老莊哲學は、形而上的、理想的であつて、北支那から起つた孔孟思想は、著しく形而下的、現實的であつた、又南歐人は、感覺的、現實的であつて、北歐人は精神的、理想的である、伊、佛、英は前者に屬し、ロシヤ、スカンヂナ、ヴィア、ドイツは後者に屬する。

斯く民族、國民には、大體上現實的と、理想的との二大傾向があるのであるが、此の兩者は果して、對立すべきものであるか、將たまた相即すべきものであるか、是れ吾人の一顧を要すべき重要問題である。

思ふに理想と現實とは、對立概念にあらずして、相即概念である、現實といへば理想、理想といへば現實を聯想せざるを得ないのである。換言せば、現實を離れたる理想なく、理想を離れたる現實もない、現實と理想とは相即不二である。此故に單に理想といひ、現實といふは猶ほ社會といひ、個人といふが如く、畢竟するに抽象概念たるに過ぎないのである。

理想とは完全圓滿であつて、而も未だ實現せらるゝことなく、將さに實現せらるべき概念である、人の理想を構成するは、現實に對して、不足不満を感じるによるものである。此故に理想を有する國民は、現實を超越せんとして絶へず努力奮闘するが故に、次第々々に理想に接近する、理想に接近すること即ち向上、進歩である、之れに反し、現實にのみ満足して、絶へて理想實現のため、努力奮闘せざる國民は、早晚衰亡するを免れぬ。

偉大なる國民、偉大なる民族理想は大い、徒らに小理想に満足し、苟安をぬすむ國民は、假令一時榮ゆることあるも、遂に中途にして凋落するを免れぬ、法華經に、聲聞境の人は、これを以つて満足し、緣覺境の人はこれを以つて満足し、未だ最後の唯一絶對の菩薩、佛の境あるを悟らぬ、此故に釋尊は、聲聞、緣覺の二境を化城に譬ひ、最後の唯一佛乗こそ、眞に終局の理想たることを教えられた、我日本の正義立國の理念こそ正しく、唯一佛乘に相當すべき最高至高の境地であつて、永遠不斷の勤苦によりて始めて實現せらるべき境地である。

譬如險惡道	廻絶多毒獸	又復無水草	人所怖畏處
無數千萬衆	欲過此險道	其路甚曠遠	經五百由旬
時有一導師	強識有智慧	明了心決定	在險濟衆難
衆人皆疲倦	而白導師言	我等今頓乏	於此欲退還
導師作是念	此輩甚可愍	如何欲退還	而失大珍寶
尋時思方便	當設神通力	化作大城郭	莊嚴諸舍宅
周市有園林	渠流及浴地	重門高樓閣	男女皆充滿
即作是化已	慰衆言勿懼	汝等入此城	各可隨所樂
諸人既入城	心皆大觀喜	皆生安穩想	自謂已得度
導師知息已	集衆而告言	汝等當前進	此是化城耳
我見汝疲極	中路欲退還	故以方便力	權化作此城
汝今勤精進	當共至寶所	我亦復如此	爲一切導師
見諸求道者	中路而懈廢	不能度生死	煩惱諸險道
故以方便力	爲息說涅槃	言汝等苦滅	所作皆已辨
既知到涅槃	皆得阿羅漢	爾乃集大衆	爲說眞實法

諸佛方便力 分別說三乘
 今爲汝說實 汝所得非滅
 汝證一切智 十力等佛法
 諸佛之導師 爲息說涅槃

唯有一佛乘 息處故說二
 爲佛一切智 當發大精進
 具三十二相 乃是眞實滅
 既知是息已 引入於佛慧

(妙法蓮華經化城喻品偈)

我大和民族は、三千年來正義實現のため、努力奮闘し來りしが故に、今日の如き國運の隆昌を見るに至つたのである。換言せば常に現實に即しつゝ正義立國の理想を實現せんがために努力し來りしがため、今日の發展をとげ得たのである。インドの小乗佛徒の如く、又西洋中世のキリスト教徒の如く、徒らに超絶的極樂、超國家的天國を夢想して、現實的國土の發達隆昌を輕じたものは、遂に國運の衰亡を招くに至つたのである。

現實即理念を理念とせる我大和民族は、厭世觀に陥らざるは當然のことである。鎌倉時代に於ける加茂長明の方丈記、南北朝時代に於ける卜部兼好の徒然草に表はれたる厭世思想は日本人本來の面目にあらずして實に主として、小乘佛敎の無常觀に因るものである。日蓮聖人の玉佛冥合、現象即實在説の如きは、日本人本來の現實即理想の思想を大成したものである。

ゆく川の流ればたえずしてしかも本の水にあらず、よどみに浮ぶうたかたはかつ消えかつ結びて

久しくとどまることなし、世の中にある人と住家と亦かくの如し、玉敷の都の中に棟を並べ藁を争へる高きいやしき人の住居は代々を経てつきせぬものなれど、これをまことかとたづぬれば、昔ありし家は稀なり、あるは去年焼けて今年は造り、あるは大家ほろびて小家となる住ひ人もこれに同じ、處もかはらず人も多かれど、古見し人は三十人が中に僅かに一人二人なり、朝に死に夕に生るゝならひ、唯水の泡にぞ似たりける、知らず生れ知ぬる人、何方より來りて何方へか去るを、又知らず、假のやどり誰がために心を惱し何によりてか目を悦ばしむるを、その主人と住家と無常を争ふさま、いはば朝顔の露に異ならず、あるは露落ちて花残り、残りといへども、朝日に枯れぬ、あるは花は萎みて、露なほ消えず、消えずといへども夕を待つことなし。(方丈記)

大事を思ひ立たむ人は、さがたく、心にかゝらむ事の本意遂げずして、さながら棄つべきなり、しばしこの事果てゝ、同じくはかの事沙汰しおきて、しかくの事、人の嘲やあらむ行末難なくしたゝめまうけて、年頃もあればこそあれ、その事待たむほどあらじ、ものさわがしからぬやうになど思はむには、えさらぬ事のみ、いとゞ重りて事の盡くる限りもなく、思ひ立つ日もあるべからず、おほやう人を見るに、少し心あるきは、皆このあらましにてぞ一期は過ぐめる、近き火などに逃ぐる人はしばしやとは言ふ。

身を助けむとすれば恥をも顧みず、財をも棄て、逃れ去るぞかし、命は人を待つものかは、無常の來ることは、水火の攻むるよりも速かに逃れ難きものを、その時老いたる親、いとぎなき子、君の恩、人の情棄て難しとて、棄てざらむや。(徒然草)

まさしく男女交會のとき南無妙法蓮華經となふるところを、煩惱即菩提、生死即涅槃と云ふなり、生死の當體不生不滅とさるより外に生死即涅槃はなき也、普賢經云、不斷煩惱、不離五欲、得淨諸根、滅除諸罪、止觀云、無明塵勞即菩提也、生死即涅槃、壽量品云、每自作是念、以何令衆生得入無上道、速成就佛身、方便品云、世間相常住とは此意なるべし(四條金吾御返事)

右日蓮聖人の文は常識的、通俗的に考へては極めて危険なるものである、否な恐くば聖人の大徳を冒瀆するの甚しきものである、是れ恰もドイツの碩學ヘーゲルの有名なる語たる「理性的なるものは現實的である、現實的なるものは理性的である」] Was vernünftig ist, das ist wirklich; und was wirklich ist, das ist vernünftig. が常識的、通俗的に誤解せられ累を此碩學に及ぼしたと相似たるものであつて吾人の大に警戒すべきところである、日蓮聖人の眞意は決して單なる常識を述べられたものでなく實に深遠高向なる現象即實在説を平易に述べたるものである、即ち差別的なる現象(Erscheinung)は無差別的なる本質(Wesen)を離れてなく、無差別的なる本質は差別的なる現象を離れては存在することがないと云ふ説を平易に述べたものである、予は吳々も聖人の深意を誤解することなからんことを祈るものである。

を祈るものである。

我日本人は印度小乘佛教的厭世主義者でないと同時に、アメリカ流の淺薄なる樂天主義でもない、彼等は此國土に生を樂むと同時に更に理想の向上に一路をたどりて止まないものである、平田篤胤は、本居宜長が自らの畫像の上に書かれた「しきしまの大和心を人間は、朝日に匂ふ山櫻花」を解して曰く一首の心は、もし人が此方の君の心はどうでござるぞ、また大和心といふはどうした趣でござるぞと問うたならば、答へて大和心といふものは、春山の櫻のたんと美しく咲いてあるところへ、朝日のさし昇るまゝに、その花へ、きら／＼と映りて照り合ふやうなものぢや、またわしが心もその通りでござる。(古道大意)

是れ「大和心は美はしく潔く匂ひやかなる物も多き中に、これほど美はしいことはあるまい」との義である、即ち大和心は、美しく、潔く陽氣快活であつて、醜とか穢とか陰氣とかは少しもない、隨つて此語の中に、我日本人が、いかにも此國土を樂み生々として此國土に繁榮して行く有様が最も能く表現せられて居ると思ふ。

元祿前後長崎の西川求林齋は「日本水土考」に述べて曰く、

我國之形勢、東西長、南北狹、少反曲而有游龍遶首之良也、國有萬國之東頭、而朝陽始照之地陽氣發生之最初也、號日本者其義最相當也、史記云、「東北神明之舍」、日本者清陽中正之水土也、

故明會于此、最不可疑焉、此四時中正之國也、雖萬國廣大、四時中正如我國者不多焉。
日本比之天笠震旦、則雖小然國者不可以廣大為貴、以四時之正偏人物之美惡而可定其貴賤、是故
國土極大者、其人情風俗而難一統、故震旦王統變亂而難久、日本之限度不廣亦非狹、其人事風俗
民情相齊混而易治、是故日本皇統自開闢至當今而無變者、萬國中惟日本而已、是亦非水土之神妙
耶、然則日本風水要害之好、萬國最上也、住乎浦安之大域、備乎千矛之武德、而永久與天地無窮
矣、此民者神明之孫裔、而此道者神明之遺訓也、愛清淨潔白、樂質素朴實者、則仁勇之道而智自
足也、是此國自然神德也、豈不貴哉。(以上古道大意に引用)

藤田東湖正氣歌に曰く、

天地正大氣 粹然鎮神州

秀為不二嶽 巍々聳千秋

注為大瀛水 洋々環八州

發為萬朶櫻 衆芳難與儔

凝為百鍊鐵 銳利可斷釜

日域三絶

藤田東湖

日出之域、冠絶萬國、鐘其神秀者、富嶽也、發其英華者櫻花也、其精氣者寶劍也。

登富嶽

古賀洞庵

登富嶽之巔以望、山如蟻垤、海似盃水、雄風起下、而雲霓衣袂、使人胸豁神旺以眇視天下、是亦

人生之至快也。

望富嶽

元田永孚

一點塵埃洗盡閑

芙蓉玉立碧霄間

天鐘神秀標吾土

五大洲無此好山

逸題

乃木希典

峻嶒富嶽聳千秋

赫灼朝暉照八洲

休説區々風物美

地靈人傑是神州

御製

明治天皇

萬代の國のしづめと大空に

あふぐは富士のたかねなりけり

詠櫻

藤本弘庵

牡丹濃艶寵明皇

早被胡塵汚國香

萬古依然天上種

我櫻眞個是花王

櫻

本居宜長

櫻は山櫻の葉赤くなりて、細きが疎かに交りて花しげく咲きたるは、又たとふべきものなく、憂

世の物とも思はれず、葉青くて、花のまばらなるは、こよなくおくれたり、大方山櫻といふ中にも品々ありて、細に見れば一本毎に聊か變れる所ありて、またく同じきはなき様なり、又今の世に桐がやつ、八重、一重などいふも、やう變りていとめでたし、凡て、曇れる日の空に見あげたるは、花の色鮮かならず、松も何も青やかに繁りたる此方に咲けるは、色はえて殊に見ゆ、空清く晴れたる日、日影のさす方より見たるは、にほひこよなくて、同じ花にも覺えぬ迄なむ、朝日は更なり、夕ばえも。

櫻

白河樂翁侯

櫻てふ花は、我國のものなるを唐國にもありとて、様々ためしなどひきつれど、櫻かいたる唐の繪もなく、かなへりと思ふから歌無ければ、なしとこそいふべけれ（花月草紙）

いでや櫻といはでしも花とだにいへば、異木に紛れぬものを

題兒島高德題櫻樹圖

齊藤一徳

踏破千山萬嶽煙

鸞與今日到那邊

單囊直入虎狼窟

一匕深探蛟鰐淵

報國丹心嗟獨力

回天事業奈空舉

數行紅淚雨行字

付與櫻花奏九天

嵐山櫻花

齊藤正謙

天下名花、今古首推芳野、余以為芳野有山無水、未若嵐山之最佳也

嵐山花之多、雖遜芳野巖榭牙而水清駛、方花時望之、槎之浮、橋之臥、人之往來坐立、宛在畫圖中、余謂梅花以月瀨為最、而櫻花以嵐山為最、皆兼山水之勝故也、余嘗遊嵐山、戀賞至夕不能去、既遇月出、益覺嬋娟、遂留宿焉、翌早、候旭日升、復出觀之、芳霧靄然溢溪山、又為一奇、於嵐山之景庶幾盡之、

支那の國花は牡丹、印度はケシ、英國はバラ、佛國はユリ、獨逸は矢車菊である、すべて是等と我日本の櫻花とを比較せば、自ら櫻の世界の花王たるを知るべし。

日本刀

大鳥圭介

鍛冶研磨幾百回

霜鋒三尺玉無埃

不疑日本刀銳利

曾試盤根錯節來

劍舞謠

安積長齊（武貞）

日出國兮有名寶。

百練精鐵所鍛造。

光錠電閃夏猶寒。

風蕭々兮髮衝冠。

請看日出男兒膽。

踏白双兮犯礪丸。

犯敵丸兮陷堅陣。 縱橫搏擊山岳震。

有死之榮無生辱。 不須將臺受約束。

岩倉公所藏の正宗は山岡鐵舟の曾て公に贈れるものである、川田剛公の命を受けて「岩倉公所藏正宗銀刀記」を作る、その最末尾に曰く、

抑正宗者、曠古良工、生在元弘、建武之際、是時王室中興、未幾天下復亂、所利刃、往々爲叛臣用、公苟鑑於覆轍、今日治平猶不忘戊辰東征兵馬艱難之時、則此刀非獨爲公家寶器即天下之寶器、嗚呼其可不愛重乎哉

剛利決斷は劍の徳であつて、邪を破り正を顯すを以て目的とする、世を亂し民を賊ふはまことに劍の徳をけかすものである。此意味に於て川田剛の文は、次に引用する坂田丈平（備中人、明治廿二年歿）の文とその意を同うするものである。

日本刀

坂田 丈平

日本刀之利、赫然於萬國矣、然懦夫執焉嬰兒狎之、弱將執焉敵國輕之、庸君執焉、夷狄侮之、而亂臣得以弑其君、賊子得以弑其父、執非其人、果不可歟、然恃刀、不如恃人、磨日本刀不如磨日本膽也、今也人之不恃、膽之不磨、是非榮辱來襲、而不知拒、聲色貨利來侵、而不知防、揚々然橫三尺秋水、一庸夫當前焉、強夫則悍然抗之、懦夫則戰慄避之、其何問敵國哉、其何問夷狄哉、

所謂日本膽何也、曰仁、曰義、曰忠曰孝、曰夫仁義忠孝人之固有而列聖之所恃以維持世道人心於千萬年、善磨之、則其光芒威靈足寒姦賊之心、而禦腥膻之侮矣、是人也、眞可執日本刀也、故藤原氏能誅入鹿、北條氏能攘蒙古、名和、楠氏諸將、能復王室、是豈非不恃刀而恃人、不磨刀而磨膽之效耶、赫々日本刀、安不爲亂臣賊子之用哉。

富嶽、劍、櫻の三者は、現實即理想を理念とせる我日本の三大象徴である、富嶽は國家鎮後の表徴である、日本皇統の表徴である、(元日や一系の天子富士山―内藤鳴雪) 日本刀は日本魂の表徴である、櫻花は日本武士の表徴である、是等三者は正氣の表現である、正氣は宇宙精神である、我日本國土は此精神の鐘る所である、此意味に於て我日本は世界萬國中最も秀でたる所である、本居宣長曰く、殊に皇國は、萬の國の本、萬の國の宗とある御國なれば、萬の國にわたりて、正しき眞の道は、たゞ皇國にこそ傳はりたれ、他國には傳はれることなければ、此道を知ること能はず(玉勝間) 領土狭小、物資貧弱、人口稠密の如きは、確かに我日本の大缺點である、けれども我日本には、古來現實即理念の一大精神生活がある、内正義によりて國を建て、外正義を世界に布かんがために常に努力奮闘してやまざるは實に我日本の偉大なる所以である、小日本をして大日本たらしむる所以である、一言にてこれを表示せば道の國日本の實に世界萬國に冠絶する所以である。

要するに現實は既に實現せられたる理念であり、理念は將さに實現せらるべき現實である、故に現實

といへば必ず理念を伴ひ、理念と云へば必ず現實を伴ひ兩者は暫くといへども離るべからざるものである、我日本人の精神生活は、かゝる微妙なるものであるから、其の生活には不斷の進歩向上があるのである。

徒らに過去のみを回顧する生活は保守退嬰であつて、決して生々たる活氣がない、之に反し徒らに將來のみを顧みて過去を回顧せざる生活は、何等深き根底なき淺薄なる前進主義に終る他はない、我日本人の生活は現實即理念であるから一面過去の歴史生活を回顧しつゝ他面將來の向上進歩を見逃さないのである、随つて我日本人の生活は古くして新、新にして古いのである。

御 製

明治天皇

いそのかみ古きためしを尋ねつゝ

新らしき世のこともさだめむ

○子曰、溫故而知新、可以爲師矣、(論語爲政第二)

○子夏爲莒史宰、問政、子曰無欲速、無見小利、欲速則不達、見小利則大事不成(論語、子路第十三)

○流水之物也不盈科不行、君子之志於道也、不成章不達(孟子、盡心章句上)

溫古知新は舊經驗と新經驗との調和であつて、此に始めて進歩向上がある。随つて此主義は過激急進

でなくして溫健漸進主義、精神的徒步主義(Pedestrianism)となるのである、理想の實現は當さに此主義によるべきである。

Was langsam geht, kommt stich gum Ziel.

第四編上 文化的適應同化

我日本民族は三千年間絶へず新境遇に順應し適應し以て今日の優秀なる文化を成すに至つた、今これを史實に徴して然る所以を説明しやう。

神代に於て素盞鳴尊、大國主神によりて統率せられた所謂出雲民族は、夙に韓國と交通往來し其勢力は出雲を中心として日本海岸、北九州、信越、紀州邊にまで及び天照大神を中心とする所謂天孫民族(高天原民族)にとりては隠然一大敵國の觀があつた、若し天孫民族が何時までも出雲族と對立し絶へて融合する所がなかつたならば、今日の日本帝國は到底永久に存在しなかつたであらう、然るに聰明なる天照大神は、夙に三器三徳によりて治國平天下の理想を立て能く其の部下臣民と同心協力して遂に出雲族を天孫民族に服従せしめられたから、日本統一の基礎漸く確立し爾來絶へず新境遇に適應して國運日々に隆昌なるを致したのである。

天照大神より神武天皇に至るまで其經る所の歲月は恐らくば悠久、其間天孫民族の人口蕃殖し、加ふ

るに、地九州の僻陬にありては到底充分將來の發展を遂ぐる事が出来ない、そこで神武天皇は斷然東遷を決行し、今より凡そ二千六百年前遂に都を大和橿原に奠め茲に日本建國の基礎益々鞏固なることを得た。

第十代崇神天皇の御代八咫鏡と叢雲劍とを大和笠縫邑に遷し皇女豊鍬入姫命をして之を祀らしめ別に鏡、劍を模造し、八尺瓊勾玉と共に宮中に留しめ以て爾來皇位授受の神器と定められた、是れまことに崇高なる不言教と言ふべきである。

又崇神天皇の御世大彥命（北陸）、武渟川別命（東海）、吉備津彥命（西海）、丹波道主命（丹波）の四將軍を四道に遣はし、若し教を受けざる者有らば乃ち兵を擧げて之を伐て（天皇十年）と詔して、萬民教化の大理想を示し給ふた。

又崇神天皇は、弓弭の調（狩獵の獲物）手末の調（織物）の制を定め、力を池溝、交通、船舶に用ひ以て後の産業發達の基礎をつくり給ふた。

第十二代景行天皇の御世に至り、九州南部の熊襲、及び東國の蝦夷（今のアイヌ族）を征し大に皇威を發揚し給ふた。

第十三代成務天皇の御代に至り、地方を山河の形勢によりて、國、縣を分ち、國造、縣主、稻置を定められた、是れ日本の領土漸く擴張し、新に行政的區劃を要する新事情新境遇に適應せられたもので

ある。

第十四代仲哀天皇の御世、筑紫樞日宮に幸して熊襲を討ちたまひしも事半ばにして、陣中に崩じ給ふ。

神功皇后、熊襲反亂の後援者の新羅たることを洞察し、遂に舟師を率ゐてこれを征伐し給ふ、日本書紀は、新羅王降服の状を述べて曰はく、

新羅王是に戰々慄々、胥身無所、則ち諸人を集へて曰く、新羅の國を建てしより以來、未だ嘗て海水の國に凌ることを聞かず、若し天運盡きて國海と爲るか、是の言未だ訖らざる間に、船師海に満ちて旌旗日に輝き、鼓吹聲を起して、山川悉に振ふ、新羅王遙かに望みて以爲らく、非常の兵將さに己が國を滅さむとす、焉焉失志ひぬ、乃今醒めて曰く、吾れ聞く、東に神國有り、日本と謂ふ、亦聖王有り、天皇と謂ふ、必ず其の國の神兵ならむ、豈兵を擧げて以て拒ぐべけむやといひて、即素旆あげて自ら服ひぬ、素組して以て面縛はる、圖籍を封め、王船の前に降りて、因りて叩頭みて曰さく、今より以後、長く乾坤と與に、伏ひて飼部と爲らむ、其れ船柁を乾さずして、春秋馬梳及び馬鞭を献らむ、復た海の遠きに煩かずして、以て年毎に男女の調を貢らむ、則ち重ねて誓ひて曰く、東にいづる日更に西より出づるは且く陰く、阿利那禮河の返りて以て、逆に流れ、及び河の石の昇りて星辰に爲るに非ずして、殊に春秋の朝を闕き、怠りて梳鞭の貢を廢

めば、天神地祇共に討へたまへとまをす、時に或ひとの曰く、新羅王を誅さむと欲ふ、是に皇后曰く、初め神の教を承けて、將さに金銀の國を授からむとし、又三軍に號令して曰く、自服はむをな殺しそと、今既に財の國を獲つ、亦人自降服ひぬ、之を殺すは不詳とのたまひて、乃ち其の縛を解きて飼部と爲し、遂に其の國中に入りまして、重寶府庫を封め、圖籍文書を收めたまふ、即ち皇后の杖ける矛を以つて新羅王の門に樹てて後葉の印と爲す、故れ其の矛今猶新羅王の門に樹てり、爰に新羅王波沙寐錦即ち微叱己知波珍干岐を以て質と爲て、仍りて金銀彩色及び綾羅縑絹を賚し、八十艘船に載せられて、官軍に従はしむ、是を以て新羅王常に八十船の調を以て日本國に貢る、其れ是の縁なり、是に高麗、百濟、二國の王、新羅圖籍を收め、日本國に降りぬと聞き、密に其の軍勢を伺はしむ、則ち不可勝を知りて自ら營外に來りて叩頭みて款して曰く、今より以後永く西蕃と稱ひつゝ、朝貢を絶たし、故れ因りて以て内官家を定む、是れ所謂三韓なり、

(日本書紀氣長足姬尊の條)

當時武力と士氣とに於て、我日本の遙かに三韓に優りしこと明であつたが、平和的文化の點に於ては、未だ彼に及ばざるもの遠きものがあつた、故に若し此のまゝに放任し置くときは、折角の戦勝も到底終局の効果を收むることが出来ない、須らく、盛に彼の國の文化を輸入同化し、以て彼に劣らざる文化人となるべきである、三韓征伐以後の我日本は能くかゝる國家的境遇に適應するの方策を怠ら

なかつた。

仲哀天皇の皇子第十六代應神天皇の御世に至り、百濟より阿直岐來朝し、次で博士王仁論語及び千字文を献し、皇子菟道稚郎子就て學び給ふ、是れ我日本に公然漢學の傳來せし始である。

又同天皇の二十年後漢靈帝の子孫阿知使主父子十七縣の部民を率ゐて歸化し、其の子孫と共に代々朝廷の記録をつかさどる、此に於て、蓋聞、上古之世、未有文字、書賤老少、口々、相傳、前言往行存而不忘(古語拾遺)といへる無文字の日本は有文字の日本となるに至つた、是れ我日本文化史上の大劃時代となすべきである。

應神天皇十四年支那秦の始皇帝の後と稱する弓月君百二十七縣の民を率ゐ百濟を経て我に歸化す、其の子孫を秦氏と稱し、養蠶、絹織物の業を掌る。

第二十一代雄略天皇の御世、百濟より機織、陶工、畫工、鞍工等を招き、吳より織縫の工女を召され、我邦の工藝著しく進歩發達をなした。

第二十九代欽明天皇の十三年(皇紀一二二二)百濟の聖明王始めて佛像及び經綸を献じた、別に表して流通、禮拜、功德を讚して云く、

是の法は、諸法の中に於て最も殊勝れています、さとり難く入り難し、周公孔子も尙知ること能はず、此の法は、能く量無く福德果報を生して乃至無上菩提を成し辨ふ、譬へば、人の意に隨ふ

寶を懐きて、用ひるべき所にしたがひて、盡く情のまゝなるが如し、此の妙法も亦復然なり、祈め願ふこと情のまゝに乏しき所無し、且つ夫れ遠きは天竺より爰に三韓におよぶ、教のままにうけ持ち尊び敬はざるはなし、是に由りて百濟の王、臣明、謹みて陪臣怒喇斯致契を遣して、帝國に傳へ奉り、畿内にあまねはすこと、佛の所説、我が法は東へ流へむといふことを果すなり、
 (日本書紀欽明天皇の條下)

王仁の論語及び千字文を獻ぜしより此に至るまで、二百六十八年其の間儒教(周公孔子の教)漸く弘まり、現世的なる我日本人の人倫道德の發達に資せしこと蓋し鮮くはない、然るに今新に聖明王の將來した佛教は現世の外、更に過去及び未來を説くが故に、我日本人のこれが取捨選擇に關し、一大疑惑を生ぜしこともとより當然のことである、果然當時廟堂に於ても蘇我、物部兩氏の間に思想上一大衝突を生じ、何時果つべくとも見えなかつたのである。

蘇我大臣稻目宿禰奏して曰く、西蕃の諸國一に皆之を禮ふ、豊秋日本豈に獨り背かむや、(日本書紀欽明天皇の條)

是れ蘇我氏は、佛教東漸の大勢に順應せんとする愛新主義者である、然るに物部大連尾輿、中臣連鎌子、同じく奏して曰く、

我が國家、天の下に王とましますは、恒に天地社稷の百八十神を以て春夏秋冬に祭拜むことを事

と爲す、方に今改めて蕃神を拜むこと恐らくは國神の怒を致したまはむことを、(同)
 是れ國粹保存、傳統尊重の念厚き憎新主義者である、かく兩主義は相衝突して何時果つべくとも見えなかつたが、第三十三代推古天皇の御世聖德太子出で、神儒佛の三教の調和に努め、佛教漸く興隆するに至つた、太子の憲法十七條に曰く、

一に曰く、和を以て貴しと爲し、忤ふこと無きを宗と爲せ。

二に曰く、篤く三寶を敬へ、三寶は佛法僧なり、則ち四生の終歸、萬國の極宗なり。

三に曰く、詔を承はりては必ず謹め、君をば天とす、臣をば則ち地とす、天覆ひ地載せて四時順り行き、萬氣通ふことを得。

四に曰く、群卿百寮禮を以て本と爲よ。

五に曰く、饗を絶ち、欲を棄て、明かに訴訟を辨へよ。

六に曰く、惡を懲し、善を勸むるは古の良典なり。

七に曰く、人各々任掌有り、宜しく濫れざるべし。

八に曰く、群卿百寮早く朝し晏く退でよ。

九に曰く、信は是れ義の本、事毎に信有れ。

十に曰く、忿りを絶ち、嗔を棄て、人の違ふを怒らざれ。

十一に曰く、功過を明察し、賞罰必ず當てよ。

十二に曰く、國司國造百姓に斂むること勿れ、國に二君靡く民に兩主無し、率土兆民王を以て主と爲す、所在の官司は皆是れ王の臣なり、何ぞ敢て公と與に百姓に賦斂らんと、

十三に曰く、諸の任官は同じく職掌を知れ、

十四に曰く、群卿百寮嫉妬有ること無かれ、

十五に曰く、私に背き公に向ふは、是れ臣の道なり。

十六に曰く、民を使ふに時てするは古の良典なり。

十七に曰く、大事は獨り斷むべからず、必ず衆と共に宜しく論ふべし。

聖德太子は自ら四天王寺、法隆寺を建て佛像を作りまた自ら勝鬘經、法華經を講じ給ひ、天皇亦皇太子及び大臣に詔して三寶を興隆せしめられしかば、天皇の末年には、寺院の數四十六、僧尼の數千四百の多きに及びりと云ふ。

推古天皇は聖德太子の力に依り大に三寶の興隆を謀らせ給ふといへども亦同時に厚く神祇の崇拜を嚴にし給ふ、天皇十五年の詔に曰く、

朕れ聞く曩者、我が皇祖の天皇等の世を宰めたまへる、天に跼り地に踏して、敦く神祇を禮ひ周く山川を祠りて幽かに乾坤に通はず、是を以て陰陽開け和きて造化共に調ふ、今朕が世に當りて

神祇を祭祀ふこと、豈に怠りあらむや、故れ群臣共に爲に心を竭して、宜しく神祇を拜つるべし。(日本書記、推古天皇の條)

推古天皇は、その二十八年更に蘇我馬子と謀りて天皇紀、國紀、臣、連、伴造、國造等の本紀を録せしめ給ふた、斯くて國力漸く充實し、外隋、唐と對等の交際をなし大に國威を海外に輝し給ふた。

推古天皇十五年隋煬帝大業三年小野妹子を愴に遣す、聖德太子國書を認め「日出づる處の天子書を日没る處の天子に致す恙なしや」(出處天子、致書日没處天子、無恙云々(愴書))

十六年小野妹子を愴に遣す、その時の勅書に曰く、「東天皇敬みて西皇帝に白す」(爰天皇聘唐帝、其辭口、東天皇敬白西皇帝云々)と(日本書紀)

要するに、推古帝の御世は、賢哲聖德太子の攝政により内外共に能く四圍の境遇に適應し、國運益々隆昌に向ふことを得たのである。

斯く推古天皇の御世に至り我日本は、内外漸く發展の機運に向つたけれども上古以來氏族制度の弊害は益々甚しく早晚これが一大改革をなすにあらざれば到底多事なる時局に適應することが出来ないやうになつた、是れ大化革新の行はれた所以である、今氏族制度の弊害の著しきものを擧ぐれば、

1、氏族の職業獨占

2、氏族の土地、人民の私有

- 3、中央、地方官制の不備
- 4、戸籍、收税法の不備

右四項中其弊の大なるものは(1)(2)である、何となれば氏族跋扈して土地、人民を私有せば、自ら、天祖建國の精神たる「天に雙の日無く、國に二王無し、是の故に天下を兼ね并せて萬民を使ひたまふべきは、唯天皇のみ」(日本書紀、孝徳天皇の條)といへる天皇政治を危くするからである、大化革新はかかる弊害を一掃せんがために行はれたる一大英斷に他ならぬ。

- 1、官職世襲の廢止、(左右大臣及内臣を置く)
- 2、皇族以下諸豪族(氏族)の土地、人民の私有を廢して、朝廷の公地、公民とす、(伴造、國造の私有地即ち田莊を收め其民部(部典、伴部)を放つ。
- 3、八省、百官を置き政務を分掌せしむ。
- 4、從來の國造、縣主を廢して新に國司、郡司を置く、
- 5、班田收授法を設け人毎に口分田を給す。
- 6、租、庸、調の法を設く。
- 7、驛、驛家、驛馬の制を設く。

大化の法制は、孝徳、齊明、天智、弘文、天武、持統、を經文武天皇に至り大成せられて、所謂大寶

律令となつたが、唐制を參酌せる所が鮮くない、而も唐の三省(尙書省、中書省、門下省)を其まゝ採用することなく、政治を司る太政官と祭祀を司る神祇官とを相對せしめたるは、神國日本の傳統を尊重保存せるものであつて、此にも明かに我大和民族の自主獨立の精神が表はれて居る、上代我日本外交史上の一大事件は實に天智天皇の御世に於ける韓半島經營中止である、當時韓半島に於ては、新羅、高麗、百濟の三國鼎立し、百濟は日本の後援を得、高麗と相結びて新羅と對抗し、新羅は唐の後援を得て、高麗、百濟の同盟と對立せり、齊明天皇の御世唐の太宗先づ百濟の水軍を破り、又これを後援せる日本水軍をも破つたから太子中大兄皇子望を半島に斷ち軍を班されそこで、唐軍勢に乗じて鴨綠江を過ぎ平壤に逼りて遂に高麗を滅した、然るに新羅王文武王のとき、高麗に内亂が起つたから、新羅これを口實として兵を高麗に進め唐兵を破り遂に高麗を一統して更に百濟の地をも侵してこれを占領し遂に半島を統一して唐の命を拒みて獨立するに至つた。(長沼賢海、參考日本歴史)

斯くの如く我日本は初め百濟を後援して新羅を抑へ以て唐の勢力に對抗するの策をとつたけれども、却つて新羅の勢力漸く強大となりて韓半島を統一し、遂に唐命をも奉ぜざるに至つたがため、我日本の對韓政策は全然失敗に了つたのである、天智天皇の一時韓半島經營を中止し給ふたのは、眞に己むを得ざる消極退嬰的政策であつたのであらう、若し適應、順應と云ふ語の本來の意義から云へば、日

本は當時たしかに東亞外交界の狀勢に適應し得なかつたものと云はねばならぬ、然しながら我日本は、爾來雖伏し徐ろに力を國內の實力養成に用ゐた點からは、むしろ後日の適應、順應の準備時代であつたとも云へやう。

齊明天皇の御世、韓半島に於ける日本の外交は全然失敗に終つたことまことに上述の通であるが鰯田、淳代、渡島の蝦夷征伐は、阿部比羅夫の武勇により大なる成功を收め我日本は外交上能く當時の狀勢に適應することを得たのである。

齊明天皇四年夏四月阿倍臣、船師一百八十艘を率ゐて蝦夷を伐つ、鰯田・淳代二郡を蝦夷望り怖ぢて降はむと乞ふ、是に於て軍を勅へて、船を鰯田浦に陳ぬ、鰯田の蝦夷恩荷進みて誓ひて曰く、官軍の爲の故に弓矢を持たず、但し奴等性肉を食ふが故に持り、若し官軍の爲めの故に弓矢を儲らば、鰯田浦の神知りなむ、清き白のなる心を持ちて朝に仕官つらむ、仍りて恩荷に授くるに小乙上を以てす、淳代、津輕二郡の郡領を定め、遂に有間濱に渡島の蝦夷等を召し聚めて大に饗て歸す、(日本書紀齊明天皇の條)

齊明天皇五年三月阿倍臣を遣して、船師一百八十艘を率ゐて蝦夷國を討たしむ、阿倍臣・鮑田・淳代二郡の蝦夷二百四十一人、其の虜卅一人、津輕郡の蝦夷一百十二人其の虜四人、膽振鉏(イフリサへ)の蝦夷廿人を一所に簡び集めて大に饗へ祿を賜ふ、即ち船一隻と五色の綵帛とを以て

彼の地の神を祭る、肉入籠シシノツに至る時に、間宮膽鹿島、菟穂名の二人進みて曰く、後方羊蹄を以て政所と爲す可し、膽鹿島等が語に隨ひて遂に郡領を置きて歸る、(日本書紀齊明天皇の條)

尙ほ文武天皇の時多嶽、奄美、度感人來貢し、元明天皇の御世信寬、求美の人來貢せしは、日本膨脹の大勢に適應せるものである。

元明天皇和銅三年(一三七〇)都を大和の奈良に定む、元明、元正、聖武、孝謙、淳仁、稱徳、光仁の七代七十餘年間を奈良時代と云ひ、我日本文化史上一大特色を發揮せるものである。

推古天皇の御代聖德太子攝政として大に内治外交の刷新を謀られ次で孝徳天皇の御世閥族の弊を改め天皇親政の實を擧ぐるに努められたから、假令天智天皇の御代に至り韓國の經營を一時中止せられたにも拘らず、我日本の國運は次第に隆昌に赴き、從來の如き小規模なる帝都にては到底實際政治上の運用上にも亦對外的體面の上にも共に不利、不便を感ずるに至つた、そこで元明天皇和銅三年(皇紀一三七〇)遂に都を大和の奈良に奠め、唐の長安城の制に則り東西八町、南北八町の大都城を營み、大に人心を新にせらるゝ所があつた、是れとりも直さず正に新興日本の狀勢に適應するものである。

我日本人の經濟生活は、上古の自然經濟時代より次第に發達し、奈良朝の初期には既に貨幣經濟時代に到達したことは元明天皇元年(一三六八)に武藏より獻じた銅を以て初めて和銅開珮を鑄造せられ

たことで明かである、是れ亦我日本人が新經濟生活に順應、適應した一例である。

奈良朝時代に至り古事記（元明）、日本書紀（元正）、風土記（元明）の撰修せられたのは、國民の文字文書に對する要求に應ぜざる適應であつて、古事記の漢字（萬葉假字）日本書紀、風土記の漢文を用いたのは、漢學の影響顯著なることを證明するものである、又漢字の音又は義訓をかりて奈良朝の末頃の人大伴家持によりて書れたり傳へらるゝ萬葉集も亦國民の文字に對する要求に適應して現はれたのである。

欽明天皇の御世に初めて種を蒔き、推古天皇の御世に至り漸く花を開き奈良朝時代に至り菓實を結ぶに至つた主なる佛教は三論、法相、華嚴、律宗、俱舍、成實の六宗であつて、眞に百花爛漫たるの觀がある。

三論宗は、龍樹の中論、十二門論、提婆菩薩の百論によりて組織せられた佛教の一分派で推古天皇の御代高麗僧惠灌始めて本朝に傳へたものである。

中論は鳩摩羅什によりて漢譯せられ、小乗、及び外道を破して大乘の中道第一義空を顯はしたものである。

十二門論は、中論と同じく羅什によりて漢譯せられ、中論と同じく小乗及び外道を破し、大乘の畢竟空たることを論じたものである。

百論は同じく羅什の漢譯である、提婆が龍樹の法義に立ち當時の外道に對して自己の主張を述べたものである。

法相宗は唯識ともいふ、又中道宗、唯識中道宗、應理圓實宗ともいふ、本宗は佛解深密經の一切法相品に依つたものである、又本宗は、釋伽一代五十年の説法を、有、空、中の三時に分ち、五位百法、賴耶緣起、唯識中道を説いたものである。

親基、慧沼、智周の三人は支那法相宗の三祖で元興寺の道昭支那に於て、玄奘より教を受け之を日本に傳ふ、今の奈良の興福寺、法隆寺、藥師寺はその三本山である。

華嚴宗は華嚴經を以て所依の經典とする、本經は大方廣佛華嚴經ともいふ。佛陀最初の三七日の説法文殊、阿難の結集せるものである。

本宗は、印度の龍樹より傳來し、支那の賢首に至つて大成し道璿により、聖武天皇の御世日本に傳へられ、南都佛教の中心となつた、その教義は、圓融の理、無盡無碍自在の緣起作用、現象即實在觀に一步を進めたる現象相互無盡關係を説く、而も法華經に比すれば二乗作佛を説かず、佛陀常住觀不徹底なるが故に完全なる圓教にあらずして寧ろ准圓教と稱すべきであらう。

律宗は、主として小乗の戒律を嚴守する宗旨にして、孝謙天皇の御世唐代南山の鑑眞和尚來朝して我朝に弘通せしものである。

俱舍宗は、世親菩薩の俱舍論を所依の經典とせるもので、小乗の一派である。本宗は萬有の構成要素に實在を認め、個體我を否定するものである。成實宗は、訶梨跋摩の成實論を所依の經典とするもので、支那に於ても次第に衰ひ、日本にても三論宗の學者等のこれを兼學せるに過ぎなかつたのである。

東大寺は、聖武天皇の御願によりて建立せられ金光明四天王護國寺、總國分寺とも稱せらる。興福寺は藤原不比等の氏寺として建てられたものである。

聖武天皇の國毎に建て給ひし、國分寺、國分尼寺は、正しくは、僧寺を金光明四天王護國寺と稱し、尼寺を法華滅罪寺と稱す、國分寺の役僧は、佛教々法はもとより教育、交通、社會事業、慈善事業等をも司り、文化の普及に貢獻する所少くなかつた。

僧道登は宇治橋を架し僧行基は東大寺建立の外普く諸國を巡りて道路を開き、池溝を穿ち、橋を架し港を開く等公共事業に盡せる功顯著なるものがあつた。又僧侶中には道路の傍に果樹を植ゑしものもあつたと云ふことである。

聖武天皇の皇后、光明子は、悲田院、施樂院を建て、貧民の病苦を慰め、老驅を養ひ給ふたが當時の諸大寺が率先して田園開拓、農業興隆に努めたことも當代僧侶の社會的なる一特色と云ふべきである。

奈良朝時代には、天皇、國家共に佛教を保護せられたから佛教は大に隆興し、これに伴ふて寺院建築彫刻、繪畫、織物、刺繡、漆器、硝子器等の美術、工藝大に進歩發達した。就中東大寺の正倉院に納められた聖武天皇の御物は世界の珍寶と稱せらる。總じて是等の美術工藝は聖武天皇の年號をとりて天平時代物と稱せらる。

斯く奈良朝時代に於て寺院、佛教、美術の興隆せしは、亞細亞大陸の佛教文化に適應して我日本民族の文化財を豊富ならしめしものとして、洵に喜ぶべきの現象である。けれども僧侶は天皇及び國家の優遇に狎れて次第に嘴を政治に容れ、遂に惠見押勝（藤原仲麿）（不比等の孫）と道鏡の争、僧玄昉と太宰少貳藤原廣嗣との争を生ずるに至つた。而して道鏡の天位を覬覦するに至つては眞に僧侶腐敗の極であつて、我日本國體上の一大危機であつた。幸に忠誠無二なる和氣清麿のあるありて、能く皇位の繼承を誤らなかつたのは眞に天祐とも稱すべきである。

宇佐八幡の御託宣は、誠忠なる清麿の清明心に感應して遂に彼の口を藉りて天祖天照大神の天壤無窮の神勅の御聖旨を言はしめたもので、清麿の此奏言なかりせば我神聖なる日本皇位は或は一俗僧の掌中に歸したかも知れない。此一大危機を切り抜け得たのは眞に天祐と申すの他はない。

清丸嘗用之、妖僧肝膽寒

（東湖正氣歌）

孝明天皇清麿の忠節を賞し詔して正一位護王大明神の號を賜ひ、明治大帝は明治七年別格官幣社とし

護王神社と稱し、明治十九年京都上京櫻岡鶴町に社殿を建て給ふたのである。

第五十代桓武天皇の延暦十三年（皇紀一四五四）都を山城の長岡より今の京都の地に遷し平安京と稱す。爾來明治二年東京遷都まで實に一七七五星霜を経たのである。平安京遷都の主なる理由は左の如し、

1. 奈良の僧侶は漸く腐敗墮落し玄昉、道鏡の如き國家に害毒を流すものすら輩出せしかば、桓武天皇は夙に是等俗僧と關係を絶たんがため遷都を實行せられた。
2. 平安京は東に東海、東山、北陸を扼する近江國を控へて遙かに蝦夷の教化に便なるのみならず、西に瀬戸内海を支配すべき難波への水路を抑へ朝鮮、支那との外交上樞要の地點たること、（以上二項長沼賢海、參考日本歴史）

3. 造營使長官藤原種繼が暗殺され、廢太子早良親王が配所に赴かるゝ途中憤死せられしかば觸穢を避くる風習より遷都を決行せられたり、（直接動機）（高須梅溪、國民の日本史）

右の第一項は、佛教刷新、政海淨化の動機に出づ、第二項は、對外政策上の適應に依るものなり、第三項は、清淨潔白を好み、觸穢を忌む日本國民固有の性情に依るものなり、第三項は恐くば遷都の直接動因であつて、第一、第二の兩項は遷都の主要原因であらう。

平安京への遷都は奈良期七十餘年間の弊害を一掃し新興日本の建設にとりて、最も缺ぐべからざる民

心一新策であつたのである。平安遷都後後鳥羽天皇の御代に至るまで凡そ四百年間は所謂平安時代であつて、我日本史上最も特色あるものゝ一である。

平安時代に至り奈良朝時代の六宗に代りて人心を支配せしものは、僧最澄の天臺宗と、僧空海の眞言宗とである、最澄は、山東省より朝鮮帶方郡に植民せし漢人の同郡瓦壞と共に、日本に歸化せしものゝ子孫であつて、其先は東漢獻帝の苗裔なりと云ふ、桓武天皇延暦七年（皇紀一四四八）叡山に根本中堂を建て一乘止觀院又比叡山寺と稱し天皇十四年延暦寺の號を賜はつた、彼は桓武天皇延暦二十五年の攘災殖福佛教最勝誘善利生莫如斯道といへる勅旨に副ふ大徳であつて清和天皇貞觀八年（皇紀一五二六）傳教大師と謚せられた。

空海は殆んど最澄と同時代の人であつて、平城天皇大同二年（皇紀一四六七）密教弘通の勅許を得、嵯峨天皇弘仁七年（一四七六）紀州高野山に秘密修禪の道場を創立す、同天皇弘仁十四年眞言弘傳の根本道場として東寺を賜る、是れ鎮護國家の道場として賜はつたものである、淳和天皇天長九年高野山に轉住、仁明天皇承和二年（皇紀一四九五）寂す、醍醐天皇延喜二十一年（一五八一）弘法大師の謚號を賜ふ、大師は嘗に學徳を以て一世に感化を與ひしのみならず、讃岐國の萬農池、大和の益田池を掘り、道路を通じ、河川を開修する等公益世務を開きしこと鮮からず、彼は實に大なる社會教育者であつたのである。

最澄、空海は、奈良朝以來漸く起りし、神佛調和の思想就中本地垂迹説を普及して佛教の日本化に貢獻する所大なるものがあつたが他面に於ては爾來佛寺に鎮守の社起り、神社に神宮寺起り、社僧多くは社務を司り、所謂神佛混淆の弊を助長せしむるの嫌なきにしも非ずであつた。

腐敗墮落せる奈良僧徒の弊害を避けて、平安京に遷りし、平安朝廷は、其初め最澄、空海のごとき名僧智識により、大に佛教界の淨化を實現し得しも、國家の保護人民の尊敬に狎れ奈良の僧侶のごとき次第に俗化、墮落し、莊園を有し僧兵をたくはへ、益々横暴を極むるに至つた、就中叡山の延暦寺は奈良の興福寺と同じく、意にみだざることあれば、神輿、神木を奉じ、大學京都に入り、朝廷に強訴するに至つた、早晚これが弊害を除き、代ふるに新宗教を以てするにあらざれば、到底新時代の要求に適應すること能はざるものがあつたのである。

白河法皇の御述懐

天下に朕の意の如くならざるものは、

賀茂川の水、雙六の賽、及び山法師なり。

齊明天皇の御世阿倍比羅夫舟師を率ゐる秋田、能代、渡島地方の蝦夷を征服せしも未だ能く奥羽内地の蝦夷を征服することが出来なかつた、因て、聖武天皇は、大野東人をして陸奥に多賀城、出羽に秋田城を築きてこれに備ひたまひしも容易に平定するに至らなかつた、積武天皇延暦十六年（一四五七）

坂上田村麿を征夷大將軍に任じてこれを討たしめられたが彼は能く蝦夷の根據を覆へし、膽澤城を築き鎮所となし延暦二十年（皇紀一四六一）遂に討平の功を奏することを得た、田村麿は、阿知使主の子孫であつて、能く赫々たる武勳をたてしことは、最澄が漢人の子孫でありながら、能く平安時代の我日本精神海に偉大なる感化を與ひしと眞に好一對をなすものと云ふべきである。

坂上田村麿の武勳により蝦征伐は多大なる成功を收めしにも拘らず、韓半島は天智天皇の一度これを拋棄し給ひしより新羅の勢力益々盛大となり屢々我日本に無禮を加へ、淳仁天皇の御世には、一時征韓軍を派遣するの議もあつたが、當時力を専ら内治に傾注する方針のもとに遂にこれを果すに至らなかつた、然るに宇多天皇の御世新羅亂れ王建なるものを都を松嶽（開城に）に定め朱雀天皇の御世新羅を滅ぼして半島を統一し高麗朝の基を開くに至つた。

平安時代に於て外交上注意すべき一事件は、日本と渤海との交通である、渤海は、高句麗の滅亡後その部首大祚榮なる者、元明天皇の御世唐より封ぜられて渤海郡王となり國號を渤海と稱するに始る、「今の奉天、吉林、黒龍の三省と露領沿海州と朝鮮の咸鏡、平安の二道とを加へた大國である」（沼田頼輔、日滿の古代國交）、又人種上よりこれを觀ると、渤海は、滿洲黒龍江、松花江附近に住せるツングース族によりて建てられた國家である即ち古は肅慎と稱せられ唐代には靺鞨と呼ばれた民族によりて建てられた國である。

渤海は、聖武天皇神龜五年（一三八八）始めて入貢し、桓武天皇の御世入貢期を六年目に一回と定め爾來醍醐天皇の頃まで凡そ二百有餘年間來貢を絶たなかつた。

渤海が日本と國交を結んだのは、日本をして新羅を南方より制せんがためであつたのであるから、當時新羅が日渤の聯盟を恐れて苦慮した事は、新羅の全忠信が、唐帝に上表して、その王、金光に寧海軍大使を授け、これに旌旗を賜はつて、渤海を討たんことを請願したのを見ても、其間の消息を窺ふに足るものがある、（沼田頼輔、日滿の古代國交）

渤海は、唐と新羅の間に介在せしかば高王、武王、文王、宣王の如き英主遠交近攻の政策をとり、日本と交通せしこと二百有餘年に及んだ、是れ正に今より凡そ千二百年の昔である、今日は日本と朝鮮とは合邦せられ、其領土直ちに滿洲國に接し、滿洲國は、日、支兩國の間に介在し、ソヴィエツトロシアと境を接するが故に、日滿の提携は昔の日渤交通と相似たるものが多い、是れまことに奇しき縁因と云ふべきである。

昔の日渤交通はむしろ渤海國自動的たるの觀があつたが、今日の日滿同盟は却て日本自動的で、滿洲國受働的たるの觀もあるが、廣く共存共榮の大道より觀は、兩國互に唇齒輔車の關係にあるものと云ふべきである。

蘇我閥は、中大兄皇子、中臣鎌足の力によりて既に業に倒れ、孝徳天皇の大化改新によりて益々人材

登用の門戸は開かれ、其成績一時大に見るべきものがあつたが、藤原鎌足補弼の勳功により其子孫顯要の地位を占むるに至りて、此に蘇我閥に代ふるに却て藤原閥の出現を見るに至つた、就中鎌足の第二子藤原不比等は、持統、文武、元明、元正の四朝に仕へて大功あり、文武天皇四年勅を奉じて律令を撰定し我日本法制の基礎を開いた、其子武智麿（南家）房前（北家）宇合（式家）麻呂（京家）の四家著はれ、就中房前の後に冬嗣、良房、基經、時平、忠平、道長等ありて、藤原氏の勢力は全盛を極め門閥の弊害は實に頂點に達するに至つた。

藤原不比等は、藤原鎌足の子であつて、其女は聖武天皇の皇后となりしより、藤原氏は皇室の外戚として其勢力甚だ盛なるものがあつた。

藤原冬嗣は、不比等の子房前の子であつて、第五五代文徳天皇の御世には、太政大臣に任ぜられ、其女は天皇の宮に入り、その生み奉れる第五六代清和天皇は、御年僅かに九歳にして即位せられたから良房は、攝政となつて政治を專にした。

年ふれば齡は老いぬしかはあれど花をし見れば物思ひもなし（良房）

藤原基經は、良房の養子であつて、第五七代陽成天皇の時太政大臣に任じ權を專にし、天皇を廢して第五十八代光孝天皇を立て奉りしに至つては其横暴まことに惡むべきである、第五九代宇多天皇の御世に至り關白となる、關白とは、大小の政治これに白して後奏せしめたまふものである、是れより以

後藤原氏は天皇幼少の間は攝政となり、御成年の後には關白となるの例となるに至つた、思ふに我日本に於ては政治は天皇の治であつて決して臣下の政治ではないから藤氏のごとき關白は斷じて置くべきものではない、又攝政は天皇やむを得ざる故障のため自ら政を親らすること能はざる場合に限りこれを置くべきものであるから、天皇の御血統に最も近き御方を以て任ずるのが原則であつて、決して臣下のこれに任ずべきものではない、皇室典範第五章攝政の條に曰はく、

第十九條、天皇未だ成年に達せざるときは、攝政を置く。

天皇久きに亘るの故障に由り太政を親らすること能はざるときは、皇族會議及樞密顧問の議を経て攝政を置く。

第二十條、攝政は成年に達したる皇太子又は皇太孫之に任ず。

第二十一條、皇太子皇太孫にあらざるか又は未だ成年に達せざるときは、左の順序に依り攝政に任ず。

第一、親王及王

第二、皇后

第三、皇太后

第四、太皇太后

第五、内親王及女王

藤原兼家は、忠平の孫であるが、第六十五代花山天皇の御世、その子道兼をして天皇に位を遜らしめ、己が生む所の第六十六代一條天皇を自ら攝政となつた、其横暴まことに惡みても猶ほ餘ある。藤原道長は、一條、二條、後一條の三朝に歴任し其女三人は一條、二條、後一條天皇の中宮となり。自らは後一條、御朱雀、御冷泉の外戚となり政を執ること二十年、位人臣を極め、富皇室を凌ぎ榮華榮耀を極む、晩年法成寺を造りて住みしかば世に御堂關白と稱せらる。

此の世をば我が世とぞ思ふ望月のかけたることもなしとおもへば (道長)

藤原賴通は、道長の子であるが、後一條、御朱雀、御冷泉の三天皇に歴任し、政を執ること五餘十年の久しきに亘つた、晩年宇治に閑居せしかば、宇治の關白と稱せられ、其榮華榮耀父にも劣らざるものがあつた。

斯くのごとく藤原氏一門の榮華は、いかなる結果を生じたか、其著大なるものは、第一に皇室の衰微第二に武門の興隆である。

平安時代に於て第六十代醍醐天皇の延喜の理代、及び第六十二代村上天皇の天曆の治は、天皇政治の最も顯著なるものとして並び稱せられて居るけれども、藤原氏多年積弊の後を承け、其の治績僅かに帝都所在地に及び僻遠の地に於ては、藤氏及び地方豪族土地、人民を私し天皇の勢力は殆んど及ばざ

るものがあつた、朱雀天皇承平五年（皇紀一五九五）平將門は下總猿島に據りて反し、藤原純友は朱雀天皇天慶四年（皇紀一六〇一）伊豫に據りて反し、後一條天皇長元元年（皇紀一六八八）平忠常は下總に據りて反し、後冷泉天皇の御世、永承六年（皇紀一七一）安倍頼時並に其子貞任、宗任、陸中に據りて反し所謂前九年の役となり、白河天皇の御世（應徳三年）清原家衡、同武衛安倍氏の舊領によりて反し所謂後三年の役をなせるごとく、地方には頻りに反亂ありしも文弱なる藤原氏にこれを討平するの實力なく、朝廷も亦然りしを以て勢ひこれを實力ある地方豪族に委せねばならなかつたのである。

平將門の亂は、平貞盛これを討平し、藤原純友の亂は、源經基これを討平し、前九年の役は、源義家これを討平し、後三年役も亦源義家これを討平した、斯く藤原氏文弱の結果は補弼の任を誤り遂に自ら朝廷の衰微を來さしめしと同時に、源氏、平氏のごとき所謂武門の勃興を見るに至らしめたのである。

これによりこれを觀るに、平安朝時代の朝廷は内にありては、藤原閥の横暴のために壓倒せられ、源氏、平氏のごとき武門の勃興を促し、外にありては、朝鮮半島は、朱雀天皇の御世、新羅亡びて高麗に統一せられ其軍屢々九州に寇し、更に第六十六代後一條天皇寛仁三年（皇紀一六七九）には、朝鮮の東北地方に住める刀伊（女眞）（滿洲族の一部族か）兵船五十艘を以て入寇し、壹岐、對馬を侵し

進んで筑前に迫り所謂内憂外患の危険状態にあつた、幸に太宰權帥藤原隆家（肥後の勤王家菊池氏の祖）等奮戦してこれを撃退することを得たれども、當時邊海の防備不完全にして、國威日々に失墜するの狀況が窺はれる、要するに平安朝時代に於ける我朝廷は内治、外交に於て大に積極的適應性を欠ぐる所があつたと云はねばならぬ。

遣唐使は舒明天皇二年（一一九〇）より仁明天皇承和三年（一四九六）に至るまで凡そ二百年間に使節を唐に遣はせしこと十二度に及び彼國文物を我に輸入せること多し、然るに宇多天皇寛平六年（一五五四）（唐昭宗皇帝乾寧元年）菅原道眞の議を用ゐる遂に遣唐使を廢止せり、是れ蓋し當時唐既に衰へて文化の採るべきものなきと、海路頗る困難なりしとに因るものである、故に遣唐使の廢止はむしろ我朝廷が能く日本の境遇環境に適應せるものと云ふべきである、爾來これまで輸入せられた文化は次第に咀嚼同化せられて所謂日本的文化の出現を見るに至つた、今其顯著なるものゝみに就て述べやう第一は國文學の發達である、國文學の發達は、平假名、片假名の使用その主要原因である、平假名は漢字の草體をくづしたものであるけれども其の作者は不詳である、（三省堂百科辭典）、「いろは歌の起源につきても定説なし、大矢博士は、その四十七音なる點と、イ、キ、エ、ホ、ヲの假名の亂れて居らぬ點とを主として圓融天皇（一六三〇——一六四四）頃の作と推定せられたり」（吉澤吉則、國語概論八一頁）、いろは歌は涅槃經の四句偈である諸行無常、是生滅法、生滅々已、寂滅爲樂の意を

採りて、「色は匂へど散りぬるを、我が世誰ぞ常ならむ、有爲の奥山今日越えて浅き夢見し酔ひもせず」としたものである。

"Fragrant flowers are very sweet,

But one day they will fade away,

Who can say this world's unchanging?"

Crossing o'er the mount of changes to-day,

We shall find us dreaming, nor illusion

But Enlightenment!" (弘法大師と景教碑)

假名五十音を母音、子音に配列して、五十音圖を作りしは、空海なりと稱せらる、蓋し悉曇(梵字)を學び、殊に悉曇の五音五位圖の如き、彼の國字音の配列を十分に修學した人にあらざれば、之をなすの不可能なるを以てなり」(長沼賢海、参考日本歴史)

片假名は、漢字の扁、旁又は其一部分より生じた國語の音を示せる一種の記號であるが、國文學の發達上或は平假名に及ばぬものがあらう。

假名は簡易なれば其始め専ら女子の間に行はれ男子はこれを使用することを寧ろ耻辱とするの風があつた、平安朝の中頃後宮に權力争起り、后妃は争つて才媛を需めたから假名文學即ち國文學は主とし

て是等女子の手によりて發達し紫式部の源氏物語、清少納言の枕草紙は最も著る、其他赤染衛門、和泉式部、伊勢大輔等の才媛は皆何れも國文學の發達に貢獻する所大なるものがあつた。

後には男子も漸く女子と同じく假名文學即ち國文學に力を用ひ醍醐天皇の御代の紀貫之の土佐日記は、男子の假名文の最初のものであるといふ。

をとこもすといふ、日記といふものを、女もして見んとてするなり

その年(承平四年)十二月の廿日あまり一日の日戌の時に門出す、其のよし、いさゝかものにかきつく、(土佐日記)

又貫之は、醍醐天皇の勅を奉じて古今和歌集を撰む、是れ勅撰和歌集の始めである。

建築は佛寺、邸宅の築造によりて著く發達し、道長の法成寺、頼通の平等院の如きは最も著名なるものである、又京都の貴族間には寢殿造とて、寢殿(母屋)の東西北に對屋を設け、前方左右に泉殿釣殿ありて中に池を掘り山を築きて頗る泉石の美を發揮したが、要するに一般に唐風を脱し日本的色彩を現すに至つた。

衣服も亦唐制を模倣せる禮服、朝服廢れ、直衣(常服)、狩衣(出遊服)、指貫等の如き寛濶なる服裝となりて、日本的趣味に適するものとなつた。

巨勢金岡の紫宸殿の賢障子の畫、宅間爲成の平等院鳳凰堂の壁畫、定朝の鳳凰堂の佛像、小野道風、

藤原行成、藤原佐理の書道のごとき皆何れも唐風其の儘の反復にあらずして、漸く日本の色彩を現すに至り茲に日本人の適應性は著しく發揮せらるゝに至つた。

平安時代の末期は、平氏全盛時代にして所謂平氏に非ざれば人にあらずといはれた時代であつた、即ち清盛の二子重盛、宗盛はそれぞれ大臣、大將に進み、一門の公卿十六人、殿上三十餘人、受領三十餘國、莊園五百餘箇所に及び、眞に榮華榮耀の限りをつくせるの觀があつた、而も一門漸く藤氏文弱の弊に感染し、壽永四年（皇紀一八四五）遂に源氏のために長門の壇の浦に於て滅ぼさるゝに至つた。

祇園精舎の鐘の聲、諸行無常の響あり、沙羅雙樹の花の色、盛者必衰の理を顯す、奢れるもの久しからず、ただ春の夜の夢の如し、猛き者も遂には滅びぬ、偏に風の前の塵に同じ、（平家物語 第一卷）

赤馬關懷古

菅茶山

蟹雨茫茫海上村。

水濱何處問英魂。

祇聞波底皇居在。

誰信人間老佛存。

鶴首不還悲楚澤。

鵬程無際接匡門。

腥風吹斷蓬窓夢。

島樹汀雲鬼氣昏。

今ぞ知る御裳濯川の流には浪の下にも都ありとは、

二 位 尼

平氏亡ぶや、壽永三年（一八四四）頼朝幕府を鎌倉に開き、茲に武門政治の基礎を立つ、土地人民を皇室に復歸せしめし大化革新も五百三十五年後、臣源氏によりて破壊せられた、是れ朝廷としては積極的適應に敗れたるものである。

源氏は僅かに頼朝、頼家、實朝三代にして亡び、陪臣北條義時代りて實權を掌握し、十四代高時に至るまで、凡そ百四十餘年にして亡んだが（元弘三年、一九九三）、此の間は所謂鎌倉時代である。

鎌倉幕府時代に於ける内政の最大事件は、何んといふても承久三年（一八八一）の承久亂であらう、此の時に北條義時が後鳥羽上皇を隠岐に、土御門上皇を土佐に（後に阿波）須徳上皇を佐渡に遷し奉つたといふことは、臣として大逆無道の甚だしきものである、我が日本國體の尊嚴上一日も免すべからざることである、當時の日本國民が立つて大義名分のために戦はなかつたのは、誠に奇怪千萬のことであるのみならず、却つて北條氏の武人政治を謳歌するもの多かつたのは、當時の日本國民が、日本建國の大精神を忘れて居つたからである、我日本民族の傷敗墮落も此に至つて極れりといふべきである。

北條氏は概して善政を施し、以つて長く民心を繋いだ、就中泰時、時頼のごときは良政治家として、永く後世に賞讃せらるゝものがある、一言にしていへば、彼等は勤儉尙武の四字を以つて巧みに民心

を收攬し得たのである、然れども、當時の國民が、天祖天照大神の血統を承けさせ給ふ皇室を仰がずして、臣下而も陪臣北條氏を仰いで主となし、恬として、毫も恥ぢなかつたのは、畢竟するに、彼等に尊皇心無く、唯一に自己の利益、榮達をのみ望みし低級なる民主思想に囚はれた結果といはなければならぬ。

鎌倉時代に於ける對外關係中の最大なるものは、元寇と宋との交通である。

元寇は、弘安四年蒙古の大征服者鐵木眞（成吉思汗）の孫忽必烈が十餘萬（東路軍は蒙古兵三萬、高麗軍一萬、江南軍は十餘萬と稱せらる）の兵を以つて、我が九州博多灣に攻め來つたもので、我國にとりては、空前の一大國難であつたのである、抑々元寇の端は、龜山天皇、文永五年（一九二八）に忽必烈が、高麗王を介して國書を贈つたのにある。其の國書は、表面和親を裝ふて其の實は、ひそかに我が日本を併呑せんとする野心を包藏して居つたのである。其の國書中に、以至用兵夫孰所好とあるのは、入貢するか、さもなければ、干戈の間に見ゆるの外はない、早く返事をしろといふ、極めて無禮千萬なる恐嚇である。然るに朝廷はこれに返書を與へなかつたから、翌年再び使を送つて我が返書を促した、此の時執權北條時宗は、斷乎としてそれを斥け、西國の將士に命じて、戰備をなさしめ其の後彼より來れる使者は皆逐返してしまつた。是れ正に我が日本人自主獨立の氣象を示すものである。

所が後宇多天皇の文永十一年（皇紀一九三四）忽必烈は高麗の兵を合せ、船艦數百、兵四萬を以つて先づ壹岐、對馬を侵し、進んで筑前博多に迫つた、少貳、大友、菊池等の九州の諸豪奮闘力戰能くこれを防いだ、十月二十日大風起り、敵艦多く難破し、殘兵夜に乗じて遁げ去つた、これを文永の役といふ、此の國難に際し、敵兵を上陸せしめしは、我防備未だ不充分であつたがためである。

忽必烈は、此の敗報を聞いて大いに怒り、翌建治元年（皇紀一九三五）、杜世忠等五人再び國書を贈りて入貢を促した、時宗これを鎌倉由井ヶ濱に招きて斬り、弘安元年（皇紀一九三八）蒙古の大將范文虎の使節太宰府に來たが、此時も亦これを博多に於て斬り、一大決心を示した、時宗の祈願文に曰く、

外魔西より來り侵し舉國怖れを爲す、朝臣勇猛を發し、血を出して大經を書す云々。

精誠の感する所滴而滄海と化し、滄海は渺として際限なし、皆これ佛の功德云々、一句一偈一字一劃悉く化して神兵と成ること猶ほ帝釋天の修羅と戰ふが如し、此の般若の力を念じ皆勝利を得べし、今日日本國亦佛の加護を願ふ、蒙古の妖魔共悉く諸聖神武の威に降伏し生靈皆安きを得ん。

後宇多天皇は、「わが御代にしかもかかる亂れ出で來て、まことに此の日本の害るべくば、御命を召すべし」とて身を以て國難に代らんことを伊勢大神宮に祈り給ふた、從來此の事は、龜山上皇なりとせられしも、近時追々新史料の發見せられし結果、後宇多天皇なること略ぼ明かとなりしも、猶ほ研

究の餘地存せり（長沼賢海、參考日本歴史）、
 筑前箱崎八幡宮に傳へらるる敵國降伏の御宸翰は從來醍醐天皇のものなりと稱せらるゝも、近年學者の研究によれば、龜山上皇が蒙古降伏祈願のため、建治元年（文永十二年）同宮に賜ひしものなりといふ、（長沼賢海）、

京都西加茂正傳寺の宏覺禪寺は蒙古の牒狀に對し、朝廷より和親の返牒あるべしとの噂を聞き憂ひ悲しみ、遂に神佛の加護に頼りてこれを止め參らせんとせり、（芝葛盛、女子日本史教科書卷下）、禪師祈願文卷物の末に一首あり曰く、

すゑのよのすゑの末まで我が國は、よろづのくににすぐれたる國、
 日蓮聖人曰はく、

日蓮は日本第一の法華經の行者なり、蒙古國退治の大將たり、「於一功衆生中亦爲第一」とは是なり、（文永五年十月十一日、極樂寺良觀に與へたる書狀）、

建治元年の頃より、時宗は蒙古征伐の令を發したが、文永十一年の來寇以來我が日本國民の敵愾心高潮に達し、老武士、青年等爭ふて出征を希ひ、太宰府へと馳せ參じた、肥後國住人井芹永秀のときは、六十五歳の老軀を以つて召集に應じたといふ、以つて當時舉國一致國難にあつた有様が想見せらるるのである。

非常の決心を以つて非常の國難にあたる我が日本は果して、伊勢神風の天祐を得、弘安四年（皇紀一九四一）七月十萬の元兵も脆くも濼滅せられ生還するもの、僅かに三人なりと傳へらるる、山陽歌ふて曰く、

可恨東風一驅附大濤、不使瀧血膏日本刀、
 北畠親房は述べて曰く、

丙子の年もろこしの宋の幼帝德祐二年に當る、今年北狄の種蒙古起りて元國といひしが、宋の國を滅す、辛巳の年蒙古の軍多くの船をそろへてわが國をかす、筑紫にて大に合戦あり、神明威を顯し、形を現して防がれけり、大風俄に起りて十數萬艘の賊船皆濼倒破滅しぬ、末世とはいへども、神明の威徳不可思議なり、誓約のかはらざる事これにて推量るべし、（人皇正統記）

我日本人が、弘安四年の蒙古襲來（弘安の役）の大國難を見事に撃退し得たのは、舉國一致と神佛加護の信仰心、神國日本の自信、鎌倉武士の勤儉尙武等に因るもので、眞に能く非常時に適應せるものと云ふべきである、若し當時不幸にして蒙古勢が我日本を征服し得たならば、恐らく今日の強國日本を見ることは出来なかつたであらう。

鎌倉時代に於ける日本と宋との交通は、大に日本文化の向上を助けた、後鳥羽天皇の御世榮西は宋より歸朝して臨濟宗を弘め、後堀河天皇の時道元も亦宋より歸朝して曹洞宗を弘めた、是等禪宗の行は

るゝと共に、我民間に支那禪宗流の寺院、書院行はるゝに至つた、また尾張の人加藤景正は道元禪師に従ひて入宋し製陶法を傳へ所謂瀬戸物の元祖となつた。

鎌倉時代は所謂日本武士道勃興の時代であつたから、武士の間には、武勇を尙ぶ犬追物、笠懸、鎧馬相撲のごとき武ばつた遊戯行はれ、質素、禮節、名譽を重んじ死を恐れざる武士氣質を養成するに至つた、殊に死を恐れざるの風は、禪の生死一如説によりて一層強められた。

鎌倉時代は一般に武藝を尙びし結果一般に學問は却つて衰へたやうであるけれども僧侶の入宋するもの多く、漢學は主として是等僧侶の手に移つるに至つたが、北條義時の孫實時及びその子顯時の建てたる武藏の金澤文庫の如きは、當時の文運に大なる貢獻をなし得たのである、國文學は雄渾なる假名交り文(和漢混和體)の一新體開かれ、保元物語、平治物語、源平盛衰記、平家物語などはこれが代表的著作である、是等物語戰記の雄渾なるは、確かに尙武鎌倉の時代思潮を反映せるものである、然るに他面に於ては、隨筆、日記の名著出で、鴨長明の方丈記、阿佛尼の十六夜日記のごときはその著しきものである。

漢學衰へて國文學の盛なりしとともに、和歌も亦盛に行はれ、後鳥羽天皇、順徳天皇を始めとし源實朝、藤原俊成、その子定家、藤原定隆、僧西行、鴨長明のごとき有名なる歌人輩出した。

願くば花のもとにて我死なんそのきさらぎの望月のころ

(西行)

武士の矢なみつくらふ小手の上に霰たばしる那須のしの原

(實朝)

臨濟、曹洞兩宗の他に、法然上人(源空と稱す圓光大師と謚せらる)の專念佛(淨土宗)その弟子範宴(越後に流され愚禿親鸞と號す月見大師と謚せらる)の淨土眞宗(一向宗)空也(京都人)智眞(一遍上人又遊行上人とも號す)の念佛をすゝむる時宗、日蓮聖人の法華宗のごとき日本の佛教が現はれた、就中日蓮の宗教は、題目、本尊、戒壇の三大秘法を説き最も愛國心に富み、諸宗を統合し世界を精神的に感化統一せんとする大抱負を有つて生れ、日本民族の進取、自主、國家的精神を最も多量に發揮せるものであつた。

帝王は、國家を基として天下を治め、人臣は田園を領して世上を保つ、而るに他方の賊來つて其の國を侵逼し、自界叛逆して其の地を掠領せば、豈驚かざらん哉豈駭がざらん哉、國を失ひ家を滅さば何の處にか世を遁れん、汝順らく一身の安堵を思はゞ、先づ四表の靜謐を禱るべき者歟、(日蓮聖人、立正安國論)、

汝早く信仰の寸心を改めて、速に實乗の一善に歸せよ、然らば即ち三界は皆佛國也、佛國其れ衰へん哉、十方は悉く寶土也、寶土何ぞ壞れん哉、國に衰微无く土に破壊无くんば、身は是れ安全にして心は是れ禪定ならん、此の詞此の言信す可し崇む可し矣(同上)

新田義貞勤王軍の力により元弘三年(一九九三)鎌倉陥り高時以下一族悉く自殺し陪臣北條氏は遂に

亡びぬ、後醍醐天皇は船上山を發して還幸の途につき給ふ、楠木正成天皇を兵庫に迎へ奉り、元弘三年天皇目出度京都に還幸あらせらる、是れより記録所、雜訴決斷所、武者所の中央政府を組織し並びに地方官を任命し、論功賞を行ひこゝに始めて建武中興の大業成る、頼朝幕府を鎌倉に（建久三年一八五二）開きしよりこゝに至るまで凡そ百四十二年にして、天祖天照大神肇國の天皇政治に復したのである、而もそは東の間にして、世は復び足利氏の天下となつた、今建武中興失敗の主要原因を擧ぐれば左の如し

1. 論功行賞公平を缺ぎ不平起りしこと
 2. 行賞公卿に厚く武人に薄く公武相反目せしこと
 3. 雜訴決斷の事務澁滞し裁判不公平なりしこと
 4. 朝廷は戦後人民の疾弊を顧みず大内裏造營のため多額の費用を賦課せしこと
 5. 政府は財政困難のため紙幣を濫發して財界の信用を失墜せしこと
 6. 以上の原因湊合して民臣朝廷を離れ武門政治を慕ふに至りしこと
- 此頃都にはやるもの、夜討、強盜、謀論旨、召人、早馬、虚騒動、生頸、還俗、自由出家、俄大名、迷物、安堵、恩賞、虚軍、本領放るゝ訴訟人、文書入れたる細葛……二條河原落晝の一部）足利尊氏は、朝廷の失政により民心次第に朝廷を離るゝの際に乘じ、巧みに民心を收攬して遂に天下

を掌握せしものである、而もこれがために我善美なる國體のけがされしこと眞に測知しがたきものがある、

逆賊尊氏が賊名をさけんがため光嚴院の弟光明院を立てゝ天皇と稱し奉りしより南北朝對立といへる皇位繼承上未曾有の不祥事出現せしむるに至つた。

南 朝（公家方）

後醍醐天皇^(九六)—後村上^(九七)—長慶天皇^(九八)—後龜山^(九九)天皇

北 朝（武家方）

後伏見^(九三)天皇—¹光嚴院—³崇光院
—²光明院—⁵後圓融院—^(一〇〇)後小松^(一〇〇)天皇

後醍醐天皇吉野に行宮を立て政を聽きたまへし（延元元年皇紀一九九六）より、足利義滿の代大内義弘の斡旋により後龜山天皇家都に還幸せられ三種の神器を後小松天皇に傳へたまへし（元中九年二〇五二）まで五十七年にして、南北朝始めて合するに至つた。

世をさまり民安かれと祈るこそわが身につきぬ思ひなりけれ 後醍醐天皇
逆賊足利尊氏の軍に反抗し、一意天業恢復のために盡碎せる所謂南朝の忠臣中楠正成、楠正行、新田

義貞、北畠規房、北畠顯家、名和長年等はその最も顯著なるものである、是等忠臣の盡忠も時利あらずして、世は一時尊氏の天下となり足利氏亡びし後織田、豊臣、徳川諸氏の武門政治數百年の久しきに亘りしも、明治大帝の御世に至り（皇紀二五二七、慶應三年御踐祚）世は王政の古に復り來つたのは、是等忠臣の誠忠皇運を扶翼し奉つたがためである。

乃知人雖亡、英靈未嘗眠、長在天地間、隱然叙彝倫

（東湖正氣歌）

功もなく徳もなき盗人、世におこりて、四年あまりが程、宸襟を惱まし、御世を過させ給ひぬれば、御怨念の末、空しありなむや、今の御門、また、天照大神よりこの方の正統を受けましぬれば、この御光に争ひ奉るものやはあるべき、なかなか、かくてしづまるべき時の運とぞ覺え侍る

（神皇正統記、後醍醐天皇）

南朝五十七年間、我日本臣民は、南朝の忠臣を除くの他過半數は、逆賊足利尊氏の傘下に集り、一身の榮達を謀り、可惜神州男子本來の面目たる大義名分を忘却せしは、いかに當時の日本人が功利主義、打算主義の深淵に墮落せしかを想見するに足る、思ふに承久の昔、陪臣義時は反逆の俑を作り、尊氏に至りては其故智に倣ふて而も更に狡猾なるもの、後世蒲生君平が京都平等院にある彼が木像に鞭ちしも猶ほ足らざるものがある。

足利將軍中對外水く後世に一大國耻を残せしものは、義滿と義政とである、應永八年（皇紀二〇六

一）義滿は、明の封冊を受け、日本國王臣源道義（義滿の法名）と稱し明に入貢せしは、全く明との貿易上の利益を幕府に獨占せんがためであつた。而も此獨占により義滿は奢侈、逸樂に耽りし外何等國家に利するところがなかつた。即ち彼は私利私慾のために、日本國の自主獨立の尊嚴を毀損するところ甚だ大なるものがあつた。義政が、文明十五年（二一四三）明國より錢僅かに十萬貫（約三百萬圓）の寄附を仰ぐために我自主獨立の面目を毀損することを顧みなかつのは、乞食にも劣る賤劣行爲である。是等外交上の耻辱は全く正しく日本をして四圍の境遇に適應せしむることを誤つたものゝ大なるものである。

吉野朝時代に於て、我邊民高麗に冠せしかば義滿の代天授元年（二〇三五）高麗にこれが禁遏を論ひしも毫も功がなかつた、そこで元中六年（二〇四九）高麗將朴藏楊等二百艘を以て對馬を侵し和寇の根源を覆さんとしたけれども其の目的を達することが出来なかつた。元中九年李成桂倭寇擊退の功により人望を收め、高麗を滅し李氏の朝鮮を建つ、然るに李氏の朝鮮に於ても倭寇の害全く去らなかつたら應永五年（二〇五八）、（將軍義持の代）彼は使を以て善隣の好みを乞ひしも倭寇の害は毫も衰へなかつた。そこで、應永二十六年六月（二〇七九）韃靼人と朝鮮人と聯合して我對馬に寇した、けれども對馬の守護宗茂貞、を始めとし菊池、少貳、大内等の協力によりて能くこれを擊退することを得た、將軍義政の永享十一年（二〇九九）朝鮮は更に倭寇の取締を請ふたけれども是れまた毫も成功し

なかつた。

倭寇は獨り朝鮮沿岸を掠奪せしのみならず更に支那沿岸をも荒し、常に高く、「八幡大菩薩」の旗をかゝげしかば、彼國人はこれを八幡船と稱して怖るゝこと虎狼よりも甚しきものがあつた。明國は曾つて懷良親王に書を送りてその禁遏を請ひしも文辭無禮なりとて拒絶せられた。義滿は明の請により一時これを禁じたけれども其後間もなく再び起り大に彼國人を苦しむるところがあつた。

倭寇は、大に武威を海外に輝かせしに似たれども、元來そは、皇威衰へたる我吉野朝廷時代及び幕威衰へた足利季世時代に起つた日本の無頼漢の侵略行爲であつて、毫も武徳を海外に布くものでないから、却つて我日本國の威信を損し、彼國人を塗炭の苦に陥れるものに他ならなかつた。隨て日本の進取、膨脹、發展の適應性を亂用せるの甚しきものであつたのである。

足利氏の時代は一面に於ては、國內擾亂の時代であつたと云ふことが出来る。應永の亂、永享の亂、嘉吉の亂、兩上杉氏の争、應仁の亂の如き殆んで寧日なき有様である。就中應仁の亂は、十一年の久しきに亘り京都の文化は殆んど悉く破壊せられ、足利氏の倒壊を速め、日本全國四分五裂の所謂戰國時代出現の因をなしたものであるから適應を誤るの甚しきものむしろ、破壊時代と稱するの適切なるものがある。

汝や知る都は野邊の夕雲雀、あがるを見ても落つる涙を、義政の祐筆飯尾六左衛門

内治、外交に於て日本人の適應性を誤ること多かつた足利時代も他の一面に於ては明の文化を吸収し可成能く日本人の適應性を満足せしむるものがあつたのは洵に幸とすべきである。

義滿及び義政は、一面奢侈に流れ財政を紊亂せしの過失はあつたが、他面に於ては、風流心、美術心に富み、美術工藝の發達に貢献することが尠くなかつた。彼の時代は特に東山時代と稱せらる。

明兆は佛畫に、周人、如拙は山水人物に、雪舟は山水畫に長じ、狩野派の祖狩野元信は、和漢の畫風を調和し、土佐光信は、大和繪を再興し、日本の色彩を發揮した。總じて室町時代の繪畫は、禪宗の影響を受けて概して枯淡、超俗を以て特色とする。

蒔繪は、日本獨特の美術品であつて、幸阿彌道長の如き名手を輩出し大に日本趣味を發揮した。

陶器は義政が茶の湯を好んだために大に發達した。祥瑞五郎太夫は、渡明してその精巧風雅なる製陶法を傳はり唐津焼の元祖となつた。

金工の名手としては、後藤祐乘（後藤四郎兵工尉藤原瑞之、本國は美濃、義植將軍の代永正九年四月七日卒、七十三）彌阿彌あり、彌阿彌は茶湯の釜を作り浪越家を起す。

茶の湯の法式は僧疎石の定めしものと稱せられ、義政は茶人村田珠光につき茶の湯の法を學びしと稱せれる。東山山莊の東求堂の茶寮は四疊半茶室の濫觴と稱せらる。

茶の湯と共に香、花、盆山等の諸藝も亦起り、大に日本趣味東洋趣味を發揮した。

東山時代の住居は禪院建築の影響を受け今日日本家屋の玄關、床間、書院は大體此時代より起つたものであつて、巧みに支那文化に適應せしものである。

義滿の頃より能樂盛に行はる、能樂は歌曲に合せて演ずる一種の舞樂にして、猿樂より發達せるもの猿樂能は多く明の演藝を模せるもの、是れ又巧みに支那文化に適應せしものである。猿樂、謠曲の文は徳川時代に於ける戯曲の基をなしたのである。

連歌は上の句、下の句に分ち二人にて合作せるものなり、又和歌の上の句若くは下の句と五言の詩とを組み合せたるものをも連歌といふ、漢句前なれば漢和連句、漢句後なれば和漢連句といふ、後には連歌を多數連續して詠じ、少くとも數十句多きは千句に及び多數人の合作に成るものあるに至つた。

連歌の始は、日本武尊と御火燒翁との歌にありと稱せらる。要するに日本特有の和歌の複合發達せるものである。

連歌の最初の句を發句といひ、江戸時代に至りて隆盛を極めし俳諧の先驅をなしたのである。

吉野時代から室町時代にかけて、北畠親房、二條良基、一條兼良、其子冬良、三條實隆のごとき學者輩出せしも、公卿は生活の餘裕を失ひしたため力を學問、文學に專に占ることが出来なかつた。

臨濟宗の僧侶中には所謂五山文學。漢文漢詩の大家を輩出した。五山とは義滿の京都及び鎌倉に定めたる五山にして京都の五山は、天龍寺、相國寺、建仁寺、東福寺、萬壽寺の五寺で、鎌倉の五山は、建

長寺（五山の第一）圓覺寺、壽福寺、淨智寺、淨妙寺の五寺である。義堂、絶海は共に土佐人にして疎石（夢窓國師）の門より出づ、義堂は義滿の政治及學問上の顧問となり、絶海は、義滿の帷幄に居て陰然黒衣の宰相であつた。此二人は五山文學の巨匠であつてその系統に屬する惟肖、桂庵は宋學の紹介者として有名である。就中桂庵（山口人）は南禪寺の僧なりしが、應仁二年（二二二八）入明して朱子學を究め薩摩に赴き朱子の著大學章句を出版せり、又國字を以て四書の朱註を解き、自ら和訓の法を述ぶ、桂庵和尚家法和点（和訓）即ち是である。その門人人南村梅軒最も著はれ薩、隅、土の間に宋學大に起る、是れ文化適應の一著例と見るべきである。

後土御門天皇文明九年（皇紀二二三七）應仁の亂平ぎ織田信長天下を一統せしまで凡そ百年間は、皇室及び足利氏その統制力を失し豪族地方に割據して我日本は四分五裂の状態に陥つたこれ所謂戰國時代である。

後土御門（一〇二代）、後柏原（一〇三代）、後奈良（一〇四代）、正親町（一〇五代）の四天皇の御世は恰も戰國時代混亂の時であつて、皇族の衰微最も甚しく、皇室貧くして臣下却つて富めりと云ふが如き君臣逆倒の現象を呈したのである。

後土御門天皇の御在位中應仁の大亂起り、足利氏の勢力地に墜ち、朝廷の儀式の費用を幕府に仰ぐこと能はさるに至り、恐れ多きことながら天皇の玉體は直ちにこれを葬り奉ることが出来ないので四十

餘日の長き甕に入れたまゝ御殿に放置してあつたといふ悲惨な有様であつたが、僅かに佐々木高頼の獻金によりてこれを葬り奉ることが出来たのである。

後柏原天皇は、直ちに御即位の大禮を行くことが出来ないで二十二年後三條實隆の斡旋により本願寺の僧光兼（蓮如の子）の獻金により漸く行はせ給ふことを得たのである。

後奈良天皇の御即位大禮も直ちにこれを行ふことが出来なく、十年後三條實隆の斡旋により、大内義隆、北條氏綱、今川氏輝等の獻金によりて僅かにこれを行ふことを得たのである。

後奈良天皇の御世、天文八年（二一九九）より翌九年（二二〇〇）に亘り、諸國飢饉、疫病流行、慘狀甚し、天皇自ら般若心經を寫させられ山城醍醐三寶院の義堯僧正を宮中にお召しになつて御祈禱を行はせられた、其の國民愛撫の大御心の程眞に感泣の至りである。

御製

後奈良天皇

いそのかみ古き茅葺の宮柱建てかふる世に逢はざらめやは

今も世を神にまかせて石清水ふたたび澄まむかげをこそ待て

愚かなる身も今更にそのかみのかしこき世々の跡をしぞ思ふ

正親町天皇は、御踐祚後三年に毛利元就の獻金により漸く御即位の大禮を挙げさせ給ふことを得た、天皇の御世織田信長が起るに及び皇室は漸く復興することが出来たのである。

足利氏の季、宮闕の頽廢極まれり、當時古老の言を傳ふるあり、云ふ、茨牆竹棚復た門闕なし、群童日に階下に來り土塊を搏して以て戲と爲す、時に簾を掲げて戸を窺ふに、間として人無きが如し、而して公卿の窮阨殊に甚し、近衛公の國歌會、餓團を三寶盤に盛り以て客に供す、盤板煤蝕深墨漆の如し、人あり、常盤井公に謁す、時方に盛夏、而して公禪衣無し、直ちに蚊蠅を體に纏ひ以て其人を見ると、其の瑣尾此の如し、織田氏の興るに及びては、則ち宮禁を營み、供御を辨じ、廢典を擧げ常職を續ぐ、然る後、煥然として始めて觀る可きありと云ふ。（大槻磐溪、近古史談）

一方足利幕府の實權は、先づ管領細川氏に移り、細川氏の實權は其臣三好氏に移り、三好氏の實權は其臣松永氏に移り所謂下剋上の世となり、さながら支那戰國時代を見るが如くであつた。

孟子見梁惠王、王曰叟不遠千里而來、亦將有以利吾國乎、

孟子對曰、王何必曰利、亦有仁義而已矣

王曰何以利吾國、大夫曰何以利吾家、士庶人曰何以利吾身、上下交征利而國危矣、

萬乘之國、弑其君者必千乘之家、千乘之國、弑其君者必百乘之家、萬取千焉、千取百焉、不爲不多矣、苟爲後義而先利、不奪不賢、未有仁而遺其親者也、未有義而後其君者也、王亦曰仁義而已矣、何必曰利、（孟子、梁惠王章句上）

關東には、北條早雲伊勢より起り、其子氏綱、その孫氏康の三代六十年間に能く關東地方の大半を領有するに至り、當時小田原は鎌倉に代り關東政治の中心となるに至つた。奥羽には伊達、蘆名（葦名）、最上氏、南部氏、秋田氏等の諸豪族興つたが伊達政宗は遂にこれを一統した。

欲征南蠻有作

伊達貞山（政宗）

邪法迷國唱不終 欲征南蠻未成功

圖南鵬翼何時奮 久待扶搖萬里風

朝鮮之役戴一梅而歸裁之後園詩以記

同

絕海行軍歸國日 鐵衣袖裏裏芳芽

風流千古餘清操 幾度間看異域花

甲斐に武田晴信（信玄）あり、越後に上杉輝虎（謙信）あり、兩雄信州川中島に於て雌雄を争ひしことは夙に人口に膾炙する所である。

偶作

武田機山（信玄）

鏖殺江南十萬兵 腰間一劍血猶腥

豎僧不識山川主 向我慇懃問姓名

九月十三日陣中作

上杉不識庵（謙信）

霜滿軍營秋氣清 數行過雁月三更

越山併得能州景 遮莫家鄉憶遠征

不識庵擊機山圖

頼三陽

鞭聲肅々夜渡河 曉見千兵擁大牙

遺恨十年磨一劍 流星光底逸長蛇

今川義元は駿、遠、三に據りて、其の勢強大なり、更に進んで尾張に入り、織田信長を攻めんとす、信長不意に義元の本陣を襲ひ、遂に其首級を得、義元の嗣子氏眞暗愚今川氏遂に亡ぶ。

過桶狹間

太田錦城

荒原弔古古墳前 戰克將驕何得全

怪風吹雨晝如晦 驚破奇兵降自天

信長曰、不可、吾視天下英雄、恃其地利、以失事機、自取滅亡者、不爲少矣、先君有言、隣國之來犯苟有遲疑、我將士且變志、當亟出迎戰、吾不敢背先君之教、明日將一戰決勝敗也、與吾同志者努力、諸將莫敢諫者、信長因命酒、與飲、酒酣天明、信長自起舞、謠古謠曰、人世五十年、乃如夢與幻、有生斯有死、壯士將何恨、舞畢、即被甲上馬、單騎舉鞭而出、（頼山陽、日本外史織田氏）

徳川家康は一度關ヶ原の決戦にありて、遂に天下を掌握す、眞に是れ乾坤一抛の快舉である、然れども彼も始めは今川氏に屬し、後には織田氏の下位に立つ、是れ將さに大いに伸びんとして雌伏せるものである。

人の一生は重荷を負ふて遠き道を行くが如し、急ぐべからず 徳川家康

織田信長は尾張より起り、今川義元を斃して、武威漸く揚り、其の後美濃の齊藤氏、伊勢の北畠氏、越前の淺倉氏、近江の淺井氏を亡し、叡山の延暦寺の僧兵を征し、大阪石山城に據れる本願寺光佐（顯如上人）と和し殆んど近畿を平定したが、天正十年（皇紀二二四二）明智光秀のために、京都本能寺に斃され、覇業半にして挫折した。けれども秀吉其の遺業を繼ぎて殆んど日本全國を統一し、家康に至りて日本統一の大業を完成した、是れ日本人適應性の一大著例である。

本能寺

頼三陽

本能寺溝深幾尺 吾就大事在今夕

菱粽在手併菱食 四簗梅雨天如墨

老坂西去備中道 揚鞭東指天猶早

吾敵正在本能寺 敵在備中汝能備

尼子經久は出雲に起り山陰山陽十一州を領し、屢々西大内氏と衝突せしが、義久の代に至り、遂に毛

利氏に亡された、山中幸盛は尼子の忠臣として芳名を汗青に垂る。

山中幸盛

頼山陽

存孤杵臼何忘趙 乞救包胥誓託秦

嶽々驕名誰喚鹿 虎狼世界見麒麟

月山懷古

重野成齋

吐月山高當客樓 盃中愛此桂香浮

英雄割據已陳迹 分付詩人賞仲秋

大内氏は周防、長門に據りて起り、義弘のとき、義滿に反きしを以つて一時衰ひしも、義興に至り、安藝、周防、長門、石見、豊前、筑前を領し、其の勢漸く強大なり、加ふるに、地の利を得、朝鮮、支那と貿易し國大いに富み、應仁の亂後には京都の公卿等其の居城山口に集り、繁華京都を凌ぐものがあつた。然るに義隆の代に至り、奢侈文弱に流れしたため、遂に家臣陶晴賢のために弑せられた、毛利氏は安藝吉田より起り、元就に至り、大内、尼子の領土を併せ殆んど中國を一統したが、豊臣、徳川の起るに及び、遂に其の下に屈するに至つた。

長曾我部氏は土佐に起り、元親に至り、讃阿の細川氏、伊豫の河野氏等を壓倒して、殆んど四國を平定したが後、秀吉のために征服せられた。

島津氏は、薩隅の間に起り豊後の大友、肥前の龍造寺氏等を壓倒し、義久の代には殆んど九州を一統したが後、秀吉のために征服せられた。

前兵兒謠

頼山陽

衣至肝。袖至腕。腰間秋水鐵可斷。人觸斬人馬觸斬馬、十八結交健兒社、北客來何以酬、彈丸硝藥是贖羞。客猶不屬饜、好以寶刀加渠頭。

後兵兒謠

同

蕉衫如雪不受塵、長袖緩帶學都人、怪來健兒語言好、一操南昔官長曠、蜂黃落蝶粉褪、倡優巧鐵劍鈍、以馬換妾髀生肉、眉斧解剖壯士腹

薩摩祠八首(其一)

同

鄉兵團結百餘區、帶箭人夫荷錘夫

茅舍檣籬差整肅、家家多種淡婆姑

要するに應仁亂後豪族地方に割據し、力即權利、强者即權利を以て唯一のモットーとして互に相交伐を事としてやむことなかりしが信長によりて統一の大業は其の緒につき、秀吉其の志を繼ぎて、更にこれを擴張し、徳川家康二氏の後を承けて遂に統一の大業を完成したのである、三英雄の性格を批評せし狂句に曰く、

鳴かぬなら殺してしまへほととぎす

(信長)

鳴かぬなら鳴かして見せうほととぎす

(秀吉)

鳴かぬなら鳴くまで待たうほととぎす

(家康)

思ふに足利尊氏以來朝廷には、建國肇國の理念はあつても、これを實現すべき武力がなかつた、武門には、肇國の理念はなくとも武力といへる實力をもつて居たから、遂に能く天下の實權を掌握することを得たのである。

秀吉時代の一大對外關係は朝鮮征伐である、彼の眞の目的は、大明國を一統するにあつて、決して朝鮮を併呑するのが最後の目的ではなかつた、朝鮮は秀吉のため嚮導の命を奉ぜなかつたがため、あはれにも攻められたのである、いはば朝鮮は日支の間に介在せるため、秀吉証明の野心に犠牲に供せられたのである。

秀吉の朝鮮征伐が實現し得られたのは、當時戰國の影響を承け、我日本武士の士氣頗る旺盛であつたがためである、秀吉は日本武人のかゝる志氣旺盛を利用し以て、自己の野心を満たさんとしたのである。

秀吉証明の目的は敢て皇道を四百餘州に布かんとするものでなく、寧ろ自己の功名心を満足せしめんがために過ぎなかつたであらう、故に彼の兵は、天皇の神兵でなくして唯一臣下秀吉の私兵に過ぎな

い、但し其の組織あり、統制ある點より寧ろ大なる倭寇と稱すべきである。

日の本の光を見せてはるかなるもろこしまでも春やたつらん 細川 幽齋

征鮮第一回は文祿の役であつて、(文祿一年、二年)陸軍は連戦連勝せしも、海軍は却つて朝鮮水軍の將李舜臣のために破らる、是れ我海軍の發達敵軍に比し劣りし實證である、第二回征鮮即ち慶長の役。(慶長二年、三年)に於ても陸軍は到る所敵を撃退せしも前役の如き華々しき戦はなかつた。秀吉の征鮮は、慶長三年秀吉の薨去により全軍を歸還せしむるの已むを得ざるものがあつた。

辭 世

露とおち露と消えぬる我身かなにはの事は夢の又夢

秀 吉

征鮮前後七年得る所何物ぞ。

1. 朝鮮を征服し得ずして却て其怨を招きしこと
2. 明國の怨恨と侮蔑とを招きしこと
3. 沈惟敬の作略に陥り外交上失敗せしこと
慶長元年講和正使揚方亨は沈惟敬と共に大坂城に來り秀吉に國書を奉呈す。
茲特封_レ爾爲_二日本國王_一
4. 肥前佐賀城主鍋島直茂は陶工李參平を伴ひ來り有田焼を起し、島津義弘は朴平意を伴ひ來り

て薩摩焼を起し毛利輝元は李敬に命じて萩焼を起さしむ。

薩摩詞八首(其二)

頼 山 陽

路遇朝鮮俘虜孫、 窑陶爲活別成村、

可憐埴得扶桑土、 造出當年高麗盆、

秀吉の征戰の如きは、我日本人の精力を亂用せるものであり、適應を誤れるものである、彼にして此力を内治に用ゐたならば國力は一層充實したであらう。

秀吉は頻りに土木を起し、豪華な生活を營みしがため美術工藝の發達を促せしこと鮮くない(桃山時代)

聚樂第(京都)。伏見城(伏見桃山)。方廣寺(京都)。大坂城(大阪石山)。

平民的大茶會(天正十五年)

花の宴(慶長三年)(醍醐に開く)

聚樂第前に於て金銀を公卿將士に與ふ

畫家、狩野永徳、同山樂(近江人、花鳥を能くす)

建築、西本願寺の書院、唐門、飛雲閣、大徳寺の唐門

彫刻、左助五郎は伏見の人、寛永十一年歿す年四十一(横井時冬、日本工業史)

漆器、蒔繪盛に行はれ、本阿彌光悦は光悦蒔繪の祖なり。
陶器、征鮮の諸將陶工を俘囚としてつれ歸り陶業大に振ふ。

桃山時代工藝の特色は、秀吉の性格を反映し、豪華雄大、意匠斬新、色彩濃厚艶麗の特色があつた、否な此時代の精神が豪華雄大、斬新、濃艶等であつて秀吉は畢竟するに此雰圍氣、社會意識の裡に生れた時代の兒に過ぎなかつた、而も秀吉と時代とは互に因となり果となり、當代美術、工藝をして一層特色を發揮せしめたのである。

徳川時代中特に色彩の鮮明なるものは、元祿時代と文化文政時代とである。元祿時代は二三四八―二三六三凡そ十六年間第五代綱吉將軍の時代である、此時代は元和元年（二二七五）大阪落城以來凡そ八十年、島原の亂以外殆んど兵亂なく、社會の秩序漸く整頓し世は太平を謳歌せしかば、一般の氣風奢侈遊惰に流れ衣服調度の美を競ふに至り、綱吉の晩年に至り其の弊甚しきものがあつた、かくて一方には淨瑠璃、歌舞伎、能樂等の藝術大に發達せしも、一般の士氣は質實剛健、廉耻、忠誠の美を失ふところ鮮くなかつた、唯此間にありて、元祿十五年十二月十四日（二三六二）大石良雄以下四十七人吉良家に討入り主君の仇を報ぜしは、士氣未だ全く地を拂ふて去らざることを實證するに足るものである。

泉岳寺

坂井虎山

山嶽可崩海可翻

不消四十七臣魂

墳前滿地草苔濕

盡是行人流涕痕

將軍家齊年僅かに十五にして將軍職を襲ぎ松平定信七年間これを補佐して治績大に擧がる、これを寛政の治といふ、蓋し範を吉宗の享保の治に採りしものである、定信退職後家齊親政すること約四十餘年、其間太平の餘澤として著名なる文學家、國學者、小説家、淨瑠璃作家、美術家等雲のごとくに輩出し幕府の黄金時代を出現せし觀があつた、これを文化文政の治といふ、然れども半面に於ては、政治は形式に流れ財政は窮乏を告げ、士民は奢侈遊惰に流れ吉宗、定信によりて振興されし勤儉尙武の美風漸く破壊せられ、尊王賤霸の思想起り、外船また頻りに近海に出沒して幕府衰亡の兆漸くきざすに至つた。

綱吉將軍の元祿時代及び家齊將軍の文化、文政の治は、順風に帆をあげたるが如く唯社會向上の狀勢に順應せしものに過ぎない、隨つて眞の意味に於ての適應と稱することが出来ない、之に反し家康創業當時の勤儉尙武の美風に復歸せんとして足高の制、貨幣の改造、公事方定書、目安箱、六諭衍義、通俗醫書の刊行等見るべきの善政多しは、積極的適應と稱すべきである（吉宗享保の治）又松平定信七年間の寛政の治も家慶將軍時代の老中水野忠邦（遠江濱松城主）の天保の改革も皆吉宗將軍と同一の精神に出づるものである、唯水野の天保の改革のときは、其實際的手段過激苛酷に流れて充分

能く適應の目的を達することを得なかつたのはまことに惜むべきである。

秀吉の朝鮮征伐により一時日鮮の交通絶へしも、徳川氏實權を得るに及び日鮮の修好舊に復し慶長十二年（二二六七）秀忠の世に朝鮮との交通再び開け、以後將軍の代はる毎に彼より慶賀使（聘禮使）の來朝を見るに至つた。

家康は福建の商人周姓知の來りしを機とし明との好を修めんとせしも、彼應じなかつた、蓋し當時明の勢力漸く衰へ、倭寇の侵害に苦しみしがためであらう、而も彼の商人の私に長崎に來りて貿易を營むもの及び我商人の彼に往來するもの少くはかつた。

琉球はもと推古・元明の朝我に入貢せし以來我日本の屬國となりしも、足利氏の中頃より島津氏の所領となり、同時に明國とも交通した、秀吉の朝鮮征伐の時、島津氏兵糧を彼地より徵集せんとせしことより我日本を怨み、明に親みて我日本と交通を絶しかば、慶長十四年（二二六九）島津家久幕府の命を受けて之を攻め永く島津氏の領土となすに至つた。

慶長五年（二二六〇）オランダの一艘リーフデー號豊後に漂着した、家康これを堺に廻航せしめ、次で浦川（浦賀）に招きて其の船長蘭人ヤン・ヨーステン及び水先案内英人ウイリアム・アダムスを江戸に召して歐米の事情を聞き大に海外智識を獲得することを得た、ヤン・ヨーステンは東京丸の内八重洲河岸（和田倉門外の濠の岸）に第宅を興へられ、アダムスは日本橋に第宅を興へられ、相模三浦

郡逸見村に領邑を賜はり、三浦案針として遍く世に知られて居る。

家康は又此頃捕へた、伴天速へロニモ・ド・ゼーズに就きオランダ、ポルトガルの事情を知り又長崎在留歐人につき西歐事情を研究しひそかに彼地と貿易せんとの志をいだくに至つた。

慶長十四年（二二六九）マニラの太守ドン・ロドリゴ・ビヘロは、ノバイスパニア（新イスパニア即ち後のメキシコ）を経て本國に歸らんとせしに、難風に遭ひ上總國夷隅郡田尻浦に漂着した、幕府は一行を江戸に招き次で駿府に召し、家康はルウイス・ソテロを以て、秀忠はアロンゾ・ムニョスを以て使節とし田中勝助、朱屋立靖、後藤庄三郎等の商人を添へロドリゴに従つてイスパニアに使せしむ慶長十六年（二二七一）イスパニアの應答使來る、家康はキリスト教の宣傳を拒絶し貿易のみをなさんことを熱心に主張した。

家康はノバイスパニアと通商を開かんとし伊達政宗にその旨をふくめ、支倉常長を彼地に遣はした、一行は慶長十八年（二二七三）奥州月浦を發し太平洋を越えてノバイスパニアのアカブルコに着しベラクルズより海に浮び大西洋を越えイスパニアに到着し首府マドリッドを経て海路ローマに達し法皇パウル五世に調し、歸途マドリッド、メキシコを経アカブルコより海に出でフィリッピンの呂宋を経元和元年（二二八〇）無事歸朝したが、通商の目的は遂に達せられなかつた。

慶長十四年（二二六九）オランダ人平戸に來りて國書を家康に送る、家康平戸に商館を建つることを

許し又日本の何れの海港に於ても自由に貿易して差支なき旨の許可を與へた、慶長十八年(二二七三)には同地に於て英人にもこれを許可した。

秀吉の頃より朱印の免許状を得て、アマカハ、安南、カンボチャ、交趾、シヤム、天竺(印度)ジャバ、呂宋等に航し貿易をなすものありしが、家康の代に至り益々盛にして角倉、末吉等の商人の外、島津、鍋島、細川、有馬の如き諸大名も朱印状を携へて海外貿易に従事した、この商船を御朱印船と云ふ、當時主として支那絹織物、南洋の象牙、寶石、香木、歐洲の時計、鐵砲、望遠鏡、毛氈等を輸入し、我邦よりは、銅、漆器、屏風、硫黄、刀劍等を輸出した、かくして印度支那半島、南洋諸島中日本人町の建設を見、寛永の頃シヤム在留人八千人、呂宋在留人三千人の多きに達し、山田長政の如きはシヤム王を援けて六昆王に封ぜられ、濱田彌兵衛は、台灣に於てオランダ總督を懲らすなど邦人の武威大に海外に輝いた。

斯く家康は、夙に貿易の利を知り其始め積極的にこれを奨励せしも蘭人の言を信じ天主教は日本信者と結んで幕府を倒さんとする禍心を藏するものとなして之を禁止せんとし、元和二年(二二七六)宣教師を放逐し信者を罰するに至つた、然るに一方通商貿易を奨励せし結果、宣教師は身を商人に扮して入國し九州各地に於て密に布教しつゝありて天主教は依然として衰へなかつた、因て寛永十三年(二二九六)三代將軍家光英斷を以て鎖國を斷行し漸く天主教根絶の目的を達することを得た

寛永の鎖國令

- 一、異國へ日本之船遣候儀堅く停止之事
- 一、日本人異國へ不可遣候條、忍候て乗渡る者有之に於ては、其身は死罪其船主共留置可言上事
- 一、異國へ渡住宅仕日本人來り候はゞ死罪可被申付事(以下十五條略之)

寛永十三年五月十九日

老 中

長崎奉行殿

而も折角勃興しつゝありし我日本の貿易は、可惜天主教禁止の犠牲に供せらるゝに至つた、随つてそが正しき意味に於ける適應と稱すること能はざるは勿論である、そして天主教禁止後の我日本の状態は大凡そ左の如きものであつた。

- 1. ポルトガル商人を長崎出島に居らしむ
- 2. 日本人の海外渡航(寛永十三年)及び外國在留日本人の歸國を禁ず
- 3. 大船を毀ちその建造を禁ず
- 4. 西洋人と日本人との混血兒をアマカオに放逐す
- 5. 宣教師及信者は發見次第嚴罰に處す
- 6. 島原亂以後天主教布教の憂なきオランダ人以外の西洋人の渡來を禁ず

7. オランダ人に唯長崎出島に於て貿易を許可し、平戸及其他の港を閉づ（寛永十六年）
 8. 寛永七年外國より輸入せる、洋書特に天主教に關する書籍を焼き更に一切の洋書の輸入を禁ず、但し吉宗將軍はその禁令を緩和し（享保五年、二三八〇）天主教に關係なき天文、數學地理、醫學等の洋書の輸入を許可す。

9. 某寺の檀那たることを證明する寺請證文を受けたる人名を列記せる宗門改帳及び踏繪懸賞の制を設く、踏繪は天主教徒たることを檢證するの目的を以て定められしものにして、長崎及九州地方に於てのみ行はれ、二十九種の踏繪は、今猶ほ東京博物館内に保存せらるゝと云ふ（寛永五年、二二八八）又踏繪にはキリスト、聖母マリア、イエルサレム等を畫き、始めは紙製なりしも破れ易きため後には木製となし更に眞鍮製となせりと云ふ。

懸賞法、高札を立て、天主教信者を告發せしめ、多くの賞金を與ふるの法である。
 定

きりしたん宗門は累年御制禁たり、自然不審成者これあらば申出べし、御ほうびとして

ばてれんの訴人

銀五百枚

いるまんの訴人

銀三百枚

立かへり者の訴人

同 斷

同宿並宗門の訴人

銀百枚

右之通下さるべし云々

外國侵略につき、宣教師がいかに重要な役目をなしたかは左の記事によりても明かである。

In many cases the missionary was the pioneer of expansion. Not only did he convert the people of far-away lands to Christianity, but he taught them the benefits of European civilization. Practically this meant the use of innumerable articles manufactured in Europe. *Trader* accordingly found it profitable to follow in his wake. Naturally the merchant was not content to remain in the seaports, but wished to penetrate to the interior.

To prevent his meeting with onerous taxes or interference in the transit of his wares, his home government sent the diplomat. If the latter failed to obtain fair treatment, the soldier, the sailor, and big guns succeeded in winning recognition of the rights of Europeans.

(George Willis Botsford; A Brief History of the World. p. 461),

先づ宣教師を送り次に商人を送り次に外交官を送り平和手段を以て不可なるときは、陸海軍の力を藉りても遂に其の國を奪はずんば飽かず、是れ舊式な帝國主義者の常套手段である。天主教を弘めし當時のポルトガル人、スペイン人も或は此類ではなかつたか、オランダ人の讒言もあつたらうが全く火

のなき所に煙はあがらないものがあつたであらう。

家光の剛毅果斷により徹底的鎖國主義を實行せし我日本は、爾來二百數十年間長崎出島の一小窓より支那、オランダ文化を輸入するの外なかつた。是れ殆んど環境適應に失敗せしもので我日本の進歩、發達を阻止するの甚しきこと敢て多辯を要しない。

1. 國民は對内的に太平を樂しみ得しも對外的には識見狹隘となり雄大進取の氣象を失ひしこと
2. 社會一切の文化は形式化、ミイラ化して生新の氣次第になくなりしこと。
3. 保守、退嬰に傾き、新發見、新發明のごとき創造力衰へしこと。

家康は寺院に寺田を與へてこれを保護し殊に島原亂後には、天主教撲滅の一策として國民をいづれかの佛教信徒たらしめしかば、佛教は恰も國教の觀を呈するに至つた。天台の天海、禪宗の崇傳のごとき名僧ありといへども一般民衆の眞の精神的指導の上よりは、到底往昔の弘法、日蓮、榮西道元、傳教、源空、眞鸞などに及ぶべくもない。四代將軍家綱の時、明の戰亂をさけ來朝せし隱元は、宇治に黄檗山萬福寺を立て、禪の一派黄檗宗を創め、其感化見るべきものありしも其人物徳化固より榮西、道元と比較すべくもない。殊に一般僧侶は、幕府の寺社法度に束縛せられ江戸中期以後寺領の増加と共に次第に安逸、遊惰に流れ遂に多くは俗より出で、俗よりも猶ほ俗なるものあるに至つた。吾涅槃後、法欲滅時五逆濁世、魔道興盛、魔作沙門（佛說法滅盡經）家康は武を以て天下を統一し

た。而も政治は獨り武のみを以て其目的を達することは出来ない、必ず文のこれに伴ふものがなくてはならぬ。家康夙に此に着眼し自ら卒先して藤原惺窩、林道春を任用して學を講ぜしめ、又木活字、銅活字を用ひて和漢書を刊行し、京都伏見に學校（圓光寺）を建て、江戸城内に楓山文庫を作る等、銳意足利氏以來衰微せし學問の復興に努むる所があつた。

五代將軍綱吉の代に、（元祿三年、二三五〇）本郷湯島に聖堂を立て、又そ側に林家の私塾を移し、林道春の孫信篤を大學頭とす、是れ昌平費の起源である。

幕府學問を奨勵せしかば、諸藩にも亦藩校起る、就中鹿兒島の造士館、名古屋の名倫館、仙臺の養賢館、熊本の時習館、萩の明倫館、岡山の閑谷館、水戸の弘道館、米澤の興讓館、等はその著名なるものである。

私塾には備後福山の菅茶山の塾、京都伊藤仁齋の堀川學校等ありて人材を教育せしこと鮮からず。

示 諸 生

會 澤 正 志

雄藩本欲育書生 跋涉雲山千里程

要識乾坤活歷史 須暗世態與人情

第十一代家齊將軍の世に至り、松平定信は幕府代々の儒臣林家を保護し、朱子學を奉ぜざるものは幕府の役人に採用せざるの制を立つ、是れ所謂寛政異學の禁である。隨つて朱子學獨り盛大にして陽明

學の如きは寧ろ民間の學として振はざるものがあつたのである。

斯く幕府努めて漢學を獎勵せしかば斯道の大家輩出し、藤原惺窩、林道春、中江藤樹、熊澤蕃山、林信篤、山崎闇齋、木下順庵、荻生徂徠、伊藤仁齋、同東涯、山鹿素行、貝原益軒、新井白石、室鳩巢、柴野栗山、尾藤二洲、古賀精里、大鹽平八郎、中井竹山、頼山陽、佐藤一齋等枚舉にいとまもない。又學派の上から觀ると藤原惺窩、林道春の朱子學、伊藤仁齋、山鹿素行等の古學、中江藤樹、熊澤蕃山、大鹽平八郎等の陽明學等ありて各門戸を張りて相下らざるものがあつたが、就中朱子學は徳川幕府の官學となりて最も勢力を占め、倫理、道德の實踐—仁義忠信孝悌等—toに貢獻せし所鮮くはなかつた。

以上の學派は元支那賢哲の學より出でしものなれども徳川時代の日本儒者によりて消化咀嚼せられ我日本の倫理道德振興に資せし所多く、却つて其の本場支那に於けるよりも遙かに實際的効果を擧ぐることを得たのは、我日本人の適應力の優秀なることを證して餘りあるものである。

孔孟、朱子、陽明等の倫理、道德の盛なるにつれ所謂漢學者中には支那崇拜の病に罹り、日本固有の道即ち惟神道の發揮顯揚を忘るゝの弊を生じた。換言せば、彼等は往々思想上の事大主義に流れ、日本思想の獨立性を等閑にするの弊害に陥つた。是等の病弊を根治せんがために奮起せしものは、本居宣長、平田篤胤、等の國學の大家である。

しき島の大和心を人間は、朝日に匂ふ山さくら花

人はよし唐につくとも我が杖は大和島根に立てんとぞ思ふ

ふみわけよ大和にあらぬから鳥の跡を見るのみ人の道かは

宣長

篤胤

春満

本居宣長、平田篤胤等國學者の大功は、記紀二典の如き古典を研究し、日本建國の精神を發揮せしにある。此精神は自然と漢學者にも及び、山鹿素行の中朝事家、徳川光圀の大日本史、頼山陽の日本外史等の日本精神に燃えたる著書を見るに至つた。彼等は單に支那文化の平準に達せんと努めしに止らず漢學の力を補助として更に其上に出で飽くまで日本人の自主獨立の氣象を發揮せんとするものなるが故に、進取積極的適應性の著例と見るべきである。

我土に居て我土を忘れ、其の國に食みて其邦を忘れ、其の天下に生れて其の天下を忘るゝ者は、猶ほ父母に生れて父母を忘るゝがごとし、豈是れ人の道ならんや（中朝事實）、

江戸中期以後學問、文學の普及するにつれ、和文・和歌・平民學起る、俳諧には松尾芭蕉（元祿時代）與謝蕪村（享保時代）あり、狂歌には大田南畝（蜀山人）石川雅望（宿屋飯盛）あり、淨瑠璃作者には、近松門左衛門、竹田出雲あり、小説作家には井原西鶴、山東京傳、瀧澤馬琴あり、滑稽諧謔には式亭三馬、十返舎一九等あり、是等は日本趣味、日本精神を發揮すること最も多きものである。

右は、僅かに徳川時代文學の一端を示せるものに過ぎないが、單にこれによりて、これを觀るも、當

時代に於て、我日本人が、鎖國の時代にありながら、能く日本人本來の適應性を發揮し、日本的色彩を放ちしかゞ分ると思はれる。

徳川鎖國時代の文化的現象中最も注目すべきものゝ一は、蘭學の勃興である、鎖國の初めにあたりては、新井白石の西洋紀聞、采覽異言、西川如見の華夷通商考によりて、西洋文化につき僅かに智識を得ただけである、斯くては到底充分に我日本人の進取的積極的適應性を満足せしむることが出来なかつた、こゝに於て、第八代吉宗將軍の時代に至り、天主教に關係なき、數學、天文、地理、醫學、農學等の洋書の輸入を許し、尙ほ青木文藏を長崎に派遣し、蘭語を學ばしめた、是れ日本人が公然オランダ語を學べるの始めであつて、鎖國時代の當時にあつては、眞に破天荒のことであつたのである。

今日から見ると甚だ奇異なることに思はれるが、外國の言葉を話すことは許されてあつたけれども、外國の文字を読むことは許されてなかつた。延享元年（二四〇四・吉宗の時）に青木昆陽が賜暇を得て、長崎に遊學した時、通詞等の訴へる不平を聞いて、幕府に取りなし、その翌年、西、吉雄、本木の三通詞だけが、初めてオランダ文書讀譯の特許を得た、その他の者は、依然として一切の外國文字から遮蔽されてゐた……單に僅少の横文字を挿入したといふだけの理由を以て、無害の隨筆紅毛談（後藤梨春）にさへ絶版を命じたりした程であつた、（蘭學事始、解説）、其の後家治の代前野良澤、杉田玄白（二人ともに家治時代の人、協同して解體新書の譯著あり）、大

槻玄澤（家齊の時代の醫家にして、文法書蘭學階梯の著あり）、中川淳庵、柱川甫周、朽木龍橋、嶺春泰、石川玄常、桐山正哲、鳥山松園、大槻磐水、宇田川槐園、稻村三伯、司馬江漢等輩出して、蘭學漸く盛大となり、將軍家慶の時には、砲術家高島四郎太夫、江川太郎左衛門等を輩出するに至つた。

蘭學は、徳川時代に於ては、西洋智識を得る唯一の手段であつた。我日本人に、此の素養ありしがため、明治維新以後比較的容易に、西洋科學的智識を吸收する大なる適應的準備となるを得た。

又綱吉將軍時代の關孝和の數學、安井算哲の曆學、保井春海の天文學、家齊將軍時代の宮崎安貞、佐藤信淵の農學、長久保赤水の地理學のごときも、明治維新西洋科學的智識獲得に大なる適應的準備をなしたものである。

家光時代には狩野探幽（狩野派の中興）土佐光起（土佐派の再興）住吉具慶の住吉派（土佐派の流を汲みて別に一派を立てたるもの）岩佐又兵衛の浮世繪あり、元祿時代には、英一蝶（狩野派を學び人物花鳥に新機軸を出す）、尾形光琳（蒔繪）菱川師宣、宮川長春（共に蒔繪）あり、是等は日本的色彩の最も濃厚なるものにして、日本固有文化への適應性を發揮せるものである。

池野大雅、谷文晁、與謝野蕪村は元明畫を學びて一派を開けるもの、外國文化に適應せし一例となする足る。圓山應學、は寫生の大家にして、西洋寫實派に適應せるものである。喜多川歌麿、葛飾北齊

歌川豊國、歌川慶重等は浮世繪の大成者にして、日本固有文化への適應性を發揮せるものである、司馬江漢は西洋畫の先驅であつて、西洋文化への適應性を示すものである。以上の畫家は皆文化文政時代の人であるから、此の一事を以つてするも、當時代がいかに適應性に富めるかを知るに足るのである。

徳川時代の尊王思想は、主として國史、古典の研究に因るものである。就中記紀二典は、天祖天照大神肇國の大精神（正義立國）皇統萬世一系の大理想を示し、武門政治の一日も存在せしむべきものに非ざることを知らしむるものである、隨つて國史、古典の研究は必然的に尊王賤霸、王政復古、武家倒壞の思想に到らざるを得ないのである。

徳川幕府時代に於て、勤王論を唱ふるものは、一面からは大勢に逆行するものであつて、決してこれに順應するものではない、而も他面からは眞に日本建國の精神——皇統一系の大精神に適應する所以であつて、淺見綱齊、竹内式部、山縣大貳、高山彦九郎、蒲生君平等は實にこれが先驅者である。是等先覺者なかりせば、明治維新の大業は恐くは實現されなかつたであらう、故に予は

眞に能く逆行するものは、眞に能く適應する所以であると言ひたいのである。

眞の適應は到底一朝一夕にして、實現せらるゝものではない、必ずや幾多の迂餘曲折を経て始めて實

現せられ得るものである、幕末の安政大獄のごときは實にこれが著例と見なし得べきものである。安政の大獄は、幕府が勅命をまたずして、通商條約に調印せし所謂違勅事件に對し非難攻撃の態度をとりし、公卿、大名、勤王志士を嚴罰に處したものであつて、日本國其者の眞の適應に對して一大挫折を與へたものである。

辭

世

橋本左内

二十六年夢裡過

顧思平昔感滋多

天祥大節嘗心折

土室猶吟正氣歌

辭

世

賴三樹三郎

我が罪は君が代思ふ眞心の深からさりし記しなりけり
幕末に至り我日本に對し一大衝動を與へたものは、西歐諸勢力の東漸であつて、就中イギリス・ロシア・フランス・アメリカは、其主なるものであつた、是等西歐諸勢力の東漸は主として凡そ百五十年間に西歐の國際的狀勢の全く一變せしに因るものである、此百五十年間は寛永十三年（二二九六）鎖國より家齊將軍寛政三年（二四五一）外國船擊攘令發布までにして、此間に歐米に於ては、イスパニア・ポルトガル・オランダ漸く衰へて、イギリス・ロシア・アメリカ・フランスの諸國新に勃興した時であつた、即ちイギリスは、エリザベス女王の御世西紀一六〇〇（皇紀二二六〇秀吉時代）に東印

度會社を建て、漸次マドラス・ボンベイ・カルカッタ等に植民地を建て、西紀一七五七、皇紀二四一七（第九代家重の代）奇傑クライブは、ブラツシーに於て佛、印（ベンガル王國）聯合軍を破り英の印度領有の基礎漸く鞏固なるを至せし以來、オランダ・フランスに代りて東洋貿易の覇權を掌握するに至つた。

アメリカ合衆國は、皇紀二四三六（西紀一七七六、第十代家治將軍の時代）初めて獨立を宣言し、皇紀二四四三（西紀一七八三）イギリスこれを承認せし以來國運日に隆昌に赴き、漸次力を東洋に伸展せしむるに至つた。

フランスは西紀一六六四（皇紀二三二四）東印度會社を創立しイギリスと競争して東洋の商權を掌握せんと努力し、ロシアは、ピーター大帝（一六七二—一七二五）以來東方侵略政策を國是とし、次第にシベリア全土を占領し、將軍綱吉の頃にはカムチャツカ半島を占領し、イギリスが南方より我日本に逼らんとするに對し、彼は北方より我に逼らんとするに至つた、かゝる西洋勢力の東漸をして一層促進せしめたものはアメリカ人フルトン（一七六五—一八一五）の汽船の發明であつた、彼が一八〇七（家齊將軍文化四年）始めてハドソン河に長さ一七五呎、幅十二呎、外輪車の直徑十五呎、速度一時間五哩の汽船を浮べし以來各國競ふて汽船の建造に努め遂に萬里の波濤を蹴て、安全迅速に大洋を航行し得るやうになつたのである。

久しく鎖國大平の夢を貪りつゝありし我日本人が突如西歐人の來航に接していかに狼狽せしかは、今日より顧みて實に豫想以上のものがあつたことは申迄もない、即ち彼等西歐人の來航は俄然として我日本人の適應性に向つて一大混亂を與へたものである、但し先見家林子平ありて、海國兵談を著し夙に海防の必要を警告せしも、長く海外の事情を知らざりし當時の日本人にとりては、殆んど大聲俚耳に入らざるのみか、幕府の要人の如きは、却て彼が行動を以て妄りに人心を惑すものとなして、これを罪するに至つた（寛政四年五月家齊の代）程の無智識、不見識であつた、隨つて當時の日本人が上下擧つて一時此國家非常時に對しいかにして適應すべきかに就て茫然自失せしもの決して無理からぬことであつた。

寛政四年九月即ち林子平の罰せられし半歳の後露人ラックスマン日本漂流民を送り根室に來りて露帝カザリン二世の旨を傳へ通商を開かんことを求むるや、流石頑迷固陋なる幕府當局も漸く海防の必要を知り、老中松平定信は自ら、伊豆、相模、安房、上總の沿岸を巡視し、沿岸諸侯に命じて海岸防備にあたらしむるに至つた（寛政五年、皇紀二四五三）幕府としては是れ確かに非常時に對する適應の一策たるに相違なかりしも、當時西洋諸國は、我に比し科擧、工藝大に進歩發達し、軍艦、銃砲火藥戰術、航海術頗る進歩し加ふるに國家殷富にして到底我の對抗し得るところでなかつたから、かゝる彌縫策も畢竟するに徒らに彼の侮蔑を買ふに過ぎなかつたのである。

文化五年（皇紀二四六八）英船長崎に來り我國の許可なくしてオランダ人を捕へ恣に上陸して薪水糧食を強奪し去つた、是れ實に我國權を無視せる亂暴行爲であつて、彼が夙に當時の日本の鼎の輕の輕重を問ひしことを物語るものである。

斯く南北より西洋勢力は澎湃として我日本に逼りしかば幕府は益々海防の必要を感じ、文政八年（皇紀二四八五）外船擊攘令を發し、大に海邊を警しめ、就中汚戸近海の防備を嚴にした

文政八年外國船擊攘令

（前略）南蠻西洋の儀は、御制禁邪教之國に候間、以來何れの浦方に於ても、異國船乗寄候を見請候はゞ、其所に有合候人夫を以て、有無に不及、一圖に打ち拂ひ逃延候はゞ、追船不及差出、其分に差置、若押而上陸致候はゞ、搦捕又は打留候ても不苦候（後略）

然るに當時我日本が英・露・米等の西洋諸國の來寇と對抗し得んがためには、僅かに當時歐洲第二流國たるオランダ輸入文化の力に藉りてそが準備をなすの外はなかつたから、幕府は軍艦、銃砲をオランダから購入し更に高島四郎太夫、其門人江川太郎左衛門等をして西洋の兵學及び砲術を學ばしめ、尙ほ洋式兵器の製造に着手せしむるに至つた。

又諸侯中水戸の徳川齊昭、佐賀の鍋島齊正、薩摩の島津齊彬の如き明君も大に力を海防に用ゐる所があつた、然れども國防のごとき、巨額の富と豊富なる科學的智識と英俊なる人物とを要する事業は到

底一朝一夕にして完成せらるべきものでない、果然嘉永六年（皇紀二五二三）米使ベルリの戰艦に乘じ威風堂々として浦賀灣頭に現はるゝや我邦の上下震駭し殆んど爲すべきの奇策妙案がなかつたのである、梁川星巖の詩に曰く、

不脛霜田開港約

擴聲更欲得要津

甘渠脅嚇受渠汚

地下王孫會笑人

英、米、露人等の我國に來航して開港を逼るや輿論は自ら二派に分れた、攘夷論者と開港論者即是である、前者は主として祖國愛と西洋人に對する敵愾心に燃えたる多數の志士論客であつて、後者は夙に西歐の事情に通じたる少數の新知識であつた、高野長英、渡邊華山のごときは後者に屬し、當時にありては確かに前者より西洋心酔者、非愛國者として痛く憎惡の標的となされたのである、是等兩派の對立する限り當時の日本は到底能く現實に適應することが出来なかつたのである、二百餘年間鎖國に慣らされし日本人は鎖國を以て、むしろ當然のこととし、敢て怪しまざるものがあつた、碩學平田篤胤の如き人でさへ鎖國禮讚の意見を懷いて居たから、他は推して知るべきである。

異國の人と交易せんでもとんと困ることがない、そりやどうぢやといふに、まづ地勢が有福で、外國の産物を取り寄せずとも宜しいからのことぢや。

外國から攻め來る時などに、よく防ぐ手段があつて外國の物を受けずとも事の欠けぬ程あつたな

らば外國と交易せぬ方が國の風俗も亂れんで却て國の大なる益ぢや（古道大意）
苟くも、氣候、風土、風俗、習慣を異にする以上、物質的、精神的産物の相違を生ずるのは、自然の
數である、況んや人口増加し、國家、社會の需要變動するに至らば、有無交換は、原則として到底動
すべからざることである、若し此原則を無視して保守退嬰、徒らに諸外國の外に孤立せば、その國家
は漸次世界の大勢に順應すること能はずして早晚衰亡するを免れぬ、我徳川幕末は、實にかゝる日本
國家の一大危期にあつたのであつて、嘉永六年（皇紀二五二三）、和戰兩様の準備を以て浦賀灣頭に現
はれたペルリの軍艦は、實にかゝる背景を有せる我日本に點火して遂に開國の一大轉向をなさしめた
ものである。

ペルリ來航當時先づ我鎖國日本人の心膽を寒からしめたものは、實に蒸氣力により萬里の波濤を越え
剩へ精銳なる巨砲を備ふる蒸汽船であつたに相違なかつた。

大平の眠をさます上喜撰たつた四はいで夜もねられず （落首）

鯨魚の如き大艦巨舶（黒船）是れ果して何事をか語る、優秀なる世界科學的機械文明則ち是れであつ
た。

黒船の圖に題す

この船のよるてふことを夢の間もわすれぬは世の實なりけり 松平定信

當時攘夷論盛に起り、海内鼎の沸くがごとし、徳川齋昭、藤田東湖のごとき蓋しその代表的人物で
らう。

敵あらばいでもの見せん武夫の彌生なかばのねむりさましに （齋昭）

八月十八日夜夢攻暗厄利亞 藤田東湖

絶海連檣十萬兵 雄心落落壓孤城

三更夢覺幽窓下 唯有秋聲似雨聲

偶 成 鍋島閑叟

孤島結團意氣豪 西南決背萬重波

黠奴若有窺邊事 羶血飽膏日本刀

大和魂如何に旺盛なるも、科學工藝のこれに伴ふものなくんば、攘夷畢竟空論に終らんのみ、當時彼
我科學知識の如何に懸隔せしかは左の事實これを證明して餘ある。

二月十五日には彼（米）は、本國より持來りし方物小形汽車、電信機等四十餘品を我委員に渡し
汽車を運轉し、電信機を實驗し、我國人をして所謂キリストン、バテレンの怪術に驚嘆せしめた
り、同月二十五日幕府之に對して白米百俵を當時の大關力士をして運ばしめて之を米使に送り、
種子島一挺、刀二口、金銀若干を送り以て方物に拮抗せんとしたるは笑止とも云ふべし。（参考

我日本人の西洋科學文明に對する驚歎の念は、明かに開國の最大原因であつた、此際飽くまで鎖國を繼續せんことは、當時の日本の状態の到底許さざる所であつた、剛毅果斷なる井伊直弼が群議を排し安政五年（皇紀二五一八）斷乎として日米假通商條約を締結し、次で同年蘭、露、英、佛の四國とも同様の通商條約を締結するに至つたのは、眞に己むを得ざるに出でしことと思はれる。

然るに當時幕府の大官すら殆んど西歐の實狀に通ぜず、今日より顧みて眞に噴飯に價するものがあつた、萬延元年（二五二〇）正使新見豊前守、副使村垣淡路守、遣米第一回使節として、日米條約批准交換のため、一行七人米艦ポーハタン號に乗り込み、米國に渡り、歸途ハワイに立寄り、カメハメは第四世に謁見し歸る、一行の米國風俗觀に曰く、

女子は色白く、艶にして美服に金銀を銜りことなる姿も見馴れしが髪の毛赤く、眼は犬の如くにて興さめたり、稀に髪黒く眼も亦黒きものあり、アジアの人種なるべし、そは自ら艶に見ゆ、所々の鴨居の上に白石もて造りたる首あり、代々の大統領の首なる由、我國の刑罰場に於て見しにひとし。

又副使村垣淡路守がカメハメ第四世と謁見した一節に曰く（川村幽川、カリフォルニア開化秘史）王、正面していささかの臺の上に立ちたり、黒羅紗の筒袖にて、アメリカの風俗にかはらねど、

金のたすきめきたるものを肩にかけたり、王の立ちし所に、妃立ちたり、兩肩をあらはし、薄ものをまとひ、乳のほとりをかくし、腰の方より下は、うつくして錦の袴に似たるものをまとひ、首には、連ねたる玉の飾のありて生けるあみだ佛かとうたがふばかり、

御亭主はたすきがけ、奥さんは大はだぬぎて珍客に逢ふ（淡路守即興の歌）

何事も日本の風俗習慣を以て正しとなせる先入主の觀念に囚はれた彼國人の批評としては、さもあるべきことならんも、今日より顧みて、いかに我日本人が西歐の事情に迂であつたか能く想像せらるゝと思ふ、眞に福地櫻痴の「幕使の歐行」なる一文も亦能く當時の日本人の西歐事情に通ぜざりし狀況が窺はれると思ふ。

文久元年（皇紀二五二一）十月徳川幕府は竹内下野守、松平岩見守、京極能登守の三人をは、特命全權公使に任じ、歐洲の條約諸國に赴き、帝王に拜謁して聘門の禮を修め、兼ねて國都兩港開市延期の談判を遂ぐべき旨を命じ、諸國帝王への御國書及び全權委任狀をも外國の例に倣ひて相渡されたり云々。

三使だけは、手槍及び鞍鐙等の馬具は持參あるべしとて、持たせられたり……食料の支度としては、米は御藏より受取り、醬油、香の物は、買上げとし……中瓶數個に萬年味噌を詰めて持參したるに、氣の毒なるかな、この萬年味噌は、香港とシンガポールとの間に、早く腐り臭氣堪へ

難く、乗船士官（英國軍艦オージ號）より苦情ありければ、瓶に入りたるまゝ海中に投げ入れて龍王に献上したりき……それより急に御用草鞋製造掛數人を命じ、千足の草鞋を製造せしめたり尤もこの草鞋は船中は不用につき、郵船を以て用意の糯米と共に豫め佛國マルセーユに廻送し置きたるに、残念なるかな、一足も用ひずして、同所に預け置き、歸路に及びて取棄を佛國の接待官に頼みたるが、いかになりたりけん、その終りを知らず云々。英國軍艦にては、特別の注意を以て、一行を待遇したれども、飲食は全く違ひ、衣服坐臥ともすべて軍艦の紀律に反對なれば、艦長、士官は、日本使節の無作法なるに當惑して、其少しく紀律を守らんことを望み、一行は又艦長士官等が些細のことにて、我等の動作に苦情を唱ふるを煩苛なりとて、不平を鳴し、それがため、間に挿りたる通辯、翻譯の諸人は、大いに難澁を極めたり。

但し三使中にも、岩見守は、尤も日本風を守られ、既に香港に於て、一行中の某等が洋靴を買求めて穿ちたるを見怨め、嚴にこれを叱責し、その國風を紊すを以て、これより日本に追ひ返すべしとまでに言ひ出てたるが、某等が散々に謝罪して、漸く恕されたることありき。かゝる心底なれば、三使及び一行も、西洋諸國巡回中、少くとも我國の風を紊さず、羽織、袴、大小、草履にて陣笠を冠り、パリ、ロンドン市中を遊歩するに更に恥づる色もなく、傲然として、大小を横たへ、我こそ日本の武士なれといふ風體にて大手を振つて歩るきたりき。

文化二年六月十八日（皇紀一五二二）幕府の留學生を乗せて、品川を出帆した咸陽丸は、八月末漸く長崎に入港し、暫く滞在の後五百噸許りのオランダの型帆船に乗り移り、途中屢々危険に遭遇し、具に艱苦をなめ、バタビアに寄港し、此處にて長さ二十間の小型船に轉乘し、ケープ、オブ、グット、ホープ（喜望峯）を迂廻し、セントヘレナに立寄り、長崎解らん後、六ヶ月を経過せる文久三年二月オランダに到達した（長崎醫大醫學博士林郁彦談）。

當時の留學生は、傳習生徒、榎本武揚、赤松大三郎、醫學生伊東方成、林研海、政治法律學生西周助津田眞一郎であつたが、皆祖國の風俗を改むることなく、丁髷、和服にて留學した、彼等のオランダ留學中の狀況につき、林博士は、左の如くに述べられた。（福岡日日新聞）

一行が初めて首府入をした際などは、見物人が蝟集して喧噪し、其の後も街路に出る度に野次られ、時に投石せられたり、破れ靴を投げつけられたりすることもあつて、大いに憤慨したりすることもあつたが、結局それは自分達の異様の風俗の然らしむるところからだとなり、又オランダ人の忠告もあつたので、幕命に背反するけれども、事情やむなきこと、各自協議の結果、洋服を着用し、靴を穿くこととなつたが、頭髮だけは、何時日本國から召還されるかも測り難いのでその儘となし、帽子を深く被つて丁髷を隠して我慢した、此の時頗る好都合であつたのは、坊主頭の醫學生達で、彼等は早速流行型の散髪となつて、得々としてゐたことは、仲間の大いに羨む

ところであつた。或目留學生達が、劇場に入つたところ見物人は、皆脱帽してゐるので、丁髷のことを忘れて、ウカと帽子を取つた所、見物人の視線が悉く彼等の丁髷に集つたので、一同居堪まらずして逃げ歸つたといふ喜劇もあつた。

日本初期の西洋留學生が、斯くの如き艱苦、侮辱を忍びながら、鋭意西歐文化の輸入に努めたことは眞に現代人の深く感謝しなければならぬところである、アメリカ留學より歸朝した、玉蟲佐太夫の詩に曰はく、

歸自米利堅

玉蟲佐太夫

萬里鯨濤幾苦辛

當時豈料得生還

夢耶非夢看初覺

翠黛依然故國山

大船巨舶に乗り、室内の設備殆んど大厦高樓内にあると同じく、また留學地に於ても、何等の不便、不快を感じることなく、寧ろ最も愉快に勉學し得る現代日本の西歐留學生と比較して、眞に隔世の感あるを覺ゆるのである。

科學文明は、決して吾人人類の終局の目的ではない、人類終局の目的は、生命の向上、完成にある。

然しながら科學的機械文明なければ、吾人人類は、到底今日の如き利便なる生活を營むことは出来ぬ電車、電信、電話、汽車、汽船等の科學文明を取り去れば、現代人は恐らくは、原始的野蠻時代に逆

行するに至るであらう。又西歐人が既に科學的機械文明の恩惠を受けつゝある間に、我が日本のみ獨り其の恩惠にあづからぬといふことは、到底彼等と生存競争に於て最後の勝利者たる所以ではない。武器、交通々信機關、醫術、衣食住等の物質文化に於て、遙かに劣りし幕末の我が日本人が孜々急々として、これが輸入に傾倒せしは、洵に當然のことで、是れ我が日本人本來の現實生活尊重の國民性によるものである。若し我日本人が、彼の印度民族の如き厭世的、形而上學的國民性を有して、現實性に乏しかつたならば、我が日本は到底今日の如き科學的物質文明の隆昌を見ることは出来なかつたであらう、タゴールの如き、ガンヂーの如き、インドの聖者とも呼ばるゝ人が今日の科學文明を呪ふが如きは、現實尊重性に富む、我が日本人の到底とらざる所である、ガンヂーの信念の告白中に曰く（ガンヂーは叫ぶ、福永渙）

一、鐵道、電信、病院、醫者は悉く廢せよ。

二、印度を支配せるものは、英人にあらずして鐵道、電話、電信等の物質的現代文明なり。

鐵道、電信、電話等の物質的文化は、現實性に富む英人によりて巧みに印度人征服の具に使用せられた、ガンヂーが徒らに是等物的機械のみを見て、是等機械の統制者として、最も恐るべき精神力を有する英人を見ざるは、印度人のために痛く悲まねばならぬ。第十九世紀の始めにあたり、獨逸は、詩人及び思想家の民族であつて、世人より歐洲の印度人といはれたが、賢王ヴィルヘルム第一世、賢相

ビスマルク（一八一五——一八九八）、智勇兼備のモルトケ將軍（一八〇〇——一八九一）、等によりて指導せらるゝに及び、大いに其の現實性を發揮し、商工業大いに起りしより、遂に歐洲のアメリカ人と呼ばれるゝに至つた。これ明かに非現實的國民といへども、其の修養如何により能く現實的大國民となり得べき一著例となすべきである。

フランス大革命の一原動力となりし、ジャン、ジャクー、ルーソー（一七二二——一七七八）は、文明社會罪惡の根源は物的科學文明、機械文明であるから、吾人は是等科學文明を抛つて、須らく原始状態に復歸せねばならぬと主張した、幸にフランスを始めとし、歐洲人は、彼の學說を採用することなく、大いに力を科學的機械文明の發達に用ひたから、能く今日の如き現實的發展を遂ぐることを得たのである。又タゴール、ガンヂーの如き、科學文明の呪咀者を有する印度數億の民は脆くも少數なる英人の支配下に屈せざるを得ざる状態に陥つたのである。此の點に於て豐富なる現實性に富む我が大和民族は、眞に人類の誇りであらねばならぬ。

印度民族性を代表せるガンヂーの如き、現實性に乏しきものゝ爲し得るところは、唯僅かに消極的抵抗に過ぎない、かゝる消極的抵抗は、元氣旺盛、霸氣滿々たる我大和民族の到底忍び得る所ではない勇往邁進、正義のため人道のため身命を惜まざるの氣概あるもの、此れ眞に神州男子の本領である。凡そ一得一失は何事にも免れがたく、我が日本人が孜孜々々として、西洋物質的科學文明を採用する

につれ、一方に於てはやゝもすれば日本固有の美質——日本精神（大和魂）を忘れ、遂に物質文明萬能、マンモニズム（拜金主義）打算的功利主義、共產主義等の弊に陥ることになつたのは、眞に嘆すべきである、就中マルクス主義を奉ぜるロシアの過激思想は、比較的日本の智識階級にまで侵潤し來りて、古來未曾有の思想惡化、思想國難を出現せしむるに至つたのは、邦家のため眞に憂慮に堪へない次第である。

思ふに精神は主にして、物質は従である、然るにマルクス主義は、物質を主とし、精神を従とせしがため、唯物史觀（經濟史觀）、唯物的辯證法、勞働過重説となり、遂に共產主義といへる實行不可能なることを實現せんとするに至つたのである。

大哲ヘーゲル（一七七〇——一八三一）は絶対的理性（ロゴス）の正、反、合の辯證法によりてその發展を説明した、是れ所謂唯心的辯證法である、然るにフォエルバツハ（一八〇四——七二）は、ヘーゲルの此の唯心的辯證法を逆轉して、精神は物質の他在（アンデルスザイン）なりとなし、唯物的辯證法を創め、マルクス之を繼承して、唯物史觀、勞働過重、經濟過重説を主張し、遂に資本主義、勞働主義の合斷は、共產主義にありと斷するに至つて、是れ明かにヘーゲル哲學の亂用である、悪用である。

フォエルバツハの唯物觀を繼承せるマルクスは、「物質的生活の生産方法」は、生活の社會的、政治的及

び精神的過程の一般性を規定する、人の生存を規定するものは、その意識ではなく却つてその社會的生存が彼の意識を規定する」(經濟學批判序文)(思想問題批判深水安文、一二四)、と云へる有名なる唯物史觀(歴史の經濟的説明)を立するに至つた、此斷定は確かに一面の眞理を有するも亦確かに全部の眞理を表すものではない、何となれば經濟的慾望は人間の最も強烈なる動力たるに相違なきも、人間は此動力(社會力)以外更に、性慾、權勢慾、自由慾、名譽心、學問慾、審美心、宗教慾等を有し、これ等の結合によりて種々の社會現象を生ずるからである、世の青春なる男女この理に徹せざるがため往々にして、唯物史觀にかぶれ遂に共產主義のために迷はさるゝに至るのである。

ヘーゲルの合斷は、正斷と反斷との止揚(アウフヘービング)であつて、決して正反兩斷の絶滅ではない、然るに共產主義は、労働主義を揚げ資本主義を亡ぼして、全然これ等と關係なき一主義を立せんとするのであるから、到底實行し得らるゝものではない、共產主義の内に資本主義と労働主義とが融合止揚せられざる限り吾人は到底この主義を採用することは出来ない、吾人は此點に於て正しき哲學的教育を強調したのである。

正しき哲學教育の精神は、徒らに先哲學説の記誦にあらずして、いかにして正しき批判考察の力を養ふべきかにある、カントが、「此の哲學序論(プロレゴメナ)は、生徒が使用するために書いたのではなく、將來の教師達が使用するために書いたのである、併し將來の教師達が使用するために書いたと

は言つても、其の人達が現に存在してゐる學問の講釋を整へるに當つて彼等を助けようといふのが本書の目的ではない、抑々學問とは何か? といふ最初の出發點に立つて、學問そのものを發見するやうに彼等を助けようといふのが本書の目的なのである」(カント哲學序論、柳井和助譯)と云つて居るが、正しき哲學教育とは、實に此の學問發見、眞理探求の精神力を涵養するにあるのである。

精神を主とし、物質を従とし、道の下食あり、食の下道あるにあらずとの信念ありてこそ始めて眞の文化、文明を實現することが出来る、然るに日本現代文明の一大弊は、物質を主とし、精神を従とし食の下道ありとするものが鮮くはない、是れ告子の所謂食色性也(孟子告子章句上)と同じく靈的な人間を以て肉的な野獸と同一視するもの、寧ろ人性の墮落、文明の逆行に他ならぬ。

人には各々個性がある、個性的差別があるが故に分業協力が起る、資本家、と云ひ労働者といふは畢竟するに此分業の結果に他ならぬ、然るにマルクス主義の如く労働過重説をとり、資本主義を排斥せば、是れ明かに、人性分業の大原則を無視するものである、個性の發展を無視するものである。

正義日本が、今日の隆昌を見るに至つたのは、精神を以て物質を使役せしに因る、然るにマルクス主義は、反つて物質を以て精神を使役せんとするか故に、到底日本を興隆せしむることが出来ぬ、將來益々西歐物質文明を我に同化し以て一大綜合文化を創造せんとする我日本人は、深く此點に反省すべきである。

よきをとりあしきを捨て、外國に劣らぬ國となすよしもがな

(明治大帝)

敷島の大和錦に織りてこそからくれなゐの色もはえあれ

(同)

予は此に模倣、創造、進化の二點より我日本人を観察し我日本人の世界優秀の人種たることを立證し置かんとす。

我日本人は、西歐人より屢々獨創なき模倣民族であるとの批評を受けた、吾日本人中にもこのことを信ずるものが鮮くはない、乍然虚心平氣にこれを考察すれば、我日本人は決して單純なる模倣民族ではない、思ふに外人の我日本人を模倣民族と云ふのは、盲目的模倣民族なりと云ふ一種輕侮の念をふくんで居るのである、是れ果して我日本人の正當に甘受すべき所なりや、吾人の最も眞面目に考究すべき問題である。

模倣の法則の創唱者として有名なるフランスの社會學タード(一八四三—一九〇四)は、模倣の作用を研究して三つの法則を定めた(一)模倣は障害なき場合には幾何級數的に傳播す、(二)模倣は傳播する毎に多少の變化を爲す、(三)慣習模倣と様式模倣とは反對に働く、此慣習模倣とは在來の慣習などを其儘模倣するもので、様式模倣とは、新に創意を加へた所謂發明的模倣である、(社會學小史、樋口秀雄、一〇二—一〇三)、三者即ち是れである、我日本人の模倣は、むしろ様式模倣であつて、決して慣習的模倣ではない。

元來模倣の本質は、同一事物の反復にある、既に存在する事物を更に反復するは模倣の特質である、我日本人は、果して外人の文化を其まゝ寸分違はず反復せしに過ぎざるか、吾人は斷じて否と答へざるを得ないのである。

我日本人は、外來文化に對し、初めのほどは、多少盲目的に模倣すると云ふ弊害なきにしもあらざれども、是れは獨り我日本人に限られたことでなく、世界何れの民族、國民にもあることであつて敢て強ちに日本人のみを責むべきではない、我日本人には、外來文化に對し、取るべきは取り、捨つべきは捨つるといふ取捨撰擇の能力がある、例へば我日本人は、儒教の治國平天下の思想を取つて日本人固有の現實尊重性を發達せしめた、けれども孟子の民主思想、禪讓易性革命思想は全然これを放棄した、又老莊の無差別を重んじながら差別と調和せざる無爲自然説の如きは、我日本人の現實性と矛盾するものとして排斥するに至つた、又世界的なる佛教は我日本に入りては、最も顯著なる國家的色彩を帯び來り、王法爲本とか鎮護國家とか王佛冥合とか云ふ思想を産出するに至つた、斯く外來文化は在來の日本文化と融合調和して、そこに一種特殊の新日本文化を生ぜしむるのが、我日本民族の外來文化に對する眞の態度である、此點に於て佛の碩學ミセル、ルボン及び「日本文學史」の著者アストンの日本文化に對する批判のごときはまことに正鵠を得たものである。

ミセル、ルボン曰く「日本は恰も異常なる有機體のごとく、東洋の文明と泰西の文明とを以て文

物の燦爛たるを致し、而も敢て其國固有の精神を毀損することなし、蓋し、外國に假用したる所のものを、全然融化し、海外より輸致したる一切の事物を以て、宛然固有のものとなすは、即ち正に日本氣質の特徴なればなり、故に此小乾坤中につき我歐洲のみならず、支那、朝鮮等の極東の全部をも觀察するを得べく、これをこれ留意せずして、更に他に就て之を觀察せんとするが如きは、殆んど無用の業たるを免れざるべし、何となれば、極東全部の形状は擧げて此の未曾有の溫柔なる人種中に收縮現存すればなり。(日本國民の精神、清原貞雄)

アストン曰く「日本國民は、文明の恩を多く、外國より受くるものあるにも拘らず、其の有する文明には、流石に獨創の跡歴々として見ゆ、日本人は唯受賣し、借用するばかりでは決して満足せざりしなり、技術に於て、制度に於て、又宗教に於てさへ、苟くも外國より輸入せる物には悉く改作を施して、これに國民の精神を籠らしむるを常とせり、文章も亦り、其支那に負ふ所極めて大きく且つ深く、その指導を信任し過ぎたるの餘往々自身の發展を妨げたりし點無きにあらずれど、其の文學は、又實に其の國民の性質を説明せる索引及び目錄なりと謂ふことを得べし。夫れ日本人は、武勇にして禮讓を知り、輕快にして可憐なり、深奥なる思想なけれども才氣あり高遠なる知識あらねど伶俐にして機巧あり、受納性に富みて知識を貪ること飢えたるが如く、製作せるものは、崇高性を缺げども、巧緻にして優美なり、是の故に文學亦此の性質を表現す。」

(アストン日本文學史)

以上によりて、是を觀ば、我日本文化は、様式模倣、批判的模倣によりて巧みに組織されたる一種の複合的综合文化と云ふことが出来るのである。

綜合文化は、一種の獨創である、所謂獨創は、ただ此意味に於てのみ許さるべきことであつて、何等外來文化の輸入なくして一から十まで或民族の獨創に成つた文化といふものは、世界何れの民族に於ても到底見出されないものである、今日西歐人はその物質文明を以て世界に誇るといへども、そは全然彼等の獨創にあらずして、實は、ギリシヤ。サラセン人等より借用した文化資料を巧みに綜合してのみ生み出されたものに他ならぬ、米國の社會心理學者エルウツドが、歐洲文化は東洋文化より借用せる所甚だ多く、現に世界に存する各文明は、多少他の文化より借用せるものであると云つて居るのは洵に正直なる告白と云はねばならぬ、即ち他國文化の借用と云ふ點より、西歐人は決して文化の絶對的創造者と云ふことは出来ぬ、隨つて西歐人は、我日本人に對して獨創文化なしと侮蔑する資格がないのである。

斯くの如く考へ來れば、我日本人は決して猿猴の人眞似、鸚鵡の人眞似とは全然違ふのである、外來文化を咀嚼同化し、新なる文化を創造し得る優秀なる獨創力を有する民族たる事が分る、この事は過去の史的事實が最も能く證明して居るのである、例へば鎌倉時代に起つた日蓮宗は、支那天臺宗を

要素とする所多いけれども、日蓮聖人の日本國體的自覺により、全く日本獨特の日蓮宗を成したのである、又明治維新後の我日本陸海軍は、日本固有の尙武心と西洋兵器使用との融合により日本獨特にして而も精銳世界一なる陸海軍を成したのである、其他醫術、法律、政治、鐵道、造船等西歐文化同化融合の實例は枚擧に暇あらぬ。

西歐人が我日本人に獨創なしと批評するのは、主として科學に就てである、而も精細にこれを檢すれば決して然らざることを發見するのである、思ふに徳川時代に於て、ライブニツク。ニウトンの微積分に相當すべき關孝和の圓理術や、新潟縣小千谷町出身廣川晴軒の三元素略説（エネルギー不滅説）がありて、我日本人に科學的獨創の素質あることは、夙に證明せられたが、此時代には今日程科學的知識の必要を感じなかつたこと、科學の獎勵は、却て社會の安寧秩序を保つに害ありと誤解せられしが爲めにより、其の發達は、西歐に比して非常の懸隔を生ずるに至つた、けれども上述の如く元來我日本人には、科學的素質あるが故に、維新以來獎勵の結果、我日本人の科學、工藝に關する創意發見、發明は其業績大に見るべきものであるに至つた、例へば東北大學教授増本博士の鐵、ニツケル、コバルトの合金、同大學總長佐藤正孝博士の白金の元素發見、東京大學青木保博士の砲彈測定器、原博士の高速度寫眞器、長岡半太郎博士の水銀より黄金を採る法、豊田式自動織機、丹羽保博士の電送寫眞機等のごときは、我日本人の科學、工藝界に創見あることを明證して餘りあるものである。

以上の如く我日本人の綜合文化創造は、その頭腦の優秀なるを明證するものである、然しながら、頭腦の優秀は、骨相學的頭蓋指數如何によりては到底決定し得らるゝものではない、歐洲大戰前の獨逸に於ては、ゴヴィノーの人種不平等論を奉ぜる學徒により頭蓋指數の測定をなし、獨逸人は長頭人種であつて世界人種中最も優等なることを證明せんとしたが、科學的には、寧ろ失敗に終つたと云つてよい、何となれば短頭（廣頭）人種中優秀なる人物も亦鮮らざるの事實があるからである、何よりも有力なる人種優劣の判定法は、創意、發見、發明の事實である、此事實は、千百の理論よりも最も雄辨に人種の優劣を物語るものである、頭蓋指數により長頭、短頭を決し、以て人種の優劣を判定せんとするは、恰も血液型（A、B、AB、O）により、人の性格を決定し、これより職業指導をなすと同じく、むしろ似而非なる科學であつて、危險の甚しきものである。

女子高等師範學校教授文學士古川竹二は、血液型と氣質との間に密接なる關係あることを發表し民間これに賛同するもの鮮らざれども、倉敷勞働科學研究所員平松醫學士はこれを以て危險性を有するものと斷じ、九州醫學專門學校教授王丸博士も亦反對意見を發表し、醫學博士勝矢信司も駁論を公にし結論に於て「血液型と氣質の如き不正確なる説を布説し、幼き學童より、無益なる血液を採取する事は、社會上又人道に恐るべき害毒を流す事だと私は思ふが故である」と述べ最後にフムボルトの「不良の觀察をなすよりは、毫も考慮をなさざるに如かず」と附記してある。

碩學ヴントは、創造の公式を $A+B=(A+B)D$ となして居るが、創造を理解するには一寸よい工夫である、例へば $1+2=3$ は、同一事の反復であつて決して創造ではない、然るに、 $1+2=3D$ とすれば、何等か新に生れることを表すが故に、能く創造の意味を表して居るのである。模倣といふても、全然社會の進歩、發達に寄與する所がないものでもない、然し社會の眞の發達、進歩は單なる模倣によりては充分實現せらるゝことは出來ない、唯創造によりてのみ始めて充分なる進歩發達がとげらるゝのである、ベルグソン（一八五九）が進化は創造なりと斷じたのは、進化と創造との相即關係を道破し得たものである。

我日本人は、三千年間絶へず創造し來りしが故に、今日の進化を實現し得たのである、我日本人にして、此の創造力を失はざる限り、我日本は永遠に榮え行くであらう、久遠の日本とは即ち是である、明治大帝の御製に、

千早ぶる神のひらきし道をまたひらくは人の力なりけり

東西兩洋の文化を批判し、綜合し、以て新なる世界的文化を創造するは、實に我日本民族の一大使命である、大戦前のドイツ帝國は、自國文化を世界最良のものとして之を世界に布かんことを唯一の目的とし、これと同時に動もすれば英米佛の文明を輕蔑するが如き態度をとつた、けれども是れ公平無

私虚心坦懷に世界各國文化の長短を批判せざる偏見である、我日本人は斷じてかゝる偏見妄想に囚はれてはならぬ。

ボルガリヤ國ソフイヤ大學歴史教授トルベツコイは、ロシア人なるが夙にローマ・ゲルマン人が自己の文化を以て世界最高のものとなし、他民族の文化を偏に劣等低級文化と斷定し世界をしてローマ・ゲルマン文化化せんとする理由は畢竟彼等の自己中心主義より出でたる迷妄に他ならぬ所以を立證せんがために、「西歐文明と人類の將來」（島野三郎譯）を著はし頻りに集ローマゲルマン諸民族に警告をなして居るが其の中我日本に關する記事は頗る他山の石となすに足るものがあるから、左にこれを引用し置かん。

今、吾人の眼前に時て、將さに露西亞と同様の歴史を繰返さんとして居る者がある、そは外でもない、東洋の日本である、歐羅巴の侵略を防ぐため最初陸海軍の技術のみを歐羅巴より輸入せんと欲したる日本は、次第に其模倣志向に於て所要程度を越え、其結果、傳ふる所によれば、今や日本の「有識」と稱せらるゝ社會の大部分は、歐羅巴的思維方法を用ひて何等異とせず、寧ろ當然と考ふるまでになつた、こは日本の爲には實に憂ふべき現象である、成程日本に於ける歐羅巴化は、今までのところまだ、健全なる國民的自尊心の本能と歴史的傳統に對する強烈なる歸依とによつて抑制されて居る——が然し日本人は何時までも此立場を支へ得べしと、誰が斷言し得や

う、歐羅巴化は何時までも日本精神の牙城を抜き得ざるべしと、誰が斷言し得やう。(二三一—二)

思ふに幕末の我日本は、衰頹せる徳川政府を以てしては歐米列強と國威を失墜することなくしては、到底、能く世界の大勢に適應することは出来なかつたのである、必ずや尊王討幕を斷行し王政復古、天祖天照大神の御神孫たる皇室によりて日本全國を統一し學國一致以て西歐列強に對抗するに非ずんば、到底眞に能く神國日本の國威を發揚することは出来なかつたのである。

安政元年(皇紀二五一四)幕府は遂に米國と和親條約を締結し、次で英・露・蘭の三國とも略ぼ同様の條約を結んだ(神奈川條約)次いで安政五年(皇紀二五一一八)幕府は大老伊井直弼の專斷を以て、米・蘭・英・露・佛の五國と通商假條約を締んだ(安政假條約)こゝに於て直弼は、違勅と攘夷不實行の二點よりいたく尊王論者及び攘夷論者の非難を受けしが、安政の大獄は益々反幕府論を激昂せしめ萬延元年(皇紀二五二〇)三月三日、彼は遂に水戸浪士等のために櫻田門外に刺殺せらるゝに至つた、かくして柱石を失ひし徳川幕府は威望大に墜ち非常時に對する適應に於て一大頓挫をなすに至つたのである。内憂外患交々來る國家非常時にあたり、將軍家茂のため孝明天皇の皇妹親子内親王(和宮)の降嫁あらせられしことは、衰頹せる徳川幕府にとりては公武合體といへる重大なる政治的意義をふくんで居つたから、尊王論者及び攘夷論者は益々幕府に對して反感をいだき、遂に志士の討幕の

陰謀となつて現はれたのである、徳川氏と深き縁戚關係ある會津藩士松平容保が幕命を受け、京都守護職として入京せる勤王志士を嚴に取締り、且つ宮闕を守護すと稱して暗に朝廷と民間勤王志士との聯絡往來を監視したのも實に當時のことであつた、而も衰頹せる徳川幕府は、かゝる因循姑息手段を以てしては、到底長く其の命脈を持續せしむることは出来なかつたのである。

文久三年(皇紀二五二三)朝廷將軍家茂に勅し、此年五月十日を以て攘夷實行日と定め、諸藩に其旨を傳へられしは、衰頹瀕死の徳川幕府にとりては、寧ろ難きを以て是れを責め、其間幕府をして故に窮地に陥るゝ苦肉策とも見られないでもなかつた、而して長藩の下關事件、薩藩の生麥事件は、當時我邦の狀勢に於て識者をしてひそかに攘夷の到底實行し得ざることを悟らしめたのに過ぎなかつた。幕府の非常時に對して充分能く適應し得ざる狀勢の曝露せらるゝや、反幕府的实际運動は漸く處々に擡頭し來つた、元治元年(皇紀二五二四)水戸の武田耕雲齋等の筑波山の亂、備前藩士藤本眞金(鐵石)等の大和五條の亂(天忠組)福岡藩士平野次郎國臣の生野の亂、の如きは其の著きものである、是等反幕府黨の間もなく何れも幕兵のために討平せられたるは、其の勢力未だ微弱にして到底倒幕の目的を達する實力なかりしがためである、而も一度薩長兩雄藩の聯合して朝廷を援くるに及び流石の幕府も詭くも倒壊せざるを得ざるに至つたのである。

咲く梅の風に空しく散るとても馨りは君が袖にうつらん

文久三年九月十三日夕大和十津川長殿山を越ゆる時よめる歌

藤本 鐵石

雲をふみいはほさくらむ武士のよろひの袖にもみちかつ散る

辭 世

平野 國臣

大君に捧げまつりし我が命いまこそ捨つる時は來にけり
見よや人嵐の庭の楓葉は何れ一葉と散らすやはある

會津、薩摩の兩藩を聯合して、孝明天皇の神武御陵行幸を止め、天皇の洋夷親征を阻止せしめしは、攘夷に意なき幕府政策の成功であつて、其の際長藩の宮闕守護を解きしは、豫ねて反幕府的色彩濃厚なりし者を排除せしめしものであつて、これまた幕府政策の一時の成功といふべきであらう、元治元年長藩の家老福原越後等、長藩の入京を請はんがため入京し、蛤御門に於て、會、薩、桑等の兵と衝突せしは、敢て朝廷に對する敵對行爲に出でしものにあらずして、唯長藩の宮闕守護解除が幕府の策動に出でしことを心にふくみ、ために自ら勢に乗じて衝突せしまでのことであらう。此の衝突に於て長藩の銃丸は飛んで禁闕に及べりといふ、これ幕府の乗すべきの好機である、果然幕府は、朝命を受け、尾張侯、徳川慶勝を總督として、朝敵長藩を征伐すと稱して兵を安藝に進むることとなつたが、

長藩主毛利敬親は、福原等三家老を斬首し、罪を謝して事平ぐことを得たのは、衰頹の幕府にとりては、實に僥倖のことといはねばならぬ。然れどもこは烽火將さに滅せんとして却つて一時其の明を増すがごときものであつて、到底頹勢を挽回し得べき眞の適應ではなかつたのである。即ち長藩内の高杉晋作、山縣狂介（有朋）等の主戰論者恭順派（俗論黨）を倒して、藩論を一定し、再び兵を擧げしに、幕府は毎戰皆敗れ、（慶應二年）その無力無能はいよゝゝ暴露せらるゝに至つた、これ亦明かに幕府が非常に對する適應を過りし顯著なる事實である。

慶應元年（皇紀二五二五）英、佛、蘭の四國の軍艦大阪灣に迫り、將軍家茂に對し、連りに假條約を促す。家茂これを朝廷に奏せしに、朝廷は世界の大勢に鑑み、函館、神奈川、長崎、新潟の四港の開港を許したまふ、又慶應三年 明治天皇は、更に兵庫の開港をも許したまふ、これまことに空前の大英斷であつて、爾來我が日本は着々として、世界の大勢に適應し、國運益々隆昌に向ふこととなつたのである。

第二回征長の際、土佐藩士坂本龍馬は、薩長の聯合を斡旋せしめたため、薩藩が局外中立を守りて、幕軍を援けなかつたことは、幕軍敗北の一因をなしたものである。其の後薩藩は、西郷隆盛、小松帶刀、大久保利通等公武合體を排し、尊王討幕のことに藩論を一定せしが、坂本龍馬は、薩長の間に斡旋し遂に薩長連合を成立せしむるに至り、爾來討幕の計畫は着々として進捗せらるゝに至つた。

慶應二年孝明天皇崩じ、同三年 明治天皇御踐祚したまふ、慶應三年岩倉具視等は薩の小松帶刀、西
 樂隆盛、大久保利通、長州の木戸孝允等と密に討幕の計を運し、遂に薩長兩雄藩に對し、討幕の密勅
 を下さるゝまでに運んだ。同年十月土佐藩主山内豊信（容堂）は公武合體説を棄て、其の臣後藤象次
 郎を將軍慶喜に遣はし、大政奉還を勧めた、慶喜乃ち諸侯を二條城に會して、その議を諮ふ、譜代の
 諸侯多く遲疑逡巡せしも、後藤象次郎、薩の小松帶刀共に極力奉還を勧めたから、慶喜も内外の形勢
 止むを得ざるものあるを察し、遂に大政奉還のことに決し、同年十月慶喜上奏して大政奉還を請ひし
 に朝廷これを許可したまふ、家康將軍に任せられし以來二百六十五年、賴朝武門政治を創めしより六
 百八十二年にして、王政復古を見るに至つた。

慶應三年十月慶喜の大政奉還の上奏により、名義上王政は復古せられしと雖も、未だ徳川將軍が事實
 上内大臣の職を有し、且つ封土人民を領し、更に諸大名も亦各封土人民を私有する以上、徹底的に王
 政は未だ眞に復古せられたりといふことは出来ぬ。そこで、朝廷は慶應三年十二月王政復古の大號令
 を發し給ふと同時に、先づ攝政、關白、征夷大將軍、議奏傳奏等從來の官職を廢し、新に總裁、議定
 參與の三職を置き、慶喜をしてこれに輿らしめられなかつたのは、洵に當然の改革であつたのであ
 る。然るに、當時二條城に在りし慶喜を周れる會桑二藩及び旗本の士は、これを以つて薩長の建策に
 出づるものとなし憤激し、形勢不穩なり、殊に薩藩は其の邸に浪人を集めて江戸市中に放火暴行せし

かば、遂に慶喜は、討薩表を上り明治元年三月入朝を名として、會桑二藩、姫路、高松諸藩の兵をし
 て鳥羽、伏見より京に進めました。然るに薩の兵鳥羽伏見を守りて入京せしめず、こゝに兩軍の衝突
 となり、激戦四日幕兵大いに敗北したから、當時大阪にあつた慶喜は、蒼皇として汽船に乗じ、江戸
 に逃げ歸つた。こゝに於て朝廷は、慶喜以下會津侯容保等幕府黨の官位を削り、慶喜の舊領を沒して
 朝廷の御料となし、次で熾仁親王を征東大總督とし、嘉彰親王を海軍總督とし、西郷隆盛を參謀と
 し、東海、東山、北陸の三道より兵を江戸に進めらる。これ徳川幕府が自ら求めて其の衰亡をはや
 したといふべきであらう。

當時幸に幕府には、人傑勝安房（海舟）あり、官軍には大人格西郷隆盛（南洲）あり、兩雄の薩摩藩
 邸に於ける會見は互に肝膽を披きて商議せし結果、江戸兵禍を免れ、江戸城開城は平和裡に行はれ、
 慶喜は水戸に蟄居謹慎し、田安家の徳川家達、宗家を繼ぎ、駿、河、遠等の地七十万石を賜はること
 を得た。嗚呼、海舟、南洲の我新日本建設に盡せしの功眞に偉なる哉。

逸 題

西郷隆盛

才子元來多過事

議論畢竟世無効

誰知黙々不言裡

山是青々花是紅

江戸開城後、慶喜の恭順を喜ばざる舊幕臣等は各地に於て官軍に反抗した、大鳥圭介、近藤勇（新選

組隊長) 彰義隊の如きは、これが先鋒であつたが、皆何れも脆くも官軍のために破られた、恰も風前の木葉のごときものがあつた、獨り會津藩主松平容保が、白河、日光、越後の三道より進める官軍のために圍まれ、若松城を固守し頑強に抵抗せしも、糧食彈藥盡き明治元年九月遂に官軍の軍門に降りしは、眞に徳川黨掉尾の壯舉であつて、會津武士のため萬丈の氣を吐けるものといふべきである。

白 虎 隊

秋 月 章 軒

少年團結白虎隊

國步艱難戌堡塞

大軍突如風雨來

投氣慘膽白日暗

擊鼓喧闐百雷震

巨砲連發僵屍堆

殊死突陣怒髮立

縱橫奮擊一面開

時不利兮戰且退

身裏瘡痕口含藥

腹背皆敵將何行

杖劍閒行攀丘岳

南望鶴城砲煙颯

痛哭飲淚且彷徨

宗社亡兮我事畢

十有六人屠腹僵

俯仰十有七年

書之文之世間傳

忠烈赫々如白日

壓倒田橫魔下賢

官軍の江戸總攻撃を行はんとするや、當時英國と競争して東洋商權を掌握するに腐心しつゝありし、フランスは好機逸すべからずとなし、此際幕府を援助せんことを申出た。然るに慶喜はこれを拒絶し江戸城を出で上野寛永寺に入り、ひたすら恭順の意を表するに至つたのは幕府に勝海舟の如き先見達識の士ありて其の向ふ所を誤らしめざるものがあつたがためである。思ふに日本國の内亂に外國の援兵を仰ぐことは、直ちに外人の日本内政干渉の端を開き遂には隸屬屈從の悲境に陥らしむるの憂あるがためである、活眼なる海舟は夙にこゝに着眼し、慶喜をして斷乎としてフランスの申出を拒絶せしめたのである。此の時にあたり、海舟の眼中一幕府なく、一將軍なく、唯燃ゆるが如き祖國日本の獨立、存續の愛國心あるのみであつたのである。當時恰もフランスとの競争者イギリスも亦朝廷に對し援助を與へんことを申せしも朝廷は同じく斷乎としてこれを拒絶した、これ朝廷に西郷南洲其の人のごとき深慮遠謀祖國日本の將來を憂ふる日本精神の大自覺者ありて、能く措置宜しきを得たるがためである。嗚呼當時海舟、南洲の如き國士なかりせば、日本の前途は眞に累卵より尙ほ危きものがあつたであらう。

慶喜將軍の大政奉還、上野、奥羽、函館の内亂鎮定につき、木戸孝允、三條實美、岩倉具視等重臣の斡旋により、明治元年諸侯版籍を奉還せしかば、王政復古は名實ともに始めて實現せらるゝことを得た、これ對內的に我日本人が四圍の境遇に適應することを誤らざりし一大著例である、更に對外的に

は慶應三年既に多年の懸案たりし開港を許し、明治元年には 明治天皇文武百官を率ゐ紫宸殿に出御し神祇を祀り、五箇條の誓を立て、着々として明治新政の基礎を定められしは、眞に世界の大大勢に適應して其處置を誤らざるものであつたのである。

五箇條の御誓文

- 一、廣く會議を興し萬機公論に決すべし。
- 一、上下心を一にして盛に經綸を行ふべし。
- 一、官武一途庶民に至る迄各其志を遂げ人心をして倦まさらしめんことを要す。
- 一、舊來の陋習を破り天地の公道に基くべし。
- 一、智識を世界に求め大に皇基を振起すべし。

我國未曾有の變革を爲さんとし朕躬ら以て衆に先んじ天地神明に誓ひ大に斯國是を定め萬民保全の道を立んとす衆亦此旨趣に基き協心努力せよ。

王政復古後の日本歴史は、銳意泰西文物を輸入し世界の大大勢に適應せる歴史である。明治四年外務卿岩倉特命全權大使一行四十餘人の前後六年に亘る歐米視察は、我日本人をして開國進取の國是を實行する上に非常に貴重なる資料を提供せることは申迄もない。當時大使一行は先づ米國に渡り條約改正案を提出せしも、彼應ぜざりしたため遂に此の改正を中止し専ら歐米文物の視察をなすの止むを得ざる

ものがあつた。此事は當時の日本が彼歐米人の眼にいかん低度の國家と映ぜしかの明證であつて、日本は歐米各國の文化に適應するまでには、今後幾多の努力奮闘を要するものがあつたのである。適應力に富める我日本人は、爾來致々として、電信（明治二年）、郵便（明治四年）、鐵道（明治五年）、學制頒布（明治五年）、徵兵制（明治六年）、社會組織の改正（華族、士族、平民の制）、憲法發布（明治二十二年）、内閣制度（明治十八年）等の施設改善に努力することを怠らなかつた。唯急激に西洋文物を採用し從來の文物傳統を顧みなかつたがために、一時盲目的模倣に流れ、西洋心醉病に罹り、古美術、名勝古蹟の破壊の如き頗る常規を逸せる亂暴鮮くなかつたのは遺憾のことであつて眞の適應は前途猶ほ遼遠なるを思はしむるものがあつた。

明治初年の朝鮮、支那に對する外交は極めて不振であつた。是れ我日本の維新後日尙淺く、國力未だ能く充實しなかつたためである。明治元年我日本が王政復古の旨を命ぜ、且修好を結ばんことを求めしも、當時朝鮮は國王李熙の生父大院君（李罡應）政を攝し、固く鎖國主義を執りて再三再四我が修交を斥けた、蓋し我王政復古を彼に告ぐる文中に我邦皇祖聯綿一系相承の句あり、また「又宜益結懇款、萬世不渝、是我皇上之盛意也」とあつたが朝鮮政府は、皇祖と云ひ皇上といふは、江戸時代の國書と形式を異にし、我を屬國視するものとなしたからである。久しく徳川幕府あるを知りて朝廷あることを知らなかつた朝鮮としては無理からぬことであらうけれども、我日本國家の尊嚴を損すること

實に鮮からざるものがあつた。殊に釜山日本差官の駐在館なる草梁附近に時て排日示威運動を行ひ、館門に、我維新の改革は徒らに洋夷に屈服して其邪風に陥るものなりといふ書箋を貼るに至りては、侮日の甚しきものであつて、爾來これが我日本國史を刺戟して遂に征韓論を唱道せしむるに至つたのは、洵に無理からぬことと云ふべきである。

當時（明治六年）廟堂に於ける熱心なる征韓論の主張者は、西郷隆盛、板垣退助、副島種臣、後藤象次郎、江藤新平、三條實美等であつて、朝議ほゞ征韓に決定したが、會々明治八年歐洲視察より歸朝した岩倉大使、大久保利通、大隈重信等は、日本は先づ力を内政の整頓、國力の充實に注ぐべく此際兵を外國に動かすべきにあらざることを主張したので、此に征韓論、非征韓論の兩派相對立を見るに至つた。征韓論は、當時我日本將來の運命にとりては實に容易ならざる大問題であつて、若し此際處置宜しきを得ざらんか、我日本の進運を阻害せんこと洵に測知しがたきものがあつた、征韓論は壯は則ち壯なりといへども恐くば今日より顧みて深く日本内外の實情を顧慮せざるもので岩倉大使以下の非征韓論は一見軟弱外交の譏を免れざるやの觀あるも、恐くば高所大處よりは、深く當時日本内外の實勢を顧慮して、その適應を誤らなかつたものであらう。

明治初年の新政府が、朝鮮は勿論更に夙に支那より侮蔑を受けしことは臺灣事件でも分る、明治四年琉球人及備中の漂流民臺灣生蕃のため虐殺又掠奪せられ我邦が外務卿副島種臣をして清國に談判せし

めしに生蕃は化外の民なりと答へて責任を避けた。然るに明治七年我が日本が臺灣生蕃征伐を行はんとするや清國は前言を翻し生蕃は清國領民なれば日本は速かに兵を臺灣より引揚ぐべしと要求した、當時清國の我日本を愚弄、侮蔑するのさまは洵に憎むべしと云ふべきである、更に明治十二年日本が琉球藩を廢し、沖繩縣を置かんとするや、清國は同島は我領土なりとの抗議をなせしが如き亦彼が我を侮るの明證となすことが出来る。

明治八年朝鮮は、江華島に於て牛莊よりの歸途薪水を求むるために寄港せる我軍艦雲揚を砲撃し、明治十五年には、朝鮮の暴徒王害に亂入し日本將校を殺害し、日本公使館を襲撃する事件あり、明治十七年朝鮮の事大黨は、援を清國に求め、袁世凱の兵王宮を攻めて守護の任にあたりし我公使竹添進一郎、等を仁川に退かしめ尙ほ鮮らず我居留民の殺傷せられし事件あり、明治二十七年朝鮮全羅道に東學黨の亂起るや、清國は屬邦を救ふを名とし、明治十八年の天津條約（將來出兵の必要ある時は互に知照すべき事を約せり）、を無視し兵を朝鮮に送る、此時我日本は公使館及居留民保護を名として、混成旅團を派遣す、兩國の出兵により亂は間もなく平ぎしが、清國は一方に連りに兵を送りながら一方に於ては我日本に向つて撤兵を要求した、是れ當時我日本は政府と議會と衝突して、舉國一致の態度を欠きしが故に、清國は此機を利用して勢力を朝鮮に扶殖し、韓半島より日本の勢力を一拂せんとする野心を包藏したからである、彼のこの態度は日本を侮蔑するの甚しきものであつて、始んど傍若無

人の振舞である、同廿七年七月二十五日我軍艦吉野、浪速、秋津洲は、朝鮮に赴かんとして豊島沖を過ぐるや、清國軍艦突如我に發砲したから、我之に應じ遂に運送船高陞號を沈め、廣乙艦を破壊し、操江艦を捕へて大勝をなした、又陸軍は、朝鮮國王の請により牙山の清兵を撃ち、成歡の戦に於て大勝し、かくて日清の衝突は到底避くべからざるものとなり、同年八月一日 明治天皇は遂に宣戰の詔を發せられ、大本營を廣島に進めさせたまふたのである。

一度 明治大帝の宣戰の勅を下したまふや我海陸將士の士氣頓にあがり、國民は舉つて出征兵士の後援をなし所謂舉國一致、清國にあたりしかば明治廿七年九月我陸軍は平壤、九連、鳳凰二城を陥れ、海軍は北洋水師提督丁汝昌の率ゐる艦隊を黃海に破り、十一月には旅順口を陥れ、翌二十八年二月には威海衛を陥れ丁汝昌は遂に鎮遠以下の軍艦を我に致して降り自ら毒を仰いで死せり、かく海陸連戦連勝して將さに北京に迫らんとせしかば、流石暴慢なる清國も遂に屈し、李鴻章を全權大使として、和を請ふの己むなきに至つた。

兩國全權は下關春帆樓に於て全十三ヶ條の講和條約を結ぶ、是れを下關條約と云ふ、時に明治二十八年四月十七日（皇紀二五五五、西紀一八九五）であつた。

- 一、清國は、朝鮮の獨立を認むる事
- 二、遼東半島、臺灣、澎湖列島を我國に割讓する事

三、清國は償金として銀二億兩（約我三億圓）を支拂ふこと

四、清國は沙市、重慶、蘇州、杭州の四港を開くこと

日清戦役に於ける我日本の大勝は凡そ左の結果を來すものがあつた。

- 一、我陸海軍の實力（武力）の悔るべからざるものあること及び日本文化の向上せることを清國は勿論、尙ほ英、佛、獨、露等の西歐人に認識せしめしこと。
 - 二、我日本人舉國一致の愛國心の甚だ恐るべきものあることを世界に認識せしめしこと。
 - 三、日本國民の自覺を促せしこと。
 - 四、清國はその大國の見かけにもよらず武力並に國民團結力の案外脆弱なることを世界に暴露し露、英、佛の野心を満す機會を與へしこと。
 - 五、日本は韓半島より清の勢力を驅逐し日韓合併の基礎をつくりし事。
 - 六、敗戦により清は幾分覺醒せしこと。
- 斯くして日清戦争は、大局に於て我日本の適應力を發揮する所多く、邦家の前途實に洋々たるものがあつた、然るに豈に計らんや、下關條約の成立後僅々一週間目（明治二十八年四月二十三日）に露國は、獨、佛二國と共同して所謂三國干渉を敢行せんとは、當時我日本國民は、上下舉りて切齒扼腕、悲憤慷慨せしものありしといへども、戦後の疲弊未だ癒へざる日本は、涙を揮つて、三國干渉を容れ

遼東半島を清國に還附しなければならなかつたので、此に我日本の適應は一頓挫を來したのであつた。爾來日本人は常に臥薪嘗膽の語を肝銘して忘るゝ所がなかつたのである。

吳王闔廬、伐越傷而死、子夫差立、夫差志復讐、朝夕臥薪中、出入使人呼曰、夫差、而忘越人之殺而史耶、周敬王二十六年、夫差敗越于夫椒、越王勾踐、以餘兵棲會稽山、請身爲臣、妻爲妾、伍子胥言、不可、太宰白嚮受越賂、說夫差赦越。

勾踐反國、懸膽於坐、坐臥飯食即嘗之曰、汝忘會稽之恥耶、舉國政屬大夫種、而與范蠡治兵事謀吳、(十八史略)

日清戦争は、國運を賭せる空前の戦争なりしだけに戦勝の結果大に我日本國民の民族的自覺を促し軍事以外更に商工業、教育、文學藝術等百般文化の勃興を促し大局よりこれを觀、我日本が其の適應力を發揮せしこと甚大なるものあつたことは、決して疑を容れないのである。

明治政府の歐米に對する外交上の一大懸案の一は、確かに安政假條約の改正實施であつた、蓋し該假條約は、當時我日本が世界の事情に通ぜざりしため、徒に狡猾なる歐米人の乘する所となり彼に有利にして、我にとりて甚だ不利なる非對等條約であつた、即ち治外法權の規定、輸入税の低率(多くは百分の五と定めらる)の如きは、我日本人を歐米人に比し劣等視せる結果であつて、我日本國威を失墜するの甚しきものであつた、是等の點は、日本國の體面より云ふも將たまた經濟的實利の點より云

ふも、一日も速かに改正を要すべき外交上の重大問題であることは、火を見るよりも猶ほ瞭然たるものがあつた、そこで明治五年七月改正期限に達せしを以て岩倉大使は歐米巡視に際し、これが改正を實現せんとせしも遂に失敗に終り、爾來外務卿寺島宗則の明治十一年の税權改正企圖、明治十九年外務卿井上馨の改正案、明治二十一年外務大臣大隈重信の改正案出でも皆何れも失敗に終り、該問題は實に我外交上の一大痛症であつたのである、然るに明治二十七年陸奥宗光外務大臣と前外相青木周藏案を基礎とし先づ英國の同意を得、同年七月日英改正條約調印せらる、會々同年八月清國に對し宣戰の勅下り我日本連戰連勝せしかば歐米各國は我實力眞價を認め、漸次我が改正案に同意し、明治三十三年十二月迄には、相續ぎて調印を了り、いよいよ明治三十二年七月より實施せらるゝこととなりこゝに明治五年以來の懸案たりし對等法權も解決せられ同時に外人の内地雜居も許可せらるゝこととなつたが、税權改正の件は、これより後るゝ十數年即ち明治四十四年外相小村壽太郎の時(皇紀二五七一)に至りて始めて解決せらるゝことを得たのである。

斯くの如く條約改正は、幾多の曲折波瀾を経大隈重信の如きはこれがため其隻脚を失つた程の大問題であつたのだが、それが何故明治二十七年——同四十四年即ち外相陸奥宗光と外相小村壽太郎の時代に至つて始めて解決せられたか、是れ主として日清戦役の大勝により我日本の文化、實力の歐米に比して遜色なきまでに發達したることを實際に示し得た當然の結果としなければならぬ、明治二十七年

前までは何と云つても我日本の文化、實力は西歐人には認識せられなかつたから、彼が我と對等條約を結ぶことを敢てしなかつた譯である、外相陸奥、及び小村の人物、手腕、識見の卓逸せる一代の大外交家であつたことが條約改正の目的を達するに與つて力あつたことは申迄もないことであるけれども、唯單にこれだけにては此問題は到底しかく速に解決せらるゝものでない、此二人は、運善くも日清戰役、日露戰役に於ける兩戰勝後に職を外務に奉じ、力強き日本國、日本國民といへる背景を有し彼等二人はこれが有力なる代辨者、代表者として條約改正問題を取扱ひしが故に、能くその目的を達成することを得たのである、かくして條約改正の成功は、やがて我日本をして世界の大勢、世界の進運に適應せしめしものゝ最も顯著なるものと云ふを得るのである。

齊人有言、曰、雖有智慧、不如乘勢、雖有鎡基、不如待時、(孟子、公孫丑章句上)

明治三十二年清國山東省に起つた義和團の暴擧は、我日本が其の適應力を試す一好機會であつた、抑々義和團は、清國が日清役に大敗して自己の無力、衰頹を暴露するや歐洲列強この隙に乗じ清國に於て種々の利權、租借權を獲得し、彼國は恰も歐洲列國がその私慾を満す競争場裡となりしに憤慨して起りし排外的暴徒に他ならぬ、即ち露は、三國干涉の報酬として、清國より、先づ東清鐵道敷設權を得(明治廿九年)、次で旅順大連の租借權、南滿洲支線敷設權、滿洲鑛山發掘權を得、(明治三十一年)獨逸は、膠州灣租借權、山東鐵道敷設權を得(明治三十年)、英國は威海衛及び九龍半島租借權を得、

佛國は廣州灣租借權、兩廣雲南鐵道敷設權、鑛山發掘權を獲得する等支那の大動脈は貪欲なる歐洲列強によりて其の餌食となりし有様であつたから無智なる清人が是等歐人に對して、忿懣の情を懐けるは無理からぬことであつた、我日本は自衛上己むことを得ずして清國を懲し、戰勝當然の結果、臺灣を割讓せしめ更に償金を收納せしめたにも拘らず、無智頑迷なる清人は、我日本人をも洋夷の類と見なしてこれを排斥するに至つたのである、約言せば、義和團は、外人の横暴を憤れる頑迷無智なる清人が、扶清滅洋を標榜として興れる政治的モツブに過ぎなかつた、然るに其勢益々猖獗にして山東より直隸省に入り、天津、北京間の交通を斷ち、やがて頑迷固陋なる清兵と合して北京各國公使館を包圍し、我日本の松山書記生及び獨逸公使ケトレルは遂に慘殺せらるゝに至つた、こゝに於て我日本は自衛上列強と聯合軍を編成し、太沽、天津より北京に迫り、各國公使館を救援するに至つた、是即ち所謂北清事變である、此事變に於ける聯合軍は恰も世界列強兵馬の博覽會のとき觀があつたが、就中我日本軍の精銳無比にして、軍紀の嚴肅なること一等地を抜けるものがあつて、我國威を發揚せることに實に甚大なるものがあつた、後年流石の英國の日英同盟を締結するに至つたのも其因主としてこゝにあつたと稱せらるゝも敢て強ちに溢美の評ではなからう、かくして我日本人の適應性は遺憾なく發揮せられたのである。

明治年間に於ける日本人の政治上の一大適應性は、憲法政治の實現である、思ふに英、佛、獨、米、

ベルジウム等の歐洲諸國に於て憲法政治の發達せしは、民権民力發達して王權を制限せしに始る、即ち憲法政治實施前の歐洲諸國は王權盛にして民力民權甚だ弱く、所謂帝王專制政治の實施を見しも、民衆の自覺、民衆の實力次第に増進するに従ひ彼等は到底專制帝王の壓制政治を以て満足することなく進んで帝王の專制を制限して民権民意を伸長せんとする政治的實際運動起り、遂に憲法を設け議會を開き一般民衆の福利の増進に努むるに至つた、我日本の王政復古は、武家徳川政府を倒して天皇親政を復古せしものなれば、歐米憲法政治の實現と寧ろ倒逆せる過程を採りしものと云ふことが出来る然しながら政治運用の形式、方法は依然として天皇專制であつて、未だ汎く四民の民意民権を表言、伸長せしむるの方法が開れて居なかつた、殊に徳川幕府倒れ名は天皇親政となりしも政治上の實際は徳川氏に代つて薩長藩閥の出現を見、薩長以外の人士は、國家樞要の地位を占むること難く恰も僅かに殘存に甘んずるの憐むべき状態にあつたのである、明治十三年板垣退助の國會開設請願、同十四年の自由黨の組織、翌十五年の大隈重信の改進黨、福地源一郎の立憲帝國黨の組織のごときは、立憲政體實現運動の顯著なるものであつた、仁慈聖明なる我 明治大帝は夙にかゝる民間の大勢を洞察せられ、明治十四年來る明治二十三年を以て國會を開設すべき大詔を發せられ臣下を督諫して、着々としてこれが實施の準備に着手された、即ち明治十八年の内閣制度創立、明治二十一年の樞密院の設置、明治二十一年の市町村制發布のごときは、皆何れも立憲政治の準備であつて、いよ／＼明治二十二年

(皇紀二五四九西紀一八八九)帝國憲法を發布し、翌明治二十三年(皇紀二五五〇、西紀一八九〇)第一帝國議會は開かれ、こゝに始めて日本臣民多年の懸案は解決せらるゝに至つた。

大日本帝國憲法の起草は、伊藤博文等主としてこれに與りしが、彼等は汎く歐米諸國憲法を研究し、天皇親政、皇位天壤無窮の國體と歐米民權擴張との調和を謀り、日本獨特の憲法を起草し以て 明治大帝の御裁可を得たことは、飽くまで我日本建國の大精神に據りて悖らざるものであつて我日本人が政治的適應性の發揮に於て、世界無比なることを立證して餘あるものである。

日清戦争と共に、我日本人の適應性を遺憾なく發揮せるものは、實に明治卅七・八年(皇紀二五六四二五六五)の日露戦争である。

抑々露國は、此國本來の南下國是により夙に滿洲を併呑せんとするの野心があつたから、日清戦争の結果、我日本が清國と遼東半島割讓の條約を締結するや、東洋平和に害ありと云へる美名のもとに、佛、獨を誘ふてこれを清國に還附せしめた、而も其舌根未だ乾かざるに既に旅順、大連の租借權を得旅順には堅牢無比なる要塞を築き更に東清鐵道敷設權を獲得し且つ韓國の内政にも干渉して異日の野心實現の準備に怠りなかつたのであつたが、會々明治三十二年北清事變の勃發たるや鐵道保護を名として連りに大兵を滿洲に送つた、然るに彼は明かに清韓兩國領土保全の本旨に違反するが故に我が國は英、米二國と共に露國に抗議を申込んだ、次で明治三十五年日英同盟成りしを以て、露國や、滿洲

侵略の氣勢を弛め、三回に亘りて撤兵せんことを宣言するまでに立ち到つた、然るに彼は第一回撤兵を行ひしのみにて、爾來何等約束を履行せざるのみか、韓國龍巖浦の租借を要求する等をさく侵略準備に餘念がなかつた、そこで明治三十六年我日本は、露國の反省を促せしも彼は益々陸海軍を充實し、旅順要塞を修築し、以て滿洲の永久占領を策せしより明治三十七年二月五日國交斷絶し、三十七年二月十日遂に宣戰の大詔煥發を見るに至つた。

我海軍は二月九日東郷大將の率ゐる聯合艦隊分遣隊は敵艦を仁川港外に破り、八月上村彦之丞の率ゐる第二艦隊は浦潮艦隊を蔚山沖に破り、我聯合艦隊は明治三十八年五月二十七、八日バルチック艦隊を日本海に撃破して殆んど全滅せしめ司令長官ロジエストウエンスキーを虜にし、世界海戰史上空前の大勝を博した（日本海々戰）

陸軍は第一軍鴨綠江を渡り九連城、鳳凰城を占領し、第二軍は撫大澳に上陸して南山、得利寺を占領し、第四軍は大孤山に上陸橋木城を奪ひ、三軍相並んで北進し、遼陽、沙河に大捷し、奉天に迫り、第三軍は海軍と協力して旅順の堅塞を包圍し、明治三十八年元旦遂にこれを開城せしめた、同年二月下旬我軍は、三軍及び鴨綠江軍を加へ總兵四十萬進んで三方より奉天を合撃し激戰十四日、三月十日遂に奉天を占領す（奉天の大會戰）此大戰は戰線四十里に亘り、敵の死傷十四萬、捕虜四萬に及ぶ次で敵軍を追撃し鐵嶺、開原、昌圖を抜く、又同年七月我陸軍別働隊は樸太を占領した。

奉天の占領及びバルチック艦隊の全滅により戰局の大勢全く定りしが、日露兩國は合衆國大統領ルーズベルトの勸告を容れ、明治三十八年九月五日（皇紀二五六五）互に講和條約の調印を終り、兩國の平和全く克復せらるゝに至つた。

一、露國は、韓國に於ける我日本の優越權を認むること。

二、露國は旅順口、大連並に其の附近の租借權、長春、旅順口間の鐵道及びその支線並にその沿道の炭坑に關する權利を日本に譲り渡すこと。

三、露國は、樸太島北緯五十度以南を日本に割讓すること。

日清戰爭は同一蒙古人種間の戰爭であるから云ば兄弟同志の内訌の感がある、之に反し、日露戰爭は蒙古人種たる日本人とスラブ人種たる露西亞人との戰爭であるから、最早や同人種間の内訌と見なすべきものでなく、寧ろ黄色人對白色人の戰爭と云へる感を起さしめ、日清戰爭に比し幾層倍全世界の注目を惹いた、殊に當時の露國は、ロマノフ王朝全勢の時代であつて、我日本人は動々もすれば倭小日本が巨人ロシアと輸贏を決することに關して甚しき不安の念を懷いて居つたのであるが、實際陸に海に彼我劍戟を交ゆるや、我日本は連戰連勝遂に能く終局の大勝を獲得し眞に世界史上の奇蹟の想あらしめた、而もこは我日本の偶然の大勝にあらずして、實に當さに大勝すべき當然の結果を收めたのに過ぎないのである。

- 一、我日本は舉國一致、一糸亂れず、渾心の力を傾注せしこと（人和）
- 二、我日本は露國に比し、滿鮮に接近し地の利を得しこと（地利）
- 三、我日本兵の素質露兵のそれに優りしこと、就中日本兵は愛國心熱烈にして士氣最も旺盛なりしこと。

四、我陸海軍の作戰彼に優りしこと。

五、日本は正義のために不正なる強露を懲らすものなりとの信念旺盛なりしこと（信念）

六、我日本の大勝は 明治大帝の御威稜によること。

孟子對曰、地方百里而可以王、王如施仁政於民、省刑罰、薄稅斂、深耕、易耨、壯者以暇日、修其孝悌忠信、入以事其父兄、出以事其長上、可使制挺以撻秦楚之堅甲利兵矣（孟子梁惠王章句上）

日露戰爭は、當時西歐の強國ロシアが其侵略國是即ち他國併呑慾を満足せしめんがために滿鮮に逼りしものであつて、我日本國家の生存獨立を脅威するの甚しきものである、萬一我日本にして、此大脅威物を除去すること能はずんば三千年來金甌無缺の國體を誇れる我日本の將來は累卵よりも尙ほ危きものがある、此意味に於て日露戰役に於ける我大勝は、我日本民族の外界情勢の變化に應じて最も能く適應性を發揮せる著例となすべきである。

日露戰役に於ける我日本の大捷は、歐洲列強をして益々我日本の眞價實力を認識せしめ、其結果明治

三十八年より明治四十一年に亘る間に相次で日佛協約、日英同盟擴張、日露協約、日米覺書交換の如き我日本の生存發展にとり有利有益なる條約は締結せらるゝに至つた。

日 佛 協 約（明治四十年六月）

- 一、清國の獨立領土保全並に清國に於ける列國商工上の利益を尊重すること。
- 二、東洋に於ける兩國の領土及び特權を互に確保支持すること。

日 露 協 約（明治四十年七月）

- 一、東洋に於ける兩國相互の領土の保全並に權利を尊重すること。
- 二、清國の獨立保全並に同國に於ける列國商工上の機會均等主義を認むること。

日英同盟の擴張（明治三十八年八月）

- 一、東亞及び印度に於ける全局の平和を確保すること。
- 二、清國の獨立、領土保全並に同國に於ける列國共通の利益を保護すること。
- 三、東亞及印度に於ける兩國の領土權並に該地に於ける兩國の特權、利益を保護すること。

日 米 覺 書（明治四十一年）

- 一、太平洋方面の現状を維持すること。
- 二、清國に於ける商工業の機會均等主義を擁護すること。

由來支那は人口多く、天産豊富にして眞に天然の一大寶庫であるがため、歐洲列國は争ふて利權を此地域に求め好機たにあらば、他を排陥して、其の利益を獨占せんとするものがある、而も斯くの如きは、世界人類共存共榮の大道に違反するの甚しきものである、我日本が率先して清國の領土保全並に同國に於ける列國の機會均等主義を主張する所以のものは主として此に存するのである、支那が今まで歐洲列國の併吞を免れ兎も角獨立國の體面を保てるは、實に我日本のかゝる人道主義を強調せる賜である、中華國民たるもの深く我日本を徳とすべきである。

日清戦争に於て韓半島より支那の勢力を一掃し、更に日露戦争に於て、同地よりロシアの勢力を一掃せる我日本が、將來同地に於て益々宗主權を確立すべきは、未だ識者を俟たずして明かである、唯此宗主權の確立をいかなる形式に於て具體化すべきかは當時に於ける一大懸案であつたが、此一大懸案に對して明解を與えたものは即ち日韓合邦であつたのである。

ローマ帝國は伊太利半島チベル河畔のラテン人の建てたもので、ローマ帝國の亡びたる今日に於ても伊太利國は嚴然たる獨立國として世界五大強國の一である、然るに朝鮮半島の李氏が僅々五百餘年間に於て遂に我日本に併合せらるゝことゝなりしは果して何の理ぞや、蓋し朝鮮は、日・支・露三大強國の間に介在し絶へずこれが干涉壓迫を受け到底其自としては完全なる獨立の體面を維持すること能はざる境遇にあるものである、彼の清國は、朝鮮と人種を異にし從來屢々これを臣事せしめしにも

拘らず日清戦役後國威兎角振はず到底、朝鮮の信賴すべき國ではない、又ロシア本國は、國を北歐に成し朝鮮を距ること遠く加ふるに蒙古種と縁遠きスラヴ族にして朝鮮國民と融和し難き國民である然るに我日本は、融合上、地理上の接近、人種上の縁故、歴史的關係、國力の充實等より觀て遙かに露、支に優るものがある、是れ朝鮮が早晚我日本に合邦せらるゝ運命を有せる所以である。

明治三拾七年八月我日本は韓國に軍事財政外交顧問を置き、同十一月締結せる日韓協約により韓國の外交に關する一切の權を我に收め、京城に統監を置き、伊藤博文始めてこれに任ぜらる、明治四十二年十二月韓國一進會長李容九等日韓合邦の上書を同皇帝に捧呈し、同四十三年寺内正毅統監となるや韓國總理大臣李完用と商議し八月に至りいよく日韓併合の詔書發布の運となるに至つた、斯くして二千年來の一大懸案も無事解決せられ、獨立國として韓國は、世界史上より其影を失ひしも、日本と合併の上、日本帝國の一因子として永遠に存續することゝなつた、是れ從來の如き幾多外交上紛擾の禍根を絶ち、日、支、露三國の圓滿なる國交上甚大なる成果をもたらせるもので、我日本人は、此にも充分其適應性を發揮することを得たのである。

大正三年七月廿八日奧太利・セルビヤ兩國間の國交斷絶して此に歐洲の天地に未曾有の世界戦争勃發するに至つた、我日本は地極東に位し直接其の渦中に投じなかつたけれども、日英同盟の誼を重んじ大正三年八月二十三日獨逸に對して宣戰の布告をなし、獨の東洋海軍根據地膠洲灣を占領し、青島を

攻略するに至つた、更に同年十月には、我海軍は獨領マーシャル、マリアナ、カロリン、パラウ等の群島を占領し、英國艦隊と協力して印度洋、太平洋の獨艦を全滅せしめ、大正六年更に我特務艦は地中海に出動して聯合國海軍と共に獨逸潛航艇の監視攻撃、各國商船の擁護等の任にあたり大に武勳を顯はした、大正七年十一月十一日世界戦争終息を告げ大正八年正月十八日、佛國ベルサイユに於て媾和會議の開かるゝや、我日本は、西園寺公望を媾和大使として臨ましめ、左の利權を獲得することを得た。

一、マリヤナ。カロリン。パラウ。マーシャル等の諸群島（赤道以北に於ける大太平洋の獨逸領）の委任統治權を得。

二、膠州灣一帯の地、山東鐵道、鑛山等一切の權利を獨逸より獲得した。

右の利權獲得は、物質的には或は勞報相償はざるものがあつたかも知れないけれども、歐洲列強と伍して媾和會議に發言權を得、我日本の實力を發揮して、世界五大強國の一に列するを得し等無形の利得は意外に大なるものがあつた、唯媾和會議席上西園寺全權が人種差別撤廢を叫びしにも拘らず、能く其目的を達すること能はなかつたのは、洵に遺憾のことであつて、此點を除いては、世界戦争期間中我日本は、世界の氣勢に適應することを誤らなかつたものと云ふことが出来る、殊に歐洲の戰禍より遠りしたため物資供給者として、海外貿易上莫大の經濟的富を獲得したことは、一面確かに我日本の

顯著なる適應性を立證するものである。

斯くの如く歐洲大戰は我に外交上概して良好なる結果をもたらせるものありといへども、思想上に於ては必ずしも然りと斷言するに躊躇せざるを得ざるものがある、彼のアメリカのデモクラシー、露國のマルクス主義のごときは其顯著なるものである。

アメリカ人は、世界戦争の終末に近きし頃遠く大西洋を渡りて二百萬の大兵を歐洲大陸に送り聯合軍に應援して戦争の終息を速かならしめし大勳功があつた、當時の大統領ウエルソンは、これを以てデモクラシーの大勝利なりと誇りし程であつた、此に於て爾來デモクラシーの思想は滔々として我日本に流入し來り、一時我思想界を風靡するものがあつた、然しながら由來アメリカのデモクラシーは、第十六代大統領リンカーン（一八〇九—一八六五）の所謂「人民のため人民によりてなさるゝ人民の政治」を以て其の代表とするがごとく、民衆本位であつて、我日本が古來天皇中心、君民一體、忠孝一本を以て國體の精華となすものと、根底に於て全然相容れざるものがある、故にデモクラシーの皮相に眩惑せるものは、動もすれば惡平等、放縱無秩序に流れ却つて、我日本國家の進運を阻害するものがあつた。

歐洲大戰に於て、労働者の寄與する所甚大なるものがあつた、こゝに於てか媾和會議に於ても労働條約を規定し、米國ワシントンに於て萬國労働會議開かるゝ等労働者は大に世界各國の關心する所とな

つた、露國に於けるマルクス流の共產主義者は、この好機に乗じて遂に労働者の手中に政權を收むるの運動に成功し、所謂ソヴィエツト、ロシアの一大共產國を出現するに至らしめた、然れども元來彼等の原則は無産階級本位にして、中流、上流、貴族、富豪等普く人民を一視同仁に取扱ふものに非るが故に、明かに人類共存共榮の大原則に反するの甚しきものである、即ち彼等の政策は角を矯めて牛を殺す底の極端過激に流れ到底世界無比なる君民一體、皇室中心、忠孝一本の我日本に移植すべきものではない、殊に其の學説は最も色彩濃厚なる唯物思想、唯物哲學、經濟萬能、反宗教主義であつて到底人格としての人間を取扱ふに足らざるの一大欠陥がある、歐洲大戰後、彼國に世界改造の聲大なるに乗じ、是等極端過激なる無理想主義、感覺義、食慾主義を基とせる思想は先づ多年ザールの暴政に苦しみし衆愚ロシアに培養、發達し、其餘勢滔々として我日本に侵入し來つた、然るに奇を好むもの新を喜ぶもの、パンに窮するもの、不平あるもの、名聞に囚はるゝもの等、能く彼我國情の相違、學説の善惡等を検討するに暇なく輕々これを信じ、輕々これを宣傳し、輕々これを實行に移さんとするもの漸く多きを加ふるに至つた、是れ確かに世界戦争が間接に我日本に持來れる一大害毒である、我識者、憂國の士力を盡して日夜これが對策に腐心しつゝあるも、今日尙ほ未だ全然これを撲滅し得る適應策を發見するに苦しむの状態である。

ワシントン會議は、大正十一年（西紀一九二二）合衆國大統領ハーディングの首唱により、日・英・

佛・伊・支・葡・西・蘭・合衆國の九ヶ國委員がワシントンに會し、海軍々備制限と大平洋島嶼防備と極東就中支那問題等につき協定せるものである。

一、海軍々備制限（日・英・米・佛・伊の五ヶ國にしてこれを協定す）

五ヶ國海軍比率を左の如く決定す。

英	米	日	佛	伊
五	五	三	一、八	一、八

十年間主力艦の建造休止

此協定の結果日本は、主力艦十隻、三十萬千三百餘噸を保有することゝなつた。

二、大平洋島嶼防備制限（日・英・米三國にてこれを協定す）

大平洋島嶼の防備を現状維持とす。

（イ）日本は千島列島、小笠原諸島、奄美大島、琉球諸島、臺灣、澎湖諸島の防備を擴張せざることを。

（ロ）英國は、香港及び東經百十度以東の島嶼の防備を擴張せざること。

（ハ）合衆國は、フィリッピン諸島、グアム島、アレウト諸島の防備を擴張せざること。

三、四國條約（日・英・米・佛の四國これを協定す）

條約國は互に太平洋方面の島嶼に關する各自の利權を尊重すること。
若し太平洋に關する争ありし時は、締約國は共同會議して之を調定すること。
四、支那に關する條約（參加國全部これを協同す）

支那の自強發達を目的とすること。

協約國は支那の主權と獨立及び其の領土保全とを尊重すること。

支那に於ける各國の商業上、工業上の機會均等主義の爲め努力すること。

外國郵便局を撤廢すること等

尙ほ日本は膠洲灣（青島）を、英國は威海衛租借地、佛國は廣州灣租借地を支那に還附することを聲明した。

ワシントン會議は、一時我日本に於ては平和及び正義の會議と稱せられ我日本にとり、いかにも一大成功の如くに謳歌せられしも、其實は狡猾なる米國の術策に陥りて、我國防能力を弱め、權益を損失せしことに實に大なるものがある、法學博士蜷川新は述べて曰く

華府會議とは、日本より多年我が日本を支持せる大功ある日英同盟を奪い、日本の有要なる領土を日本より剥ぎ、日本の海軍力を極めて劣等に制限し、日本の太平洋防備を危殆に制壓し、日本の支那に於ける勢力を奪い取れる會議であつた、而して日本の外交家は、彼等の欲するが儘とな

り、恰も戦勝者に対する戦敗者の如き態度を以て終始し、何んの利益も、何の名譽も得るところなかつた（蜷川新、華府會議と列國の權略）

氏は更に米・英・日の海軍比率五、五、三を難じて曰く、

國と國とは平等でなくてはならぬ、各國戰艦の全廢は平等である、之れ正しき主張である、若しも全廢を不可となすならば、十對十の平等を固守せねばならぬ、之れ何れの代に於ても然らざる可からざる原則である、余は帝國の名譽の爲め、利益の爲めに。此のことを主張し、十年の後には、此の不當の條約を葬り去らざる可らざることを國民に訴へる（同書）

蜷川博士の所論は眞に憂國の士、愛國者の衷心よりの叫びであつた、が大聲俚耳に入らず、却つてこれを以て實情に迂なりとするものすらあつた、然るに昭和六年滿洲事變勃發以來我日本人の國民的、民族的自覺心漸く覺醒し、同年三月廿七日我日本の國際聯盟に脱退通告文を發するや我日本人の日本精神の自覺は益々旺盛となり、昭和九年軍縮豫備會議のロンドンに開かるゝに及び華府條約廢棄の論朝野の輿論となるに至つた、時勢の推移とはいへ、吾人は蜷川博士先見の明に服せざるを得ない、要するに華府會議に於ける我日本の外交は、邦家百年の大計上寧ろ其の適應を誤つたものと云ふべきである。

ワシントン海軍制限條約か我日本にとり國防上不利なること益々朝野の認識する所となり、昭和九年

十二月十二日樞密院本會議は天皇陛下の御親臨を仰ぎ全員起立同條約廢止の政府（岡田内閣）原案を可決し、二十一日岡田内相上奏御裁可を仰ぎ二十九日廣田外相より齋藤駐米大使宛ワシントン政府に手交せしめた。

一、ワシントン海軍制限條約廢止通告の件

（通告文）以書簡啓上致候、陳者本使は、本國政府の訓令により左の通り閣下に通報するの光榮を有し候

日本國政府は、一九二二年二月六日ワシントンに於て署名せられたる海軍々備制限に關する條約第二十三條の規定に従ひ、茲にアメリカ合衆國政府に對し、右條約を廢止するの意思を通告す、依つて右條約は一九三六年十二月三十一日以降効力を有せざるものとす。

一九三四年十二月 日

齋 藤 博

アメリカ合衆國國務長官

コーデル、ハル閣下

二、措 置 案 一九二二年二月六日ワシントンに於て署名せられたる海軍々備制限條約を同條約第二十三條の規定に従ひ本年中に廢止通告をなす。

ワシントン條約と日本との關係につき石塚忠は述べて曰く、

- (1) 滿洲の平和に關する日英同盟の禁止。
- (2) 米國は大正六年日本の滿洲に於ける特殊地位にあることを承認せる「石井ランシング協定」を放棄せしむ。
- (3) 支那に關する九ヶ國條約を締結せしめ我權益たる大正四年の日支條約二十一ヶ條中の第十四條を棄權せしめた、是れ以來支那の態度一變せり、（日蒙貿易商會理事長石塚忠著、蒙古を新らしく觀る）

（註）石井ランシング協定（一九一七、十二月）

「日米兩國政府は、領土相接近する國家間には、特別の關係生ずることを承任する。従つて米國政府は日本が支那に於て特殊の權益を有することを認る、日本の領土に接攘する地方に於て特に然りである」

右の如く華府會議に於ける我日本外交上の失敗は、爾來支那の侮日排日を助長し、日露戰爭の際、血を以て獲得せる我日本の利權は日に月に支那人によりて蹂躪せらるゝに至つた、殊に支那國民政府と氣脈を通じつゝありし張學良は、積極的に排日教育を施し、逐次滿洲の野より我日本の勢力を驅逐せんとする一大暴舉を企つるに至つた、然しながら、由來日本は建國以來平和を以て理想とする正義の國家であるから、隱忍、自重、努めて輕舉妄動を戒め以て大國民たるの襟度を示す所があつた、然るに昭和六年九月十八日、北大營の奉天軍は、我滿鐵線を爆發する無法を敢てしたから、流石の日本も遂

に勘忍袋の緒を切り、我鐵道守備隊は、東北軍第一旅と衝突し即日北大營の支那兵舎を占領するに至つた、是れ所謂滿洲事變の發端にして、爾來日支兵は至る所に衝突し事件は益々擴大するに至つた、而も此時により、日本國民の愛國心、公憤は高潮に達し、熱烈なる國民の後援を得たる我忠勇なる日本軍は、連戦連勝奉天、錦州、熱河等の要地を占領し、支那軍をして遂に長城線外に敗退せしむるに至つた、又昭和六年十月十八日排日熱は上海に高まり暴徒内外綿工場を襲撃するに至つた、昭和七年正月二十日、上海に於て日支大衝突を惹起し、我陸戰隊警備に就く、同二十八日、支那軍我が陸戰隊に發砲せしかば、遂に日支兩軍の戰鬪を見るに至つた、爾來事件は益々擴大し、忠勇なる我が海陸將士は奮戦力闘遂に廟行鎮、江灣鎮、沈家巷、大場鎮、吳淞砲臺等を陥れ、三月四日植田師團長は上海に凱旋するに至つた。

滿洲事變勃發するや、支那南京政府は、早々以夷制夷の傳統外交に基き、昭和六年九月二十一日、既に抗議文を國際聯盟事務局に提出した。これより滿洲事變は遂に國際聯盟否な世界外交界の一問題となり、我日本の立場は益々困難の地位に置かるゝこととなつた。

滿洲事變及び上海事變の進行しつゝある間に、多年張學良一派軍閥の虛政に苦しみつゝありし、滿洲人は、革新の好機至れりとなし、昭和七年二月十六日張景惠、馮洽、臧式毅、馬占山、趙欣伯等（後馬占山は滿洲國に叛き、我軍のため、國境外に放逐せらるゝ）の東北五頭目は、滿蒙新國家建設會議を

開き、十八日滿洲國元首に宣統帝を推戴することを決定し、二十三日長春を以て滿洲國首都と定む、遂に三月一日滿蒙三千萬國民の燃ゆるがごとき待望の中に、滿洲國建國成り、滿洲國の名を以つて建國の理想を中外に宣言した、三月十日建國を各國に通告す、四月十四日我衆議院は、萬場一致を以つて滿洲國承認決議案を可決す、九月九日滿洲國承認手續我閣議に於て、正式に承認せられ、十五日日滿議定書の調印を見るに至つた。

滿洲に於ける支那軍閥は、我勇敢なる日本軍によりて、漸次滿洲の野より一掃せられ、新國家滿洲國は益々建國の理想に邁進しつゝある間に於て、ジュネーヴの國際聯盟は、次第に反日本の感情を高め昭和八年二月二十四日の聯盟臨時總會は、四十二對一（棄權一票シヤム一表）を以て、聯盟規約第十五條第四項の勸告をふくむ報告案を採擇し、松岡代表は、堂々反對聲明をなし、悠々退場した、二十七日我樞密院は御前會議に於て全會一致を以て聯盟退案を可決し、内田外相は脱退通告文を發し、天皇陛下は長くも同時に詔書を渙發あらせられ、同時に齊藤首相は左の如く内閣告諭を公布した。

茲に帝國政府が國際聯盟離脱の通告を爲すに方り、長くも大詔を渙發せられ帝國の擇ぶ所を明かにし今後國民の進むべき道を示させ給へる聖慮宏遠眞に恐懼感激に任ゆるなし、願ふに國際聯盟の使命は、世界の平和安寧を企圖するにあり、之れを以て帝國はその趣旨に賛同し、創設以來、十有三年終始誠意を以てその事業に協力し來れり、然るに日支案件の一たび聯盟に附託せられて

より、十七ヶ月に亘る本件審議の經過に徴し、又その結果として本年二月二十四日臨時總會の採擇せる報告によるに、聯盟が帝國の正義公道に基きて現在の事態に即して、東洋の平和を確保するの外他意なき態度を正視せざること判明し、且つ帝國と多數聯盟國との間に於ける國際聯盟規約等の解釋につき重大なる意見の相違あること明白となり、茲に帝國と聯盟とは、平和維持の方策殊に東洋平和確立根本方針に關して、全くその所信を異にすること瞭然たるものあるに至れりこゝに於て政府は東洋平和の確立に關する使命と滿洲國の獨立を尊重してその健全なる發達を促進すべき帝國の責任とに稽へ、更に我國運の將來について、慎重熟慮を重ねたる後遂に斷乎として、聯盟を離脱するの已むなきを確信するに至れり、然りと雖國際平和の精神と世界文化の發達に貢獻するは、帝國の傳統にして、且つ不動の國策なり。向後も猶依然として、人類の安寧福祉を目的とする國際事業に參與協力するの方針を一貫して何等變る處なし、又取て東洋に跼蹐して偷安を事とするものに非ず、益々友邦の誼を敦くし、正義公道を世界に宣布せんことを期するや固より言を俟たず、列國も亦必ずや帝國の執れる既定の根本方針が世界平和を増進すべき唯一の方途たるべきことを自覺するに至るべきを確信して疑はざるなり。但し現下世界各國は何れも不安の深刻なるものあり、帝國又その圈外に超然たる能はず、加之東亞の複雑なる政局に直面して滿洲國の建設事業完成に協力し、更に進みて日滿支三國協和の基を開き、極東の康寧を確立する、

の重責を擔ふ、その任大きく重く正に是朝野奮起すべきの時なり、古來我が國民は艱難に遭遇するや必ず之れを克服し、轉禍爲福の成果を收めざるはなし。之れ國史の示す所にして、國運の興隆窮りなき所以實に此に存す、今この難局に遭遇し、我が官民克く詔書之精神を肝銘し、舉國一致皆その本務に勵精し、大いに綱紀を張り、嚴に荒怠を戒め、固陋の偏見に囚はれず、矯激の思想に惑はず、質實剛健、自力更生の意氣を以て帝國使命の遂行に勇往邁進せば、明治天皇の遺業は、昭和の聖代に於て更に一段の恢弘を加ふるところあるべく、依つて以て人類の幸福に寄與し聖旨に副ひ奉るところあるは、本大臣の深く全國民に期待するところなり。

昭和八年三月二十七日

内閣總理大臣 齊藤

實

滿蒙の野より支那兵を一掃せるは我皇國の、神兵を以て無道なる蕃兵を驅逐せるものである。滿蒙三千萬民衆が滿洲國を建設せるは、軍閥の虐政、暴政を脱して新樂土を求めんがためである、我日本が新滿洲國の建設に協力せるは、一に正義仁俠の發露である。其の間何等一點の疚しきところがない。然るに國際聯盟は、その多數を恃み、附和雷同、我に誣ゆるに侵略者、野心家を以てする、これ正に世界の公道、人類の正義を蹂躪するものである、此の間にありて我日本が悠々泰然自若として聯盟を脱退せし態度は眞にこれ孟子の所謂大丈夫の態度である、我日本人に此の氣概の存する限り、我日本帝國は永遠に亡びないのである。

曾子謂子襄曰、子好勇乎、吾嘗聞大勇於夫子矣、自反而不縮雖褐寬博、吾不憚焉、自反而縮、雖千萬人、吾往矣（公孫丑章句上）

居天下之廣居、立天下之正位、行天下之大道、得志與民由之、不得志獨行其道、富貴不能淫、貧賤不能移、威武不能屈、此之謂大丈夫（勝文公章句下）

鎖國日本より開國日本に移るにあたり我日本文化焦眉の急務は、西歐物質文化の輸入であつた、思ふに彼國は、我日本が二百餘年間武陵桃源に怠眠を貪りつゝありし間に於て、孜孜として科學、工藝の發達に努め其の結果、汽船、汽車、大砲、軍艦、電信、電話、醫術等の如き物質文化は遙かに我日本を凌駕するに至つた、若し神國日本が是等西歐物質文化の採用に於て躊躇逡巡せば、我日本は到底彼等と競争し得ざるは最も明白なる事實であつた。故に古來外國の輸入により自國文化の向上を謀り來つた我日本人は、上下擧つて、西歐物質文明の輸入に熱中し殆んど他を顧るに遑あらざるものがあつた。我日本人の此の努力は著々として報ゐられ遂に今日日本の科學工藝は西歐のそれと比して殆んど遜色なきまでに至つた、これ確かに我日本人が守舊的なる漢人に比して數歩を抜きし所以であつて、その適應性は遺憾なく發揮せられたものと稱すべきである。唯物質文明に心酔するの餘り精神文明を輕視し、今日西歐人が苦しむつゝあるごとく我日本人も亦同様の苦悶に惱されつゝあるは、識者の深く憂ふる所であつて、我日本人は此の境遇に對し、いかに適應すべきかの問題を解決するの重大責任

があるのである。

第四編下 人種的適應同化

我大和民族（天孫民族）は、我皇室を中心とする一團の民族であつて、實に今の日本人を成す根幹民族である。此の民族の本源地に關しては、朝鮮半島、滿蒙、南洋、メソポタミヤ、ギリシヤ地方等、學者間に種々の異説があつて、未だ定説を得るに至らぬ、古事記の傳ふる所によれば、伊邪那岐、伊邪那美の男女兩神より天照大神、素盞鳴命、月讀命の三貴子生れ給ひ天照大神は高天原を、月讀命は夜之食國を、素盞鳴命は海原を治め給ふたとある。

此の時伊邪那岐命大く歡喜して詔りたまはく、吾は子生生て、生みの終に三貴子得たりとのりたまひて、即ち其の御頸珠の玉緒母由良邇取り由良邇志て、天照大神に賜ひて詔りたまはく、汝命は高天原を知らせと、事依して賜ひき、故其の御頸珠の名を御倉板擧之神と謂す、次に月讀命に詔りたまはく、汝命は夜之食國を知らせと事依したまひき、次に建速須佐之男命に詔りたまはく、汝命は海原を知らせと事依したまひき、（古事記）。

然るに日本書紀によれば、伊邪那岐神は天照大神（日神）には天上の事を授け、月夜見尊（月神）は天に送りて日に配ひて治めしめ、素盞鳴尊は、勇悍して安忍なれば根國に逐ひたまふとある。

既にして伊弉諾尊、伊弉諾尊共に議りて曰はく吾れ己に大八洲國及び山川草木を生めり、何にぞ天下の主たるべき者を生まざらめやと、こゝに共に日神を生みまつります、大日靈貴と號す、此の子先華明彩しくして六合の内に照徹せり、故二神喜びて曰はく、吾が息多なりと雖、未若此靈異しき兒は有らず、久しく此の國に留めまつるべからず、當に早く天に送りまつるべしとのりたまひて天上の事を授けまつりき。

次に月神を生みまつります、其の光彩はしきこと日に亞げり、日に配びて治す可しと、故亦天に送りまつる。

次に素盞鳴尊を生みまつります、此の神勇悍くして安忍なることあり、且常に哭泣つを以て行と爲ます、故國內の人民多に夭折なしめ、後青山を變枯す、故其の父母二神、素盞鳴尊に勅したまはく、汝甚無道、宇宙に君臨たるべからず、固に當に根國に遠適ねとのりたまひて遂に逐ひたまひき、(日本書紀)。

此の三貴子中最も重要なものは、天照大神と須佐之男神とである、天照大神の治め給ひし高天原に關しても、古來學者間に種々の異説あることなるが、熊田葦城の「地理學上より觀たる神代史」には左の如くに述べてある。

高天原は天原の美稱なり、天は君主の代用詞なり、原は廣く平かなる處なり、故に天原とは天神

の坐します廣く平かなる處にして正しく神京、皇都、神都の義なり、(地理學上より觀たる神都史)。

高天原を以て假りに神京、皇都、神都なりとするも、天照大神當時の神都は果して何れの處であつたか、大和地方か、伊勢地方か、九州地方か未だ的確なる科學的説明あるをきかぬを憾とする、天孫降臨の所傳によりて想像するに或は九州地方ではなかつたか、此點は更に今後の科學的研究をまつて決定するの外はない、然し天照大神が天孫民族の首領として史家の所謂出雲民族の首領須佐之男神と相對せられたことは疑ないことと思ふ。

須佐之男神の治めたまひし海原は韓國(新羅地方)、根國は伯耆、出雲地方であることは、學者間殆んど定説となつて居るやうである、當時、伯耆、出雲地方と韓國殊に其東部地方(新羅地方)とは、殆んど同一人文範圍であつたと想はれる。

天照大神の後、瓊々杵尊、彥火々出見尊、鸕鷀草葺不合尊の三代は、日向高千穗(熊田葦城によれば高千穗は山名にあらずして地名なりと)に居られ神日本磐餘彥(神武天皇)に至り都を大和樞に奠め給ふ。

須佐之男神の後に大國主神あり、大神の遺意を繼承し、出雲を根據とし、北部九州、日本海岸諸國、中國、大和、紀伊、信濃、伊豆、四國北岸に勢力を扶植し、天照大御神の直系に屬する我皇室にとり

宛然一大敵國たるの觀を呈するに至つた。

天に二日なく、地に二王なし、出雲民族は到底永く我天孫民族と兩立するを許さぬ、天祖天照大神は外交的折衝により先づ出雲民族の首領大國主神を服せしめんと欲し、初めに天菩比神をして其任にあたりしめられたが、此神は大國主神に三年に至るまでも婚附きて能くその使命を果すことが出来なかつた、次に派遣された天若日子は、大國主神の女下照比賣を娶とし、八年に至るまで復命せず、これ亦失敗に終つた、こゝに於て天照大神は軍神建御雷神を征討大將軍として天鳥船神を副將とし、武徳を以て遂に大國主神をして國土を讓らしめ給ふことを得た。

故は更に且還來て、大國主神に問ひ給はく、汝子等事代主神、建御名方二神は、天神の御子の命のまに／＼、違はじと白訖しぬ、故れ汝心奈何と問ひ給ひき、こゝに答白まつらく、僕が子等二神の白せるまに／＼、僕も違はじ、此の葦原中國は、命のまに／＼既に獻らむ、唯僕住所をば天神の御子の天津日織知しめさむ登陀流天の御巢なして、底津石根に、宮柱布斗斯理、高天原に氷木多迦斯理て、治め賜はゞ、僕は百不足八十垺手に隠りて侍ひなむ、亦僕子等百八十神は、八重事代主神、神の御尾前となりて、仕奉らば、違ふ神はあらず、かく白して乃隠りましき、(古事記)

大國主神國土讓の段には、伊邪那岐神の黄泉國行、神武の大和入の際の如き鮮血を流すの慘狀なく、

天孫出雲兩族の間の對抗は極めて隱かに解決が出来たやうである、「國讓は征伏にあらずして一種の妥協なり、本支宗屬の關係より快く國土を献上せられたり」(日本國民史、上卷、齋藤斐章)と云へるはまことに適評と思はれる。

古事記及び日本書紀によれば、天照大神も須佐之男命と共に伊邪那岐、伊邪那美神の御子であるから同一民族であることは明かであるが、天照大神は直系に屬し須佐之男命は傍系に屬する故に兩派の對抗は本屬の對抗に過ぎない、而も素尊の後繼者たる大國主神が國土を天照大神に奉還せられしにもせよ、出雲民族が多年扶植し來つた潛勢力は到底一朝一夕にして抜くべくもない、神武天皇が都を大和橿原に奠め大國主神の御子事代主神の女、媛蹈輪五十鈴媛命を以て王妃と爲したまひしは、結婚によりて兩民族の融和同化を謀られたものと見るべきである、而も出雲民族は猶ほ隱然勢力を有し動々もすれば、皇室に反抗せんとする氣勢を示したが、崇神六十年出雲飯入根勅を奉じ神寶を獻するに及んで出雲民族は全然皇室に歸服するに至つたのである。(日本國民史上卷、齋藤斐章)

六十年秋七月丙申朔己酉、群臣に詔して曰く、武日照命の天より將來れる神寶出雲大神の宮に藏む、是れ見ま欲し、則ち矢田部造の遠祖武諸隅を遣して獻らしむ、是の時に當りて出雲臣の遠祖出雲振根神寶を主れり、是に筑紫に往りて遇はず、其の弟飯入根則ら皇命を被りて神寶を以て弟甘美韓日狹と子鷗濡浮とに付けて貢上ぐ、既にして出雲振根筑紫より還り來て神寶を朝廷に獻り

つと聞きて、其の弟飯入根を責めて曰く、數日當待、何を恐みてか、輒く神寶を許しし、是を以て既に年月を経れども猶恨念を懷きて、弟を殺さむといふ志あり、仍りて弟を欺きて曰く、頃者止屋淵に於て多に菱生ひたり、願くば共に行きて見ま欲し、弟則ち兄に隨ひて行けり、是より先に、兄竊に木刀を作り、形真刀に似たり、當時自ら佩けり、弟真刀を佩けり、共に淵の頭に到りて、兄、弟に謂りて曰く、淵の水清冷し、願くば共に游泳せむと欲ふ、弟、兄の言に従ひて、各佩かせる刀を解きて、淵の邊に置きて、水中に沐む、乃ち兄先づ陸に上りて、弟の真刀を取りて自ら佩く、後に弟驚きて兄の木刀を取りて、共に相撃つ、弟木刀を抜くことを得ず、兄、弟飯入根を撃ちて殺しつ、故れ時の人歌ひて曰く、八雲起つ、出雲梟師が、佩ける大刀、黒葛さは巻きさみなしに、あはれ、是に於て甘美韓日狹、鷓鴣淳、朝廷に參向て、曲に其の狀を奏す、則ち吉備津彦と武淳河別とを遣して、以て出雲振根を誅す。(日本書紀、崇神の條)

爾來出雲民族は、次第に天孫民族と融合混和し遂に日本民族の重要々素を成したのである、天照大神の使として出雲に下向せられた天菩比神の後裔は今猶出雲に存する千家、北島の兩家であつて、千家は出雲杵築町出雲大社の宮司であり、北島は同國日御崎神社の宮司である。

古事記によれば瓊々杵命と神阿多津比賣(木花之佐久夜毘賣)との間に、火照命(隼人阿多君の祖)、火須勢理命、火遠理命(天津日高日子穗々手見命)の二皇子生れ給ふたとある、火照命は笠沙の御前

(薩摩國山邊郡加世田郷内山田村地方)に據りし大山津見神の女木花佐久夜毘賣の御子なる點より隼人族の首長に仰がれしものと思はる、隼人族は天孫族と系統を異にする異人種であつて、容易に我皇室に服従しなかつたことは、火遠理命(山佐知毘古)(綿津見神の女、豊玉毘賣命との間に鶉葦草葦不合命を生み給ふ)と火照命(海佐知毘古)として互に争はれし事實によりて明かである、海幸は海濱地、山幸は山地なり(久米邦武、日本古代史)とすれば、此物語は、海上に活躍せし隼人族と陸上に活躍せし天孫族との衝突を示すものであらう、隼人族は南洋方面から渡來したマレー民族であつて後世熊襲と稱し屢々叛亂を企て景行天皇、仲哀天皇に征伐せられしものと恐くば同人種であらう、薩摩隼人は天正天皇の御代大伴旅人に討平せられし以來次第に我天皇民族に服従同化するに至つたのである。

素戔鳴命が海原(韓國就中新羅地方)と交通せられしこと(日本書紀)、鶉葦草葦不合命の一子稻氷命が妣國(豊玉毘賣命の本國即ち海原なり)(高山昇、神代記讀本)、に入り給ひしこと(古事記)に徴するも、神代より、日鮮の交通往來頻繁にして兩民族融合混和が想像され得ると思ふ。

姓氏錄には稻氷命の新羅國に渡りて國王となり給ひし趣に記せり。(池邊義象、古事記通釋)神功皇后三韓征伐以來、鮮漢人の我國に歸化するもの漸く多く、應仁二十年(皇紀九四九)漢の靈帶の裔阿知使主その子と共に十七縣の民を率ひて歸化す、坂上田村麻呂は阿知使主の子都加使主の後な

りと云ふ、同十四年秦の始皇帝の後弓月君百二十七縣の民を率ゐる百濟を経て歸化す、以上は漢民族歸化の著例である。

日本海岸及び東北地方に蟠居してゐた蝦夷即ちアイヌは、景行天皇四〇（皇紀七七〇）、日本武尊によりて、齋明天皇四年（皇紀一三一八）阿部比羅夫により、桓武天皇十年（皇紀一四五二）には坂上田村麿により征伐せられ次第に我天孫民族と同化するに至つた。

朝鮮起源の日本姓は、二百五十種ありて、三宅、豊原、吉井、山田、菅野、三好、長沼、松井、大友小川、豊田、中野、錦織、三田、大伴、桑原、玉井、高倉、陸奥、高田、日置、吳、難波、大山、中山、廣田、宮原、御船などは其の主なるものである。（中山直思、日本人の偉さの研究）と、この一事に徴するも朝鮮人の血液がいかにも多く我日本人中に混入するかと想像されると思ふ。

姓氏録に記載せる河内の全氏族の四割は歸化人にして、内三分の二は漢種なり、彼等は、秦、漢、魏等の名族の後なりと云へり、又姓氏録の歸化姓全部を通覽するに其半數は漢種なり、漢種以外の三分の二は百濟にして其他は高麗人、新羅人、任那人等なりと、（和辻哲郎、日本古代文化）以上は無論其の著しきものゝみを記載せるに過ぎざれども、是等以外幾多の歸化人あるべきを想像するは敢て架空のことゝ云ふべからずである。

以上の出雲族、隼人族、アイヌ韓、朝鮮族、漢民族は、長年月間に次第に天孫民族と融合混和し、今

日に於ては、是等何れの民族とも異れる所謂大和民族と云へる一種の特徴ある一民族を形成するに至つたのである、是れ我天孫民族の種同化力の極めて大なることを明證するものであつて、今日我日本人間に、支那、西歐諸國に見らるゝが如き種同化力の偏見鮮き一大原因である。

上述せる如く、現在の我日本人が混血兒であることは、事實上否定し得べからざる最も明白なる事實であるにも拘らず、我同胞中には往々この事を以て一種の恥辱であるかの如くに考ふるものあるは思はざるの甚しきものである、吾人日本人の耻辱とすべきことは混血兒たることにあらずして、むしろ劣等民族たることである、幸に我日本人は混血兒たるにも拘らず最も優越民族たるが故に、むしろ大に他に誇るべきである、先年アメリカ合衆國スタンフォード大學に行はれた、在米各國兒童智能検査（メンタル、テスト）の報告に曰く、

殊に驚くべきは、アメリカにある日本兒童は、歴史、文學に於てアメリカ兒童より劣れりと想ひしに、却て我等よりまされることなり、日本兒童は白人兒童の平均よりも品行と注意力が非常にまさり、圖畫、音樂、綴方、美術、體操で少しくまさり、讀方、國語、地理、科學に於ていさゝか劣る、美の鑑賞、注意力、膽力、良心等でまさり、體力、用心、自信、意志力、快活等は同等で獨創力は少し劣る。（日本の偉さの研究）

メンタルテストは、アメリカを始めとし、我日本に於ても漸く流行となりつゝあるも、元來こは實驗

心理の一種であつて、統計的、蓋然性を有するに過ぎないから、決して絶対に眞を置くべきものでない随つて右テストの報告も其積にて見るべきものである。それにしても、我在米日本學童が白人兒童と比較して互に優劣ある以上、妄りに我日本人は白人に劣れりと云ふ斷定を下し得ないと思ふ。

明治維新以來未だ百歳ならずして西歐文物を咀嚼し軍事、經濟、外交に於て白人と對して相下らざるの實力を有するに至りし事實のみにても、我日本人の優越民族たることを明證して餘ある。

英、獨、佛、伊の諸國は、皆混血族なるも其民族的素質優秀なるが故、何等恥辱となるに足らぬ、例へば現代英國人は、デーンズ族、サクソン族、ジユート族、ブリトン族、アイベリアン族の混血兒なるも、堅忍不拔最も現實的なる文化を建設して世界を横行し世界各國より畏敬されつゝあるのは、恥辱どころか寧ろ彼等の大なる誇りである、我日本人たるもの深く此處に鑑み大に自重しなければならぬではないか。

由來身心の相違甚しき異民族は、融合混和すること難きのみならず假令混和し得るとするも、到底優秀なる民族を産出することは出来ぬ、例へば白人と黒奴との混血兒の如きは實にこれが著例である、然るに我日本人は心身の發達餘りに相違せざる天孫族、鮮、漢、アイヌ、マレーの混血種なるがため今日の如き優秀民族を成し得たのである。

我日本には、從來穢多、鉢屋など、稱し、一般民衆より特種取扱を受けて居た賤民階級があつたが、

明治大帝の大改革と共に、一般平民中に編入せられ所謂四民平等となつた譯であるが、少くとも徳川三百年間階級制度嚴格なりし結果、事實に於て彼等は特殊扱、差別扱を受け、今日に至るまで普通人民との通婚を忌むの陋風がある、是等は動もすれば人種の相違より來るものゝやうに考へられて居るけれども其實は決して然らず、何となれば歴史専門家の研究によれば、彼等は人種的に一般日本人と何等差別あるものにあらずして、唯墓掘りとか、墓の番人とか、屠殺業とか謀叛人の子孫であるとか外國の捕虜の子孫であるとか云ふために、汚穢なる職業を營み、自ら劣敗の境遇に置かれし結果遂に差別扱、特殊待遇を受くるに至つたものである、我皇祖天熊大神養正政治の理想を繼承遊された明治大帝は、夙に此處に御留意あらせられ、彼等を一般人民と同様に我皇室の御恩澤に浴せしめんとせられし大御心に對し、我日本臣民たるものは眞に感泣すべきである、明治大帝のこの大御心は、佛陀の平等の慈悲と契合するものである、然るに親の心子知らずで、我日本社會は、今猶ほ彼等の差別待遇を改めざるがために、彼の水平運動などと云ふ階級的鬭争の種が絶へないのである、是れ歐洲大戰後ヴェルサイユ媾和に於て人種的差別待遇の撤廢を絶叫せし我日本人の一大矛盾である。

法華經藥草論品第五に曰く、

我觀一切 普皆平等
我無貧著 亦無限礙

恒爲一切 平等說法

法華經譬喻品第三に曰く、

今此三界 皆是我有
其中衆生 悉是吾子
而今此處 多諸患難
唯我一人 能爲救護

明治維新以來世界各國との交際につれ日米、日英、日獨、日佛、日露、日伊の混血兒を見るに至つたこれ等は心身上あまり好ましからざる結果を生ずる故に、決して奨励すべきことではない、けれども一般日本人がこれに對して妄りに人種的偏見、人種的憎惡をいだくが如きは、寛容、抱容的なる大國民的同化力を有する我日本人としては決して譽むべきことではなからう。

根幹民族たる天孫種に同化せられて今日の日本人を形成せる國族性に關しては、諸學者既に論述せる所なるがいづれも大同小異であるから、今左にその要點のみを述ぶるとどめ置かん。

第一長 所

1 忠君愛國の念強し

一切の大事の中に國の亡びるが第一の大事にて候なり。(日蓮聖人、蒙古使御書)

2 祖先崇拜

(一) 各自の家の先祖に對する崇拜即ち家族的崇拜。

(二) 各自の家の本家たる祖先の崇拜即ち氏上崇拜

(三) 各自の家の惣本家たる皇室の大祖先にあらせ給ふ所の天照大御神に對する崇拜即ち國民的崇拜

伊勢大廟

中江藤樹

光華孝德績無窮

正興義皇業亦同

默禱聖人神教道

照臨六合大神宮

3 忠孝一致

君臣一體、忠孝一致、唯吾國爲然(松陰士規七則)

安世安國爲忠爲孝、(日蓮聖人、一昨日御書)

4 家名を重んず

大伴の遠つかんおやのその名をばおほくめぬしと、おひもちて、つかへしつかさ…(大伴家持)

5 現世的

此世にし楽しくあらば來ん世には虫に鳥にも我はならまし(大伴旅人)

6 實際的實行主義（神ながら言挙げせぬ國）

言挙げせずとは、異國のごとくこちたく言ひたつることなきをいふなり。（宜長、直毘靈）

7 自然を愛す

天地正大氣 粹然鐘神州

秀爲不二岳 巍々聳千秋

注爲大瀛水 洋々環八洲

發爲萬朶櫻 衆芳難與儔

8 光明主義

日本神話はギリシヤ神話に比し一層光明的なり、ギリシヤ神話、プロミシユースの傳に於ける疾病憂苦の由來、メヂコーサの首の物語、北歐神話に於けるロキの物語等何れも陰慘の氣に充ちたもので我國の神話の何所にも之等の類を見すことを得ず。（日本國民の精神、清原貞雄）

9 淡泊瀟洒

山谷論周茂叔之人品曰、胸中洒落霽月光風

10 織巧織麗

11 清淨潔白

是を以て伊邪那岐大神詔りたまはく、吾は伊邪志許米志許米岐穢國に到りて在りけり、故吾は大御身の禊せなとのりたまひて筑紫の日向の橘小門の阿波岐原に到まして禊禊ひたまひき。（古事記）

12 平和主義

曾て双に血らずして虞必ず自ら敗れん（神武天皇）

久方の空はへだてもなかりけりつちなる國はさかひあれども（明治大帝）

13 禮節作法

王朝より武家時代に至り秩序を重んずる精神は益々具體化、固定化し來り、足利義滿は小笠原、今川、伊勢の三家に命じて禮法を定めしめしが、徳川時代に至り三家は禮法の家となり、就中小笠原の禮法は最も多く當代の社會を支配するに至れり。（坂本健一、日本風俗史）

14 武士道精神

海行かば、みづくかばね、山行かば草生すかばね、大君のへにこそ死なめ、願みはせじ（大伴家持）、（萬葉集）

續日本紀の聖武紀の所には、「のどには死なじ」とある。
稱徳天皇の詔の中に、「東人常に曰く、背に箭は立たじ」とある。

楠 公

湊川身を捨て、こそ橘のかぐはしき名も世に流れけれ

新田左中將

岩清水濁る流れをせき分けて南におつる音のさやけき

北畠准后

慕はしき天つ日繼の繼ぎくしるして絶へぬ水くきの跡

二〇八

藤用東湖

藤田東湖

藤田東湖

第二短所

- 1 經濟思想に乏しきこと。
 - 2 科學、哲學思想に乏しきこと、
 - 3 自治心に乏し、
 - 4 公德心に乏し、
 - 5 遠大の計に乏し、
 - 6 模倣に長ずるも獨創力乏し、
- 個人に於けるがごとく國民に於ても、偏へに短所の矯正に腐心してその長所の發揮を等閑に附したならば其國民は遂に何等個性なき不得要領的のものとならん、此點我日本人の最も警戒すべき所である。

る。三宅雪嶺博士は、「大塊一塵」中に述べて曰く、

日本人は獨創力なきに非ず現在よりも更に之を發揚すべし、日本人は遠大の計なきに非ず、現在よりも更に之を念とすべし、日本人は公德心なきに非ず現在よりも更に之を厚くすべし、日本人は事業に信用を重んぜざるに非ず、現在よりも更に之を重んずるが如くすべし、種子なきは絶望すべく種子さへあれば努力次第にて培養すべし、日本人は歐米人に比して種子なきにあらず、培養に足らざるを憾む、勸告すべきは警戒ならずして現に所有せるものを大に活用せしむべきに存す。

予は第四編上下兩編に於て不完全ながらも史實によりて我日本人の適應順應を述べたが、これには少くとも左の心的要素が必要であると思ふ。

- 1 冷靜なる判断力
- 2 堅忍不拔の精神
- 3 相互扶助の精神
- 4 負けじ魂
- 5 向上の希望

Patience and diligence, like faith, remove mountains. Never give out while there is

Hope; but hope not beyond reason, for that shows more desire than judgement. —
William Pen.

第五編 君臣一體

吉田松陰士規七則に曰く、

凡生皇國宜知吾所以尊於宇内、蓋皇朝萬葉一統、邦國士大夫世襲祿位、人君養民以續祖業、臣民忠君以繼史志、君臣一體忠孝一致、唯吾國爲然、

我日本は、古來君は臣を見たまふこと子の如く、臣は君を見奉ること史のごとくである、雄略天皇の詔に、義は乃ち君臣情は史子を兼ねと、この君臣の史子關係こそ實に功利、打算を超越せる共存共榮の源泉であつて、眞に我日本帝國の世界萬國に冠絶する所以の一大特色である。

廿三年八月庚午朔丙子、天皇疾彌甚し、百寮とわかれたまひて手を握りてなげきたまふ、大殿に崩りましぬ、大伴室屋大連と東漢擲直とにのちのみことりして曰く、「方今あめのした、一つ家のごとく、烟火萬里、百姓をさまり安くて、四夷賓服、これ又天意、くにのうちをやすらかにせむと欲せり、所以に、心をせめ己を勵まして日一日を慎むことは、蓋し百姓の故なり、臣連伴造毎日朝參し、國司、郡司時に隨ひてまわうこなはれり、何ぞこゝろきもをつくして誠勅懇懇なら

さらむや、義は乃ち君子なり、情は父子を兼ね、庶くば臣連の智力、内外の歡心によりて普天の下をして永くやすからしめむと欲ひき、謂はざりきやまひしあつしれて、とこづくに至らむことを、此れ乃ち人生の常分なり、何ぞいふに足らむ、但し朝野の衣冠、未だ鮮麗なることを得ず、教化政刑、猶未だ盡さず、言を興げて此を念ふに、唯以て恨を留む、今年若干に踰えぬ、復たいのちみじかしといはず、筋力精神一時にいたつきぬ、此の如き事、本より身の爲にするに非ず、たゞ百姓をやすくせむと欲ふのみ云々（日本書紀雄略天皇の條）

三千年來君は、大御寶として臣民を愛撫せられ、臣は君に對して忠誠を致すの美風を養成し來つた我日本に於て君臣一體、父子一體の實あるもの決して偶然ではない。

支那は古來力あるもの、徳あるものが天の命を受け天子の位に即く所であるから、臣民の君を見ること極めて軽く、君臣間には、到底我日本に於けるが如き、何とも名狀しがたき美しき父子關係が成立しないのである、彼の孟子が民爲貴、社稷次之、君爲輕（孟子盡心章句下）と云つたのはまことに能く彼國に於ける民主的君臣關係を表明せるものである、隨つて彼國に於ては、撫我則后、虐我則讐と云つて、遂に民主的革命を見なければやまないのである、平田篤胤曰く、

たとへば君に君たらざる行ひありとも、臣としてその心をたじろかさず、身を抛つて忠義を盡し臣は地の天を戴いてその位を變ぜぬ如く、何時までも臣となり、君は天の地を覆ふてその位を替

へざるが如く、何時までも君とある、こゝらが道の大本にて動かぬところをごさる、(伊吹於呂志)

本居宣長曰く、

かの國にすら「君君たらずといふとも臣以て臣たらずはあるべからず」といへる人もありけるものを、まして皇國の人にして、君の畏るべきことを知らずして、北條、足利の所爲をしも善しと思ふはかへすくゝいかなる狂ひぞも(葛花)

尊氏いかに三美德を有すとも、彼が反逆人たる以上、彼は到底我日本國體上許すべからざる大不忠の臣である、彼の三徳をあげて是れを禮讚するは畢竟するに、民主思想にかぶれたものである、昭和九年二月發行雜誌時代に於て時の中島商相は、尊氏齋美論を掲げため世の非難を受け遂にその職を辭せざるを得ざるに至つた、是れ我日本國體に目醒めた日本國民の嚴としてその狂心を排斥した結果である。

戊辰、蘇我臣日向(日向字は身刺)、倉山田大臣を皇太子に譖ちて曰く、僕の異母兄麿、皇太子の海に遊びたまふを伺ひ將さに害はむとす、反きまつらむこと其れ久しからじ、皇太子信たまふ、天大伴狛連、三國麻呂公、穗積嚙臣を蘇我倉山田麿大臣の所に使はして、反くことの虚實を問はせたまふ、大臣答へて曰く、問はるゝことの報は、僕面り當に天皇之所に陳さむ、天皇更に三國

麻呂公、穗積嚙臣を遣して其の反狀を審かにせしむ、麻呂大臣亦た前の如くに答へまをす、天皇乃ち將に軍を興して大臣の宅を圍まむとす、大臣乃ち二子の法師と赤狛(更の名は秦)とを將て茅渟の道より逃げて倭國の境に向く、大臣の長子興志はより先き倭に在りて(山田の家)に在るを謂ふ、其の寺を營造る、今忽ち父の逃げ來れる事を聞きて、今來の大槻の近に迎へ拒がむ、大臣許さず、是の夜、興志意に宮を焼かむと欲し、猶士卒を聚む、(宮は小墾田宮を謂ふ)己巳、大臣長子興志に謂ひて曰く、汝身を愛むや、興志對へて曰く、愛まず、大臣仍りて山田寺の衆僧及び長子興志と數十人とに陳説ひて曰く、夫れ人の臣たる者、安んぞ逆を君に構へむ、何ぞ孝を史に失はむや、凡そ此の伽藍は、元より自身の故に造れるに非ず、天皇の奉爲に誓ひて作れるなり、今我れ身刺に譖ちられて、横に誅されむことを恐る、聊か黄泉に望む、尙忠を懷きて退らむ、寺に來つる所以は、終りの時を易からしめむとなり、言ひ畢りて、佛殿の戸を開きて、仰ぎて誓を發て曰く、願くは我れ生々世々に君主を怨まず、誓訖りて自ら經きて死せぬ、妻子の死に殉ふ者八人、(日本書紀孝德天皇の條下)

蘇我倉山田麿は、中臣鎌子を助け蘇我入鹿を誅せる功臣である、然るに孝德天皇の御代に至り一度讒により反逆の嫌疑を受け將さに誅せられむとせしも、彼毫も皇室を怨むことなく、死に臨み「願くば我れ生々世々に君王を怨まず」と誓ひ遂に自ら經きて死んだ、其誠忠眞に鬼神をも泣かしむるものが

あり、眞に忠臣の模範と云ふべきである。

垂仁天皇の御世田道間守天皇の命を受け常世國に使して橋を求む、十年を経歸朝して、之を天皇に獻上しようとしたが、天皇既に御崩御あらせられたので天皇の御陵に向ひ叫哭きて自殺した、彼の誠忠人をして泣かしむるものがある。

九十年春二月庚子朔、天皇田道間守に命せて、常世國に遣して非時香菓を求めしめたまふ、(香菓此をカグノミと云ふ)、今橋と謂ふは是なり。

九十九年秋七月戊午朔天崩りましぬ、菅原伏見陵に葬る。明年春三月辛未朔壬午、田道間守常世國より至れり、則ち寶物は非時香菓八竿八縷、田道守是に泣悲して歎きて曰く、命を天朝に受けたまはりて、遠く絶域に往き、萬里浪を踏みて遙かに弱水を度る、是の常世國は、則ち神仙の秘區、俗の臻らむ所に非ず、是を以て往來ふ間に自らに十年に經りぬ、豈期ひきや、獨り峻瀾を凌ぎて、更に本土に向むといふことを、然るに聖帝の神靈に頼りて僅かに還り來ることを得たり、今天皇既に崩りまして、復命すことを得ず、臣生くと雖も、亦何の益かあらむ、乃ち天皇の陵に向りて叫哭きて自ら死れり、群臣聞きて皆流淚、田道間守は、是れ三宅連の始祖なり、(日本書紀垂仁天皇の條)

醍醐天皇延喜元年、右大臣菅原道眞讒によりて、筑紫の太宰府に左遷せらる、道眞配所の月を詠めな

がら毫も天皇を怨み奉ることなく却て皇恩の洪大なるに感泣した、道眞の誠忠眞に永く人の心を動すものがある。

九月十三夜

菅原道眞

去年今夜侍清凉 秋思詩篇獨斷腸

恩賜御衣猶在此 捧持日々拜餘香

不出門 同

一從謫落就柴荆 萬死克々跼踣情

都府樓讒着瓦色 觀音寺唯聽鐘聲

中懷好逐孤雲去 外物相逢滿月迎

此地雖身無檢繫 何爲廿步出門行

我日本は君臣一體であるから、君の利害關係と臣の利害關係とは、毎に合致して決して別物ではない、此故に君は日夜民の幸福のみを祈り給ひ、臣民は日夜皇室の繁榮をのみ祈り奉りてやまないのである。

ことなくて治まる世にも民のためおもふころはやすむときなし(明治天皇)
うつせみの世はやすらかに治りぬわれをたすくる臣のちからに(同)

歐米諸國は民主であつて、支那のそれに一步を進めたものである、アメリカ合衆國第十六代大統領リ
ンカーン（一八〇九—一八六五）の「人民のため人民によりて爲さるゝ人民の政治」といへるは、是
れが典型的のものである、支那は古來革命絶ゆることなく、治者と被治者との間には冷かなる權利利
害關係のみありて毫も我日本に於て見らるゝが如き家族的、父子的愛情を見ることが出来ない。

國體

川北長顯（伊勢人）

坤輿之上、環而國者、以十數、有君政、有民政、國體各異、而大率出於上下爭奪強弱抑制之餘、
如我邦獨不然、開闢以來、皇統一系、億兆臣事、無他志、且士民概亦屬皇祖支裔、列聖視民猶子
士民仰上猶父、義則君臣、情則父子、不敢容覲視、是我國體之所以卓越萬國也、爲臣民者、安可
不思其所自乎哉

オリヴァー、クロムウエル（一九五五—一六五八）は、當時に於ける清教徒の代表者、指導者であつ
たが、國王チャールス一世の暴政に反抗し、一六二八年には、王に對して人民權利請願書を提出し、
一六四九年彼は自ら組織せる鐵騎團の敵即ち同時に神の敵として遂に王を斬首した、又フランスのル
ーイ第十六世は、平民の反抗に遭ひ已むことを得ずして一七九〇年人權宣言を發表し、民選官吏、世
襲吏廢止、四民平等賦課、民選判官、信仰自由、出版自由等を許可するに至つたが、一七九三年多數
黨ジャコピン（溫和共和黨）のために斷頭臺の露と消え去るに至つた、以上の二例は、西歐民主々義

の無道慘忍なるものゝ著例であるが、一九一八過激派が露帝ニコラス二世と其一族とを銃殺し、其の
死體を切斷し廢坑中に投入して燒棄せし光景に至りては、眞に慘虐の甚しきものである、（ベツセドウ
スキー著、ソヴイェット外交の天啓）

支那及び歐米の民主國に於ては、民衆中優者が治者となるの制なれども、我日本に於ては、天照大神
の血統にあらざれば、何人といへども天皇の位に即くを得ざるの制である、和氣清麿は、宇佐八幡の
神託を奏して曰く、

我が國は、開闢以來君臣の分定まれり、未だ臣を以て君とせることあらず、天日嗣は必ず皇緒を
立てよ、無道の者は速かに除くべし。

神皇正統記に曰く、

大日本は神國なり、天祖始めて基を開き、日神長く統を傳へ給ふ、我國のみ此事有り、異朝には
其類なし、此の故に神國といふ也。

本居宣長曰く、

皇國は、天照大御神の授け給へる皇統にして、天壤と無窮に知らしめず大御位にましませば、君
の私といふことはなきなり、これは道の本にして、なほざりならぬ大事なれば、外國の例などを思
ひて、かるくしく申すべき事にあらず、あなかしこ、あなかしこ、（葛花）

孝徳天皇の條下に曰く、

天に雙の日無く、國に二の王無し、是の故に天下を兼ね併せて萬民を使ひたまふべきは唯天皇のみ、(日本書紀)、

我が天皇陛下の前には、萬民一視同仁である、彼是の間毫も差別、愛憎の念があらせられぬ、明治元年明治大帝の五ヶ條の御誓文に曰く、

官武一途庶民に至る迄各其志を遂げ人心をして倦まざらしめんことを要す。

彼のロシア共產黨の如きは、勞農無産階級の政權獨占を實行して、他のあらゆる階級を排斥、虐待するのは、斷じて我皇室の一視同仁の政と相容れないものである、又獨逸ナチスの首領ヒットラー及びイタリー獨裁政治の首領ムッソリーニに共多數、全體の意志を無視し、議會政治を排斥するものであるから、是又我天皇政治と相容れざるものである。

二年三月癸亥朔甲子、東國の國司等に詔して曰く、集り侍る羣卿大夫及び臣連、國造、伴造、併せて諸百姓等威に聽はる可し、夫れ天地の間に君として萬民を宰むることは、獨り制む可からず要す臣の翼を須つ、是に由りて代々の我が皇祖等卿が祖考と共に俱に治めたまひき、朕れ復た神護を蒙りて、力めて卿等と共に治めむと思欲す、故に前に良家の大夫を以て東方の八道を治めしむ、(日本書紀孝徳天皇)、

源頼朝が幕府を鎌倉に開きしより(壽永三年、皇紀一八四四)徳川慶喜が大政を奉還せしまで(慶應三年皇紀二五二七)凡そ六百八十年間、武家は我日本の土地、人民を私し、天皇をして空しく虚位を擁せしめたことは、眞に日本史上、驚くべき國體精神違反である、就中北條義時が、承久三年(皇紀一八八一)後鳥羽、土御門、順徳の三上皇を隱岐、土佐(後に阿波)、佐渡に流し奉りしが如きは、大逆無道の甚だしきものである。

詠 史

石田 冷 雲

阿堵可慳遺在川 不知隸僕攘天權
當時操節無人顧 撈取名僅十錢

足利尊氏が後醍醐、後村上、後龜山の三代五十七年南北朝對立の端を開きしは、天に二日無く、地に二王無しといへる皇統一系の大精神に悖るの甚だしきものであつて、實に我日本國史上の一大恨事である。

人王八十餘代の間、大山の皇子、大石の小丸を始めとなして、二十餘人王法に敵を爲し奉れども一人として素懷を遂げたるものなし、皆頸を獄門に懸けられ、骸を山野に暴す、關東の武士等或は源平或は高家等、先祖相傳の君を捨て奉り、伊豆國の民たる義時が下知に隨ふが故に、かゝる災難出來たるなり、(富城入道殿御返事)、

尊氏天下をとりてより、公家は、武家のため武力と財産とを奪はれ、自ら自主獨立の氣象を失ひ、服装、言葉使まで關東風を模して、頻りに自己の弱味を掩はんことに努めた、是れ所謂一種の保護色であつて、一寸彼等に好都合であつたやうである、けれども、實はまことに淺幕なことであつて、却つて益々武士の輕蔑を招くに至つたのである。

曆應元年（皇統一九九八）の末に、四夷、八蠻悉く王化を助けて、大軍同時に起りしかば、今ははや聖運啓けぬと見えゆるに、北畠顯家、新田義貞、共に流矢のために命を墜し、剩へ奥州下向の諸卒、渡海の難風に放されて行方知れずと聞えしかば、世間さてと思ひけん、結城上野入道が子息大藏少輔も父が遺言に背きて降人に出でぬ、芳賀兵衛入道禪可も主の宇都宮入道が子息加賀壽丸を取籠めて將軍方に屬し、主従の禮儀をみだり、己が威勢を恣にす、此時新田の氏族尙ほ残つて城々に楯籠り、竹園の連枝時を待ちて國々に御座ありと雖、猛虎の檻に籠り、窮鳥の翅を鍛れたるが如くになりぬ、涙眼空しく百歩の威を闘ち悲心遠く九霄の雲を望んで、唯時の變あらんことを待つばかりなり。

天下の危かりし時だにも、世の譏をも知らず修を究め、慾を恣にせし大家の氏族、高上杉の黨類なれば、能なく藝なくして亂階不次の賞に關り、例に非ず法にあらずして、警衛判斷の職を司る。

初のほどこそ、朝敵の名を憚りて毎事天慮を仰ぎ申す體にてありしが、今は天下唯武徳に歸して公家ありて何の用にか立つべきとて、月卿雲客諸司恪勤の所領はいふに及ばず、竹園椒房禁裏仙洞の御領までも武家の人押領しける間、曲水重陽の宴も絶えて、白馬踏歌の節會も行れず、形の如く儀ばかり也。

禁闕、仙洞さびかへり、參仕拜趨の人もなかりけり、況んや朝廷の政、武家の計に任せてありしかば、三家の台輔も奉行頭人の前に媚をなし、五門の曲阜も執筆侍所の邊に賄ふ。

されば、納言宰相など路次に行合ひたるを見ても、聲を學ぶ指を差して輕慢しける間、公家の人々は、いつしかいひも習はぬ坂東聲をつかひ、著もなれぬ折鳥帽子に額を顯はして、武家の人に紛れんとしけれども、立振舞へる體さすがなまめいて、額つきの跡以ての外にさがりたれば、公家にも附かず、武家にも似ず、ただ都鄙に歩を失ひし人の如し、（太平記、卷二十二）

承久の亂、尊氏の叛の時、何故に東國の武士等皇室に反きて、伊豆の一匹夫義時、及び逆賊尊氏の下に走せ參せしか、是れ當時の關東武士等は、功利、民主を知りて、絶へて皇室の宏恩、大義名分を知らざりしがためである、日蓮聖人曰く、

隱岐の法皇は、天子也、權大夫殿は民ぞかし、子の親をあだまん（怨）をば天照大神うけ給ひな
んや、（種々御振舞御書）

頼山陽足利尊氏を論ずる一節に曰く、

源氏者、攘王土以樓王臣者也、足利氏者、奪王土以役王臣者也、故論足利氏之罪浮於源氏（日本外史）、

尊氏の大逆無道にして、苟しくも大和魂、國體精神を有するものをして、憤慨禁すること能はざらむるものあることは、左の太平記の文に明である。

去程に類火東西より吹かれて、餘煙皇居にかゝりければ、主上を始め進らせて、宮々卿相雲客皆歩跣なる體にていづくを指すともなく足に任せて落ち行き給ふ、人々始め、一二町が程こそ主上を扶け進らせて、前後に御供をも申されたりけれ、雨風烈しく道闇うして、敵の鬨の聲、此處彼處に聞えければ、次第に別々と成りて、後には唯藤原藤房、季房二人より外は、主上の御手を引き進み進する人もなし、忝くも十善の天子、玉體を田夫野人の形に替へさせ給ひて、そことも知らず、迷ひ出させ給ひける、御有様こそあさましけれ、如何にもして、夜の内に赤坂の城へと御心ばかり盡されけれども、假にも未習はせ給はぬ御歩行なれば、夢路をたどる御心地して、一足には休み、二足には立ち止り、晝は道の傍なる青塚の陰に御身を隠させ給ひて、寒草の疎なるを御座の菌とし、夜は、人も通はぬ野原の露分け迷はせ給ひて、羅穀の御袖をほしあへず、兎角して夜晝三日に山城の多賀郡なる有王山の麓まで落ちさせ給ひけり、藤房、季房も三日まで口中の

食を断ちければ、足たゆみ疲れて、今は如何なる日に逢ふとも逃げぬべき心地せざりければ、せん方なくて、幽谷の岩を枕にして君臣、兄弟諸共にうつゝの夢に伏し給ふ、稍を拂ふ松の風を雨の降るかと思召して、木蔭に立ち寄せ給ひたれば、下露のはら／＼と御袖にかゝりけるを、主上御覽ぜられて、

さしてゆく笠置の山を出でしよりあめが下にはかくれやもなし

藤房卿泪をおさへて

いかにせん憑む蔭とて立よればなほ袖ぬらす松のしたつゆ

楠正成の人物、誠忠は今更吹々するを要しない、此には唯一、二の詩歌文章を掲ぐるに止めよう。

題 楠公訣子圖

頼 山陽

海 旬 陰 風 草 木 腥 史 編 特 筆 姓 名 馨

一 腔 熱 血 存 餘 瀝 分 與 兒 曹 瀟 賊 庭

正成の人物

熊 澤 蕃 山

正成は、氣質に智、仁、勇の備はりたる人と聞こえ候、聖學を聞かせ候はば類少き文武ある君子たるべく候、（集義和書、熊澤蕃山）、

正成恢復の功

室 鳩 巢

建武中興の人物にては、縉紳家に藤原藤房、韜緯家に楠正成、固より輿論の歸する所なり、もし人品をいへば、藤房は公卿輔弼の臣なり、正成は將師禦侮の臣たり、その材の大小をいへば、正成の材藤房の及ぶ所にあらず、藤房龍馬の諫は、直言極諫、朝廷を聳動す、誠に朝陽の鳳鳴といふべし、然れども正成恢復の功とは並べ論じ難し、其上藤房は、一諫の後國を去り、世を遁れしが、正成は其の身國難に殉せしのみにあらず、忠義代々家に傳へ天下に著る、當時誰か正成に比する人あるべき、(駿臺雜話)

楠正成論

貝原益軒

益軒は、正成を漢の諸葛孔明、唐の顏真卿、宋の范希文、司馬先、文天祥等の匹儔となし、更に論じて曰はく

楠公は本朝の思良にして振古の豪傑なり、吾邦歴代の名士其右に出づる者蓋し其比を見ること罕なり、其忠義、勇智之を異域の英俊に校るに、恐くば恥ること無かるべし、夫の君を愛し、世を憂ふるの心の如きは、以て天地を動かし鬼神を感ぜしめ人心を貫き古今を燿すに足れり、公の風を聞く者、百歳の下感激して仰慕せざるはなし、公の忠誠にあらざれば、豈に能く此の如くならむや、眞の大丈夫と謂ふべし。彼の兄弟父子蹉跎として戦死し、而して美志遂げず良に痛惜すべし。子あり弟ありと謂ふべきなり。其履歴戰功載せて傳記に在り、今枚擧すべからず。惜乎世を

擧りて唯其良將たるを知り而して未だ其賢哲たるを知らず。(春山育次郎、益軒先生)

楠正成湊川之碑と益軒

寛文四年の益軒の日記によれば、彼は同年三月晚春大阪より海路をたどり歸國し、兵庫宿泊と明記し、且つ八日往湊川、詣楠正成之墓、又往生田森及布引瀑の文字あり、故に益軒の楠公墓記中の今茲暮春は定めて此事を指す、因て光圀公の建碑に先つこと二十七年なり。文政、天保の頃に知られたる大阪の書舗の主入にして、近世名家書畫談の著者は貝原先生遺事聞くがまゝに左に録すとして、記して曰はく、

先生京師に上りし時、道中湊川を過ぎ楠公の昔を追想し、折しも田間に一彈丸の如き小高き所あるを怪み見て、傍なる考農に之を問はれしに、答へて云く、これは往古より口碑に傳へ楠公討死し給ひし時、其の遺骸をこゝにうすめし所なりとて、今に到ても御覽の如く畦畝の間この所は除き耕し申さずと語る。先生この言をき、不覺涙下、慨然としておもへらく、公の忠誠なること古今に比なく、芳名青史に垂れ千歳不朽なりと雖、其宅多(チユンセキ)の所今斯く荊蒺に没し、片石の表するなきは、いかんぞや、斯くては、後來もの知らぬ牧豎田夫の爲めに此所いかなるべきや、吾輩讀書の者、聊か義理をも辨へ、此事を聞くまゝに争かて過ぐべき、せめては公の梗概を片名に記し、牧豎田夫の唐戾をも免れむと思ひ、其日は先生兵庫の商賈某

の家^に投^ず、(原註、某は兵庫の富める者にて福岡侯大阪廻米等の國用を聞くものなり) 此夜先生宿主人に旅中の事ども物語り、湊川にて所見所聞並に自の趣旨にも及びければ、主人欣然として云く、さても難有思召を聞くもの哉、鄙人數代此所に住居す、畢竟其昔ならば鄙人等も楠公の民なり、物換り星移り、公の座まりし所さへ斯く成り行くことは、嘆はしき事共なり、鄙人は此所にて數代先生御國の御用をも蒙り右をもて多口の家春をも安穩にいたし候へば、先生此度の御趣旨に付力を出だしまひらすべし、況んや公の塋域先生の御筆にて顯はるゝこと鄙人も亦望む所なり、先生京都におはするうち碑文をつくり給ひ歸途には必ず給はれかし、碑式は、其上御指圖を得て、立石の事速に成就申さんとて、殊に喜びけり、無程先づ仰にて碑文をつくり、約の如く歸途に主人に贈りければ、おしいたゞき猶ほ御歸國には、碑式委しく御認め賜はれかしとて匆々に別れけり、其後先生の書來りければ主人取あへず、碑式此中にあるべしとて聞き見るに、左にはあらで、先生の言ひおこせしは、碑文を返さるべしとばかりなり、宿主不審ながら或は改竄し給ふこともあらむと、頓て返しやり、再びこれを待つに、又程もなく書來り云く、我等先きに湊川の見聞する所をもて、一旦さは思ひしまゝに、匆卒にも貴殿に其言漏らしはべりぬ、退いて考ふるに、楠公の精忠千古に亘り、日月と光を争ふ、かかる稀代の忠臣を碌々たる書生の拙文もて之に表せむこと誠に己の分を知らざるわざなり、今是を心に耻

ぢ不覺總身汗を流せり、かかれれば、此事思止みぬ、返すくも貴殿へ粗忽の言を申したりと言ひおこせりとなん、實に先生の德行此一事にても知るべし。(同書)、

益軒の正成碑文建立のことは、斯くして中止せられたが、後徳川光圀公によりて遂に建碑のことは成就せられた。「西山遺事」に曰はく、

五年壬申八月、攝州湊川へ佐々助三郎良峯宗淳を遣はされ、楠正成の御墓を御修理なされ、碑を立、石を壘み壇をなさせ給ふ、其高さ五尺其徑一丈、碑面には西山公御自筆にて「嗚呼忠臣楠子墓」とあそばされ、碑陰には舜水曾て撰びおかれ候讚を御彫らせ、且又碑亭をも御つくらせ候、故は墓印に梅の古本有之候ひしを、其梅をば碑を御建立候節、醫王山廣嚴法勝寺の本堂のかたわらへ御移しなされ候、此時御年六十五。(西山遺事)、

元來舜水の文辭は、碑陰に彫るが爲めに、豫め成りたるにあらず、曾て加賀の前田家の爲めに畫賛として作りたるを取りて彫りたるのみ。(春山育次郎、益軒先生)

楠 公 贊

朱 舜 水

忠孝著天下、日月麗乎天、天地無日月、則晦蒙否塞、人心廢忠孝、則亂賊相尋、乾坤反覆、余聞楠公諱正成者、忠勇節烈、國士無雙、蒐其行事、不可概見、大抵公之用兵、審強弱之勢於幾先、決成敗之機於呼吸、知人善任、體士推誠、是以謀無不中、而戰無不克、誓心天地、金石不渝、不

爲利回、不爲害悽、故能與復王室、還於舊都、該云、前門距狼後門進虎、廟謨不滅、元兇接踵、構殺國儲、傾移鐘虛、功垂成而震主、策雖善而弗庸、自古未有元帥妬前、庸臣專斷、而大將能立功於外者、卒之以身許國、之死靡他、觀其臨終訓子、從容就義、託孤寄命、言不及私、自非精忠貫日、能如是整而暇乎、父子兄弟、世篤忠貞、節孝萃於一門、盛矣哉、至今王公大人、以及里巷之士、交口而誦說之不衰、其必有大過人者、惜乎載筆者、無所考信、不能敷揚其盛美大德耳。

楠 氏 論

賴 山 陽

外史氏曰、余數往來攝播間、訪所謂櫻井驛者、得之山崎路、一小村耳、過者或不省其爲驛址、蓋經足利、織豐數氏、世故變移、道里驛程從輒改耳、余於是低回不能去、願望金剛山巖立雲際、想見公舉義之秋及其子孫據以扞護王室也、

觀公詣行在對天子、曰、臣而未死賊不患不滅、夫一兵衛尉、而居然以天下之重自任、豈非感激值遇以身許國哉、故能以赤手障江河、回天日於既墜、何其壯也、公聚北條氏精銳於一城之下、而使新田足利之屬、掃其空虛以殲其渠魁、帝之復辟、酬爵任職、宜以公爲首、而纔能與結城、名和輩比肩、其失於舉措足以知中興之無成矣、及足利氏叛、朝廷方倚新田氏爲重、公特充禰禰、供其驅使、亦以其門地有不若焉爾、然京師大捷、殆致掃殄者、非自公之策耶、嚮使帝以其所仕新田氏者、以任於公乎、曷至使犬羊狐鼠之賊蹂踐吾朝廷哉、其臨死戒子又曰、吾死天下悉歸足利氏、夫知天下

之不可爲而猶留其子孫以衛天子、其設心雖古大臣、何以遠過、故子孫能守其遺訓、護正統天子於彈丸黑子之地、以防四海寇賊者、及三朝五十餘年之久、舉一門之肝腦、而竭諸國家之難、至其漸盡灰滅而後足利氏始大成其志於天下、蓋朝廷不能大任楠氏、而楠氏所以自任莫以加焉、世之論中興諸將、尙視其資望大小而不深揆其實、亦與當時之見等耳、不有楠氏、雖有三器將安託焉、以繫四方望哉、笠置夢兆於是益驗、而南風不競俱傷共亡、終古莫以恤其勞、悲夫、抑正閏雖殊、卒歸於一、熙鴻號於無窮、使公有知、亦可以瞑矣、而其大節巍然與山河並存、足以維持世道人心、於萬古之下、比之姦雄迭起僅傳數百年者其得失果何如哉、(日本外史)

彦九郎讀駿臺雜話

監 谷 世 弘

高山彦九郎、嘗至一士人之家、見案上有室鳩巢駿臺雜話、披而讀之、至并論楠公與諸葛亮、謂孔明待三顧而出、其進重、故受任專、楠公則不然、所以委任不重、而自速戰死也、怒髮逆衝、直擲書於前庭、主人驚問故、正之曰、腐儒不解事矣、亮之於劉備、素非有君臣之分也、則其重也宜、我延元帝、則萬代一統之主、不幸有出狩之變、此天下之人、苟食斯土者、將疾奔勤王之不暇、况楠氏邑、在封圻之內、其待王命而出、吾尙以爲晚、若之何、其可與諸葛亮同出處哉、聞者服其至論、

後醍醐天皇吉野の行宮に移り給ひしより、後村上、長慶、後龜山の四代まで、虛木の立つ荒山中に、天つ日嗣知ろしめす、宜長の歌に、(平田篤胤、伊吹於呂志)

いかなるや神のすさびぞ眞木の立つ荒山中に君が御代經し

頼朝、北條氏、足利氏の天下の政權を掌握せしは、皆當時の民主的、功利的思想を巧みに利用して民心を政攬せしに因る、織田、豊臣、徳川の三氏の政權を掌握せしは、畢竟するに、頼朝、北條、足利の精神を繼承したものに他ならぬ、而も是れを朝廷の方より觀るときは、自ら別の理由、原因がなくてはならぬ、勤王家竹内式部思へらく、

王權の朝廷を去りしは、歴代の天皇學問なく、徳なきためなり、天子にして學徳備りなば、政權自ら幕府を離れて朝廷に歸せん、

徳川家康の、公家諸法度第十七條に、「天子御藝能之事第一御學問也云々」となし、陽に學問を奨勵したけれども、その學問なるものは、詩歌管絃の如き非實用的のものであつて、經世實用の學でなかつた所に、幕府が陰に朝廷の勢力を弱めんとした奸智奸策がうかゞはれるのである、然しながら公家も何時までも我日本國體に盲目たることは許されぬ、果然活眼達識岩倉右府公のごとき傑物を輩出して遂に能く王政復古（神武の古に復す）の大業を成すことを得たのである。

故右府公は、指神有職の家に生ひ立ち給ひしかど、夙に大勢を達觀して、王政に公武の別なきことを看破し、中興の實を擧ぐるためには、神武の古に復るといへる一大義を唱へ給へるは、これぞ明治の朝廷に人ありと申すべきこの一大義は、百揆庶政の原動力となりて、藤原氏以來千餘年

間の盤根錯節をば總べて、破竹の勢を以て破りたり。（井上毅）

我天皇の政治と大國神の政治との區別が（しらす）と（うしはく）とであることは、井上毅の左の文によりて最も明瞭である。

大國主神には、汝がうしはけるとと宣へ、御子のためには、しらすと宣ひたるは、此の二の詞の間に雲泥水火の意味の違ふことぞ覺ゆる、うしはくと云ふ詞は、本居氏の解釋に従へば即ち領すといふことにして、歐羅巴人の「オキユバイ」と稱へ、支那人の富有、奄有と稱へる意義と全く同じ、こは一の土豪の所作にして、土地人民を我が私産として取入れたる大國主神のしわざを畫いたるなるべし、正統の皇孫として、御國に照し臨み玉ふ大御業は、うしはくにあらずして、しらすと稱へ給ひたり、其の後神日本盤余彦尊の御稱名を始國馭國天皇と稱し奉り、又世々の大御詔に大八州國知らしめす天皇と稱へ奉るをば公文式とは爲されたり、さればかしこくも皇祖傳來の御家法は、國をしらすといふも誣ひたりとせず。（梧陰存稿）

しらすは、徳治政治、皇道政治、愛撫育成であり、うしはくは、土地人民の私的占領である、前者は天地の公道に據る政治であつて後者は、私心、私慾を以て民に臨むものである、約言せば前者は王道であつて、後者は霸道である。

王道を以て民に臨ませらるゝ皇運を扶翼し奉るべきことは自明、當然のことである、然るに、徳川三

百年間の幕政は、日本人をして、幕府あるを知りて、朝廷あることを忘れしむるに至つた、眞に恐懼の至りである、熊澤蕃山、松宮觀山の如き有識者すら、王政復古は、到底不可能であるから、現状維持、公武共立の外なしとするに至つた程であるから、倒幕王政復古の實現は實に容易の業ではなかつたのである。

川縣大貳（皇保十年生、明治四年歿）は、闇齋學派を奉じ、「柳子新論」十三篇を著し正名篇を以てその首に置き熱心に尊王賤朝、王政復古を主張し其の門人數百人の多きに及んだ、曾て兵法に於て野戰攻城を論ぜしとき、南風に乗じ品川に火箭を放つべしと論證したことが幕府の耳に入り捕へられて死刑に處せられた、彼幕府の權勢を專にして皇室の衰ひしことを歎きて曰く、

龍水を失ひて制を魚に受く

光格天皇の御代幕府に、賢相松平定信があつて、世人は、

聖天子西にゐまし、賢相東に出づ、天下の大平期してまつべし

と喜んだけれども、天皇の御代西力東漸し、寛政三年（皇紀二四五二）、外國船擊攘令を發布するの已むなきに至つた、其後仁孝天皇の御代文政八年（皇紀二四八五）にも同様の旨を發した。

いかなる國の船なりとも海岸に近くものあらば、令を待たずして撃ち攘へ。

天保十三年（皇紀二五〇二）同令は緩和せられたけれども、當時我日本人が西歐船舶の來航に對して

一大恐怖一大不安の念を懷きしさま察するに難くはない。

天明六年（二四四六）露船蝦夷に來る。

寛政三年（二四五二）外國船擊攘令を發す。

寛政四年（二四五二）林子平を禁錮し海國兵談を毀版す。

同（同）露使漂民を送り松前に來る。

寛政五年（二四五三）松平定信沿岸巡視をなす。

寛政九年（二四五七）英船蝦夷に來る。

寛政十年（二四五八）近藤重藏擇捉島に標柱を立つ。

享和元年（二四六一）高田屋嘉兵衛得撫島に木標を建つ。

文化元年（二四六四）露使交易を求む。

文化三年（二四六六）露人樺太に寇す。

文化五年（二四六八）英船長崎を掠む。

文化六年（二四六九）間宮林藏黑龍江地方探檢より歸る。

文化七年（二四七〇）英船常陸に來る。

同（同）異船防禦令を發す。

文化八年(二四七一) 露艦蝦夷に来る。
 文化九年(二四七二) 露艦高田屋嘉兵衛を捕へ去る。
 文化十年(二四七三) 露船高田屋嘉兵衛を送還す。
 文化十三年(二四七六) 英船琉球に來り互市を乞ふ。
 文化十四年(二四七七) 英船浦賀に來る。
 文政元年(二四七八) 英船浦賀來にる。
 文政五年(二四八二) 英船浦賀に來る。
 文政六年(二四八三) 獨人シーボルト長崎に來る。
 文政七年(二四八四) 英船常陸に來る。
 文政八年(二四八五) 外國船打拂令を發す。
 天保三年(二四九二) 齋昭海防を講ず。
 天保七年(二四九六) 齋昭砲臺を助川に築く。
 天保八年(二四九七) 米船薩摩に來る。
 天保九年(二四九八) 鳥井耀藏豆相等沿海巡視。
 天保十二年(二五〇二) 高島秋帆、西洋兵式を演ず。

天保十三年(二五〇二) 外國船打拂令を緩め海防を嚴にす。
 弘化元年(二五〇四) 蘭使歐洲形勢を告ぐ。
 弘化二年(二五〇五) 英船長崎に來る。
 弘化三年(二五〇六) 佛船琉球に來り交易を求む。
 同 (同) 米船浦賀に來り貿易を求む。
 弘化四年(二五〇七) 相模、安房、上總沿海守備を命ず。
 同 (同) 蘭人再外交に付忠告す。
 嘉永元年(二五〇八) 米艦蝦夷に漂着す。
 同 (同) 佐久間象山洋式野砲を造る。
 嘉永二年(二五〇九) 英艦浦賀に來る。
 嘉永三年(二五一〇) 蘭人又忠告す。
 同 (同) 佛艦長崎に來る。
 同 (同) 海防嚴飭の勅諭再幕府に下る。
 嘉永四年(二五一二) 浦賀砲臺増築。
 同 (同) 土佐人萬次郎米國より歸る。

嘉永六年(二五二一)和蘭カビテン復忠告す。

同 (同) 米使ペルリー浦賀に来る。

安政元年(二五二四)米國との和親條約締結

所謂文化文政の爛熟時代、天保、弘化を経て幕府は、漸く弛緩して其實力を失つた、會々嘉永六年ペルリ軍艦四隻を率ゐて浦賀灣頭に現はるゝに及び、徳川幕府は、内憂外患の怒濤に呑み込まれて瓦壊し遂に大政を奉還せざるべからざるに至つたのである。

王故復古の大業を完成し給ひし明治大帝は、明治二十二年二月十一日大日本帝國憲法を發布し給ふたその第一條に曰く、

大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治す。

憲法第三條に曰く、

天皇は神聖にして侵すべからず、

右二條は、明かに天祖天照大神の天壤無窮の御神詔の御精神を明文に表はされたものであつて、其精神と事實とは、肇國の當初より嚴として存せし所である。

旭 日

宋 太祖

太陽 初出 光 赫々 千山 万山 如火 發

一輪 傾刻 上天 衢 逐退 群星 與 殘 月

是れ宋の太祖が旭日の暈を借りて、自己の旭日冲天の氣象を詠せしものであるが、何となく群小を侮るの風が見ゆる、驕るもの遂に久しからず、果然宋は十八世三百二十年間にして亡んだ、養正、重暉積慶、久遠積善の我皇室の皇統連綿たると到底日を同うして談すべからざるものがある。

明治大帝は、明治二十三年十一月帝國議會を東京に召集し給ふた、是れ神代に於ける天安河原會議及び明治維新五箇條の御誓文の御聖旨が近代的形式に表現せられたものであつて、決して西歐輸入の産物でないことは一點の疑をも容れないのである。

かれ高御産巢日神、天照大神の命以て、天安河の河原に八百萬神を神集に集て思金神に思はしめて詔りたまはく、此の葦原中國は、我が御子の知らさむ國と言依し賜へる國なり、故れ此國に道速振る國神等の多なると以爲すは、何れの神を使してか言趣ましとのりたまひき、こゝに思金神及び八百萬神たち、議りて天菩此神、是れ遣しつれば、乃て大國主神に媚附きて三年に至るまで復奏さざりき(古事記)

天安河原群臣會議は、高御産巢日神が、天照大神の命を受けて召集したまへるものにて、決して私に召集せられたものではない、是によつてこれを見るも、天祖天照大神が、いかに民意を尊重遊ばされしかがわかる、聖徳太子第十七憲法第十七條に、

大事は獨り斷むべからず、必ず衆と共に宜しく論ふべし、小事是れ輕し、必ずしも衆とすべからず、唯大事を論ふに速びては若し失ちあらんことを疑ふ、故に衆と共に相辯ふれば辭即ち理を得ん（日本書記）

とあるも、正に天安河原會議と同一精神である。五箇條御誓文の二に曰く、
廣く會議を興し、萬機公論に決すべし。

明治二十三年の帝國議會開始は、實にこの御誓文の聖旨に基けるもので、其の淵源は正に遠き神代の天安河原會議にあるのである。

グムプロウツチの「政治と社會學」中に、アジア文明の特長は、其の專制政治に表はれ、歐洲文明の特長は、議院政治に表はる、とつて居るが、明治二十三年以前の我日本は、その形式に於ては、專制政治であつたけれども、其精神に於ては明かに民意尊重政治、憲法政治であつたことは、以上述ぶる所によりて明かである。

我日本の議院政治は、天皇の民意尊重の一表現であるから、決して西歐流の民主政治ではない、換言せば、議會は政治の主體ではなくして、唯天皇が民意尊重政治を行はせ給ふための一機關たるに過ぎないのである。議會を以て議員のための議會、人民のための議會なりと思ひて、天皇の議會たることを忘るゝものならば、是れ甚しく天祖天照大神の「しらす」の精神にもとるの甚しきものである。君

民一體の精神に違反するの甚しきものである。

凡そ政治の目標には、少數、多數、全體の三つがある、少數政治は、寡頭政治であり、多數政治は、民主政治であり、全體政治は一視同仁の天皇政治である。然るに彼の政黨者流、やゝもすれば、國民全體の利益、幸福を無視し、唯政黨本位の政治を行はんとするは、天皇立憲政の本義に悖るの甚しきものである。政は正である、徳を以て政を行ふに非れば到底眞の政治と云ふことは出來ない。

子曰、爲政以德、譬如北辰居其所而衆星共之（論語爲政第二）

ルーソーは、少數は、全體意思の眞の内容に關し誤れる判断を下すものとし、イブセンは、多數は常に不正なりとした、（ハンス、ケルゼン、デモクラチーの本質及び價值）、ルーソーの見解は、少數政治の獨斷の弊を指摘し、イブセンの見解は、多數專制の弊を指摘したるものとせば、大に參考の價値があり、随つて、寡頭政治家、民主政治家の反省を促すに効なしとしない、我日本の天皇政治は、正しき政治、道義的、倫理的な政治であつて、少數獨斷、多數專制の兩弊を絶てる穩健中正、公明正大の政治であり、かくてこそ始めて君民一體の實を見ることが出來るのである。

昭和七年五月十五日、滿洲事件耐なるの時、陸海軍青年將校同志の一度、政友會總裁内閣總理大臣犬飼毅を其官邸に斃すや、齋藤實代りて内閣を組織す、所謂非常時内閣の出現これである。是れ多年政黨の腐敗墮落せし反動的現象に過ぎざるものであつて、決してこれがため議會政治を非

認したものではない、議會政治は、明治大帝の欽定したまへる帝國憲法の嚴として認る所である。

第六編 皇室中心

日本書紀に曰はく、

七年夏四月辛未朔、天皇臺上に居まして、遠く望みたまふに、烟氣多に起つ、是の日皇后に語りて曰く、朕既に富めり、豈愁有らむや、皇后對へて諮さく、何をか富めりと謂ふ、天皇曰く、烟氣國に滿てり、百姓自ら富めるか、皇后且た言さく、宮垣壞れて修むることを得ず、殿屋破れて衣彼露にうるほふ、何ぞ富めりと謂ふや、天皇曰く、其れ天の君を立つることは、是れ百姓の爲めなり、然らば則ち君は百姓を以て本と爲す、是を以て古の聖王は、一人も飢を寒れば顧みて身を責む、今百姓貧しきは則ち朕が貧しきなり、百姓富めるは則ち朕が富めるなり、未だ百姓富みて君の貧しきこと有らず、……九月、諸國悉に謂して曰さく、課役並に免されて、既に三年に經りぬ、此に因りて宮殿朽壞れて府庫已に空し、今黔首富饒ひて遺を拾はず、是を以て里に饑寡無く、家に餘儲有り、若し此の時に當りて税調を貢りて以て宮室を修理ふに非ずば、懼らくは其れ罪を天に獲むかと、然れども猶忍びて聽したまはず。

十年冬十月、甫めて課役を科せて、以て宮室を構造る、是に於て百姓領されずして、老を扶け幼を携へて、材を運び資を負ひ、日夜と問はずして力を竭して競ひ作る、是を以て未だ幾時も經ずして宮室悉に成りぬ、故に於今聖帝と稱めまをす。(日本書紀、仁德天皇條下)

我歴代の天皇は、人民の師、主、親である、仁德天皇のごときは實に、その代表とも稱し奉るべきものである。

夫れ一切衆生の尊敬すべき者三あり、所謂主、師、親これなり、(開目鈔上)

我皇室は常に人民を指導教化せられ、臣民は其の御徳に感泣して皇運を扶翼し奉り、君民共存共榮し以て、正義立國の理念を實現しつゝあるは、實に我日本の一大特色である。歐米各國の君民反目争闘史、支那の禪讓、易姓、革命史は我日本史に於ては、到底見出し得べからざる所である、本居宣長曰く、

君の國を尊ひ取りておのれ天の御心に合へりといひて民を欺くは、漢國聖人の姦智邪術なり、皇御國は、天壤無窮の神勅のまに／＼幾萬代を經れども君は君、臣は臣にして御位の動くことなし幸にかゝるめでたき御國に生れ乍ら、君臣の道も立たず、みだりなる外國の惡風俗を悦び尊むはいかなる醉心ぞや、(葛花)

由來漢民族は、敬天民族であつて、我日本の如く君主の血統を尊重するの民族ではない、尤も彼の國

人といへども自家の祖先は、大にこれを尊び、其の子孫の生々存続の念甚だ強く、随つて孝道を以て第一とするの風あれど、我日本の如く皇位繼承法を血統によりて定むることなく、臣民の此制を維持するに努めざるは彼我の大なる相違である、孟子曰く、

桃應問曰、舜爲天子、臯陶爲天子、鼓腹殺人、則如之何、孟子曰、執之而已矣、然則舜不禁與、曰、夫舜惡得而禁之、夫有所受之也、然則舜如之何、曰、舜視棄天下、猶棄敝屣也、竊負而逃、遵海濱而處、終身訴然、樂而忘天下（孟子、盡心章句上）、

天下を棄て、天下を忘るゝも孝道を全うせんとするは、實に漢民族の特質である。彼等は家族的なるも決して國家的ではない、大義のために親をも滅するを辭せざる忠君は、實に我日本人に於て始めて見出し得るところである。

我日本臣民の大宗家たる皇室の御先祖天照大神を祭る伊勢内宮は、我が皇室及び日本臣民の崇拜の最大目標である。かゝる國民的崇拜の目標を有するは、獨り我日本在るのみである。日本國家の統一と繁榮とは、これを措ては、到底他に求むることを得ぬのである。

我日本臣民が伊勢の大廟、歴代の御陵、靖國神社等の神社に對して敬禮するは、所謂敬禮 (bow) であつて、決して禮拜 (worship) ではなく、前者は祖先崇拜の至誠に出で、後者は宗教的信仰の表現に過ぎない、敬禮は其信する所の宗教如何にかゝらず、日本臣民として必ず行はざるべからざるものである。

のである。

伊勢神宮

五十鈴川上、祀天照大神、爲之内宮、神殿葺以茅、殿宇不崇高、左右有寶殿、有神門、皆係茅葺儉德不文、以存上古遺風、眞可敬仰也、宮外老樹參天、鬱々蔥々、蓋千年外物、使人悚然、外宮在山田、祀豐受大神、殿宇規制、與内宮無異、（大八洲遊記）

靖國神社

依田百川

功績忠烈、以照映今古者、祀之禮也、中興前後、效死王事者、合祀之一祠、加以近時征清、征俄諸役死事者、是爲九段阪靖國神社。

祠宇宏壯、園池蒼秀、實爲東京所希有焉、社創建於明治二年、初名招魂社、十二年改賜今名、列別格官幣社、爾後以每歲四月、十月、施行祭典、朝廷遣勅使、賜幣帛、爲例、

本日命陸、海軍、行整列式於社前、又舉競馬、角觥烟火、能樂諸戲、賽者如堵、社東向、其造構模古式、無金銀丹碧之飾、純從素樸、然高潔清淨、使人生畏敬之心、境內多植梅櫻、泉石極工、有假山、有瀑布、有噴泉、池水清澈、游魚可數、社前置兵部大輔大村益次郎銅像、以其中興時多功也、

銅像西、有一高樓、高聳雲際、爲遊就館、中藏今古武器、及係兵事諸物、以供衆庶縱覽、又有戰

事帶血武器、蓋悼其死而標其勞世也、

明治二十年前後我基督教信者の間には屢々起りし不敬事件（御陵、神社、御眞影等に對し敬禮をこばみしこと）は全く敬禮と禮拜との混同に基くものである。我日本臣民は、其の信する所の宗教如何を問はず必ず、大廟、御陵、御眞影に對して篤く敬禮して内部の至誠尊敬の念を表すべき責務がある。此責務を果さざるものは、斷じて日本臣民ではない。

宗教的禮拜は、禮拜の對象に對して、自己のため何等か求むる所がある。之に反し祖先崇拜的敬禮はその對象に對して自己のため一點の求むる所がない、前者は利己的で後者は沒我的である。此沒我的敬禮こそ實に尊き献身犠牲の源泉である。

明治廿四年正月九日第一高等中學校卒業式の際、同校講師内村鑑三教育勅語に對し、敬禮を拒めり。

明治廿四年正月十五日發行「教育時論」第二百七十二號に、文學博士井上哲次郎は、「國家と耶蘇教の衝突」に於て、論じて曰く、

1、教育勅語は日本固有の道德を文章に綴りしもの、耶蘇教の道德は、全く出世間的のものであつて國家を一向に念としない、新約聖書の首から尾までどこを見ても國家といふ事を云つてゐるところはない、教育勅語の國家的なるとは、全然相違せるものであつて、兩者は衝突

せざるを得なく。

2、耶蘇教は、未來を重んじ、教育勅語は現世を重んず。

3、耶蘇の愛と勅語の博愛とは全然異なる。

4、耶蘇教は、忠孝を説かず、是れ一大缺點なり。（明治宗教運動史）

流石當時我日本の思想界を騒せし不敬事件も今日全く其跡を絶ちしは、實にキリスト教の日本化の賜である。

柴野粟山大和を巡視し、神武御陵の荒廢を慨き一詩を作る。

遣陵	絶向	里民	求	半死	枯松	數畝	丘
非有	聖神	開帝	統	誰教	品遮	脱夷	流
既王	像設	專金	閣	藤相	墳瑩	層玉	樓
百代	本支	麗不	億	幾人	來此	一回	回頭

蘇我馬子の崇峻天皇を弑し奉り、眉輪王の安康天皇を弑し奉りしが如きは、臣子として大逆罪を犯せるものである。本居宣長曰く、

崇峻天皇の御卷に、蘇我馬子人をして天皇をしいし奉らしむ、天皇をしいせ奉れる者は、蘇我の奴をおきては外に無し、眉輪王の安康天皇をしいせ奉りし給ひしは、皇子なり、また御父の仇に

まし、かば同じさまには申難し、(玉勝間)

神皇正統記、第三十三代崇峻天皇の條に曰く、

天皇横死の相見え給ふ、慎みますべき由を厩戸皇子奏しけるとぞ、天下を治め給ふこと五年、七二歳おましましき、ある人曰く、外舅蘇我馬子の大臣と御中あしくてかの大匠のためにしいされ給へきともいへり。

蘇我馬子の大逆は何等辯解の餘地がない、眉輪王は、年猶ほ幼且つ其の父天皇のために殺され給ひし故、情に於て多少恕すべき所ありとするも、大義名分上よりは、到底放置することを許されない、王の誅せられ給ひしは洵に已むを得ないことである。

崇峻天皇の馬子のため弑させられ給ひしや椎古天皇即位し給ひ、聖徳太子攝政とならせ給ふ、而も太子の遂に馬子の罪を問はせられなかつたことは如何なる理由なるか、此の疑問に關し、黑板博士は述べて曰く、

椎古天皇は男まさりの女帝にして、英明なる厩戸皇子の人格を見込みて皇太子とせられ、攝政三十年其の功績顯著なり、太子は不軌の臣蘇我馬子を滅さんと苦心し給ひしも、蘇我氏全盛の時代にてあり、且つ何等の口實なかりしたため、之れを滅すことを得ず、太子の攝政により馬子が外戚として、權を振はんと欲せし野望の鋒先は挫れたり、彼は表面如何にも恭順を装ひ、其の女を太

子に納め奉りし程の親密さを示せり。

椎古天皇崩ぜらるゝや、蝦夷は、聖徳太子の子山背大兄王を即位せしめずして、舒明天皇を立て舒明天皇崩御の後には、大兄王を立てずして舒明天皇の皇后を立て、皇極天皇となす、是れ太子に對する蘇我氏の報復なり、(國史研究各論上)、

稱徳天皇の御世僧道鏡は、太宰府の神主習宜阿蘇鷹が奏した偽神託——道鏡を皇位に即かしめば、天下平かならん——によりて、將さに皇位に即かんとした、是れ眞に日本皇位繼承上の一大危機であつた、幸に誠忠なる和氣清鷹の宇佐八幡の神託により、この危機を脱るゝことを得たのは實に神明の加護と申すべきである。

大神託宣曰、我國開闢以來君臣之分定矣、以臣爲君未之有也、天之日嗣必立皇緒、無道之人宜早掃除、清鷹歸來奏如神教(續日本紀稱徳天皇の條)、

藤田東湖は正氣歌中に述べて曰く、

清鷹嘗用之 妖僧肝膽寒

賴山陽和氣清鷹論に曰く、

所貴於士、以其有氣節、無氣節非士也、士之有氣節、不獨以立其一身也、足以維持國家、定天下之安危、國之有士氣也、猶家之有柱也、舟之有楫也、舟無楫則覆、家無柱則傾、國無士氣則亡。

吾觀於和氣清磨之事、有以知之、神龜寶字之際、朝廷之士、可謂無氣節矣、橘諸兄以華宵、位正一位矣、聖武之惑溺婦言、事無益興造、不聞其一言匡救之也、帝之度廬舍那佛也（奈良東大寺大佛也）與皇后、皇太子、備儀衛往、諸兄爲後乘、合掌膜拜（拳兩手伏地而拜也）、以當萬衆之觀而不恥也、吉備眞備、以儒學受寵兩朝、位至大臣、稱爲帝師矣、玄昉之濁亂宮闈、而熟視之而已、仲滿之驕橫、道鏡之僭竊、而如不聞知、相率拜賀、仰爲法王、而不恥也、觀二人之所爲、可以推他矣、

景雲之元、釋奠大學、其二年旌表孝子貞婦、其三年百官朝道鏡於西宮、噫釋奠之禮、何禮乎、旌表之典、何禮乎、而眞備則以爲道行矣乎、故講禮講學、儼然稱士大夫、而無氣節焉、則其無益於國也、如此、

夫以嚇々天朝祖宗百世之天下、而欲傳之一比丘、誰不知其不可、而莫敢言、何哉曰、懼禍也、

當時時有一人焉言之、是捐一身、以存祖宗之大下也、清磨是已、故曰、士之氣節、關係天下國家有天下國家者、不可不養此以爲倚賴也、

及先仁天皇之即位、首召還清磨、復其本官、是矜式士大夫、定天下之所向也、嗚呼可謂知所務矣、天下可百年無如諸兄眞備者、不可一日無如清磨者、

和氣清磨のごときは、眞に家の柱石であり、舟の楫である、彼は眞に我日本國家を維持し、我日本國

家の危機を救済せる誠忠無二の國士である。

藤原鎌足は、中大兄皇子を弑け、蘇我の入鹿を誅し、大化革新（大化二年、皇紀一三〇六）を實現せしめし大功臣である、其の子不比等律令の撰定等に大功あり、臣として能く補弼の重任を盡せるものである、然れども其の子孫に至りては漸く父祖の勳功に驕り、臣子の分を誤り、我皇運扶翼の重任を果さなかつたことは、實に我日本國史上に一大汚點をのこすものといふべきである、彼の基經が阿衡事件に於て宇多天皇の御意に背き天皇をして詔書改作をなさしめしが如きは、其の横暴、無道にして、天位を憚らざるの甚だしきもの、其の罪斷じて許すべからざるものがある、又關白道長の如きは外戚の權をたのみて朝廷を凌ぎ榮華榮耀を極めたのである。

此世をば我世とぞ思ふ望月の缺けたることのなしと思へば（道長）

榮華物語に、道長の法成寺造營のことを記して曰く、

今は御心地例さまになり果てさせ給ひぬれば、御堂の事思し急がせ給ふ、攝政殿（道長の子頼通）國々までさるべき公事をばさるものにて、まづ此の御堂の事を先につかうまつるべき仰言のたまふ、殿の御前も此の度生きたるは別事ならず、此の願の叶ふべきなめりとのたまはせて、他事なくただ御堂におはします、方四町をこめて大垣にして瓦葺たり、さまざまに思しおきて急がせ給へば夜くるも心許なく、日の暮るゝも口惜しう思はれて夜もすがらは、山を疊むべきやう池

を堀るべきやう、木を栽えなめさせさるべき御堂々々、方々様々造りつゞけ、御佛はなべて様にやはおはします、丈山の金色の佛を、數も知らず作りならべ、そなたをば北南と馬道をあけて、道を整へ造らせ給ひて、廊、渡殿かず多く作らせなど思し給ふに、鶏の鳴くも久しく思され宵曉の御行も怠らず、安きいも大殿ごもらず、唯此の御堂の事のみ、深く御心にしませ給へり。日々に多くの人参り罷で立ちこむ、さるべき殿原をはじめ奉りて、宮々の御封、御莊どもより、一日に五六百人千人の夫どもを奉るにも、人の數多かることをば、かしこき事に思したり、國々の守ども、地子官物のおそなはれども、只今は此の御堂の夫役、材木、檜、皮、瓦など多く参らする事を、我も我もと競ひつかうまつる、大方近きも遠きも参りてみて品々方々、あたり／＼につかうまつる。

或所を見れば、御佛つかうまつるとて、佛師ども百人ばかり並み居てつかうまつる、同じくはこれこそめでたけれと見ゆ、御堂の上を見上ぐれば、工匠ども二三百人のぼりゐて、大きな木どもには大綱をつけて、聲を合せてえさまさと引き上げ騒ぐ。

御堂の中を見れば、佛の御座作りかがやかす、板敷を見れば、木賊、椋の葉などして、四五十人手毎に並居て磨き拭ふ、檜皮茸、壁塗、瓦作なども數をつくしたり、又年老いたる翁などの、三尺ばかりなる石を、心に任せて切りととのふるもあり。

池を堀るとて四五百人おりたち、山を疊むとて五六百人のぼりたち、又大路の方を見れば、力車にえもいはぬ大木どもに綱をつけて、叫びの、しりて引きもてのぼる、鴨川の方を見れば、筏といふものに、搏、材木を入れて、棹さして心地よげに諺ひのしりて上るめり、大津、梅津の心地するも、西は東といふことはこれなりけりと見ゆ、磐石といふばかりの石をはかなき筏にのせて率いて來たれど沈まず、すべて色々様々いひつくしまびやるべき方なし、かの須達長者の祇園精舍作りけんも、かくやありけんと思ゆるを、冬の室、夏の風、各ことごととなり。

かかる御勢にそへて入道させ給ひて後は、いとど勝らせ給へりと見えさせ給ふにも、猶なべてならざりける御有様かなと、近ふ見奉る人は尊み、遠う見奉る人は、遙かに拜み参らす、今はこの御堂の邊りの木草ともならんと思へる人のみ多かりき。

そなたさまに赴けば、海の浪もやはらかにたちて此の御堂のものを持て運ばせ、河も水すみて、快く浮べても参ると見ゆ、なほなべて、此の世の事とは見えさせ給はず、まづは、先年に長谷寺にある僧の、御祈禱をいみじうして寝たりける夢に、大きにいかめしき男の出で來て、「何かかく殿の御事をばともかく申し給ふ、弘法大師の、佛法興隆の爲に生れ給へるなり」とぞ見えさせ給ひける、又天王寺の聖徳太子の御日記には、「王城より東に、佛法弘めん人を我と知れ」とこそは書置かせ給ふなれ、いづれにてもおろかならぬ御事なり、(榮華物語)。

一條天皇位を三條天皇に禪り、間もなく崩じ給ふ、崩御の後藤原道長御手箱を検せしに、中に天皇の宸翰ありて、次の御製が現れた。

叢蘭欲茂

秋風吹破

王事欲寄

纒臣亂國

道長はこれを以て己を斥け給ふものと思ひ、怒りて之れを引裂いたといふ、(齊藤斐章、日本國民史上卷三五七)、道長の横暴不敬にくみても猶ほ餘りありといふべしである。

日蓮聖人曰く、

日本國の王となる人は、天照大神の御魂の入り代らせ給ふ王也、(高橋入道御返事)

歴代の天皇、皆天照大神の御心を以て心とし、三種の神器の器教によりて政をなし給はば、天下泰平にして、皇威日々に隆昌に赴かんこと疑ふべからず、然るに藤原氏の後に平氏、源氏の二氏相次いで起り、政治上の實權を掌握するに至りしは、まことに皇室の政道衰ひしがためである。

神皇正統記に曰く、

保元平治より以來、天下亂れて武用さかりに、王位軽くなりぬ、いまだ大平の世にかへらざるは

名行の破そめしによれる事とぞみえたる。

かくして暫ししづまれりしに、主上、皇御中悪くして、主上の外舅大納言經宗、御めのどの子別當惟方等上皇の御意に背きければ、清盛、朝臣に仰せてめしとらへられ、配所に遣はさる、これより清盛天下の權を恣にして、程なく太政大臣にあり、その子大臣大將になり、剩へ兄弟左右の大將にてならべりき、天下の諸國は半すぐるまで、家領となし、官位は多く一門の家僕に塞げたり、王室の權更になきが如くなりぬ、(第七十八代二條院の條下)

即ち清盛が政治の實權をにぎつたのは、彼が謀反者討平の武力を有して居つたがためである、親房は更に清盛の專横を述べて曰く、

清盛權を專にせし事は、殊更にこの御代の事なり、その女徳子入内して女御とす、即ち立后ありき、末つ方やうく所々に反亂の聞えあり、清盛一家非分のわざ、天意に背きけるこそ、嫡子内大臣重盛は心ばへさかしくて、父の悪行なども諫め留めけるさへ世を早くしぬ、彌おごりを極め權を恣にす、(第八十代第四十三世高倉院の條下)、

清盛が外戚の權を專にせしは、藤原氏の故智に倣ふたものである、而も彼が臣として、天下政治の權を恣にするは大權干犯の罪甚だ重きものがある。治承元年清盛が後白河法皇を幽せんとするや、子重盛これを諫めて曰く、

この仰承り候ふに、御運ははや末になりぬと覺え候、人の運命の傾かんとては必ず悪事を思ひ立ち候ふなり、また御有様を見參らせ候ふに、更に現とも覺え候はず、さすが、我が朝は邊地粟散の境とは申しながら、天照大神の御子孫、國の主として、天兒屋根尊の御末、朝の政を司どり給ひしより以來、大政大臣の官に至る人の甲冑を鎧ふこと、禮儀に背くにあらずや、なかんづく御出家の御身なり、それ三世の諸佛、解脱、幢相の法衣を脱ぎ捨て、忽ちに甲冑を鎧ひ、弓箭を帶しましまさん事、内にはすでに破戒無慙の罪を招くのみならず、外にはまた、仁義禮智信の法にも背き候ひなんす、かたがた恐ある申し事にて候へども、心の底に旨趣を残すべきにも候はずまづ世に四恩候、天地の恩、國王の恩、父母の恩、衆生の恩これなり、その中に最も重きは朝恩なり。

普天の下王地に非ずといふ事なし、(詩經小雅北山に、普天之下、莫非王土、率土之濱、莫非王臣)さればかの潁川の水に耳を洗ひ、首陽山に蕨を折りし賢人も勅命背きがたき禮儀をは存知すところ承れ、いかに況や、先祖にも未だ聞かさつし太政大臣を極めさせ給ふ、謂はゆる重盛が無才愚闇の身を以て、蓮府槐門の位に至る、しかのみならず、國郡半一門の所領となつて、田園盡く一家の進上たり、これ希代の朝恩にあらずや、今これらの莫大の御恩を思し召し忘れて、猥りがはしく法皇を傾け參らせ給はん事、天照大神、正八幡宮の神慮にも背かせ給ひなんす、それ日

本は神國なり、神は非禮を受け給ふべからず、されば君の思し召し立たせ給ふ所、道理半なきにあらず、中にもこの一門は、代々の朝敵を平けて、四海の逆浪を靜むる事は無雙の忠なれども、その賞に誇る事は傍若無人とも申しつべし。聖德太子十七ヶ條の御憲法に、人皆心あり、心各々執あり、彼を是し、我を非し、我を是し、彼を非す、是非の理、誰か能く定むべき、相共に賢愚なり、環の如くして端なし、こゝを以てたとひ人怒るといふとも、却つて我が咎を懼れよとこそ見えて候へ、然れども當家の運命未だ盡きざるによつて、御謀叛既に顯はれぬ、その上仰せ合はせらる、成親卿を召し置かれぬる上は、たとひ君如何なる不思議を思し召し立たせ給ふとも、何の恐れか候ふべき、所當の罪科に行はれぬる上は、退いて事の由を陳じ申させ給ひて、君の御爲にはいよく奉公の忠勤を盡し、民のためにはます／＼撫育の哀憐を致させ給はば、神明の加護にあづかつて、佛陀の冥慮に背くべからず、神明、佛陀感應あらば、君も思し召しなほす事、なごか候はざるべき、君と臣とを並ぶるに、親疎別く方なし、道理と僻事を並べんに、争でか道理につかざるべき、(平家物語)

重盛が父清盛のために忠道を説くところ眞に至誠人をして泣かしむるものがある。彼は眞に永へに忠道の範となすに足るものである。

「祇園精舎の鐘の聲、諸行無常の響あり、沙羅雙樹の花の色、盛者必衰の理を顯す、奢れる人も久し

からず、たゞ春の夜の夢の如し、猛き者も遂に滅びぬ、偏に風の前の塵に同じ。」(大平記)、奢る平家も久しからず遂に亡びぬ、是れ明かに諸行無常の哲理を示すものである、平氏亡びて源氏起る、天下これより長く、武門の世となるに至つた。頼山陽論じて曰はく、

蓋我朝之初建國也、敢體簡易、文武一途、舉海内皆兵、而天子爲之元師、大臣大連爲之編裨、未嘗置將師也、豈復有所謂武門武士者哉(後略)

及藤原氏以外戚、世執政權、卿相之位、非其族人、不擬、官論品流、因習成俗、庶僚百揆、概世其職、而將師之任、每委源平二家、於是乎、始有武門之稱焉。(日本外史)

神皇正統記に曰く、

かくて平氏滅亡してしかば、天下本の如く、君の御まゝなるべきかと覺えしに、頼朝勳功誠にためしなかりければ、自も權を恣にす、君も又打ち任せられければ、王家の權は彌衰へにき、

諸國に守護をおきて國司の威をおさへしかば、吏務と云ふ事名ばかりになりぬ、あらゆる庄園郷保に地頭を補せしかば、本所はなきが如くになれりき。(第八十二代第四十四世後鳥羽院の條) 頼朝が天下の權を恣にせしこと既に大權干犯の甚しきものである、然るに頼朝の後絶えて陪臣北條氏がこれに代りて政權を恣にせしに至りては、眞に痛歎、憤慨の極みである。神皇正統記に曰く、

頼朝勳功は、昔より類なき程なれど、偏に天下を掌にせしかば、君としてやすからず思しけるも

理なり、況んやその跡絶えて後室の尼公陪臣の義時が世になりぬれば、かれの跡を削りて御心のまゝにせらるべしと云ふも、一往のいひなきにあらず、然れ共白河鳥羽の御代の頃より、政道の古き姿やうく衰へ、後白河の御時、兵事起り姦臣世を亂り、天下の民殆んど塗炭に落ちにき、頼朝一臂を振ひてその亂を平げたり、王室は古きにかへるまでもなかりしかど、九重の塵もをさまり、萬民の肩もやすまりぬ、上下堵をやすくし、東より西よりその徳に服せしかば、實朝なくなりても、背く者ありとは聞えず、これにまさる程の徳政なくして、いかでたやすく覆へさるべきたとひ又失はれぬべくとも、民やすかるまじくば、上天よもくみし給はじ。(八四代順徳院の條下)

當時我日本人心が、頼朝に歸して、朝廷を離れ居りしは事實であつた、繁文褥禮に流れ却て一般民衆の利益、幸福と遠ざりし朝廷が次第に人望を失し、直截簡明毎に人民の實際的利益、幸福に着眼せし武人の次第に人望を得るに至つたのは、むしろ當然のことである、頼朝、義時等かゝる民衆心理を巧みに利用して天下の政權を掌握せしは、政治家として確かに非凡の妙手妙腕を有するものと稱せられんも、日本臣民としては大義名分を亂るの甚きものと云はねばならぬ。親房卿は更に論じて曰はく、

次に王者の軍といふは、科有るを討じて、疵なきをばほろぼさず、頼朝高官に昇り、守護の職を

給ふ、これ皆法皇の勅裁也、私に盜めりとは定めがたし、後室その跡を計らひ、義時久しく彼が權をとりて、人望に背かざりしかば、下には未だ疵ありといふべからず、一姓のいはれ許にて追討せられんは、上の御科とや申すべき、謀叛起したる朝敵の利を得たるには、比量せられがたし、かかれば時の至らず、天のゆるさぬことは疑なし、但下の上を刺するは、極めたる非道なり、終にはなどか皇化にまつろはざるべき、先づ誠の徳政を行はれ、朝威をたて、かれを刺する計の道ありて、その上の事とぞ覺え侍る、且は世の治亂の姿をも、能くかゞみしらせ給ひて、私の御心なくば、干戈を動かさるゝか、弓矢を治めらるゝか、天の命に任せ、人の望に隨はせ給ふべかりし事にや、終にしては繼體の道も正路に歸り、御子孫の世に、一統の聖運を開かれぬれば、御本意の未だ達せぬにはあらず、されど一旦もしづませ給ひしこそ口惜く侍れ、(第八代順徳院の條下)

頼朝が高官に昇り守護の職につきしは、法皇の勅裁であつて、彼が私かに官職を盗んだものではない而もこれがために、彼が次第に天下の政を恣にするに至つたのは朝廷の高官を與ひられしためである、即ち頼朝をして政權を恣にせしめしは、朝廷の恩賞宜しきを得ざりしがためである、義時は頼朝の民衆收攬策を踏襲したものに過ぎない、然るに朝廷深くこの事を察せず、科もなきに義時を討滅せんとせらるゝも、其の民衆的背景深きが故に到底その目的を達することは出來ない、親房卿は更に政

道の本領を述べて曰はく、

凡そ、政道と云ふ事は、所々にしるし侍れど正直、慈悲を主とし、決斷の力あるべきなり、これ天照大神の明かなる御教なり、決斷といふにとりてあまたの道あり、一にはその人を選びて官に任ず、官にその人ある時は、君は垂拱してまします、されば本朝にも、異朝にも、これを治世の本とす、二には國郡を私せず、分つ所必ずその理のまゝにす、三には功あるをば必ず賞し罪あるをば必ず罰す、これ善を勧め惡を懲す道なり、これに一もたがふを亂世とはいへり。(第九十五代醍醐天皇の條下)

白河、鳥羽の御代の頃より、政權の次第に武人に掌握せられしは、恐らくは、上述の如き政道紊亂し補弼の臣能く其の責を盡さざるの罪であらう。

承久三年(皇紀一八八一)、後鳥羽上皇が、順天皇と謀りて陪臣北條義時追討の院宣を發し、諸國の武士を召されしは、正に王政復古、政權恢復の一大運動である、然るに既に述べしがごとく、白河、鳥羽の御代頃より朝政亂れ、一般日本國民は、功利的民主思想に傾き殆んど大義名分を辨ふるものなき状態であつた、北條義時は、かゝる時代思潮、時代精神を指導して、巧みに民心を收攬せしが故に、彼の政治的地位は、其の根底甚だ深く、到底一朝一夕にして討滅し得べくもない、斯く彼は民望にかなへる政治を行ひしが故に、民主々義の点より云ふと彼は確かに當時の大成功者と云はねばならぬ。

精銳なる關東武士は、破竹の勢を以て勤王軍を破り、京都に入りて遂に後鳥羽上皇を隱岐に、土御門上皇を土佐に（後に阿波）順徳上皇を佐渡に遷し奉つたのである、是れ所謂承久の亂であつて、日本國史上、空前の大逆罪である、義時の眼中唯北條氏一門の權勢慾のみあり、一般民衆も亦自家の利慾榮達の念のみありて、毫も神聖なる皇室の御繁榮を念とするものがなかつたのである。

増鏡に、後鳥羽天皇の御代を述べて曰く、
建久三年三月十三日に、後白河法皇かくれさせ給ひし後は、後鳥羽の御門ひとへに世をしろしめして、四方の海波靜かに、ふく風も枝を鳴らさず、世治り民安くして、あまねき御うつくしびの浪、秋津島の外まで流れ、しばき御惠筑波山のかげよりも深し、よろづの道々に明けくおはしませば、國にさえある人多く、昔に恥ぢぬ御代にぞありける、中にも敷島の道なむすぐれさせ給ひける、御歌かずしらす、人の口にある中にも

奥山のおどろの下もふみわけて道ある世ぞと人にしらせむ（増鏡）

當時、平氏亡び頼朝征夷大將軍に任ぜられて鎌倉幕府を開き、（建久三年）天下一時小康を得し時であつたから上の如き御製もあつたことゝ察せらる、而も政治上の實權は、朝廷を去りて、頼朝の手に歸し、頼朝の死後には義時の掌中に歸し、遂に承久の一大不祥事を見るに至つたのは、眞に慟哭の至りである。

藐姑射の山の峯も松もやうやう枝をつらねて、千代八千代をかさね、霞の洞の御すまひ、いく春を経て、空ゆく月日のかぎり知らず、のどけくおはしましぬべかりける世を、ありありてよしなき一ふしに、今はかく花の都をさへたち別れ、おのがちりぢりにさすらへ、磯の苫屋に軒をならべて、おのづからこととふものとは、浦に釣するあま小舟、鹽焼く煙のなびく方をも、我がふる里のしるべかとかばかり、ながめ過させ給ふ御すまひどもは、それまでと月日を限りたらむだに、明日しらぬ世のうしろめたさに、いと心細かるべし、まいていつをはてとか、めぐり逢ふべきかぎりだになく、雲の波、煙の波の幾重ともしらぬ鏡に、世をつくし給ふべき御さまでも、口をしといふもおろかなり。（増鏡）

更に後鳥羽上皇の隱岐に於ける御配所のさまを述べて曰はく、

このおはします所は、人ばなれ里遠き島の中なり、海づらよりは少し引入りて、山蔭にかたそへて、大きやかなる巖のそばだてるをたよりにて、松の柱に葦ふける廊などけしきばかりことそぎたり、誠に柴のいほりのただしとかりそめに見えたる御やどりなれど、さる方になまめかしくゆゑづきてしなさせ給へり、水無瀬殿思し出づるも夢のやうになむはるゝと見やらるゝ海の眺望二千里の外ものこりなき心ちする今さらめきたり、鹽風のいとこちたく吹きくるを聞召して
我こそは新島守よおきの海のあらしなみ風心して吹け

同じ世にまたすみのえの月や見む今日こそよそにおきの島守
日蓮聖人曰く、

日本國に代始まりてより己に謀反の者二十六人、第一は太山の王子、第二は大石の山丸、乃至二十五人は頼朝、第二十六人は義時なり、二十四人は朝に責められ奉り、獄門に首を懸けられ山野に骸を曝す、二人は王位を傾け奉り國中を手に掌る、王法既に盡きぬ。(筒御器鈔)

妙法蓮華經は、釋尊の眞實を説かせ給ふた御經である、法華經以前の諸經は未だ眞實を説かせ給はざる方便經である。

我先道場菩提樹下、端坐六年、得成阿耨多羅三藐三菩提、以佛眼觀一切諸法、不可宣説、所以者何、知諸衆生性欲不同、性欲不同、種々説法、種々説法、以方便力、四十餘年、未顯眞實、是故衆生得道差別、不得疾成無上菩提。(無量義經説法品)

釋尊一代の説法は五時とする、華嚴時、鹿園時(説四阿含)、方等時(説維摩、思益、楞伽、楞嚴三昧、金光明、勝鬘等經)、般若時(説摩訶般若、光讚般若、金剛般若、小品般若等諸般若經)、法華涅槃時の五時即是である、(天臺四教儀)、五時はこれを乳、酪、生酥、熟酥、醍醐の五味に譬ふ、乳、酪、生酥、熟酥の四味を知りて、遂に醍醐味を知らざるものは未だ眞實佛教を知るものと云ふを得ないのである。

(涅槃の五味)

(説教の五時)

乳	味	華嚴時
酪	味	鹿園時
生	蘇	方等時
熟	蘇	般若時
醍	醐	法華時

絶對眞理を説ける妙法蓮華經は、一切經中の王である、佛教各宗の教説は皆法華經によりて綜合、統一せらるべきものである、約言せば法華經は、吾人々類に綜合觀、統一觀を教ゆるものである、隨つて法華經を尊信せる日蓮聖人が、必ず政權の我皇室に歸一すべきを主張せられたのは毫も怪むを要しない、天に二日なく、地に二王なし、陪臣北條氏の組織せる内閣のごときは、一覇者の小刀細工であつて決して、我皇室の天業と同日に談すべきものではない、義時の三上皇を遠島に流し奉つたことは不倶戴天の大逆罪である、かゝる内閣は一日も速かに倒壊すべきものである。

又如帝釋、於三十三天中王、此經亦復如此、諸經中王、(藥王菩薩本事品第二十三)

藥王今告汝、我所説諸經、而於此經中、法華最第一(法師品第十)

法華經をば、國王、父母、日月、大海、須彌山、天地の如く思食せ、諸經をば、關白、大臣、公

卿乃至萬民、衆星、江河、諸山草木等の如く思食すべし。(唱法華題目)

陪臣北條氏の數代續きしは、義時、泰時、時頼等賢明にして、身を奉ずること簡素、謙讓、巧みに當時功利化、實利化する民衆心意を操縦せしがためであつて、天祖天照大神の御政道より觀ば、斷じて一日も許すべからざる邪道である、因果無報の理は的確にして寸毫の詐なし、北條氏は早晚亡滅すべき運命にあつたのである、神皇正統記に曰く、

大方泰時心正しく政すなほにして、人をはぐくみ物におごらず、公家の御事を重くし本所の煩をとゞめしかば、風の前に塵なくして天の下則ちしづまりき、かくて年代を重ねし事、偏に泰時が力とぞ申傳ふめる、陪臣として久しく權をとる事は、和漢兩朝に先例なし、その主たりし頼朝すら二世をば過ぎず、義時いかなる果報にか、はからざる家業を始めて、兵馬の權をとれりき、ためし稀なる事にや、されど殊なる才徳は聞えず、又大名の下に誇る心や有りけん、中二年許ぞ有りし、身まかりしかど、かの泰時相續ぎて徳政を先とし、法式を堅くす、己が分をはかるのみならず、親族並びにあらゆる武士までもいまして、高官高位を望む者なかりき、その政次第のまゝに衰へ終に滅びぬるは、天命の終る姿なり、七代までたもてるこそ、かれが餘薫なれば恨む所なしといひつべし。

朝廷の政權は頼朝に移り、頼朝の政權の北條氏に移りしさま、昔孟子が述べし支那戰國時代に彷彿た

るものがある。

孟子見梁惠王、王曰、叟不遠千里而來、亦將有以利吾國乎、

孟子對曰、王何必曰利、亦有仁義而已矣、

王曰何以利吾國、大夫曰何以利吾家、士庶人曰何以利吾身、上下交征利而國危矣、

萬乘之國、弑其君者必千乘之家、千乘之國弑其君必百乘之家、萬取千焉、千取百焉、不爲不多矣

若後義而先利、不奪不饜、

未有仁遺其親者也、未有義而後其君者也、

王亦曰仁義而已矣、何必曰利、(梁惠王章句)

足利尊氏は姦雄である、權勢慾の權化である、建武中興の新政の一般民衆に喜ばれざるに乘じ、巧みに民心を收攬して遂に鎌倉に據りて反し、一度京都を占領せしも、陸奥より上りし頼家は、義貞、正成等と協力して京都を回復せしかば、彼は西走して九州に渡つた、(延元元年)、それより菊池武敏を筑前多々良濱に破り、弟直義と共に九州、四國、中國の兵を率ゐて、海陸並び東進し、楠正成と湊川に戦ひて之を破り(延元元年五月)再び京都に入り、賊名を避けんがために光嚴院の御弟光明院(豊仁親王)を立て、天皇と稱し奉り、神器を光明院に傳へ給はんことを請ひしに、後醍醐天皇は偽器を授け給ひ、ひそかに吉野に幸し行宮を立て、政を聽き給ふ、(延元元年十二月、皇紀一九九六)、これよ

り吉野朝廷を南朝と稱し、尊氏の擅に立てしものを北朝といひ、南北兩朝相對立すること五十七年に及ぶ、是れ所謂南北朝時代である。

(註) 我日本の南北朝の名は、支那の南北朝の名に倣ひしものであるけれども、其の性質は全く異なるものがある蒙古種族鮮卑の拓跋珪(道武帝)は、後魏國を建て平城に都す、(一五一八)其後大武に至り江北を一統す(一九一六)之を北朝と云ふ、

東晉の相劉裕、晉室を篡ひて帝位に即き(一〇八〇)建康に都す、之を宋の武帝と云ふ、武帝江南を一統し之を南朝と云ふ、

南北朝對すること百七十餘年で、南朝には、宋、齊、梁、陳の四代興亡し、北朝は北齊(一二一〇)、北周(一二一七)に分る

右の如く支那の南北朝は、江の南北と、蒙古種對漢種であるのに、我南北朝は、同一皇統の南北兩立であるから大に支那と状態を異にしてゐるのである

元中九年(皇紀二〇五二)、南朝の後龜山天皇京都に御還行あらせられ、三種の神器を後小松天皇に傳ひ給ひて、南北兩朝始めて合一するに至つた。

三種の神器は、天祖天照大神の不言教である、日本政道の根源である、故に天皇の御即位には必ず三種の神器を傳へ給ふの制である、三種の神器なき北朝の正統にあらざること洵に明白である、我皇室典範第二章第十條に曰く、

天皇崩するときは皇嗣即ち踐祚し祖宗の神器を承く。

是れ古來よりの制を明文に表はされたものである、神皇正統記に曰く、
扱ても舊都には成寅の年の冬改元して曆應とぞいひける、芳野の宮には本の延元の號なれば、國々も思ひくの年號なり、もろこしにはかゝるためし多けれど、この國には例なし、されど四とせにもなりぬるにや、大日本島根は本よりの皇都也、内侍所、神廳も芳野におはしませば、いづくか都にあらざるべき。

芳野(三絶の一)

藤井竹外

古陵松柏吼天颯

山寺尋春々寂寥

眉雪老僧時輟帚

落花深處說南朝

同(同上)

河野鐵兜

山禽叫斷夜寥々

無限春風恨未銷

露臥延元陵下月

滿身花影夢南朝

同(同上)

梁川星巖

今來古往跡茫々

石馬無聲坏土荒

春又櫻花滿山白

南朝天子御魂香

尊氏のごとき大逆、無道の輩にても、天皇を擁立するにあらざれば、到底自家の地位を保つことが出

來ない、是れ我日本が建國以來天皇中心の確立して動すべからざる所以の明證である。即ち天皇中心は我日本の眞の統一を保つ所以の一大原理であつて、此に我日本の世界萬國に比類なき國體の美を發揮せる所以である。宋の南朝の順帝（武帝の曾孫）曾て歎じて曰はく、

願後身世々勿復生天王家

と、是れ彼國に於ける、迫害、弑虐の絶へず行はれし慘虐の歴史を物語るものであつて、我日本の肇國以來天皇中心を以て、國家統一の根本的基礎となせるものと、到底同日に談すべからざるものである。

建武中興の際正成の誠忠第一なるは、何人も疑ふものがない、今左に諸家の評論、詩歌の一端を記して、聊か楠氏の忠誠を偲びたい。

知らずして、天より有るを氣質と云ひ、知つて我か物とするを徳といへり、正成は、氣質に智仁勇の備はりたる人と聞え候、聖學を聞かせ候はゞ類少き文武ある君子たるべく候、（熊澤伯繼、集義和書卷一書簡の一）

正成座上に居つゝ、舍弟の正季に向つて、抑最期の一念に依つて、善惡の生を引くといへり、九界の間になにか御邊の願なると問ひければ、正季からくくと打笑ひて、七生まで唯同じ人間に生れて、朝敵を滅さばやとこそ存じ候へと申しければ、正成よに嬉しげなる氣色にて、罪業深き惡

念なれど我も斯様に思ふなり、いざさらば同じく生を替へて、此本懐を達せんと契つて、兄弟共に刺違へて、同じ枕に伏しにけり、（太平記卷第十六）

過櫻井驛址

頼山陽

山崎西去櫻井驛	傳是楠公訣子處
林際東指金剛山	堤樹依稀河內路
想見警報交奔馳	促驅羸羊餒獐虎
問耕拒奴織拒婢	國論顛倒君不悟
驛門立馬臨路岐	遺訓丁寧垂髻兒
從騎肅聽皆含淚	兒伏不去叱起之
西望武庫賊氛惡	回首幾度親去旗
旣殲全躬支傾覆	爲君更賂一塊肉
剪屠空復膏賊鋒	頗似祁山與緇竹
脈々熱血灑國難	大澱東西野艸綠
雄志難縊空逝水	大鬼小鬼相望哭
宿生田	

菅茶山

千歳恩讐兩不存 風雲長爲弔忠魂
客窓一夜聽松籟 月黑楠公墓畔村

大楠公 梁川星巖

豹死留皮豈偶然 湊川遺跡水連天
人生有限名無盡 楠氏精忠萬古傳

右星巖の詩を誦するときは、古人の棲守道德、寂寞一時、依阿權勢者、凄凉萬古、達人觀物外之物、思身後之身、寧受一時之寂寞、母取萬古之凄凉（茶根譚）を思ひ出さざるを得ないのである。

楠正成の五百忌にあたりと聞いてよめる、

五百年のむかしながらもいまに我臣の臣たる友と契らむ 齊 昭

河内國觀心寺は、楠家累代の菩提寺にしてまた大楠公の學問所である、大江時親は大江廣元の曾孫、吉川元春の曾祖父であつて、楠公の誕生地に近き加邊田に住み、大楠公と軍學師資の關係あるものごとしといふ、又楠公は禪僧明極楚俊によりて心要を究明す、その傳ふる所の壁書に曰く、

- 一、唯今日無事ならんことを思へば、萬物一體の理をまもらざるゆゑ萬病生ず、
- 一、理を見て義を思はず、
- 一、人我の心深うして、人に勝たんことを思ふべからず、

一、上に詔ひ下をいやしむ

一、猥に人を譏り身の非をかへりみず

一、外を正直にかざり、内に邪心を含む

一、欲心熾にしてこゝろつねに散亂す

一、善を作すとも身の爲にす身のため善をなすは善に似て惡なり

一、人の善惡を白地にいはす

一、己が邪を專にして物の道理を知らず

一、怒りて理を味まし、愛しては非を知らず

一、國の爲諸人に怨あるべきを禁すべし

一、我に怨あるを報ぜんといふことなかれ

一、珍膳も毎日向へば味ならず

一、高直の器物をもとめず

一、餘勢の馬を何かせん、長三寸許ありて遠行勞れず、足の速きを以て良しとす

一、太刀は骨を切るを以て善しとす、作を好まず

一、鎧兜は札の普きを佳しとす、毛を鏝るべからず

一、時に随ひ、直あることを知らず、偏に直にして却て不直を成す

(禪學評論、「禪と武士道」峰玄光)

如意輪堂の壁に書ける歌

楠 正行

返らじと兼て思へば梓弓なき數に入る名をぞ留むる

正行天皇より賜はらんとせられた宮女辨内侍を辭りてよめる歌、

とても世にながらふべくもあらぬ身の假の契りをいかで結ばむ

芳野懷古

野田笛浦

南山往事夢茫茫

萬樹春深不復香

日夜陰風吹自北

小楠無力護花王

孔子、堯帝の德を賛して曰く、

子曰大哉堯之爲君也、巍々乎唯天爲大、唯堯則之、蕩々乎民無能名焉、巍々乎其有成功也、煥乎

其有文章(論語、泰伯第八)、

と是れ堯帝の徳高大にして天に準すべきを賛せるものである。然るに堯は舜に天位を譲り所謂禪讓の端を開いたものであるから、我日本の皇統一系の思想と相容るべからざるものである。若し彼が我日本に生れ天位を臣下に譲らんとしたならば、明に亂臣賊子として非議せられ到底有徳者、高德者とし

て賞賛せらるゝことはあり得ないのである。足利家族の録する所なりと傳へらるゝ「梅松論」中の夢想國師の尊氏禮贊のごときは恐くば孔子の堯帝禮贊と同じく支那國體思想にかぶれたものに他なからう。

或時夢想國師談議の次に、兩將の御徳を條々褒美申されけるは、……今の征夷大將軍尊氏は、仁徳を兼給へるうへに、尙大なる徳有り、第一に、御心強にして、合戦の間身命を捨給ふべきに臨む御事度々に及ぶといへども、笑を含みて怖畏の色なし、第二に慈悲天性にして人を惡み給ふことを知り給はず、多く怨敵を寛宥ある事一子の如し、第三に御心廣大にして物惜の氣なく、金銀土石をも平均に思召て、武具御馬以下の物を人々に下給ひしに、材と人とを御覽に合て事な御手に任て取給ひしなり、八月朔日杯に詩人の進物共數もしらす有しかども、人に下し給ひし程に、夕に何有とも覺えずぞ承し、實に三の御徳末代に有がたき將軍なりと國師談議の度毎にぞ仰有ける(梅松論)

伊勢貞丈は、「梅松論」を批評して曰はく、

按此書中稱尊氏、曰大御所、曰御所、曰當將軍、稱直義、曰下御所、曰三條殿、且多美辭、蓋當時足利家族之所録乎、抑亦夢窓之徒所記乎、未詳之、足以考古者也、

明治七年庚寅秋八月下旬

東都扈從隊士 伊勢平藏貞丈織

梅松論の著者は、頻りに尊氏兄弟を禮賛してやまない、是れ著者が大義名分を辨へず、偏に民主思想に惑溺せるがためである。世に悪書多しといへども、本書のときは、世道人心を亂るの甚しきものであらう。

尊氏の後足利氏には名將軍が鮮い、義滿、義政の如きは、奢侈を以て有名でこそあれ、君としては殆んど鈍とするに足るものがない、殊に義滿の如きは、應永九年（皇紀二〇六二）明帝に致せる書中に日本國王臣源と書し我日本國體を恥しむること最も甚しきものがある。

日本國王臣源

表 臣聞、太陽升天、無幽不燭、時雨霑地無物不滋、（中略）伏獻方物、生馬二十匹、硫黃一萬斤、瑪瑙大小三十二塊計二百斤、金屏風三幅、槍一千柄、太刀一百把、鎧一領、匣視一百、竝匣扇一百把、爲此謹具（善隣國寶記）

義滿は京都市衣笠山の麓に金閣寺を建て奢侈を極む、義政は義滿の金閣に倣ひて京都東山に銀閣を營み、豪奢を極め敢て人民の辛苦を思ふことがない、後花園天皇の御製に曰く、

賜足利義政

殘民爭採首陽薇 處々開爐鎖竹扉

詩興吟酸春二月 滿城紅綠爲誰肥

聖天子愛民の御慈心眞に感泣に堪へないものがある。

天明十五年（皇紀二一四三）足利義政は、僅々十萬貫（約三百萬圓）を送つてくれといつて明主に書翰を送つて居るが、是れ等は、日本國恥の甚だしきものである。

抑々弊邑久承焚蕩之餘、銅錢掃地而盡、官庫空虚、何以利民、今差使者入朝、所求在此耳、聖恩廣大、願得壹拾萬貫、以滿其所求、則賜莫大焉、（明史、日本史傳）

足利義昭は織田信長の勢力日に増大するを嫉み、上杉、武田、毛利、淺井、朝倉諸氏と結び、之を除かんとして、却つて信長のために逐はれ、足利氏遂に滅亡するに至つた、（天正元年、一二三三）

避亂江州

足利義昭

落魄江湖暗結愁 孤舟一夜思悠々

天公亦憫我生否 月白蘆花淺水秋

後土御門、後拍原、後奈良、正親町四天皇の御世（二一四七—二二四六）（足利義尙—織田信長）は皇室最も困窮の時代である、紳書抄、及び老人雜話の記事は最も能く當時の狀況を傳ふるものであらう。

後奈良の院、宸筆の物、世に多きことはりなり、此の時公家以ての外の微にして、紫宸殿の御筆

地破れて、三條の様のほとりより内侍所のかかし光見えしとかや、右近の橋のもとには、茶を煎じて賣る者居てあきなふ、其の例によつて、其の茶賣りし人の子孫年に一たび天子に茶をたてまつるといふ、此の時、銀などの様の物に札付けて、たとへば百人一首、伊勢物語りなどいふ札つけて、御簾に結びつけておくに、日を経て後参れば、宸筆をそへて、さし出されたりといふ、此の頃は京中を關白料とて、袋にて米をもらうてあるきし、其の袋、今も二條殿にありとかやいふ也、(紳書抄)、

常磐井殿といふ公家に目見えを望む人あり、媒介の人云ひ入れければ、夏衣裳にては恥かしきとのたまふ、苦しからずとて、供して行きたり、彼の人も夏の衣裳の事あらんと思ひしに、帷子も無くて蚊帳を身に巻いて會はれけるとぞ、信長の時分なり、(老人雑話)、

後奈良天皇が、窮乏の中にも、御親ら般若心經を寫して民の疾疫をはらはせられしは、其の鴻恩眞に感泣の外ないのである。

今茲天下大疫、萬民多^ク死^ニ於^リ死亡^ニ、朕爲^ニ民父母^ニ、德不能^レ覆^フ、甚目痛焉、竊寫^ニ般若心經一卷^ニ於^ニ金宇^ニ、使^ニ義堯僧正供^ニ養^ニ之^ニ、庶^ニ幾^ニ瘳^ニ爲^ニ疾病之妙藥^ニ矣、

于時天文九年六月十七日

信長は、御所を修理し、御料を奉り、諸岡に命じて御料地を返上せしめし等、勤王の志甚だ厚し、秀

吉は、聚樂第に後陽成天皇の御幸を仰ぎ、誠意を以て歡待申し上げ、又諸侯に命じて、御料地及び公卿等の知行を犯さざる事を誓はしめしなど、これまた勤王の志甚だ厚きものがあつた。

後陽成天皇聚樂第行幸

二月の頃より聚樂の亭に行幸なし奉るべき催しありけり、久しく絶えてなかりし事なれば、めづらかなりしものなり(中略)日を書んで四月十四とぞ定められける、(中略)、さて四足の門を北へ、正親町を西へ、聚樂の亭まで十四五町、その間辻かため六千人なり、(中略)四日目十七日舞御覽、院御所より御短冊を送りまいらせらる。

萬代に又八百よろづを重ねても、なを限りなき、時は此の時、

殿下喜びに堪へ給はず、頓て御返事、

言の葉の濱の眞砂は盡くるとか、限りあらじな、君が齡は、

主上を始奉り、各々御當座あり、五日十八日、還幸なり、(豊鑑)、

五畿の近きはもとより、七つの道の遠きより、貴賤老少踵をつらね、裳裾を重ねて、上りつどひつつ、まことに音にのみ聞侍りし行幸を拜し奉らんと、十三日の暮よりも、町屋を頼み、風聲に心をうつし、待居たるこそ久しけれ、(中略)始めの程は、これかれの制法など、言ひ交はず聲々に物騒がしう侍りしが、いつとなく静りかへつて、寒き夜の霜をも聞きつべうぞ覺えたる、左

右の前驅過ぎをはり、しばし程経て鳳轡搖ぎ出でさせたまひければ、見る人頭を地につけ、目をそばめてぞ侍りける、(大関記)、

信長、秀吉の勤王はまことに奇特のことなれども、當時未だ根本的に王政復古を見ることの出来なかつた、まことに時の未だ到らざるためであつたらう。

徳川家康は、表面朝廷を尊んだけれども、陰に朝廷を抑へ、其の心事の陰險なるまことに惡むべきものがある、京都に所司代を置いたのは、表面禁闕守護にあれども、其の實は絶へず朝廷の御行動を監視したのである、又公家諸法度十七條を設け、「天子御藝能之事第一御學問也云々」と規定したれども、徳川氏の奨励したのは、政治經世の活學にあらずして、詩歌音樂のごとき非實用的のものに過ぎなかつた、これ老獪なる徳川氏に絶へず王政復古の運動を妨げんとした深謀があつたがためである、又皇室御料の人民と皇室との接觸を恐れ、米を以て朝廷の御料を贈進する方法を採り、又皇室と一般人民との密接なる關係を生ぜしめぬため、天皇の地方御行幸に制限を加へ、大名と皇室との密接なる關係を防止するため、西國大名參勤交代の道筋を伏見より桃山の南にまはり山科に通じ、追分にて東海道に通ずることゝなした、其の他、陰に陽に徳川氏が朝廷を抑へた罪は實に容しがたきものがある。

澤庵、王室の二僧は、幕府の許可なくして、後水尾天皇から紫衣を拜授せし罪により、寛永六年(二

二八九)澤庵は出羽の上山、王室は陸奥の棚倉に流された、後水尾天皇幕府の横暴を憤られ、徳川氏の腹に生れし皇女明正天皇に位を譲り、院に御退きになつた、(二二八九)天皇の御製に、

あし原よしげらばしげれおのがままとても道ある世とは思はれず、

武を以て得た天下は到底武のみを以て治むることが出来ない、必ず文を以て、これを補はなければならぬ、否文武兩道によらなければ、到底天下を治むることは出来ない、徳川家康は夙に此に鑑み、自ら篤く學問を好み、學校を建て、文庫を設け、木活字、銅活字を用ひて、和漢の圖書を刊行した、爾來歴代の將軍皆其の志を繼ぎ、大いに學問を奨励せしかば、文教燦然として光を放つに至つた、就中孔孟の學は最も多く世道人心に感化するところがあつた、然し孔孟の學いかに隆昌に赴くも斯學は元來支那傳來のものであつて、日本固有のものではないながら、到底根底より日本精神、日本國體精神を發揮することは出来ない、眞に日本國體精神を發揮するものは日本國史の研究を措ては決して他に之れを求むることは出来ない、水戸學派の大日本史、頼山陽の日本外史、藤田東湖、吉田松陰の正氣歌、山鹿素行の中朝事實、本居宣長の古事記傳、平田篤胤の古道大意の如きは、皆國史研究の成果として、日本國體精神を發揮したものといはねばならぬ、此の日本國體精神は次第に民間に普及し、遂に尊王討幕となつて現はれたのである。今徳川時代に於ける主なる勤王家の詩歌若干を掲げよう。

蟹もしをよみかゝすとも我國のみちよこさまにふみなたかひそ

淺見綱齊は楠正成父子の勤王を慕ひ、之が贊を作りて曰く、

維父維子、家風傳芳、忠貫日月、義烈雪霜、菊水之旗、天誅惟揚、櫻井之書、世綱惟光、

梅田雲渡、幕政衰へ、尊王攘夷の實力なく、唯壓制のみを事とせるを慨き詠じて曰く、

天の戸をおし明け方の雲間より照らす日影の曇らすもかな、

高山彦九郎、九州に自殺するや、遺物中に左の自書の歌があつた、これは嘗て京都に在て、皇居を拜

觀した時の感慨であらう。

我を我と思召すかやすめらぎの玉の御聲のかゝる嬉しさ、

幽 四 詩

藤田東湖

三決死矣而不死、二十五回渡刀水、五乞間地不得間、三十九年七處徒、邦家隆替非偶然、人生得

失豈徒爾、自驚塵垢盈皮膚、猶餘忠義填骨髓、嫫姚定遠不可期、丘明馬遷空自企、苟明大義正人

心、皇道奚患不興起、斯心奮發誓神明、古人有云斃而已、

辭 世

平野國臣

大君に捧げまつりし我が命いまこそ捨つる時は來にけり、

辭 世

松本奎堂

君がため命死にきと世の人に語りつぎてよ峯の松風、

大 和 魂

吉田松蔭

身はたとへ武藏の野邊に朽つるとも留め置かまし大和魂

かくすればかくなるものと知りながら己むに己まれぬ大和魂

我今爲國死、死不背君親、悠悠天地事、感賞在明神、

德川齊昭(烈公)の弘追館記の一節に曰く、

忠孝无二、文武不岐、學問事業不殊其效、

忠 孝

吉田松蔭

凡生爲人、宜知人所以異於禽獸、蓋人有五倫而君臣父子爲最大、故人之所以爲人、忠孝爲本、

(士規七則)

登幾女は、水戸烈公(德川齊昭の侍女)の冤罪を雪がため、安政六年京都に到り、宮中に伏奏し

て、尊王の志を述べ、

千早振り神代のむかし、神々の、しつめ玉ひし秋津島、げにも尊き日の本の、清き光りは古へも

今も千とせも萬代も、末のまつ山すゑかけて、かはらぬ君が御代なるも、かくとはいさやしら波

のよせ來る毎に異國、ことうき船の夷らが、ちらぬねきごと、つとくくに、うけ行く國の心とて

御國のをもの食みながら、まめくしくもおもほえず、まとふ心にぬげ玉の、黒き間部をかたらひて、世にたくひなき御功をば、澤にあれともあやまちは、露もおはさぬ聖なる、かしこき君を退けて、小かね眞玉を春山の、はなちる如くまきちらし、晴るくもゐを曇らす、たゝみの程ぞあさましと、浮世の人の言の葉を聞くも苦しき老の身は、五十路の身になりぬれど、七十路三の老の母、あさ夕さらに仕へつゝ、別れいふ事をうれしくも、共に心をそへられて、我國の爲おくれなとりぞ、をしくも老の言葉か力艸、露も含める朝ぼらけ、日のたちのぼる衣手の、常陸の國を立出で、敷島のみちある御代をしたひつゝ、行くもかへるも梓弓、はるけき道をさゝかにの糸もたゆまず引そへて、雲の上までかけ橋を、渡るおもひは天下る鄙にうまれしちりの身の塵つもるてふ山の井の、深き心のみなもとは、流れて清き眞清水の、中にすみぬる魚心、淋しき身をも忘れつゝ、皇國の爲めと朝夕に、心はちゞにくだけども、只一寸ちに行水の、蟬の小川にみそきして、はるく來ぬる旅ごろも、曉つぐる黄鳥の、野末ににほふ梅が香を、かぜのたよりに久方の、天津空にぞ早くあげ、ゆゝしけれども九重の雲井の神に奉るなり。

返歌

玉鉾のみちはあれどもすゝみゆくやまと心の駒はたゆまじ、あぜ道にかゝるけはしき橋たてゝ人わたるともわれは渡らじ、

しき島の道たどる身はさゝがにの雲井の庭にひかれ出にけり、

獄中作

頼三樹

排雲欲手掃妖熒

失脚墜來江戸城

井底痴蛙過憂慮

天邊大月缺高明

身臨鼎鑊家無信

夢斬鯨鯢劍有聲

風雨多年苔石面

誰題日本古狂生

稻叢懷古

太宰春臺

沙汀南望浩煙沈

聞說三軍自此過

潮水歸來人事改

空山迢遞夕陽多

贈瀧鶴臺

竹内式部

神州風氣絕妖氛

君聖臣忠天下聞

西海老儒無實學

未知內外重輕分

詠史

河野鐵兜

西都風月付長嗟

回首浮雲是帝家

一去騎龍仙迹杳

空留正氣在梅花

楠公湊川戰死圖

王事寧將成敗論
斯公一死兒孫在
白髮蒼顏萬死餘
寶刀難染洋夷血
東邊拓地三千里
我邦空說英雄跡
回首蒼茫浪速城
丹心一片人知否
妻臥病床兒泣飢
今朝死別兼生別

唯知順逆是忠臣
獲得南朝五十春

大槻磐溪

二八四

平生豪氣末全除
却向青山舊草廬

源齊昭

會效荷蘭設學科
百載無人似泊多

佐久間象山

蓬窓又聽杜鵑聲
不夢家鄉夢帝鄉

吉田松陰

此心誓擬拂戎夷
唯有皇天后土知

梅田雲濱

出鄉作

決然去國向天涯
弟妹不知阿兄志
七里江山付犬羊
櫻花不帶腥膻氣
海城寒折月生潮
此去二千三百里
憂時慨世真無用
營外今朝人若問
風搖妖雲日欲斜
誰知此裏有餘裕

生別又兼死別時
慙慙牽袖問歸期

佐野竹之助

震餘春色定荒涼
獨映朝陽薰國香

僧清狂

沈際連檣影動搖
北辰直下建銅標

長尾秋水

嘯月吟花却有情
將軍醉臥末全醒

藤田小四郎

多難關意不思家
立馬郊原看菜花

山內容堂

二八五

眼見年々開化新
研才磨智競謀身
能守忠誠有幾人
蒲生君平

丈夫生有四方志
千里劍書何處尋
思隨流水幾浮沈
泣讀離騷醉後吟
自將章句托青衿

海樓把酒對長風
顏紅耳熱醉眠濃
巨鼇蔽海來艤艫
鯨鯢百萬髮上衝
濤聲憾地夜蓼々

臨縛慨然能賦詩
此時幾萬泣男兒

聞賴某梅田某就囚慟哭作詩

報天大義何驚死
爲國深仁豈顧危
澹庵曾封誅賊表
文山空咏憂國詞
竹窓一夜慘垂涕
家母亦驚添感悲

癸丑十月朔拜鳳闕、肅然作之、時余將西走入海
吉田松蔭

山河襟帶自然城
東來日々憶神京
今朝盥嗽拜鳳闕
野人悲泣不能行
上林黃落秋寂寞
空有山河無變更
聞說今皇聖明德
敬天憐民發至誠
鷄鳴乃起親齊戒
祈穰妖氣致太平
安得天詔救六師
直使皇威被八紘
從來英皇不世出
悠々失機今公卿
人生如萍無定住
何日重拜天日明

囚中作
高杉晋作

君不見死爲忠鬼菅相公、靈魂尙在天拜峰、又不見懷石投流楚屈平、至今人悲沮羅江、自古讒間害
忠節、忠臣恩君不懷躬、我亦貶謫幽囚士、憶起二公淚沾胸、休悵空爲讒間死、自有後出議論公、

正氣歌

天地正大氣
秀為不二嶽
注為大瀛水
發為萬朶櫻
凝為百鍊鐵
蓋臣皆熊羆
神州孰君臨
皇風洽六合
世不無汚隆
乃參大連議
乃助明主斷
中郎嘗用之
清丸曾用之
忽揮龍口劍

粹然鐘神州
巍々聳千秋
洋々環八洲
衆芳難與儔
銳利可斷鑿
武夫盡好仇
萬古仰天皇
明德作太陽
正氣時放光
侃々排懼曇
儀々焚伽藍
宗社磐石安
妖僧肝膽寒
虜使頭足分

二八八
藤田東湖

忽起西海颶
志賀月明夜
芳野戰酣日
或投錄倉窟
或伴櫻井驛
或殉天目山
或守伏見城
昇平二百歲
然方其鬱屈
乃知人雖亡
長在天地間
孰能扶持之
忠誠尊皇室
修文與奮武
一朝天步艱

怒濤殲胡氛
陽為鳳輦巡
又代帝子屯
憂憤正恨々
遺訓何慙々
幽囚不忘君
一身當萬軍
斯氣常得伸
生四十七人
英靈未嘗泯
隱然敘彝倫
卓立東海濱
孝敬事天神
誓欲清胡塵
邦君身先淪

二八九

頑鈍不知機 罪戾及孤臣
 孤臣困葛藟 君冤向誰陳
 孤子遠墳墓 何以謝先親
 荏苒二周星 獨有斯氣隨
 嗟予雖萬死 豈忍與汝離
 屈伸付天地 生死復奚疑
 生當雪君冤 復見張綱維
 死爲忠義鬼 極天護皇基

牛門分得出塞

服部南郭

征旗朝拂塞雲寒

直指燕然掌上看

十萬健兒齊按劍

更無人道憶長安

濱殿眺望

徳川吉宗

八月濱樓暑氣收

朱簾捲處示清秋

太平今又豈忘武

三尺吹毛四百州

擬送人從軍

頼春水

滄海爲池山是城

艤艦報警曷須驚

請看昔日鯨魚腹

葬得胡人十萬兵

我が日本が天險に恵まれ、外國より攻むるに難きは事實である、而も今日科學的武器の進歩は獨り天險にのみ依頼することを許さぬ、正に人智を盡して國防に努むべきである。

水戸學派と松蔭

松蔭は水戸の會澤、豊田等と交り、始めて「六國史」讀了の必要を痛感した、彼一日撫然として歎じて曰く、「吾皇國に生れ皇國の皇國たる所以を知らず、何を以て天地の間に立たん」と、東北遊を了り歸國の後六國史を讀了する後曰く、「吾始めて皇國の皇國たる實を知れり」と、松蔭が荻に幽囚中の記事に曰く、

「吾曾て水府に遊び、桑原幾太郎を訪ふ、桑原余がためにいふ、諸藩の士を觀るに、大抵東奥へ夷船の見へたる時は、筑紫にては患へず、北陸へ夷人の來りたる時は、南北にては憂へざる者多し、何ぞ自ら小にし、自ら私するの甚しきや、凡そ神州に生れたる者は、切に此の念を除去し、共に神州を憂ひ、四海同胞のごとくありたりきことなり、況んや夷虜の害獨り東のみにして西は關らず、獨り北のみにして、南は關らざるに非ず、一旦事變起らば東西を分つことなく、又南北を限ることなし、神州一同の大患なり、思はざるべけんや」(水戸學と維新の風雲北條重直)

水戸學と高山彦九郎

高山彦九郎、水戸義公を慕ひて名君となす、水戸の地理學者長久保赤水、藤田幽谷（一正）、立原翠軒、木村謙次と交り、水戸學の尊王、勤王思想の感化を受く、彼は寛政二年六月より約六旬水戸に滞在して、其の感化を受けしと云ふ。（同書）

大日本史と頼山陽

山陽が日本外史脱稿に際し、松平樂翁公に上れる書中に曰く、

常に常藩史（大日本史）の浩漣を病へ又其の闕あるを恨む。

山陽は、大日本史が浩漣にして一般書生に不便なること、南北朝合一後の歴史缺けたるを補はんがため日本外史著作の志を起すに至れり。（菊池謙二郎、水戸藩と明治維新）

水戸學と乃木將軍

「乃木院長記念録」中の井上哲次郎博士の談話によれば、將軍は、栗山潛峯の「保建大記」藤田東湖の「弘道館記述義」三宅觀瀾の「中興鑑言」、會澤先生の文集、下學通言、安積澹泊の「大日本史論贊」を研究せらる、「中興鑑書」は自ら全部寫し石版刷として何十部を自費にて製本せられ知友に寄贈せられたり。（水戸學と維新の風雲、北條重直）

三月二十七日夜記

吉田 松陰

三月二十七日夕方、柿崎の海濱を巡見するに、辨天社下に漁舟二隻浮べり、是究竟なりと大に喜び蓮臺寺村の宿へ歸り、湯に入り、夜食を認め、下田の宿へ行くとして立出で（下田にて名主夜行を禁する故、一里隔て蓮臺寺村の湯入場へもやどをとり、下田へは、蓮臺寺へ宿すと云ふて夜行して夷船の様子彼は見廻り、多く野宿をなす）武山の下海岸に夜五つ過まで臥す、五つ過此を去り、辨天社下に至る、然るに潮頭退きて漁舟二隻ともに沙上にあり、故に辨天社中へ入り安寝す、八つ時社を出て舟の所へ往く、潮進み舟浮べり、因て押出さんとて舟に上る、然るに櫓くいなし、因てかいを積鼻禪にて縛り、舟の兩傍へ縛り付け澁生之を力を極めて押出す、禪たゆ、帶を解きかいを縛り又押ゆく、岸を離るゝこと一町許、ミシツピー船へ押付、是迄は船幾度か廻りくゞてゆく、腕脱せんと欲す、ミシツピー船へ押付けたれば船上より怪みて燈籠を卸す（燈籠はギヤマンにて作る、形圓き手行燈の如し、蠟燭は我國に異ならず、但色甚だ白く心甚細し）、夷人二三人出來り甚怪む氣色なり、認めたる書付を與ふ、一夷携へて内に入る、老夷出で燭を把り蟹文字をかき、此方の書付と共に返す、蟹文字は何事やら讀めず、夷人頻りに手眞似にてボウボタン船へゆけと示す、（ボウボタン船は大將ペルリ乗る所也）、吾等頻りに手眞似にてバツテイラにて連往けと云、夷又手眞似にて其舟にて往けと示す、已むことを得ず又舟に還り力を極めて押付、此時澁生頻に云、外面に付ては風強し、内面に付べしと、然れどもかい自由ならず、舟浪

に随つて外面につく、船の梯子段の下へ我舟入り、浪に因て浮沈す、浮ぶ毎に梯段を激すること甚し、夷人驚き怒り木棒を携へ梯子段を下り、我舟を衝出す、此時予帯を解き立かけを著居たり舟を衝出されてはたまらずと夷船の梯子段へ飛渡り、澁生に縄をとれと云、澁生縄をとり、未だ予に渡さぬ内、夷人又木棒にて我舟を衝退けんとす、澁生たまり兼ね縄を棄て飛渡る、已にして夷人遂に我舟を衝退く、時に刀及び雜物は皆舟にあり、夷人我二人の手をとり梯子段に上る、此時謂らく船に入り夷人と語る上は、我舟はいか様にもなるべしと、我舟をば顯みず、夷船中に入る、船中に夜番の夷人五六名あり、皆或は立或は歩を習はず、一も尻居に座するものなし、夷人謂らく吾等見物に來れりと、故に羅針を指示す、予筆を借せと云、手眞似すれども一向通ぜず、頗る困る、其中日本語をしるものウリヤムス出で來る、因て筆をかり米利堅にゆかんと欲するの意を漢語にて認め書く、ウリヤムス云ふ、何國の字ぞ、予曰、日本字なり、ウリヤムス咲曰もろこしの字でこそ又云名をかけ、因て此日の朝、上陸の夷人へ渡したる書中に記し置つる偽名、全は瓜中萬二、澁生は市來公太と記しぬ、ウリヤムス携へて内に入り、朝の書翰を持出此事なるべしと云、吾等うなづく、ウリヤムス云、此事大將と余と知るのみ、他人には知らせず、大將も余も心誠に喜ぶ、但横濱にて米利堅大將と林大學頭と米利堅の天下と日本の天下との事を約束す、故に私に君の請を諾し難し、少しく待つべし、遠らずして米利堅人は日本に來り、日本人は米利

堅に至り、兩國往來すること同國の如くなるの道を開くべし、其時來るべし、且吾此に留ること尙三月すべし、唯今還るに非ず、余因て問ふ、三月とは今月よりか、來月よりかウリヤムス指を屈して對曰、來月よりなり、吾等曰、吾夜間貴船に來ることは國法の禁する所なり、今還らば國人必吾を誅せん、勢還るべからず、ウリヤムス云、夜に乗じて還らば國人誰か知るものあらん、早く還るべし、此事を下田の大將黒田嘉兵知るか、嘉兵許す、米利堅大將連てゆく、嘉兵許さぬ米利堅大將連てゆかぬ、余云然らば吾等船中に留るべし、大將より黒田嘉兵にかけやひ呉るべしウリヤムス云、左様はなり難し、ウリヤムス反覆初のいふ所を云て我が歸るを促す、吾等計已に違ひ、前に乗捨たる舟は心にかゝり、遂に歸るに決す、ウリヤムス云、君兩刀を帶るか、曰然り官るか、曰書生なり、書生とは何ぞや、曰、書物を讀む人なり、人に學問を教ゆるか、曰、教ゆ兩親あるか、曰、兩人共に父母なし、(此僞言少しく意あり)、江戸を發すること何日ぞ、曰三月五日、嚙て予を知るか、曰知る、横濱にて知るか、下田にて知るか、曰、横濱にても下田にても知る、ウリヤムス怪て曰、吾は知らず、米利堅へ行きて何をす、曰、學問をする、時に鐘を打つ、余日本の何時ぞ、ウリヤムス指を屈して此を計る、然れども答詞詳ならず(失鐘は七つ時なるべし)、吾等云、君吾請を聞かずんば其書翰を返すへし、ウリヤムス云、置て見る、皆讀得たり、予廣東人羅森とかき此人に遇せよと云、ウリヤムス云、遇て何の用かある、且今臥して床

にあり、予曰來年來るか、曰、此より年々來るなり、予曰、此船又來るか、曰、他の船來るなり歸りに臨み、我等船を失ひたり、舟中要具を置く、棄置けば事發覺せん、如何せん、ウリヤムス云、我傳馬にて君等を送るべし、船頭に命じ置けり、所々棄行て君が舟を尋ねよ、因て一拜して去る、然るにバツテイラの船頭直に海岸に押付我等を上陸せしむ、因て舟を尋ることを得ず、上陸せし所は、巖石茂樹の中なり、夜は暗し、道は知れず、大に困迫する間に夜は明けぬ、海岸を見廻れども我舟みへず、事已に至此奈何ともすべからず、うろづく間に縛せられては見苦しとて直に柿崎村の名主へ往て事を告ぐ、遂に下田番所に往、吏に對し囚奴となる、ウリヤムス日本語を使ひ、誠に早口にて一語も誤らず、而て吾等の云所は解せざるが如きこと多し、蓋し渠が狹點ならん、是を以て云んと欲すること多く言得ず、僕の事大略如此、畢竟夷船へ乗移る際少しく狼狽す、故に我舟を失ふ、若舟を失はず又要具を携へて船へ登らば、後に心がよりなく、船中へ強て留ることを得、我文書等を受人に示し又船中の様子を見んことを求め、海外の風聞などをたづねる間に夜は明くべし、夜明けなば白晝には歸り難しと云て、一日留らば其中には必熟談も出來計自ら遂くべし、假令事遂げずとも夜に至り陸に返り急に去らば、かゝる計敗には至らぬなり、其の事の破れの本を尋ねれば、櫓グイなき計りにてかくなりゆけり、因て思在傳某の役の敗を記して駿桂而止とやらあり、大軍の敗もかゝる小事に因る事なり、左氏知兵故に其敘事甚妙なり、

又思漢李廣、從衛青の擊匈奴、惑矢道、青欲上書天子失軍曲折、この曲折と云事甚味あり、敗軍すれば一概に下手の様に云へども、其曲折を聞ば必無據事あるべし、後人紙上論英雄悲夫、吾等の事後世史氏必書云、長門浪人吉田寅二郎、澁木松太郎、謀棄夷船出海外、事發見捕、寅等好奇無術、故至此、澁木生其刀を舟中に遺せしを恥大憾とす、然れども敗軍の時は何も心底に任せぬものなり、洞春公（毛利元就のこと）、東照公の名稱にてさへ、大敗軍には、一騎落し玉ふ事もあり、然れば吾等の事も強て恥をするに足らず、但天命を得ず、大事成就せぬは憾と云へし、亦何益の譏を免れぬ所以なり。

甲寅十一月十三日野山獄中錄之、時天寒雪飛研池屢凍、二十一回猛士短方（佐久間象山、宮本仲より）

辭 世

吉田松陰

親を思ふ心にまさる親心、今日のおとづれ何と聞くらむ
ふみわけよやまとにあらぬとりのあとを見るのみ人の道かは（荷田春滿）
人はよしからにつくとも我が杖は大和島根にたてんとぞ思ふ（平田篤胤）
うらうらとのどけき春の心よりにほひ出でたる山さくらかな（加茂真淵）
敷島の大和心を人とはゞ朝日ににほふ山さくら花（本居宣長）

徳川家康が海内を平定し、三百年間大平の基を開きしは、單なる民主思想の上よりせば、まことに其功勳の大なるを賞讃せざるを得ない、然れども大義名分の上より觀ば、彼も亦畢竟するに、頼朝の民主的覇業を繼ぎしものに過ぎざるものであつて、天祖天照大神肇國の精神上、一日といへども許すべきものでない、大鹽後素(平八郎)曰く、

天子は、足利家以來別て御隠居同様、賞罰の柄を御失ひ候に付、下民の怨何方へ告惣とてつけ訴る所なきやうに亂候に付、人々の怨天に通じ、年々地震、火災、山も崩れ、水も溢るより外、色々様々の天災流行、終に五穀飢饉に相成候(楊文、大鹽平八郎、天保八丁酉年)

ウエルスの「世界小史」中、ペルリ來航の條下に、朝廷と幕府とを指して當時の統御に分與せし二統治者と記してある、是れ恐くば、當時の西歐人には、皇室中心の眞意が充分了解せられなかつたがためであらう、然れども爾來内外幾多の事情は綜合せられて遂に明治の王政復古を見るに至つたのは、我日本のため眞に慶賀に堪へないところである。

明治王政復古の大業は、其事情、原因極めて複雑、且つ長年間に徐々に成されたものであつて、簡単に述ぶることは甚だ困難であるが、假りに其の要點を擧ぐれば大體左の如くである。

第一、内的原因

(1) 徳川幕府は家康に創り、秀忠これを守り家光に至りて完成せるの觀がある、所謂創業、守成、

完成の三期これである、此三期間に於ては幕府當路者の精神常に緊張し、隨つて一般民心も當局者の心を以て心とし質實剛健の氣分旺盛せるものがあつた、(皇紀二二六三—二三一一、約五十年) 過去五十年間に、社會の秩序漸く整頓し天下大平なりしかば、人心漸く弛緩し第四代將軍家綱の晩年頃には政治漸く亂れ、第五代將軍綱吉に至り初め善政鮮からざりしも、晩年漸く政治に倦み柳澤吉保のごとき惡政をなすものすら輩出するに至つた、殊に奢侈のため漸く財政の窮乏を來し、惡貨流行して幕府の信用地に墜つるに至つた。

綱吉の晩年皇紀二三四八—二三六三(十六年間)は所謂元祿の奢侈遊惰の時代にして、幕府創業當時の質實剛健、勤儉尙武の風は漸く衰ふるに至つた。

第六代家宣、第七代家繼兩將軍の時代には、新井君美ありて、惡貨の改鑄、海外貿易の制限による金銀海外流出の防止、皇室崇拜、朝鮮使節の特遇改善等其政見るべきもの鮮らざりしも未だ充分創業當時の勤儉尙武の美風を回復するに至らなかつた、第八代將軍吉宗の時に至りて始めて能く其目的を達することを得るに至つたのである。

吉宗は勤儉の獎勵、貨幣の改鑄、公事方定書(御定書百箇條とも御仕置百箇條とも云ふ)、目安箱の設置、足高の制、漢學、洋學、武藝の獎勵、養生所の建設、産業の獎勵等其政見るべきもの最も多し、世人吉宗を稱して中興の英主とするもの所以なきに非ずと云ふべしである(享保の治)

吉宗の後家重、家治相次で將軍職につく、家重の初期は吉宗猶ほ生存せしを以て、天下能く治りしも、家治の代に至り、田沼意次及び其の子意知權を專にし、賄賂、重税行はれ加ふるに地震、洪水、火山爆發、饑饉、大火等の災禍連年起りしを以て、吉宗時代の善政大に紊亂弛緩するに至つた。

第十一代將軍家齊の代に至り、賢相松平定信を用ひて弊政を改革せしむ、定信田沼父子專横惡政の後をうけ、享保の治即ち吉宗の善政に倣ひ銳意改革を謀り、勤儉、貯蓄、風俗矯正、學問獎勵海防等見るべきもの甚だ多し、世に之を寛政の治と云ふ（定信補佐時代）

定信の願文

天明八年正月二日、松平越中守（定信）、奉懸一命心願仕候、當年米穀融通宜く格別の高直無之、下々難儀不仕、安堵靜溢仕、並に金穀御融通宜、御威信御仁惠下々之行届候に、越中守一命は勿論之事、妻子一命にも奉懸候而、必死に奉心願候事、右條々不相調、下々困窮、御威信御仁德不行届、人々解體仕候儀に候はゞ、唯今之内に、私死去仕候様に奉願候、生ながらへ候ても、中興之功、出來不仕、汚名相流し候よりは、唯今之英功を養家の幸、並に一時之忠に仕候へば、死去仕候方、反て忠孝に相叫ひ候儀と被存候、右之仕合に付き以御憐愍、金穀融通、下々不及困窮、御威御仁惠行届、中興全く成就之儀偏に奉心願候 敬白

右は、定信が人知れず、江戸本所吉祥院に捧げた願文であつて、彼が生命を抛つて世を救はんとする赤誠の政治家たることを示すものである。

家齊將軍四十餘年の親政時代は、天下頗る太平にして、漢學、國學、小説、淨瑠璃、美術等の文化大に發達し殆んど幕府最盛黃金時代を出現せしも（文化文政の治）、政治漸く形式に流れ、財政窮乏し、奢侈、遊惰の弊風生じて吉宗時代の勤儉尙武の美風殆んど地を拂つて去り、國史研究の結果尊王論漸く起り、外にありては、西力東漸の結果外船頻りに沿海を横行し、一見絢爛目を奪ふが如き文化も其の半面に於ては、確かに幕府衰亡の兆を現すに至つたのである。

第十二代家慶、將軍の時より、幕府漸く衰運に向ひ、第十三代家茂將軍の時井伊大老櫻田門に斃さるゝや、幕府の威令漸く鼎の輕重を問はるゝの感がある。

無題

村上佛山

落花紛々雪紛々 踏雪蹴花伏兵起
白晝斬取大臣頭 噫嘻時事可知耳
落花紛々雪紛々 或恐天下多事兆
於此。

櫻田の變以來、幕府の威信殆んど地に落ちしかば、老中安藤信正は、これが對策として、將軍家

茂のために孝明天皇の御妹和宮親子内親王の御降嫁を請ひ、九條尙文、岩倉具視等の賛成を得て僅かに天皇の御聽許を得るに至つた、薩藩主島津久光の如きは、これが有力なる支持者の一人であつた、是れ所謂公武合體であつて、實は幕府倒壊、王政復古に到る一過程たるに過ぎなかつたのである。

元治元年長七月長藩の禁中へ發砲するや（蛤御門の變又元治の變）、幕府は朝廷の同意を得て、元治元年八月（皇紀二五二四）遂に征長の令を發す、然るに戰を交へずして長藩主は恭順の意を表するに至り、幕府は幸に其の威信を保つことを得たけれども、慶應二年六月（皇紀二五二六）第二回征長軍を起すに至るや幕軍は、精銳なる長軍のために破られて全然無力無能を暴露し威信全く地に墜ちて、殆んど衰亡するに至つたのである。

慶應三年（皇紀二五二七）朝廷は遂に討幕の密勅を薩長兩雄藩に下したまふ、蓋し薩藩はもと公武合體論の支持者なりしも、今や四圍の情勢に促され長藩と連合して王政復古討幕運動に参加したものである、又他方に於ては、土州藩士、後藤象二郎等幕府に大政奉還の建白書を呈せしかば第十五代將軍慶喜は慶應三年十二月遂に大政を奉還し、此に漸く王政復古を見るに至つたのである。

大政奉還上奏文

臣慶喜謹而皇國時運の沿革を考へ候に、昔王綱紐を解き、相家權を執り、保平の亂、政權武門に移りてより祖宗に至り、更に寵眷を蒙り、二百有餘年子孫相受、臣其職を奉ずといへども、政刑當を失ふこと不少、今日の形勢に至り候も畢竟薄徳の所致、不堪慙懼候、況や當今外國交際日に盛なるにより、愈々朝權一途に出で不申候ては、綱紀難立候間、從來の舊慣を改め政權を朝廷に奉還し、廣く天下の公議を盡し、聖斷を仰ぎ、同心協力共に皇國を保護仕候へば、必ず海外萬國と可並立候、慶喜國家に所盡是に不過と奉存乍然猶見込の儀も有之候へば、可申聞旨諭候へば相達置候、依之此段謹で奏聞仕候以上。

要するに、幕府衰亡の内的原因は創業當時の質實剛健の氣象を失し奢侈文弱に流れ到底西力東漸の時勢に順應すること能はざるにあつたのである。

(2) 國史研究により尊王論勃興普及せしことである。

家康及び代々の徳川幕府の漢學獎勵は、次第に國史の研究を促し、國史の研究はやがて日本皇國萬世一系の天皇の統治を以て國體の本義なりと自覺するに至り此に自ら尊王踐霸の思想及び其實際運動となつたことは、徳川幕府衰亡の最大原因である。

皇統歌

大窪詩佛

天地開闢以來

大統長相傳

天子無姓氏	定知姓是天
天皇如日月	萬古無變遷
誰道周德盛	劣能八百年
爲嬴爲劉後	至今已二千
其間幾姓氏	相代五忽焉
如何日出國	相傳自綿々

(3) 封建制度の下に成立せし徳川幕府は、日進月歩の日本的財政を以てするに非れば到底維持し難くなりしこと。

多年奢侈に流れた幕府は封建的俸祿のみを以てしては漸く維持し難くなり加ふるに外國と交際するに及び萬般の經費膨脹し從來の財政制度にては到底處理し難くなりしことは自ら封建制度を改革し全國統一の政治を行ふの必要を感じしめたのである。

第二、外的原因

(4) 西力の東漸は最も痛切に封建制度を改め全國統一の王政を行ふの必要を感じしめしこと。

若し唯單に徳川幕府の創業元氣の衰頹のみに止つたならば、幕府の倒壊はかくまでに速くはなかつたであらうが、幕末に於ける英、米、露、佛等の西歐諸勢力の東漸は、吾日本人をして封建的

徳川幕府の勢力の意外に微弱なるを自覺せしめ、茲に自ら幕府の倒壊、王政復古を速からしめたのである。

六十六國一塊石

吉田 松陰

松陰が萩に幽囚中の記事に曰く、「吾曾て水府に遊び桑原。幾。太。郎。を訪ふ、桑原余が爲に云ふ、諸藩の士を觀るに、大抵東奥へ夷船の見へたる時は、筑紫にては、憂へず、北陸へ夷人の來りたる時は、南海にては憂へざるもの多し、何ぞ自ら小にし、自ら私するの甚しきや、凡そ神州に生れたる者は、切に此の念を除去し、共に神州を憂ひ、四海同胞の如くあり度きことなり、況んや夷虜の害獨り東のみにして西は關せず、獨り北のみにして南は關らざるに非ず、一旦事變起らば東西を分つことなく又南北を限ることなし、神州一同の大患なり、思はざべけんや」松陰強く桑原の言に刺戟せられて曰く「我この言に感謝す」とは松陰が常に言ひし、言と符節を合す。

「其の規模は、六十六國一塊石となり、萬國の夷輩を懲さん」(右水戸學と維新の風雲、北條重直)

斯くの如く、内外の兩大原因錯綜し、徳川幕府は遂に倒壊し此に王政復古を見るに至つたのである、大隈重信曰く、

幕府倒れ、能く日本國家の統一を保ち、獨立して他國の侵略を免れ得しは、皇室中心たりしたま

ものなり、(大隈重信、開國大勢史)

我君は千代も在ませざれば石の巖となりて苔の生すまで

箱崎や千代の松原石た、み崩れん世まで君はましませ(菅公)

天地を照らす日月の極無くあるべきものを何をか思はむ(萬葉集第二十卷、孝謙天皇の皇太子大炊王)

明治大帝の御世に至り、我日本の統一全く成り、内治外交着々として刷新せられ、立憲政治漸くその歩を進め、學國一致國力の増進に努めた結果我國は遂に世界強國の列加に入ることを得るに至つた、就中日清、日露兩大戦役は我日本の眞價を世界に認識せしめしこと未だ曾てあらざる所である。

大正天皇の御世に至り、我日本は、日英同盟の誼を重んじ大正三年八月獨逸に宣戰して青島を陥落せしめ、彼國から南洋諸島を占領するに至つた、又大正七年にはシベリヤに出兵してチエツクスローヴァツク軍を援け以て獨逸勢力の東漸を防ぐことを得た。

今上天皇の御世に至り、昭和六、七、八年の間上海及び滿洲に出兵して、我權益を保護し、滿洲國の獨立を助け、大に國威を海外に輝すことを得た、殊に滿洲國承認問題に關し昭和八年三月國際聯盟を脱退するに至るや、我日本の實力は益々世界各國の認識する所となつた。

斯く我日本國威の益々海外に發揚せらるゝ所以のものは、畢竟するに、我天皇御威稜の然らしむる所

であつて、我國民の常に此信念の下に努力奮闘しつゝあるは、世界國多しといへども、唯獨り我日本國民に於てのみ見られ得る所である。

我皇室が一切の中心であることは申迄もないが試みに、その主なる點を擧ぐれば左の通りである。

(第一) 皇室は模範指導の中心である。

古來我日本臣民は皇室の模範指導によりて今日あるを致したのである。尙武、勤儉、博愛仁慈等皇室は毎に自ら範を國民に垂れさせ給ひ、國民は歡んでこれが指導を受け以て當さに行くべき道を知つたのである、即ち我皇室は、暗夜の光明のごとく、人民は絶えずこれによりて指導せられつゝ絶えず進歩向上をなしつゝあるのである。

(第二) 皇室は國民統一の源泉である。

我日本は古來萬世一系の皇室によりて統一せられ以て鞏固なる國家を成し得たのである、天祖天照大神が皇孫瓊々杵尊に御示しになつた、鏡、玉、劍の三種神器は、智、仁、勇の三徳を表徴するものであつて、實に國家統治の大理想である、歴代の天皇は皆此理想實現のために努力せられ末だ曾て倦むことを知られなかつたのは、吾等日本臣民の感激に堪へない所である。

(第三) 皇室は仁慈の中心である。

古來我皇室は仁慈の中心である、天災疾病等のため惱める臣民に對しては毎に仁慈の御心を以て救恤

に従ひたまふこと恰も慈母のその赤子を慈みたまふがごとくである、民間の博愛慈善事業の漸く盛なるは、皆皇室御仁慈に感憤せしこと最も多いのである、彼の外國の暴君が民を虐げ獨り自己の幸福安康をはかると到底同日に談すべからざるものあるは、國史の最も能く明証する所である。

(第四) 皇室は教化の中心である。

天祖天照大神の三器三徳の御教は最も顯著なる教化主義である、崇神天皇の詔に、「民を導くの本は教化に在り」と仰せられたのは、教化主義を最も簡明率直に表示したまふものである、歴代の天皇皆何れもこの教化主義によりて民をしろしめしたまふものであるけれども就中王政復古の大業を完成したまひし明治大帝の教育勅語、戊申詔書、大正天皇の國民精神作興詔書、の如きは、教化の大綱を昭示したまふて恰も太陽の闇を照すが如きものがある。

(第五) 皇室は博愛人道の中心である。

天照大神の三器三徳の不言教が内に對しては仁政となり外に對しては博愛人道の實行となるのはまことに當然のことである、明治維新以來我邦が世界萬國の交際に於て能く萬國公法を守り、夙に萬國赤十字同盟に加はり、列國との交際に於て毎に博愛人道、正義平和の實現に努力しつゝあるは皆我皇室が率先して範を國民に示されたがためである。

(第六) 皇室は平和の源泉である。

神武大帝の詔に「曾て双に血らずして虜必ず自に敗れん」「吾必ず鋒刃の威を假らずして坐らに天下を平げん」とあるものは是れ平和主義の最も顯著なるものである、神功后皇は、或ひとの新羅王を誅さむと欲ひしときこれを制して曰く、「自服はむをな殺しそ」と是れ我皇祖皇宗の平和主義の遺憾なく發揮せられたるものである、明治大帝の、「四方の海みなけはらからと思ふ世になど波風の立ちさわぐらむ」といへる御製は、ルーズヴェルト大統領を動かして日露戦争終息のために翰施せしめたのではないか。

(第七) 皇室は敢爲進取の源泉である。

世に我日本皇室ほど敢爲進取な皇室はない、我皇室は實に敢爲進取の源泉である、歴代の皇室が進んで朝鮮、支那、印度、西洋文明の粹を取り以て日本今日の隆昌を致さしめられたことは國史の明証する所である、明治大帝の五條の誓約の一に、「智識を世界に求め大に皇基を振起すべし」と仰せられたのは開國進取の著例である、唯我一部の人士の偏に智識を世界に求むるに急にして動もすれば皇基の振起を忘却せるは聖旨に背くの甚しきものである。

(第八) 皇室は包容同化の源泉である。

我天孫民族が夙に朝鮮、支那等の諸民族を同化して一日本人を形成し、又朝鮮、支那、印度、西洋の諸文化を同化包容して一大綜合文化を出現せるは、皇室の同化包容の賜である、彼の排他的自尊心強

き支那、西洋の帝室と到底同日に談すべからざるものがある、即ち寛容、博大、公正は實に我日本皇室の一大美點である。

(第九) 皇室は家族主義の中心である。

我天皇は日本國民個々の家族を綜合せる所謂一大綜合家族の至尊家長である、故に天皇の臣民を視たまふことのごとく、臣民の天皇を仰ぐこと父の如きものがあるのである。君民一體、君臣協同の美風の存するもの決して偶然ではない、雄略天皇の詔に義乃君臣、情兼父子と仰せられしは、我天皇の綜合家族の最高家長たることを最も簡明に表明せるものである。

(第十) 皇室は榮譽尊嚴の中心である。

我大和民族は古來天皇を以て現人神として尊崇して居る、大日本帝國憲法第三條に、「天皇は神聖にして侵すべからず」と規定せられたるは、確かに現人神の傳統精神に基くものである、即ち天皇は尊嚴の源泉、中心であらせらるゝのである、彼の天皇機關説のごときは、西洋の物質的器械的思想を以て我日本天皇を解釋せんとするものであつて、我大和民族の純眞なる傳統精神に反するの甚しきものである、彼の陛下の御威稜のごときは天皇機關説によりては到底説明し得ざる所である、即ち傳統精神のごとく、天皇を現人神として、神格的、人格的に認識するにあらざれば到底吾等日本人の純眞なる天皇尊崇の心を満足せしむることは出來ないのである。

大日本帝國憲法第四條に「天皇は國の元首にして、統治權を總攬し云々」とある、第十五條に「天皇は爵位勳章及其他の榮典を授與す」とある、是等憲法の明文によりてこれを見るも天皇が榮譽の源泉たることが明瞭に知らるゝと思ふ、彼の爵位、勳章等を以て獨り自己の功績なりと思ふものあらば、是れ天皇の仁慈宏恩を思はざるの甚しきものである。

(第十一) 天皇は統治權の總攬者である。

我日本帝國天皇の統治權は「しらす」であつて決して「うしはく」ではない、「うしはく」は上古出雲民族の首領たる大國主神のやりかたであつて、土地、人民を私するものであつて、我天皇の「しらす」は、徳を以て土地、人民を治めたまふものであつて、君臣共存共榮の大道に則りたまふものである、孝徳天皇の大化革新も明治大帝の明治維新の大業も皆「しらす」であつて決して「うしはく」ではない。

(第十二) 天皇は共存共榮の源泉である。

「しらす」を以て理想となしなまふ我天皇は常に人民の幸福安寧を以て念願となしたまふものであつて、一點の私がない、即ち君は民を以て本となしたまふ民主主義である、こゝを以て人民も天皇の仁慈に感激し天皇のため「海行かばみづくかばね山行かば草生すかばね大君のへにこそ死なめかへりみはせじ(萬葉集)」と云へるが如く大君のため身命を犠牲に供することを辭せない盡忠の行爲となるの

である、かくてこそ君も民も彌榮え所謂共存共榮の實があがるのである。

(第十三) 皇室は現實即理想の中心である。

歴代の天皇の理想としたまふ三器三徳の理想は殊に現實に即しつゝ着々として實現せられつゝあるのである。徒らに高遠空想なる理想にのみ憧れて、現實國土の事實を忘却して顧みざるが如きは、決して我皇室の理想ではない、即ち我皇室、天皇の理想は單なる抽象的理想でなくて、現實即理想である換言せば、我皇室、天皇は、現實國土を顧みつゝ三器三徳の實現に努めたまふが故に我日本は彌榮え行くのである。

(第十四) 皇室は最高文化の源泉である。

我皇室は率先して自ら朝鮮、支那、印度、西歐の文化の精華を攝收同化し以て範を國民に垂れたまふたのである、今日我日本が精神的にも物質的にも文化燦然として光輝を放ち、その將來の發展測知しがたきものあるは實にかゝる最高文化の源泉たる皇室によりて指導せられたがために他ならぬ、單に自ら獨り文明の患澤に浴するのみならず更に進んで億兆と共にその恩惠を共にせんとの大御心は吾等日本臣民の感泣すべき所である。

近時我日本の世相漸く兪惡となり皇室中心思想に基き極端危激なる民主思想並に共產主義の排斥撲滅に傾きつゝあるは大に喜ぶべきことなれども、由來目的は手段を神聖にするものにあらざるが故に過

激なる暴力によりて其の目的を達せんとするは思はざるの甚しきものである、深く反省すべきである。

中庸

元田永孚

勇力の男子は勇力に斃れ、文明の才子は文明にたほる。君に勸む須く中庸を撰んで去くべし、天下の萬機は一誠に歸す。

第七編 結 言

予は上來正義立國、世界の精神的統一(世界の正義化)、適應同化、現實即理念、君臣一體、天皇中心の六原理を説いたが今や是等六原理の相互關係を述べて本書の歸結としたいと思ふ。

正義立國は、天祖天照大神の三種の神器の不言教に表徴せられたる智、仁、勇の三徳、神武大帝の養正、重暉、積慶の三綱に表現せられて居る、爾來歴代の天皇は皆此建國の大精神を體せられて日本國民を統治し給ふたのであるから、正義立國は、源を我皇室に發したるものと云ふべきである。

世界の精神的統一とは、正義を以て世界萬國を精神的に統一せんとするものであるから、正義立國の擴充、延長と云つて差支がない、隨つて正義立國と同じく源を我皇室に發して居ること申迄もないの

である。

我日本を正義化し更に世界萬國を正義化せんがためには、常に現。實。即。理。念。の原理に據らねばならぬ、蓋し現實社會は、未だ充分正義化せらるゝことなく、まして世界の正義化は其の前途實に遙遠であるから、常に現實日本國土に即しつゝ、不斷の努力奮闘をするからである。

日本及び世界の正義化は、現實即理念の原理に據るを要するのみならず、更に君臣一體の力に俟たなければならぬ、義は則ち君臣、情は父子を兼ねるといへる君臣の父子關係を保てる、我日本こそ眞に絶大な團結力、統一力を有し、かゝる日本にして始めて能く我日本を正義化し亦世界を正義化することが出来るのである。

以上によりて之を觀るに、正義立國、世界統一、現實即理念、君臣一體の四原理は互に密接なる聯絡關係を有し、一刻といへども離るべからざるものなるが、更に正義の内外に於ける實現のためには、適應同化の原則に據るものがなくてはならぬ、何となれば、適應同化によりて創造進化を見、然らざるときは早晩退化衰亡の外ないからである。

然るに以上の五原則は、皆源を皇室中心に發して居るから、皇室中心こそ是等五原理を統括すべき最高原理となすべきである、詳言せば皇室ありて正義立國、世界統一があり、君民一體があり、現實即理念、適應同化があるのである。

(一第)



(二第)



正義は普通妥當性をもつたものである、これを古今に通じて謬らすこれを中外に施して悖らざるものである、此故に正義立國と世界の精神的統一（正義化）は、普遍原則のもとに包括せらるべきものと思ふ。

我日本に於ては天皇と臣民とは常に對立せるものにあらずして、常に一體不離なるものである、此故

に億兆は天皇に歸一し、天皇は萬民の父母たることを得るのである、随つて天皇（皇室）中心と君民一體とは、統一原則のもとに包攝せらるべきものである。

適應同化は絶へず新なる境遇に順應し絶へず新なる事物を自己に同化し以て創造進化する所以の原則であるが、此の原則は現實即理念の原則をまつにあらざれば決して實際の指導原理とならないのである、此の點より適應同化と現實即理念とは萬相開展の原則即ち廣義の創造原理に包攝せらるべきものである。

普遍原理（正義立國、世界統一）

三原理 統一原理（皇室中心、君民一體）

創造原理（適應同化、現實即理念）

日蓮聖人は、空諦を諸法實相、假諦を無量義、中諦を久遠本佛とし、山川智應博士は、空諦を普遍原理、假諦を創造原理、中諦を統一原理とした、（山川智應、日蓮聖人の批判原理）、随つて上述せる六大原理は左の如く表示することが出来るのである。

空諦（諸法實相）（普遍）（正義立國、世界統一）

日本指導原理 假諦（無量義）（創造）（適應同化、現實即理念）

中諦（久遠本佛）（統一）（皇室中心君民一體）

天臺の三諦圓融説によれば、空、假、中三諦は單に併立せるものにあらずして、圓融互具せるものである、即ち假、中二諦を包攝せる空諦、空、中二諦を包攝せる假諦、空假二諦を包攝せる中諦である。要之、我日本の指導原理は、六に約し、更に三に約することが出来るのである、此の六原理又は三大原理は暫有的のものにあらずして、實に永遠に亘りて我日本を指導すべき恒久原理であるのである。我日本は古來言擧げせぬ國即ち實行を尊んで理論をやかましく言はぬ國であつた、然し世の進歩發達と共に種々の科學、哲學が現はれ随つて理論も自ら進歩發達するに至るは洵に己むを得ぬことである然し元來理論は實行せんがための理論であつて、決して、理論のための理論でないから、理論いかに高尚深遠にても到底其の實行價值なきものは、畢竟するに實社會に益なきものである、予が上述べし普遍、創造、統一の三原則のごときは、簡にして要を得而も實行價值極めて多きを信するものである、何となれば、諸法實相は宇宙の無差別的實在を表はし、無量義は宇宙の差別萬象を表はし、久遠佛は、諸法實相と無量義とを止揚統一せる中道を表し、又諸法實相と無量義とは宇宙人生を哲學的に觀、久遠本佛は、宇宙人生を人格的宗教的に觀人をして一面に於て理論的要求を満足せしめ、他面に於ては歸依的宗教的信念を満足せしむるからである、換言せば普遍、創造、統一の三原則は理論實行の調和圓融せるものであつて、彼の西歐思想のごとく兎角空粗なる理論に偏して、遂に實行、現實生活と殆んど何等の交渉なきものと到底同日に談すべからざるものがある。

我皇室の仁政は中道久遠本佛の御慈悲であり、我日本人の適應同化、現實即理念の歴史は唯一實相の開展史であり、我日本の正義立國、世界の正義化は宇宙實在の普遍性の發現である、吾日本人にして男女を問はず此の信念の實現に努力する以上、我日本は彌榮に榮え行かんこと予の信じて疑はざる所である。

○三身とは一は法身。如來、二は報身。如來、三は應身。如來、此三身如來は一切の諸佛に必ず相具す、譬へば月の體は法身、月の光は報身、月の影は應身に譬ふ（日蓮聖人、金吾釋迦抄）。

○天臺の止觀によれば「境について法身と爲し、智に就て報身と爲し、用を起すを應身と爲す」といひ、眞理の主體としての法身、その眞智の靈體としての報身、その現實の救濟者である應身とを見る、そしてこの三身は互に他を内存して居るから三身即一身。一身即三身ともいはれ云々（法華辭典）。

日本指
導原理 國史六面觀 終

昭和十一年四月十日印刷
昭和十一年四月十五日發行
（還曆記念出版）

福岡市古小島八二八

發行兼編輯人 德谷豊之助

福岡市渡邊通四丁目

印刷人 間藤次郎

福岡市渡邊通四丁目

印刷所 秀巧社印刷所

電話 六一八九三
六八〇八番

終

